

東日本大震災における 被災動物対応記録誌



福島県動物救護本部

目 次

◆ご挨拶（発刊によせて）

福島県動物救護本部本部長	浦山 良雄
福島県知事	内堀 雅雄
公益社団法人日本獣医師会会長	藏内 勇夫
公益財団法人動物臨床医学研究所理事長 （公益社団法人日本獣医師会前会長）	山根 義久
公益社団法人福島県獣医師会会員 （福島県動物救護本部前本部長）	森澤 道明

◆はじめに

◆平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況	3
◆写真と年表で振り返る	10
◆福島県動物救護本部の設置とその活動	35
◆福島県動物救護本部構成メンバーの活動	41
①福島県	41
②郡山市	57
③いわき市	67
④福島県獣医師会 ～当時を振り返って～	81
・福島県獣医師会県北支部 久保田 晃	81
・福島県獣医師会県中支部 佐藤 義男	86
・福島県獣医師会県中支部 坂本 岳志	96
・福島県獣医師会県中支部 小湊 民生	102
・福島県獣医師会県中支部 本田 城寿	107
・福島県獣医師会県南支部 西向 伸行	108
・福島県獣医師会会津支部 加藤 徳光	116
・福島県獣医師会相双支部 三瓶 忠良	134
・福島県獣医師会郡山支部 鈴木 邦治	139
・福島県獣医師会いわき支部 安藤 和典	144
・飯野シェルター獣医師 豊田 正	151
・三春シェルター獣医師 渡邊 正道	159
⑤福島県動物愛護ボランティア会 ～当時を振り返って～	168
◆『災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定』締結について	175
◆福島県動物救護本部収支状況	181
◆調査・研究論文	185
◆編集後記	209

ご挨拶

福島県動物救護本部 本部長 浦 山 良 雄



2011（平成23）年3月11日の東日本大震災、その後の津波による東京電力福島第1原子力発電所の爆発事故の影響により、わが福島県は、今まで経験したことのない未曾有の災害に見舞われ、太平洋側の浜通りを中心に約15万人の県民が避難せざるを得ない事態となりました。

東京電力福島第1原子力発電所の爆発事故に伴い、一緒に生活していた犬、猫、家畜が取り残される事態となり、今まで経験したことがない様々な被害ができました。

このような混乱の中、警戒区域に取り残された犬、猫を救済すべく、4月15日に福島県、（公社）福島県獣医師会、郡山市、いわき市、福島県動物愛護ボランティア会が福島県動物救護本部を立ち上げ、できる限りの保護活動をしてまいりました。

被災した犬、猫の飼育、保護管理活動を開始するまでは、様々な情報が錯そうし国、県、福島県動物救護本部等との連絡が困難となり、大変な苦労を強いられたことは、災害時の被災動物対策のあり方について、獣医師会と行政との連携等とのさらなる検討をする必要があると反省しているところです。

4年8ヵ月もの長期間にわたり、全国はもとより、世界中の多くの皆様により、支援、義援金などの心温まる協力を頂きまして、平成25（2013）年3月までは、飯野シェルターにて、その後は三春シェルターにて平成27（2015）年12月まで、避難生活を余儀なくされた飼い主の犬、猫の飼育管理、さらには、環境省、福島県動物救護本部と共に協力をして、警戒区域より保護された犬、猫の保護管理活動をするとともに、新たな里親への譲渡活動を継続してまいりました。

おかげさまをもちまして、飼育、保護管理してまいりました、約1,000頭以上の犬、猫達を元の飼い主への返還と新たな里親への譲渡をしてあげることができ、尊い命を救う事ができました。

今後、いつ起きるかわからない災害の教訓として、今回の福島県動物救護本部が経験したことを記録に残す事により、将来、あってはならない災害時のひとつの指針となっていたいただければと考えます。

全国の皆様はもとより世界中の皆様より心温まるご協力、ご支援をいただきました。おかげさまをもちまして、福島県動物救護本部が管理運営してまいりました三春シェルターを念願でありました、福島県に寄贈することができ、平成29年4月より新たに福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま）として稼働し、今後の福島県の動物愛護の拠点として、さらには、災害時の救護施設として、活動することになりました。

あらためまして、これまでの福島県動物救護本部の活動にご理解とご支援、ご協力をしていただきました全国の皆様方をはじめ、世界中から義援金をお寄せいただきました皆様、ボランティアの皆様方、そして（公社）日本獣医師会を中心に、全国の地方獣医師会の先生方、（公社）福島県獣医師会の会員の先生方に深く感謝と敬意を申し上げます。

発刊によせて

福島県知事 内堀 雅雄



平成23年3月11日午後2時46分、マグニチュード9におよぶ東北地方太平洋沖地震が発生しました。この地震に伴い津波が押し寄せ、東京電力福島第一原子力発電所が長期間にわたる電源喪失に陥り原子炉の冷却機能が喪失したことにより炉心が損傷し、大量の放射性物質が放出される未曾有の災害へと発展しました。

これを受け、政府は第一原子力発電所から、半径3km、10km、20km圏内の避難を指示しました。めまぐるしく変わる避難指示を受け、住民は取る物も取らず避難したため、多くのペットが取り残されることとなりました。その後、政府は、住民防護の観点から、「災害対策基本法」に基づき、第一原子力発電所の半径20km圏内を警戒区域に設定しました。

より厳格になった規制の一方で、取り残された被災ペットの救出を求める声を受け、福島県が中心となって、警戒区域からの被災ペットの救護活動を開始しました。予想をはるかに超える被災ペットの保護・収容活動でありましたが、全国から多くの御支援を受け、対策が進みました。また、全国各地から支援ボランティアが福島を訪れ、被災ペットの管理に精力的かつ献身的な御支援をいただきました。このことにより、どれだけ多くの被災者が励まされ、動物達が救われたことでしょう。そうした動物を愛する県内外の皆様の善意に支えられ、平成29年4月1日に本県の動物愛護の拠点として、田村郡三春町に「福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま）」が開所いたしました。ここに改めて、深く敬意と感謝の意を表します。

人と動物の調和のとれた共生への社会要求が高まる中、国内には類を見ない未曾有の大災害発災後の7年におよぶ活動の貴重な記録をまとめることは、大変意義深く、本報告書が多くの方々に御活用されますことを願ってやみません。加えて、私たちは、震災の経験から謙虚に学び、その教訓を様々な分野で将来のために生かしていかなければなりません。さらには、福島に心を寄せられる国内外の方々とともに、「新生ふくしま」の実現に向けた挑戦を続けていかなければならないと強く思っております。

こうした視点に立って、今、福島県では、福島県動物愛護管理推進計画の改定を進めています。今後とも、人と動物の調和のとれた共生の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に福島県動物救護本部の関係各位のこれまでの御労苦に対しまして、重ねて深甚なる敬意と感謝の気持ちを表します。

動物救護活動記録誌の発刊にあたって

公益社団法人 日本獣医師会 会長 藏 内 勇 夫



私たちが忘れることのできない平成23年3月11日の大震災から、すでに7年を経過しました。東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の汚染は、自然災害としては空前の被害を我が国にもたらしました。

震災当日の津波に飲み込まれる建物や道路等の映像を思い浮かべ、そこで生活していた人々や動物たちがどのような状況にあったことを考えると、当時の胸が張り裂けるような衝撃がよみがえります。東日本大震災の犠牲者は2万人を超えると報道されていますが、ともに生活をしていた動物たちも多くが被災し、犠牲となりました。

特に、福島県では放射性物質の汚染が被災者の方々に苦難をもたらしました。家畜や家禽を残したまま避難しなければならなかった畜産農家の方々の無念さ、家族の一員である犬や猫を連れて避難できなかった方々の悲しさはいかばかりであったかと思われます。そして、未だに故郷に帰れない被災者の多くの方々のご労苦が改めて偲ばれます。

このような大災害において被災動物の救護にいち早く立ち上がるのは、いずれの場合も地元の獣医師の先生方です。東日本大震災においても、福島県獣医師会をはじめ、岩手県、宮城県、仙台市等の獣医師の方々が、自身が被災者であるにもかかわらず、わが身を顧みることなく被災動物救護のために活躍する姿がみられました。その姿を見るたびに、私はとても誇らしい気持ちになるとともに、被災者でもある獣医師の方々に逆に励まされた気持ちになったものです。

我々は、これまでの想定を大きく超える激甚かつ広域な東日本大震災がもたらした被害を教訓にして、今後の災害時の動物救護対策を考えていかなければなりません。日本獣医師会では、東日本大震災の経験を踏まえて、災害時動物救護活動の地域活動ガイドラインの見直し及び日本獣医師会の危機管理対策マニュアルの作成に取り組んでいるところです。

東日本大震災の経験を風化させることなく、今後の活動につなげていくことが、本記録誌発刊の趣旨であります。同時に、犠牲になった方々や動物たちに報いることにもなるものと考えます。

最後に、東日本大震災で尊い命を亡くされた方々や動物たちの冥福を心からお祈り申し上げ、私の挨拶といたします。

東日本大震災に伴う動物救護活動記録誌の発刊によせて

公益財団法人 動物臨床医学研究所 理事長 山 根 義 久
(公益社団法人 日本獣医師会 前会長)



天災は忘れた頃にやって来る。という言葉がありますが、近年の地震、局地的な豪雨、台風、突風、火山、土砂崩れ等に伴う天災等は枚挙にいとまがないといえる。

ジェームズ・R. チャイルズ著（高橋健次 訳）「最悪の事故が起こるまで人は何をしてきたのか」の本の一節に“起こるはずはないと思いたい災難の多くは、起こり得ないのではなく起こるまでに時間がかかるだけである”という言葉がある。確かにいずれの災難にしろ、その多くは何等予兆もなく発生している。

東日本大震災の発生当日は、私は十和田の北里大学獣医学部の卒業式に日本獣医師会会長として出席し、その式典終了後の謝恩会にてマグニチュード9.0、最大震度7.0の未曾有の大地震に遭遇した。

それから3日間、交通機関がすべてストップした中、避難所生活を余儀なくされ、最終的には、北海道までフェリーで行き、函館空港より帰京し、被災動物の対応にとりかかった。

そのような状況下で、東北を中心に被害が如何に甚大であるかがニュース等で明らかになってきた。1つの地震の発生で東京を含め、東日本各地には大きな混乱が生じたのである。

東京に帰ってから、各県獣医師会との連絡がつかないため、車を仕立て、地震に見舞われた地域を中心に現場確認に行き、今回の地震が地震による被害のみならず、東京電力の原子力発電所の爆発事故を始め、津波や一部火災による被害も加わり、より被害を複雑化していることが判った。動物達への影響も一部の管理下にある馬、豚等は別にして、1995年（平成7年）に発生した阪神淡路大震災の頃より同行避難が大きな問題となり、それなりの対応が議論されていたが、此の度の東日本大震災時には、その効果が余り明確ではなかった。今後、同行避難を実効あるものにするためには、先ず、被災地のことを十分に熟知している方をそのメンバーに入ってもらい、さらに地域毎に情報が集中する場所を決め、可能な限り情報を共有することが重要である。そのためには、県や市町村、さらに獣医師会等が中心となり、組織作りをする必要がある。現状は、同行避難しても動物の収容する設備が無いのではどうすることも出来ない。日頃より定期的に打ち合わせをしておくことが肝要である。

記録誌の発刊に寄せて

前 福島県動物救護本部長 森 澤 道 明



東日本大震災とこれに伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故以来早くもあり、ようやくここまでと云う思いで7年余を経て、ここに記録誌の発刊を見るに至った事に月日の移ろいを思い感慨深いものがあります。

震災、東電の原発事故とこれ等対応する知識も技術も持ち合わせていなかった我々は、当初全くの手探り状態で過ごして来ましたが、多くの方々の指導、支援を受け、被災動物の収容、管理施設としてのシェルターを開設し、本格的に救護活動を開始いたしました。運営については関係者相互の立場の違いで紛糾することもありましたが、共通の目的を確認することで以後順調に運営することが出来ました。

この活動を通じて我々は多くの失敗を重ね又それから多くの教訓を得ました。これが正しく後の人々に伝えられることにこの記録誌が一助となれば幸いです。

動物救護本部の活動を通じて、我々はペットと人々との絆の深さを至る所で目にしました。想像を絶する災害があったとしても4年余りもシェルターを長く維持しなければならなかったのも、又長く維持できたのもこの絆の深さがあったからこそ出来た事と思っています。

又この長い月日被災ペットの救護のため全国の多くの団体、個人の方々から多額の義援金、大量の物資の提供を受け、更に被災ペットの管理に献身されたスタッフや全国から足を運ばれたボランティアの方々に対しましても、深い敬意と感謝の誠を捧げたいと思います。

動物救護本部は救護活動を終わるに当たり、災害発生時福島県に動物愛護センターがなく初期の救護活動に停滞と混乱を来したことを深く反省し、三春町のシェルターの用地、施設を取得して福島県に無償譲渡し、県に今まで無かった動物愛護センターとして活用すると共に、今後発生することが考えられる大災害に備えて東北地方の活動拠点として機能出来るように整備されたところです。

動物救護本部の長い活動を通じて、この活動に関わられ、支援して下さった多くの英雄に深甚な感謝を申し上げます。

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、人のみならず多くの動物（ペット）も被災しました。他の被災地同様、福島県においても『動物救護本部』を立ち上げ、被災動物（ペット）の救護活動を実施しました。

特に、福島県においては、大震災に伴って発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、前例のない『原子力災害対策』が求められることになりました。

震災の被害は広域かつ甚大であり、インフラが断ち切れ、ガソリン等の補充もままならない中、地域の動物収容施設が津波にさらわれて使用不可となり、原発から半径数十キロが立入制限され、この区域に残された多くの動物（ペット）をどのように救えるか、状況は厳しく特殊なものでした。

このような中、自らも被災しながら、動物救護にあたった関係者の方々の活動の記録を残すことは、今後、各自治体はじめ全国の皆様が、地域の実情に応じて動物救護体制を検討されたり、動物救護について見直しを図られたりする際の一助にお役立ていただけるのではと考えております。



平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況



福島民友新聞 平成23年3月12日掲載

平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況

1 警報等発表状況

平成 23 年 3 月 11 日 14 : 46 震度 6 強 : 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楡葉町、双葉町、新地町



震度 6 弱 : 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町



震度 5 強 : 大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
その他県内で震度 5 弱～を観測

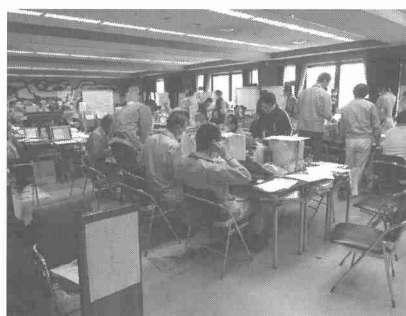


3月11日	14:49	津波警報（大津波）発表
	17:40	震度5強：富岡町 その他県内で震度5弱～を観測
3月12日	20:20	津波警報（津波）へ切り替え
3月13日	07:30	津波注意報へ切り替え
	17:58	津波注意報解除
3月23日	07:12	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
	07:34	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
	18:55	震度5強：いわき市 その他県内で震度4～を観測
4月07日	23:32	震度5強：桑折町、国見町、田村市、伊達市、相馬市、新地町、飯舘村、南相馬市 その他県内で震度5弱～を観測
4月11日	17:16	震度6弱：中島村、古殿町、いわき市 震度5強：白河市、鏡石町、天栄村、棚倉町、平田村、浅川町 その他県内で震度5弱～を観測
	17:18	津波注意報発表
	18:05	津波注意報解除
4月12日	14:07	震度6弱：いわき市 震度5強：浅川町、古殿町 その他県内で震度5弱～を観測
7月31日	03:53	震度5強：楡葉町、川内村 その他県内で震度5弱～を観測
9月29日	19:05	震度5強：いわき市
平成25年9月20日	02:25	震度5強：いわき市 震度5弱：広野町、楡葉町 その他県内で震度4～を観測

2 県・市町村の体制（災害対策本部等設置状況）

(1)県 3月11日 災害対策本部設置、県警本部災害警備本部設置

(2)市町村 災害対策本部設置：43市町村



県災害対策本部



県災害対策本部に隣接して設置された報道機関

3 被害の状況

(1)人的被害

- 死 者 4,067 人（南相馬市 1,144 人、相馬市 486 人、いわき市 467 人、浪江町 601 人、富岡町 451 人ほか）
- 行方不明者 2 人（広野町 1 人ほか）
- 重傷者 20 人（相馬市 4 人、いわき市 3 人ほか）
- 軽傷者 163 人（南相馬市 57 人、国見町 20 人ほか）



福島民友新聞 平成23年3月12日掲載

平成23年東北地方太平洋
沖地震による被害状況

(2)住家・非住家被害

<住 家>

- 全 壊 15,224 棟
- 半 壊 80,803 棟
- 一部破損 141,044 棟
- 床上浸水 1,061 棟
- 床下浸水 351 棟

<非住家>

- 公共建物 1,010 棟
- そ の 他 36,882 棟



福島民友新聞 平成23年3月12日掲載

4 東京電力福島第一原子力発電所事故

- 平成 23 年 3 月 11 日 14 : 47 1, 2, 3 号機の原子炉緊急停止
- 3 月 12 日 15 : 36 1 号機水素爆発
- 3 月 14 日 11 : 01 3 号機水素爆発
- 3 月 15 日 06 : 10 2 号機爆発、格納容器損傷、同日
6 時頃、大きな音が発生し、4 号
機原子炉建屋 5 階屋根付近損傷



福島民友新聞 平成23年3月13日付け

- ・1～3号機が地震発生後、数時間以内に相次ぎ燃料棒の損傷がはじまった。

1号機は3月12日、3号機は3月14日、2号機は3月15日に、それぞれ炉心溶融(メルトダウン)を起こした。(5/23,25 東京電力より原子力安全・保安院に対する報告)



- ・平成23年4月12日 国は、国際的な基準に基づく事故の評価を旧ソ連のチェルノブイリ原発事故と同じ最悪の「レベル7」に引き上げたと発表。
- ・政府は4月22日、「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」を指定した。

6月30日現在、避難指定区域の避難者数は当該市町村人口の約40%に達している。

その後も「警戒区域」や「計画的避難区域」の外側で局地的に高い放射線量が観測される「ホットスポット」が問題となり、政府は6月30日、伊達市の4地区113世帯を「特定避難勧奨地点」に指定した。

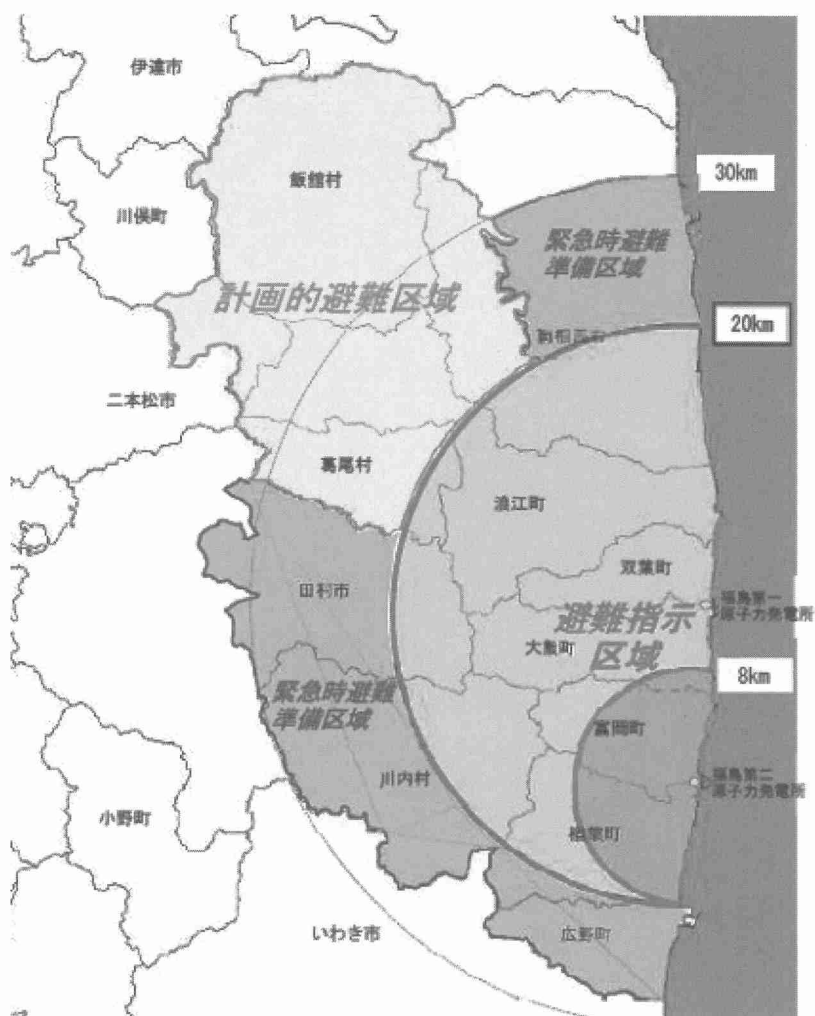


福島第一原発事故による警戒区域・計画的避難地域及び避難者数（平成23年6月30日）

市町村	警戒区域	計画的避難区域	緊急時避難準備区域	避難者数	市町村の人口	避難者の人口に対する割合(%)
南相馬市	小高全域他	一部	一部	19,982	70,769	28.2
浪江町	ほぼ全域	20㌔圏内を除く全域	—	13,120	20,857	62.9
双葉町	全域	—	—	5,488	6,891	79.6
大熊町	全域	—	—	11,507	11,566	99.5
富岡町	全域	—	—	15,829	15,954	99.2
楢葉町	ほぼ全域	—	20㌔圏内を除く全域	7,496	7,677	97.6
広野町	—	—	全域	2,985	5,386	55.4
葛尾村	一部	20㌔圏内を除く全域	—	1,148	1,524	75.3
川内村	一部	—	20㌔圏内を除く全域	1,148	2,820	40.7
田村市	都路町全域	—	一部	1,530	40,246	3.8
飯舘村	—	全域	—	1,148	6,134	18.7
川俣町	—	山木屋地内	—	1,134	15,505	7.3
計				82,515	205,329	40.2

資料：福島県災害対策本部、人口は福島県統計調査課（平成23年3月1日現在）

- ・警戒区域：福島第一原発から半径20㌔圏内の地域
- ・計画的避難区域：放射線量の積算値が1年以内に20ミリシーベルトに達する恐れがある20㌔圏外の地域
- ・緊急時避難準備区域：緊急事態が発生した場合、直ちに避難ができるよう備えておく区域



政府は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内を原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定し、緊急事態応急対策に従事する者以外に、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止し、又は当該区域からの退去を命じた。

東日本 巨大地震

**M
8.8
死者不明多數**

第1 半径3^キ 避難指示
原発

11年秋、結核菌を媒介する結核菌（*M. tuberculosis*）の一種である「結核菌」を飼育して、鶏の肺病を治すことに成功した。結核菌は、結核菌を媒介する結核菌（*M. tuberculosis*）の一種である「結核菌」を飼育して、鶏の肺病を治すことに成功した。結核菌は、結核菌を媒介する結核菌（*M. tuberculosis*）の一種である「結核菌」を飼育して、鶏の肺病を治すことに成功した。

複数震源運動が

た。大分は地震を免れた。今日の地震は、マグニチュード(M)8・8と宮城県沖地震では予震がM7・5で、今回の地震はM8・0とある。震

東京大・地産研究所の古
澤孝教授(須磨野は、宮
崎の須磨野)が、この歴史

△圖一 臺灣地圖

▽國産6強 宮城縣、
茨城、大崎市、名取市、
仙台市、塩釜市、東松島

市、新潟県内河川、新潟県
川市、二木松市、茨城県
日立市、笠原市、茨城県

 此圖係根據《山海經》所載，
 禹治水時，曾將鯀之屍體投入
 此處，故有此名。

緊急事態を宣言

● 日本経済新聞

ていない。政府は、同日午後7時5分、万全の態勢で臨み、放射能物質が外部に漏れる可能性もある。

保安院とすると、従働
ている別系統のポンプで
叩いていたが、2分間で

経済産業省原子力安全・保安院によると、ECCSを動かす電源が消失した事によって、東海第二原発のバスターミナールが切れて除熱できなくなった。

ほかに、東海第二原発の

障は園内初めて、東電は現
地に電源車を派遣、同日午
後10時半過ぎから電源回復
が作動した。

急寺別紙面でお届上

被害を受けた被害者に心

面は、地質のため読売新聞東京本社の協力
特別紙面を発行いたします。読者の皆さま
へ。大変ご迷惑をおかけしますが、何

10. The following are the results of a survey of 1000 people who were asked to rate their favorite color. The results are shown in the table below. Find the probability of each event.

災害緊急特別紙面でお届けします

『東北地方太平洋沖地震』で、被害を受けた皆さまに心からお見舞い申す。本日の朝刊紙面は、地震のため読売新聞東京本社との協力により、読売新聞

またお願い申し上げます。

特別紙面1面 福島民友新聞 平成23年3月12日付け

2011年3月11日14時46分18秒 東北地方太平洋沖地震発生



相馬市松川浦 津波で建物が流され、火災が発生した被災現場__福島民友新聞平成23年3月12日掲載

東日本大震災における地震・津波の概況	
発生時間	平成23年3月11日14時46分
震央地名	三陸沖
震源の緯度／経度／深さ	北緯38度06分02秒／東経142度51分06秒／深さ24km
規模(マグニチュード)	9.0
最大震度	7(宮城県栗原市)
本県における震度	震度6強: 白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楳葉町、双葉町、新地町
	震度6弱: 福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町

※気象庁資料による



福島市伏拝 斜面崩落で大きく壊れた住宅__福島民友新聞平成23年3月12日掲載

福島県内における地震の概況	
最大震度	6強(11市町村で観測) (白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楳葉町、双葉町、新地町)
最大継続時間	190秒(震度4以上) いわき市小名浜
観測された津波	9.3m以上 相馬港(H23.3.11 15時51分)
災害救助法の適用	県内59市町村(全域)

※気象庁資料による



特別紙面1面__福島民友新聞平成23年3月12日付け



相馬市松川浦 倒壊した家屋__福島民友新聞平成23年3月12日掲載

2011年(平成23年)

3月

—主な出来事等—	—救護本部構成員のあゆみ—
11日 ○東北地方太平洋沖地震発生 ○大津波警報発令 ○東京電力福島第一原子力発電所(以下:第一原発)に津波が到達 ○第一原発半径3km圏内に避難指示、3～10km圏内に屋内退避指示	11日 ○被災犬猫救護対策支援事業開始(一時預かり)【獣医師会】 ○犬抑留施設及び収容動物の安否確認【いわき市】 ○逸走動物の保護・収容対応【郡山市】
12日 ○第一原発1号機原子炉建屋で水素爆発 ○第一原発半径20km圏内・第二原発半径10km圏内に避難指示	12日 ○第一及び第二原発設置地区を管轄する相双保健福祉事務所による屋内退避区域内・外の放浪犬の保護。それ以外の各保健福祉事務所は、同行避難した動物の情報収集、餌等の支援【福島県】 ○特定動物飼養施設、動物取扱業施設の被害状況及び動物の逸走の有無の現地確認開始【郡山市】
13日 ○気象庁が東日本大震災のマグニチュード(M)を8.8から9.0に修正	13日 ○同行避難ペットの救護に関する打合せ【獣医師会】
14日 ○第一原発3号機水素爆発	14日 ○必要な物資リストを作成【福島県】 ○特定動物の安否及び逸走の有無の確認【いわき市】 ○(社)福島県獣医師会に対し、被災ペットの診療等の協力を依頼【いわき市】
15日 ○第一原発の半径20～30km圏内に屋内退避指示 ○第一原発4号機水素爆発	
17日 ○陸上自衛隊による警戒(路上の障害物の撤去)作業の開始 ○県警察による第一原発20～30km圏内での行方不明者の搜索開始	17日 ○緊急災害時動物救援本部(現(一財)ペット災害対策推進協会)に対し、餌の支援を要請【福島県】 ○救援物資の受入れ開始【郡山市】
	18日 ○被災者からの犬・猫の無料引取り及び引取った犬・猫の積極的な譲渡開始【福島県】 ○避難所等におけるペット同行避難者に対する支援開始(救援物資の配布、飼養相談等)【郡山市】
	19日 ○同行避難ペットの救護に関する打合せ【獣医師会】
20日 ○第一原発5-6号機が冷温停止	20日 ○被災ペットの治療助成事業開始【獣医師会】 ○避難途中に乗り捨てた車両内に放置された犬の救助【郡山市】
	21日 ○山根前日本獣医師会会長と被災動物支援と物資支援に関して電話会議【獣医師会】
	22日 ○日本小動物獣医師会と支援物資に関して電話会議【獣医師会】
	23日 ○震災に伴う被災ペット対策調整会議。参加者:県、(社)福島県獣医師会、(公社)日本動物福祉協会【福島県】 ○7支部にて被災ペット救済支援センター設置【獣医師会】
24日 ○東北道、磐越道の通行止め解除、全線通行可能に	



県災害対策本部



県災害対策本部に隣接して設置された報道機関



支援物資受け入れ

写真と年表で
振り返る

		25日	○統一的な被災ペット対応及び被災ペットの分散収容を指示。ホームページにて動物保護情報を公開。支援を受けたフードを各保健福祉事務所に補充【福島県】 ○日本獣医師会政治連盟総会にて県の現状を報告、郡山支部によりビッグパレット避難所の現状調査【獣医師会】 ○被災者へフードの支援【いわき市】
		27日	○県北支部により、あづま総合運動公園内避難所の現状調査【獣医師会】
		28日	○環境省に対し、今般の災害に伴う国の支援を確認。動物収容に必要なケージを要望【福島県】 ○東日本大震災及び福島第一原発事故災害動物救護活動等支援義援金開設、動物臨床医学界役員と支援物資に関して電話会議【獣医師会】 ○避難市町村に対し、避難所及び仮設住宅でのペット飼養に係る相談・情報提供を開始【郡山市】
		29日	○避難者が100名を超える大規模な避難所11カ所にて同行避難状況調査、フード等配付【いわき市】
		30日	○震災に伴う被災ペット対策調整会議を実施。参加者：県、郡山市、(社)福島県獣医師会【福島県】 ○集合方式による狂犬病予防注射の中止を決定し、動物病院での実施に係る広報を実施【郡山市】
		31日	○各保健福祉事務所にに対し、被災ペットの取扱い(一時預かり含む)を指示【福島県】



ペットフードの支援状況（あづま運動公園）



保健福祉事務所における被災ペットの保護状況

4月		—主な出来事等—	—救護本部構成員のあゆみ—
1日	○大地震による災害の名称を「東日本大震災」と閣議決定	1日	○環境省に対し、避難指示区域からのボランティア等による動物の連れ出しに係る国の対策の有無を照会。原子力安全保安院が定めた避難指示区域からのペットの持出し禁止について、国が公表するよう要望【福島県】 ○福島県が運営する大規模避難所の動物収容に関する相談対応【郡山市】 ○動物愛護団体等における収容施設外一時預かり(団体譲渡)を開始。犬の捕獲業務体制等を強化【いわき市】
3日	○県警察による第一原発10～20km圏内での行方不明者の捜索開始	5日	○県北支部によりあづま総合運動公園避難所にて同行避難ペットの健康相談会【獣医師会】
		6日	○日本小動物獣医師会役員来県、被害状況や支援物資に関して情報交換【獣医師会】
		8日	○環境省に対し、被災ペットの収容について国の支援を要望【福島県】



被災ペットの健康相談会（あづま運動公園）

		9日	○大規模避難所駐輪場内に設営された動物収容スペースの運用・支援開始【郡山市】
		10日	○被災ペットの保護に関する問い合わせのQ&Aを作成【福島県】
11日	○本県、茨城県で震度6弱の地震	11日	○山根前日本獣医師会会長らが避難所の実態調査のため来県、情報交換【獣医師会】
12日	○経済産業省原子力安全・保安院が、第一原発事故の深刻度を国際評価尺度 (INES) の暫定評価で最悪の「レベル7」と評価	12日	○環境省自然環境局動物愛護管理室の照会に基づき、県内各市町村に対して、被災ペットの保護等に必要なゲージ及びテントの要望数調査を実施。【福島県】
		13日	○被災ペット仮設収容施設(福島第1シェルター、通称:飯野シェルター)の賃貸契約を締結【福島県】 ○県北支部によるあづま運動公園避難所での同伴ペット健康相談会【獣医師会】
14日	○県警察による第一原発10km圏内での行方不明者の捜索開始		
		15日	○福島県動物救護本部の設置、救護本部のホームページ立上げ【救護本部】 ○大規模避難所北側に設営された動物飼養施設(テント)の運営支援を開始【郡山市】
18日	○自衛隊による第一原発30km圏内での行方不明者の捜索開始		
		19日	○保健福祉部長から各市町村長に対し、仮設住宅等では動物との同居を認める方向で検討するよう依頼【福島県】 ○県北支部によりあづま運動公園避難所にて同行避難ペットの健康相談会【獣医師会】
		20日	○環境省に対し、被災ペットの保護に係る役割分担を要望【福島県】
21日	○第二原発避難指示を半径10kmから8km圏内に変更		
22日	○第一原発から半径20km圏内を警戒区域に設定 ○緊急時避難準備区域及び計画的避難区域の設定	22日 (~5月11日)	○東日本大震災被災ペット救護支援事業開始【獣医師会】
24日	○県警察による第一原発5km圏内での行方不明者の捜索開始	24日	○郡山市ビッグパレット内に動物保護施設を開設【獣医師会】 ○(社)福島県獣医師会郡山支部による大規模避難所でのペット健康相談を支援(以後、5月~7月の間に4回実施)【郡山市】
		25日	○福島市飯野町に被災ペット仮設収容施設(福島第1シェルター、通称:飯野シェルター)を設置【救護本部】 ○市、(社)福島県獣医師会いわき支部、動物愛護団体等により「いわき市動物救護本部(以下「救護本部」という)」を設置【いわき市】
27日		27日	○警戒区域内における放置犬等の実態調査実施要領策定。被災ペットの受入開始【福島県】 ○被災ペットの受入開始(これまでに福島県で保護していた犬52頭のうち、25頭をシェルターに移動)【福島県】



飯野シェルター賃貸契約締結



避難所での同伴ペット健康相談会(あづま運動公園)



大規模避難所における被災ペットの保護状況(ビッグパレット)



大規模避難所でのペット健康相談(ビッグパレット)



飯野シェルター設置完了



被災ペットの受入開始(飯野シェルター)

		28日 (~5月 6日)	○警戒区域内のペットの状況について実態調査を実施。犬27頭、猫2頭 計29頭を保護。(初日は、環境省動物愛護管理室長も同行) 【福島県】 ○被災ペットの収容施設整備のためコンテナハウス等をレンタル 【いわき市】
--	--	--------------------	--

5月		一主な出来事等一	一救護本部構成員のあゆみ一
			1日 ○山根前日本獣医師会会長らが来県し、被災ペットの治療助成等に関して情報交換【獣医師会】
			4日 ○国会議員らと南相馬小高区における酪農・肉牛・養豚の実態調査【獣医師会】
			6日 ○福島第1シェルターに係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出。【救護本部】 ○環境省自然環境局長から、福島第一原子力発電所20km圏内の犬・猫の取扱いについての要請を受ける【福島県】
			7日 ○福島県動物救護本部のホームページの携帯版を開設【救護本部】
			8日 ○環境省に対し、住民の一時立入に連動した被災ペットの持出し支援の手法を提案し、役割分担や福島県に対する支援を確認並びに要望【福島県】
10日	○住民の一時立入1巡回開始	10日 (~8月 26日)	○住民の一時立入(1巡回)に連動して、環境省と連携してペットの保護回収を実施(福島県職員延べ387名、他11自治体職員延べ72名が参加し、犬300頭、猫191頭、計491頭を保護)【福島県】
		12日	○捕獲した犬の臨時的抑留機能に加え、飼い主自ら管理する前提で提供する飼育場所も兼ねた「いわき市ペット保護センター」を設置し、供用開始(いわき市救援本部) 【いわき市】
		13日	○各保健福祉事務所に対し、災害の被災者への手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の施行を通知(飼養管理、返還費、引取り手数料の減免) 【福島県】
		14日	○県北支部によるあづま運動公園避難所での同伴ペット健康相談会【獣医師会】 ○会員によるシェルターの手伝い開始(延人数は5月:21名、6月:53名、7月:26名、8月:15名) 【県ボラ会】
		18日	○(社)福島県獣医師会に対し、被災ペットの診療等の協力依頼【救護本部】 ○環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、原子力災害対策特別措置法で保護した被災ペットの処分の根拠について照会【福島県】



警戒区域における被災ペットの調査保護の状況



住民の一時立入に連動した保護(中継基地での保護受付)



住民の一時立入に連動した保護



住民の一時立入に連動した保護



住民の一時立入に連動した保護

		18日	○東日本大震災被災ペット救護支援事業(～6月10日)、20km圏内でのペット救護活動従事獣医師登録【獣医師会】
		19日	○保健福祉部長から各市町村に対し、被災者が公営住宅に入居する際のペット同居を検討するよう依頼【福島県】
		20日	○第1回福島県動物救護本部会議。参集者：福島県、郡山市、いわき市、(社)福島県獣医師会【救護本部】 ○あづま運動公園での被災動物保護施設整備状況視察【獣医師会】
		21日	○県北支部によるあづま運動公園避難所での同伴ペット健康相談会【獣医師会】
		25日	○JBVPおよびJAHA役員来県、被害状況や支援物資に関して情報交換【獣医師会】
		28日	○被災ペット対策に係る調整会議。参集者：福島県、環境省、緊急災害時動物救援本部、(社)福島県獣医師会【福島県】
		30日	○警戒区域動物救援獣医師チームの独自保護について日本獣医師会及び環境省へ状況報告及び保護計画等の説明【獣医師会】



線量計



放射線対策のための車両の養生



放射線スクリーニング

写真と年表で
振り返る

6月

—主な出来事等—	—救護本部構成員のあゆみ—
6日 ○経済産業省原子力安全・保安院は第一原発1～3号機がメルトダウンしたとの解析結果を発表	6日 ○どうぶつ家族の役員来県、被害状況等視察及び情報交換、あづま運動公園避難所に被災ペットの管理施設オープン【獣医師会】
	7日 ○県北支部によりあづま総合運動公園避難所にて同行避難ペットの健康相談会【獣医師会】
	8日 ○飯野シェルター、ビッグパレット及び船引の施設候補地の視察、県と新シェルター設置に関する協議【獣医師会】
	9日 ○山根前日本獣医師会会長と支援物資等に関して電話会議【獣医師会】
	10日 ○山根前日本獣医師会会長とシェルター運営及び支援に関して電話会議【獣医師会】
	11日 ○福島第一原発事故被災ペット等救済事業開始【獣医師会】
	12日 ○各保健福祉事務所に対し、福島第1施設の被災ペットの飼養管理のため職員の派遣を指示(6/15～6/30まで)【福島県】
	13日 ○三春シェルター候補地の視察【獣医師会】
	15日 ○福島臨床部会による飯野シェルター視察、現地にてシェルターメディスンレクチャー【獣医師会】



あづま運動公園に被災ペット自主管理施設完成(樹コジマの支援)



犬舎

被災ペット自主
管理施設

猫舎

16日 ～18日	○震災から100日目を迎え、県警察が第一原発の沿岸部に延べ900名を投入し行方不明者の捜索を実施	
20日	○復興基本法が成立	
		21日 ○大阪市獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】
		22日 ○神戸市獣医師会副会長、葉月会会長ら来県、情報交換【獣医師会】
		23日 ○緊急災害時動物救援本部（現（一財）ペット災害対策推進協会）に対し、被災ペット保護に係る予算計画を提出し義援金を申請【救護本部】
		26日 ○警戒区域内の視察、田嶋災害対策現地本部長と現状についての会議【獣医師会】
27日	○ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査開始	27日 ○被災ペット対策に係る調整会議。参集者：福島県、環境省、緊急災害時動物救援本部、（社）福島県獣医師会、動物小売業者【救護本部】
		28日 ○ホームページで動物ボランティアの募集告知を開始【救護本部】



一時立入による保護に連動し収容数も増大していく（飯野シェルター：犬舎）



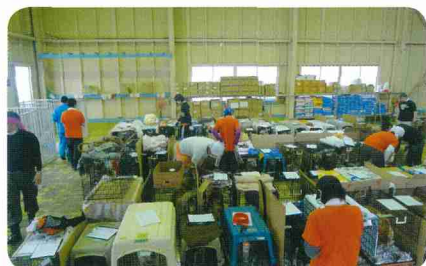
一時立入による保護に連動し収容数も増大していく（飯野シェルター：猫舎）

7月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—
		1日 ○仮設住宅のペット飼養のエリア分けの提案、仮設住宅内へのペット専用シェルター設置について民間ペット関連業者へ協力依頼【郡山市】 ○OFCの被災ペット保護に係る調整会議に参加【福島県】
		2日 ○どうぶつ家族の会震災チャリティー大集会において福島の実状を報告【獣医師会】
		5日 ○緊急災害時動物救援本部（現（一財）ペット災害対策推進協会）にて、被災ペット対策に係る調整会議に参加。参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部、福島県【福島県】 ○南相馬地区等にて20km圏内のペット対策に関する事前調査【獣医師会】
		7日 ○各保健福祉事務所にに対し、福島第1施設における被災ペットの飼養管理のための職員派遣を指示（7/11～7/29まで）【福島県】 ○川崎市獣医師会副会長、JARMeC役員来県、情報交換【獣医師会】
		8日 ○被災ペット対策に係る調整会議及び福島第1施設から県内各動物病院へ被災ペットの搬送【福島県】
10日	○本県などで震度4の地震、相馬で10cmの津波観測	10日 ○山根前日本獣医師会会長らが来県、飯野シェルター及び三春シェルター候補地の視察【獣医師会】
		12日 ○コラッセ福島にてシェルターメディスンに関する講習会【獣医師会】
		13日 ○宮城県・仙台市・山形県の獣医師会に被災ペットの一時預かりを要請【獣医師会】



ボランティアによる支援



		14日	○緊急災害時動物救援本部(現(一財)ペット災害対策推進協会)に対し、義援金を申請【福島県】 ○会津支部が飯野シェルター視察、支部長会議にて震災後の取り組み、会員の被災状況等協議【獣医師会】
		16日 ～17日	○警戒区域動物救援獣医師チームによる20km圏内のペット保護活動実施【獣医師会】
		17日	○郡山市ビッグパレットにて富岡町と仮設住宅での避難動物施設設置に関する会議、仙台市獣医師会による飯野シェルターからの被災ペット搬出開始【獣医師会】
		19日	○緊急災害時動物救援本部(現(一財)ペット災害対策推進協会)に対し、義援金を申請【救護本部】
		20日	○山形県に対し、被災ペットの一時預かりを依頼【福島県】
		21日	○三春シェルターにどうぶつ家族の会からのコンテナ到着、設置工事【獣医師会】
		24日	○緊急災害時動物救援本部(現(一財)ペット災害対策推進協会)に対し、義援金を申請【救護本部】 ○仙台市獣医師会被災ペット7頭引き取り【獣医師会】
		25日	○山形県獣医師会による被災ペット引き取り【獣医師会】
26日	新潟・福島豪雨発生	26日	○JAHA石田代表来県、情報交換【獣医師会】
		27日	○環境省会議【救護本部】
		28日	○緊急災害時動物救援本部(現(一財)ペット災害対策推進協会)に対し、義援金を申請【救護本部】 ○田嶋現地対策本部長と電話会議【獣医師会】
		31日	○磐梯熱海にて県獣講習会【獣医師会】



警戒区域動物救援獣医師チームによる被災ペット保護活動



コンテナ設置工事

写真と年表で
振り返る

8月

— 主な出来事等 —		— 救護本部構成員のあゆみ —	
		3日	○田嶋現地対策本部長と警戒区域内に於ける会議、日本小動物獣医師会副会長ら来県、情報交換【獣医師会】
		4日	○田嶋現地本部長と警戒区域内問題に関して電話会議【獣医師会】
		5日	○三原じゅん子議員の要請により自民党本部にて党員に向け福島の現状報告、環境省との会議【獣医師会】
		10日	○県課長らとの会議【獣医師会】
		11日	○どうぶつ家族の会代表、コンテナ覚書で来県【獣医師会】
		12日	○環境省・県・日本動物福祉協会・日本愛玩動物協会・県獣医師会会議【救護本部】



原子力災害現地対策本部長との会議

		16日	○(社)福島県獣医師会会長に対し、 県内各動物病院での被災ペットの 一時預かり期間の延長を依頼 【救護本部】
		19日	○環境省・県・日本動物福祉協会・県 獣医師会会議【救護本部】
		24日	○被災ペット対策に係る調整会議を 実施。参集者:福島県、各保健福 祉事務所、食肉衛生検査所 【福島県】 ○山根前日本獣医師会会長と電話 会議【獣医師会】
28日	○第一原発3km圏内発の一時帰宅		
		29日	○保健福祉部長から環境省自然環 境局総務課動物愛護管理室長 に対し、全国自治体に対する福島 県の被災ペット保護への協力要請 【福島県】 ○環境省・県・日本動物福祉協会・日 本愛玩動物協会・県獣医師会会議 【救護本部】
		31日	○JBVP幹事が来県し、被災地各所 を視察、情報交換【獣医師会】
		31日 (~10月 23日)	○警戒区域内一斉保護に伴う先行 調査(市町村職員延べ6名の協力 により、犬16頭、猫15頭、計31頭を 保護【福島県】



先行調査(警戒区域内巡回)



先行調査(警戒区域内巡回)

9月

— 主な出来事等 —		— 救護本部構成員のあゆみ —	
		1日	○被災動物救護支援家族(ホストファミー)制度を作成【福島県】
		3日	○各保健福祉事務所に対し、被災 ペットの譲渡に係る運用方針を指示 【福島県】
		4日	○福島市にて被災地応援セミナー fromHOKKAIDO開催 【獣医師会】
		8日	○各保健福祉事務所に対して、被災 飼い主に対する現況確認の発言 要旨を通知。同日から被災飼い主 の現況確認実施【福島県】
		8日 (~9日)	○どうぶつ家族の会代表らが来県、 郡山市内の被災動物施設、三春 シェルター、飯野シェルター視察、 情報交換【獣医師会】
		10日	○アニマルドネーション代表ら来県、情 報交換【獣医師会】
		10日 (~11月 20日)	○住民の一時立入り(2回目) ※2回目以降、マイカーでの立入りが 可能となった。【福島県】
		12日	○環境省・県・日本動物福祉協会・日 本愛玩動物協会・県獣医師会会議 【救護本部】
		14日	○各都道府県に対し、義援金募集の 協力依頼【救護本部及び福島県】
		18日	○JBVP年次大会震災シンポジウム にて福島の現状を報告 【獣医師会】
		28日 ~29日	○あづま運動公園内動物保護施設 解体工事【獣医師会】



マイカーでの立入り(ドライブスルー方式)



義援金募集ボトル

30日	○原発事故設置法が成立 ○緊急時避難準備区域の解除	30日	○福島第2シェルターに係る飼養動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健衛生所に提出【救護本部】
-----	------------------------------	-----	--

10月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		1日	○福島第2シェルター(三春町)本格稼働【救護本部】 ○市ペット保護センターを閉鎖(いわき市救援本部)【いわき市】
		3日	○被災ペット救済支援グッズ販売を決定【救護本部】
		4日	○IDEXXアメリカ本社副社長が来県、現状報告、FM東京内館牧子トークショーにて福島の実状を報告【獣医師会】
		5日	○環境省・県・日本動物福祉協会・日本動物愛護協会・日本愛玩動物協会・県獣医師会会議、郡山市ビッグパレット北側仮設住宅内動物施設引き渡し式
		7日	○郡山市ビッグパレット北側仮設住宅内のペット専用シェルター運用開始【郡山市】 ○日本テレビ、FTV取材【獣医師会】
14日	○第一原発1号機建屋カバー設置完了		
		24日 (~11月18日)	○警戒区域内一斉保護(他自治体及び警戒区域をかかえる市町村13自治体延べ129名の協力により、犬42頭、猫20頭、計62頭を保護)【福島県】
		25日	○ホストファミリー募集に係るポスター作成【救護本部】
28日	○原子力委員会専門部会が福島第一原発の廃炉終了まで「30年以上かかる」との見通し示す	28日	○第1回東日本大震災動物救護委員会(仮称)会議【獣医師会】
		30日	○JARMeC役員来県、情報交換【獣医師会】



三春シェルター(外観)



個室管理



QOL(生活の質)の向上



被災ペット救済支援グッズ販売



絆バッチ



11月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		2日	○Hills会長ら来県、情報交換【獣医師会】
		9日	○どうぶつ家族の会にて現状報告【獣医師会】
		11日	○県と会議【獣医師会】
12日	○政府と東電は事故後初めて第一原発を報道陣に公開		
		21日	○福島県動物救護本部から兵庫県に対して、義援金募集に伴う支援グッズの販売の案内を通知。【救護本部】
		24日	○JAHA役員来県、情報交換【獣医師会】
		28日	○役員が飯野シェルターにてスタッフと意見交換【救護本部】

12月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日 ～2日	○福島市内にてJAHA被災地ツアーにて現状報告【獣医師会】
		5日 ～27日	○環境省及び福島県が被災ペットの保護を目的とする民間団体に向けた警戒区域立入基準等のガイドラインを公表 ※適用期間は平成24年12月5日～27日。(民間の16団体が公益立入りの許可を得て保護活動を実施し、犬34頭、猫298頭、計332頭を保護) 【福島県】
7日	○陸上自衛隊が警戒区域の楮葉、富岡、浪江3町と計画的避難区域の飯館村の役場除染開始		
9日	○復興庁設置法成立		
		16日	○どうぶつ家族の会が日本小動物獣医師会に出向き感謝状贈呈【獣医師会】
		19日	○麻布大学教員が動物の被ばくに関する調査依頼のため来県【獣医師会】
21日	○JR常磐線原ノ町－相馬駅間運転再開		
		22日	○東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
26日	○政府の事故調査・検証委員会が中間報告公表		
28日	○県復興計画(第1次)策定 ○県内の一時避難所が全て閉鎖		



民間団体による被災ペット保護

2012年(平成24年)

1月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○放射性物質汚染対処特措法が全面施行		
		19日	○被災に関する日本獣医師会への予算請求に関する会議【獣医師会】
		29日 (～4月15日)	○住民の一時立入り3巡目に伴う被災ペットの持出し(※3巡目以降住民が自らペットを持出すことが可能となった)に対する中継基地での対応業務(持出し実績:犬2頭、保護:猫6頭)【福島県】
31日	○川内村、帰村宣言		

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日	○JBVP幹事による現地視察【獣医師会】
		7日	○県・県獣医師会三役会議【獣医師会】

8日	○東電が震災後初めて第二原発内を報道陣に公開 ○復興庁が発足。福島市に復興局を設置、南相馬、いわき両市に支所を開設	
		15日 ○ペット研究会「互」山崎代表来県、三春シェルター視察、情報交換【獣医師会】
		19日 ○神戸アニマルケア国際会議2012にて福島の実状報告【獣医師会】
		22日 ○動物救護本部機能移転に関する県と調整会議【救護本部】
		28日 ○県獣医師会理事会にて救護本部機能を県獣にすることを決定【獣医師会】

3月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—
1日	○広野町、1年ぶりに本来の庁舎で業務を開始	1日～19日 ○警戒区域内における一斉保護(他自治体12都府県市計28名の協力を得て、犬13頭、猫93頭、計106頭を保護)【福島県】
4日	○檜葉、双葉の両町がそれぞれ町民の追悼式、慰霊式	
11日	○「東日本大震災犠牲者追悼式」開催	9日 ○東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
30日	○福島復興再生特別措置法成立	
		31日 ○東南アジア獣医師会が福島のシェルター視察【獣医師会】



一斉保護の状況((一財)自然環境研究センター提供)



4月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—
1日	○避難指示解除準備区域(田村市、川内村)と居住制限区域(川内村)に再編	
		2日 ○旭山動物園長小菅先生講演(いわき市文化センター)【獣医師会】
		3日 ○旭山動物園長小菅先生講演(南相馬情報交流センター)【獣医師会】
		5日 ○旭山動物園長小菅先生講演(福島こむこむ)【獣医師会】
8日	○常磐自動車道「南相馬～相馬IC」(延長14.4km)が開通	
16日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編(南相馬市)	
		19日 ○環境省・自然環境研究センターとの会議【救護本部】
		22日 ○南相馬での災害に関するシンポジウム【獣医師会】

5月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		4日	○民進党玉木議員らと飯野・三春シェルター視察【獣医師会】
		7日	○環境省・自然環境研究センターとの会議【救護本部】
		10日	○Hills会長ら来県、情報交換、東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
12日	○福島海上保安部と県警察が南相馬市小高区小高川河口海域で、被災行方不明者を合同捜索		
		13日	○福島民報社によるイベント開催（三春シェルター）【福島県・獣医師会】
		19日 （～7月8日）	○住民の一時立入り4巡目に伴う被災ペットの持出しに対する中継基地での対応業務（持出し実績：猫1頭）【福島県】
		30日	○JBVP幹事来県、飯野・三春シェルター視察【獣医師会】
		31日	○麻布大学教員来県、動物被ばく調査の説明【獣医師会】

6月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		10日	○東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
		15日	○日本獣医師会本部第3回動物福祉・適正管理対策委員会にて福島の現状報告【獣医師会】
		21日	○救援本部4団体・環境省・JAHA・ペットのコジマへ動物救護本部移管の挨拶【獣医師会】
		24日	○WJVFにて震災についての講演【獣医師会】
		28日	○三春シェルターに手術機器搬入に関して業者と会議【救護本部】

7月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		4日	○環境省・自然環境研究センターとの会議【救護本部】
		6日	○自然環境研究センター・HIS関係者と同行避難者についての会議【獣医師会】
		14日	○日本動物福祉協会・JAHAによるシェルターメディスン講演（郡山市ビッグアイ）【獣医師会】
17日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編（飯館村）		
		24日	○環境省・自然環境研究センター・県・県獣会議【救護本部】
		27日	○北里大学伊藤教授来県、被ばく調査に関する会議【救護本部】
		28日	○日本小動物獣医師会役員来県、情報交換【獣医師会】
		30日	○東京大学弥生講堂にて福島の現状報告【救護本部】

8月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		2日	○獣医療討論会にて福島の実状報告【獣医師会】
		8日	○環境省・自然環境研究センターとの会議【救護本部】
10日	○避難指示解除準備区域に再編(楢葉町) ○海域の警戒区域が浪江、双葉、大熊、富岡4町の沿岸から沖合約5kmの範囲に縮小		
		11日	○市民向け被災動物に関する講演(アオウゼ)【獣医師会】
		19日	○東日本大震災復興を応援する獣医師の会による被災地セミナー(郡山市ビッグアイ)【獣医師会】
		20日	○東日本大震災復興を応援する獣医師の会による飯野・三春シェルター視察【獣医師会】
		22日	○環境省・自然環境研究センターとの会議【救護本部】
		24日	○interpetsにて福島の実状報告(幕張)【獣医師会】
		25日 (～10月15日)	○住民の一時立ち入り5巡目に伴う被災ペットの持出しに対する対応業務(持ち出し実績:0頭)【福島県】

9月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		5日	○岐阜県獣医師会にて震災講演【獣医師会】
		7日	○全国公衆衛生獣医師協議会にて震災地講演(明治記念館)【獣医師会】
		7日 (～10月2日)	○警戒区域内における一斉保護(犬1頭、猫131頭、計132頭を保護)【福島県】
		18日	○HIS関係者シェルター視察【獣医師会】
19日	○原子力規制委員会発足	19日	○助け合いJapanによる取材【獣医師会】
		21日 ～23日	○香川県にて被災地講演および譲渡会開催(11頭譲渡)【獣医師会】
		30日	○JBVP年次大会にて震災地講演【獣医師会】

10月

—主な出来事等—		—救護本部構成員のあゆみ—	
		4日	○東日本PET緊急救援チーム解散式参加(千葉)【救護本部】
		6日	○動物感謝デーにて被災地現状のパネル展示、中村メイコ氏と被災地に関するトークショー(駒沢)【獣医師会】
		7日	○南相馬にて北里大学伊藤教授らと動物被ばくに関する会に出席【獣医師会】
		12日	○環境省・県・県獣医師会会議【救護本部】

写真と年表で
振り返る

香川県での譲渡会



震災地講演

16日	○広野町に原子力規制委員会の現地本部「原子力規制事務所」開設	14日 ～15日	○岐阜県獣医師会来県、飯野・三春シェルター視察【獣医師会】
		25日	○山根前日本獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】

11月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		3日 (～12月15日)	○住民の一時立入り6巡目に伴う被災ペットの持出しに対する対応業務(持ち出し実績:猫4頭)【福島県】
		20日	○環境省・県・県獣医師会会議【救護本部】
		29日	○茨城県獣医師会来県、情報交換【獣医師会】

12月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		3日	○北里大学伊藤教授・環境省・県獣医師会会議【獣医師会】
		3日 (～21日)	○警戒区域内における一斉保護(犬3頭、猫85頭、計88頭を保護)【福島県】
10日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編(大熊村)	4日	○北里大学伊藤教授と日本原子力研究機構(福島市)に被ばく測定の協力要請【獣医師会】
		16日	○秋田県獣医師会にて被災地講演【獣医師会】
		20日	○環境省・県・県獣医師会会議【救護本部】

2013年(平成25年)

1月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		16日	○香川県議会山本議員が三春シェルター視察【獣医師会】
		18日	○東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
		23日	○環境省・県・県獣医師会会議【救護本部】

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
2日	○警戒区域の双葉町で津波犠牲者、避難先で亡くなった町民の追悼式		

		3日	○茨城県獣医師会講習会で現状報告(つくば市)【獣医師会】
		9日 ～11日	○日本獣医師会年次大会にて震災地シンポジウム(大阪)【獣医師会】
		14日	○千村先生来県、三春シェルター視察【獣医師会】
22日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編(葛尾村)		
25日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編(富岡町)		

3月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日	○滝川クリステル氏と震災地の今後と動物の譲渡に関する電話会議【獣医師会】
		10日	○どうぶつ家族の会にて福島の実況報告【獣医師会】
		11日	○北里大学伊藤教授らと内部被ばく調査に関する打合せ【救護本部】
		17日	○震災地応援セミナー【獣医師会】
		26日	○三春シェルターに内部被ばく調査機器導入【救護本部】
		31日	○福島第1シェルター(飯野町)を閉鎖【救護本部】

4月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編(浪江町)		
		4日	○どうぶつ家族の会からの診療車の贈呈式【獣医師会】
		13日	○三春シェルターの内部被ばく機器の調整・稼働【救護本部】

5月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		5日	○香川県歯ART美術館関係者来県、情報交換【獣医師会】
		7日	○新日本カレンダー社長来県、情報交換【獣医師会】
28日	○避難指示解除準備区域、帰還困難区域に再編(双葉町)(※平成23年4月に第一原発から20km圏内に設定された警戒区域は全て解除)		

6月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
11日	○県警察による月命日の特別捜索開始(H29年12月末現在も実施)		
17日	○双葉町が、役場機能を埼玉県加須市からいわき市東田町に移し、仮庁舎「いわき事務所」で開所式	17日	○環境省・県・獣医師会会議【救護本部】



犬・猫用ホールボディカウンター



どうぶつ家族の会から寄贈された車両

7月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		10日	○麻布大学にて被災地講演【獣医師会】
		13日	○山根前日本獣医師会会長ら来県、情報交換【獣医師会】
		28日	○どうぶつ家族の会によるチャリティーセミナー開催【獣医師会】

8月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日	○環境省との会議【救護本部】
		2日	○三春シェルターにてシェルターメディスン講習会【獣医師会】
8日	○避難指示解除準備区域、居住制限区域に再編(川俣町)		
		24日	○HISシンポジウムで現状報告【獣医師会】
		25日	○大阪府獣医師会・香川県獣医師会役員来県、情報交換【獣医師会】

9月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		2日	○香川県獣医師会会長ら来県、三春シェルター視察【獣医師会】
8日	○震災からの復興を目的の一つに掲げる東京オリンピック(2020年)の開催が決定	8日～9日	○関東地区三学会にて震災講演(伊香保)【獣医師会】
		27日～29日	○JBVP年次大会にて震災講演【獣医師会】
		30日	○救護本部と被災地3県での会議【救護本部】

10月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		13日～14日	○神奈川県獣医師会動物フェスティバルにて市民向け震災講演【獣医師会】

11月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		29日	○富岡町仮役場にて町村との会議【獣医師会】

12月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		5日	○群馬県獣にて、日本獣医師会における災害関連の委員会立ち上げに関する会議【獣医師会】
		17日	○環境省との会議【救護本部】
		25日	○日本獣医師会本部にて災害部会【獣医師会】

2014年(平成26年)

1月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		18日	○どうぶつ家族の会と情報交換【獣医師会】
		27日	○動物救援本部会議【救護本部】

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		19日	○東京大学弥生講堂にて人と動物の共生についての被災地講演【獣医師会】
22日	○震災以降、通行止めになっていた常磐自動車道「広野－常磐富岡IC」(延長16.4km)が約3年ぶりに再開通(※旧警戒区域内の自動車道の通行可能は初)	22日 ～23日	○日獣年次大会にて被災地講演(幕張)【獣医師会】

3月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
4日	○全国知事会が、被災3県の復興を支援するため、452人の応援職員を派遣すると発表(うち本県への派遣は151人)	9日	○どうぶつ家族の会にて現状報告【獣医師会】
		16日	○災害医療研究会にて被災地講演【獣医師会】
		20日	○富岡町仮役場にて帰還困難区域会議【獣医師会】
		23日	○東日本大震災を応援する獣医師の会によるチャリティーセミナー【獣医師会】

4月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○田村市都路地区の避難指示解除準備区域を解除		
		21日	○動物救護本部会議【救護本部】
30日	○県が原子力災害に備えた初の広域避難計画を公表		

6月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○JR常磐線広野－竜田駅間運転再開(避難区域内での鉄道再開は初)		
		10日	○環境省との会議【救護本部】
		30日	○自然環境研究センターとの会議【救護本部】

7月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		2日	○東日本大震災動物救護委員会会議【獣医師会】
		3日	○日獣大にて災害獣医療研究会会議【獣医師会】
		17日	○どうぶつ家族の会との情報交換【獣医師会】

9月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		22日	○県・県獣医師会会議【獣医師会】
		23日	○山根前日本獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】
		30日	○ペット保護センターにおける被災者への飼育場所提供を終了【いわき市】

10月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○川内村の避難指示解除準備区域を解除。居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し		

11月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
5日	○東京電力は福島第一原発4号機使用済核燃料プールの燃料取り出し作業で、放射線量が高い使用済み燃料1,331体全ての移送を完了		
		28日	○環境省・県・県獣医師会会議【救護本部】

12月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
6日	○常磐自動車道「浪江－南相馬IC」（延長18.4km）と「相馬－山元IC」（同23.3km）が開通、相双地方－仙台市が直結		
22日	○東京電力が第一原発4号機の使用済核燃料プールから全ての燃料の取り出しを完了		

2015年（平成27年）

1月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
7日	○県と大熊、双葉両町は、東京電力との間に「福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定」を締結		

21日	○原子力規制委員会は、汚染水対策として、原子炉建屋周辺の井戸「サブドレン」から地下水を汲み上げて浄化後に海へ放出する計画を認可	
-----	---	--

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		8日	○どうぶつ家族の会にて現状報告【獣医師会】
24日	○除染廃棄物を保管する中間貯蔵施設をめぐり、知事が施設への廃棄物搬入の受け入れを表明		

3月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○常磐自動車道「常磐富岡－浪江IC」(延長14.3km)が開通し、全線がつながる		
		6日	○動物救援本部会議【救護本部】
13日	○中間貯蔵施設の保管場へのパイロット輸送開始		

4月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		3日	○日本動物福祉協会との会議【獣医師会】
		21日	○山根前日本獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】

7月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
28日	○東京電力が延期していた第一原発1号機を覆う原子炉建屋カバーの解体作業を開始	1日	○動物救援本部会議【救護本部】

8月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		2日	○東日本大震災復興を応援するチャリティセミナー(郡山市)【獣医師会】
		18日	○環境副大臣及び伊澤町長らと被災動物に関する協議(郡山市)【獣医師会】
		26日	○副知事と三春シェルターに関する協議【獣医師会】

9月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
3日	○国と東京電力は第一原発の汚染水対策の「サブドレン計画」で1～4号機建屋周辺の井戸から地下水の汲み上げ作業を開始		
		4日	○山根前日本獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】

10月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
1日	○全町避難が続く富岡町は約4年7ヶ月ぶりに町内で一部業務を再開		
26日	○東京電力が第一原発の汚染地下水の流出を防ぐ海側遮水壁の完成を発表		

11月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		13日	○環境省との会議【救護本部】

12月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
25日	○県復興計画(第3次)策定	25日	○福島第2シェルター(三春町)を閉鎖【救護本部】 ○市ペット保護センターを閉鎖(いわき市救護本部)【いわき市】

2016年(平成28年)

1月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		28日	○福島県動物救護本部から福島県に通称三春シェルターを寄贈【救護本部】

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		4日	○北里大学伊藤教授と被ばくデータについて等の協議【救護本部】
		15日	○(株)コジマへ三春シェルター寄贈報告【救護本部】



三春シェルター贈呈式

3月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		23日	○富士通とシェルターの管理ソフトについての協議【救護本部】
		28日	○動物救護本部会議【救護本部】
		31日	○いわき市動物救援本部を解散【いわき市】

4月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日	○福島県動物救護本部事務局を福島県に移転【救護本部】

		14日	○どうぶつ家族の会と情報交換【獣医師会】
		15日	○山根前日本獣医師会会長来県、情報交換【獣医師会】

6月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		22日	○JBVP本部にて石田代表に感謝状贈呈【獣医師会】

8月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		10日	○動物救護本部会議【救護本部】

10月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		11日	○北里大学伊藤教授来県、被ばくデータについての協議【救護本部】

11月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		8日	○東京都獣医師会練馬支部来県、被災関連の会議【救護本部】

12月

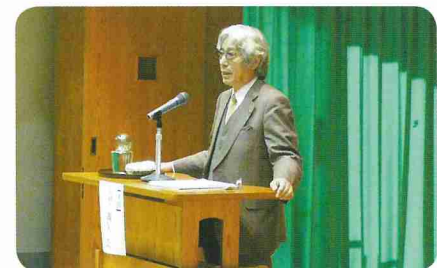
－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		9日	○南相馬市にて被災ペット慰霊式を開催(参集者:救護本部員、相双地域の被災市町村動物愛護担当者)【救護本部及び福島県、獣医師会】



慰霊碑



県獣医師会長あいさつ



慰霊式講演会 (山根義久先生)

2017年(平成29年)

2月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		28日	○東日本大震災復興を応援する獣医師の会によるチャリティーセミナー(福島市)【獣医師会】

4月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		1日	○福島県動物救護本部から寄贈された施設(通称三春シェルター)を改修し、福島県動物愛護センターとして開所【福島県】



動物愛護センター開所

5月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		19日	○福島県獣医師会と「災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定」を締結 【獣医師会・福島県・郡山市・いわき市】



災害協定締結

8月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		27日	○どうぶつ家族の会によるチャリティーセミナー【獣医師会】



「ハビまるふくしま」に決定

9月

－主な出来事等－		－救護本部構成員のあゆみ－	
		24日	○救護本部長（福島県獣医師会会長）が福島県から感謝状を授与される【救護本部】 ○福島県動物愛護センターの愛称「ハビまるふくしま」を発表【福島県】



感謝状授領

福島県動物救護本部の設置とその活動

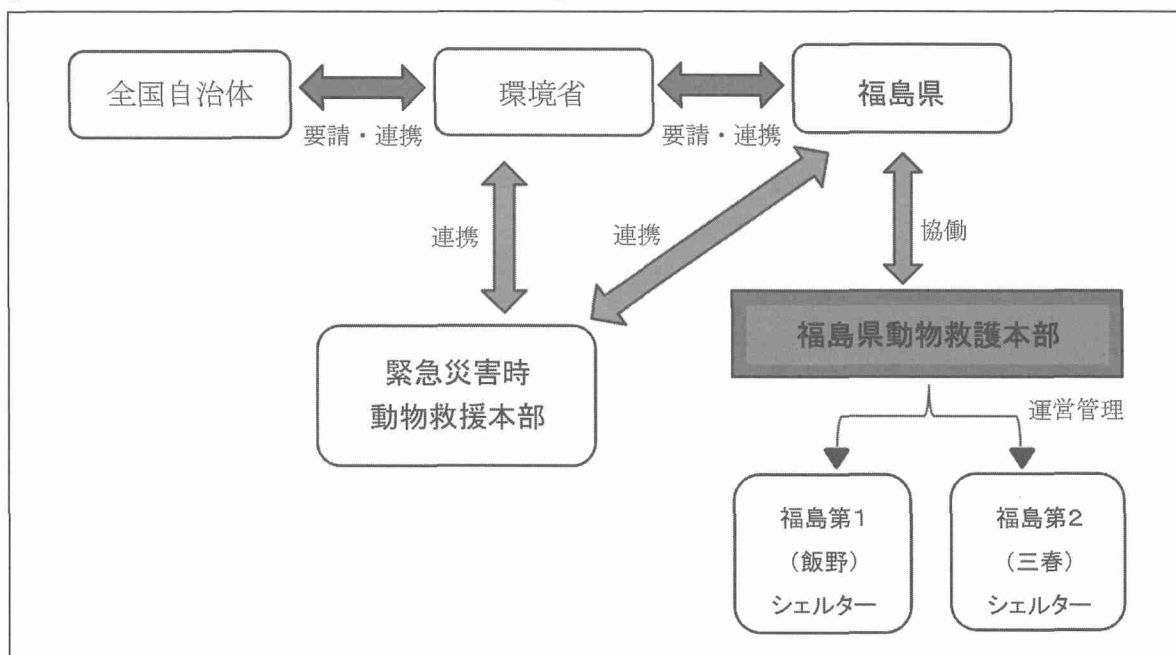


福島県動物救護本部の設置とその活動

(1) 福島県動物救護本部の構成と事務局

福島県動物救護本部は、福島県、郡山市、いわき市、公益社団法人福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会の5団体で構成されており、平成23年4月15日に設置されました。事務局は、平成24年5月末までは、福島県食品生活衛生課に置かれていましたが、平成24年6月1日から、公益社団法人福島県獣医師会に移り、その後、再び平成28年4月1日から現在にいたるまで、福島県食品生活衛生課が事務局を担っています。

【福島県動物救護本部と関係機関との関係図】



(2) 福島県動物救護本部の活動

① 被災ペット救護施設（シェルター）の設置

県救護本部は、被災ペットの救護施設として県内2箇所に臨時シェルターを設置し、警戒区域から保護した犬や猫の収容体制を整備しました。1つは平成23年4月27日に福島市飯野町に開設された福島第1シェルター（通称：飯野シェルター）で、もう1つは同年9月14日（10月1日から本格稼働）に田村郡三春町に開設された福島第2シェルター（通称：三春シェルター）です。福島第2シェルターの新設にあたっては、犬舎、猫舎とも個別収容とし、犬猫それぞれの習性や衛生管理、逸走防止等に配慮した設計となるよう工夫しました。

また、保護活動の実施に伴い、シェルターの収容頭数が増加していたことから、平成24年度環境省事業により、福島第2シェルターの敷地内に、犬猫200頭程度が収容可能なシェルターが増設されました。

② 被災ペット救護施設（シェルター）の管理・運営

各シェルターの人員は、物資の調達やスタッフの管理を行う事務管理担当と、犬チーム（チーフ、スタッフ）、猫チーム（チーフ、スタッフ）のスタッフ及び動物の健康管理を行う専属獣医師1名で構成され、犬チームは給餌、給水、清掃、散歩等の犬の飼養管理を、猫チームは給餌、給水、清掃等、猫の飼養管理を行いました。

シェルターの設置にかかる費用は、緊急災害時動物救援本部（現在は一般財団法人ペット災害対策推進協会）から配布された義援金から支出され、人件費や光熱水費、飼養管理費、物品購入経費等の運営経費については、これに加え県救護本部に集まった義援金及び福島県緊急雇用創出事業による委託（福島第2シェルターに増設したシェルターについては主に環境省予算により運営）によりまかなっていました。また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部からの救援物資、個人・企業等からの救援物資のほか、義援金から購入しました。

③ 支援物資・義援金の管理、活用

a. 物資について

動物救護活動に必要な物資については、福島県が災害時に備えてストックしていた物資を活用したほか、緊急災害時動物救援本部よりフード等の支援を受け、ケージについては、緊急災害時動物救援本部及び環境省からの提供を受けました。

救援物資の中でも特にゴミ袋、フード、ケージ、猫砂、その他消耗品が役に立ちましたが、また同時にこれらは不足している状況でもありました。他にも医薬品、新聞紙が不足していましたが、その一方で犬の服は要望に沿わず、また、高齢犬、小型犬用などのフードの要望に対し、対応できないこともありました。

物資の補充については、必要なものが必要なときに補充されず、問題が解決した後に補充されるという問題点もありました。

b. 資金について

動物救護活動に必要な資金は、義援金の募集、緊急災害時動物救援本部（現在は一般財団法人ペット災害対策推進協会）からの義援金の配布により確保しました。義援金の募集はインターネット、ポスター・チラシの活用、知人・ボランティア等への依頼のほか、募金用アイテムの作成や、缶バッジの作成販売等を通じて行いました。集まった義援金の総額は、平成30年3月末現在、475,992,988円（緊急災害時動物救援本部（現在は一般財団法人ペット災害対策推進協会）から配布された義援金9,366万円を含む）となっています。これらの義援金は、シェルターの設置、運営管理等に活用されました。義援金の総額及び支出の内訳はホームページで公表しています。

④ 被災ペット救護施設（シェルター）の閉鎖

被災ペットは処分しないという方針から、保護されたペットはシェルターでその飼養管理を行っていましたが、全ての被災ペットが元の飼い主に返還又は新しい飼い主に譲渡されたため、平成25年3月末をもって福島第1シェルター（通称：飯野シェルター）が、平成27年12月末をもって福島第2シェルター（通称：三春シェルター）が閉鎖しました。

⑤ 被災ペット救護施設（三春シェルター）の寄贈

福島第2シェルター（通称：三春シェルター）は、その役目を終えて閉鎖しましたが、今後は、動物愛護の拠点として有効に活用されるよう、平成28年1月28日に福島県に寄贈しました。現在では、福島県動物愛護センター（愛称：「ハピまるふくしま」）として福島県の動物愛護活動の中心となる役割を担っています。

福島県動物救護本部構成メンバーの活動



福島県

1 はじめに

平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分 18 秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖 130km の海底を震源とした東北地方太平洋沖地震（後に東日本大震災）が発生した。この地震と津波により被害を受けた東京電力福島第一原子力発電所（以下「第一原発」）は、全電源を喪失して原子炉を冷却することができなくなり、大量の放射性物質の放出を伴う重大な原子力事故に発展していく。

これを受け、短時間で第一原発から半径 3 km 圏内、10km 圏内、20km 圏内と避難指示区域が拡大する中、住民は十分な準備もできないまま避難し、結果としてペットも置いて来ざるを得ない状況となった。さらに、同年 4 月 22 日には、第一原発から半径 20km 圏内の区域が警戒区域に設定され、この区域から持ち出せる物についても制限が課せられることとなり、食品や家畜等の生物については、その持ち出しが禁止された。このため、警戒区域内に取り残されたペットの救出を求める世論が高まり、ペットの持ち出しについては、環境省と福島県がその対策を担うこととなった。

【めまぐるしく変わる状況】

3月11日	14:46	東日本大震災発生M9.0～大津波襲来
	19:03	原子力非常事態宣言
3月12日	15:36	第一原発 1 号機水素爆発
	18:25	半径20km以内の住民に避難指示
3月14日	11:01	第一原発 3 号機水素爆発 (付近線量400ミリシーベルト)
3月15日	6:10	第一原発 2 号機内で爆発 (付近線量30ミリシーベルト)
	6:14	第一原発 4 号機内で火災及び爆発 (付近線量400ミリシーベルト)
	11:00	原発正門前線量11.93ミリシーベルト 半径20～30km圏内13万6千人に屋内退避指示
3月17日		第一原発上空90mで87.7ミリシーベルト
3月18日		第一原発 3 号機付近で150ミリシーベルト
3月24日		作業員 3 人被爆→170～180ミリシーベルトの被爆
3月25日		半径20～30kmの住民に自主避難指示
3月26日		第一原発 2 号機建屋水面線量で1シーベルト
4月11日		計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定
4月22日		警戒区域設定（半径20km圏内）

【津波被害の状況】



2 福島県（中核市を除く）におけるペットの被災概況

東日本大震災に伴う津波及び原発災害により、住民避難を余儀なくされた旧警戒区域（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び田村市）を抱える九つの市町村における震災前の犬の登録頭数は、約 5,800 頭とされているが、このうち約 2,500 頭が津波災害等により死亡したものと見られている。

また、平成 27 年 8 月までに、放浪・負傷した状態で行政が警戒区域から保護した犬は 463 頭、猫は 545 頭。飼い主と避難した犬は約 1,470 頭、猫は約 200 頭と推測されている。なお、猫については、震災以前の飼育頭数や被災の状況は分かっていない。

3 緊急災害時における「福島県」の動物保護の準備体制と実態

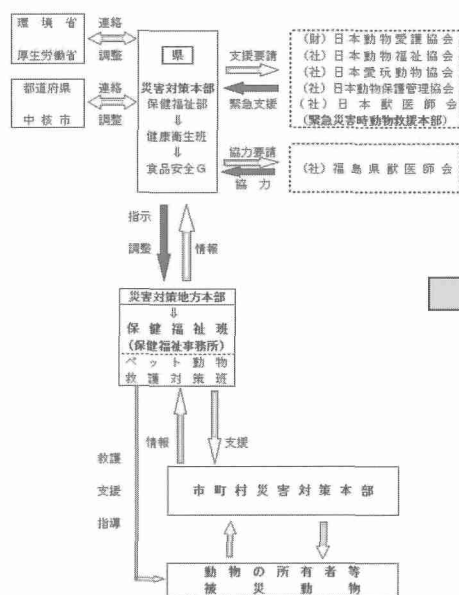
福島県では、平成 16 年に発生した新潟県中越地震を踏まえ、県内で災害が起こった場合に備えて、「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル（以下「マニュアル」）」を平成 19 年 5 月 15 日に策定し、災害時における対応方針や平常時の対策等を定めていた。また、このマニュアルに基づき、被災ペットの保護や被災飼い主を支援するために必要なケージ、ペットフード、動物用医薬品等の緊急保護器材等を福島県内の各保健福祉事務所に分散して備蓄しており、災害発生時には、被災地以外の保健福祉事務所から被災地にこれらの物資を搬送することになっていた。一方、被災地におけるペット動物の保護については、現地に「ペット動物救護対策班」や「保護収容施設」を設置し、被災ペットの健康及び安全の保持を図るとともに被災飼い主等の安心を確保することとなっていた。

しかしながら、今般の大震災においては、原発災害という未曾有の災害を伴うこととなったために、想定もし得ない事態が生じることとなった。その一つは、原発災害に伴い広範囲にわたる地域の住民が福島県外または第一原発から離れた県内の他の市町村に分散避難し、当該災害地域は無人となったこと。もう一つは、多くの被災ペットが取り残されている第一原発から半径 20km の地域が「原子力災害対策特別措置法」に基づき避難を指示され立入が規制されたことである。（後に警戒区域に設定される）

このため、マニュアルで想定していた被災地に限局した支援活動を県下全域に広げ、また、相双地域（相馬郡・双葉郡）における原子力災害の再発の不安を抱えながら、さらに、当該地域の保護動物を収容するための「地区犬・ねこ保護管理センター」が津波で損壊してしまった事実を踏まえて、緊急にマニュアルを書き換えざるを得なかった。

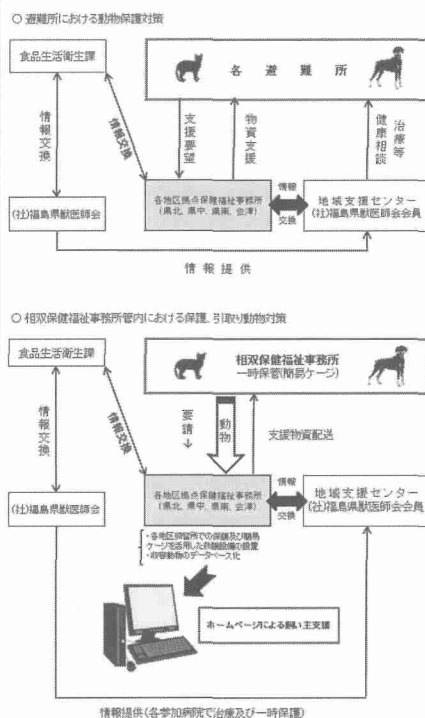
従来のフロー

「動物救護対策」の体系



改正のフロー

東北地方太平洋沖地震に伴う動物救護対策フロー



4 被災動物の保護の状況

東日本大震災に伴う津波災害及び原発災害により被害を受けた地域の多くは、相双地域に集中していた。このため、従来のマニュアルでは、この地域に設置された避難所に同行避難したペット動物及び被災飼い主に対する支援とこの地域の放置ペットの保護対策が中心となるはずであった。しかしながら、今般の災害では、原発災害の影響から広範囲の被災地が無人化し、被災者は県内各地の避難所に分散避難したことや保護すべき地域への立入が規制されたことにより、発災当時の対策は、改正フローに基づき県内約 300 カ所（平成 23 年 3 月 14 日現在の推定数）に分散避難した被災飼い主等に対する支援と第一原発から半径 30km 圏内の屋内退避指示区域等における放置ペットの保護に終始した。

(1) 初期対応

ア 被災飼い主等に対する支援の実施

福島県内の各保健福祉事務所では、職員による避難所支援に合わせて、改正フローに基づき同行避難した被災ペットに関する情報の収集を行うとともに、緊急災害に備えて各公所に備蓄していた餌等の物資の支援を行っていた。

<備蓄品リスト（H18.12.8 から整備開始）>

品 名	数 量
ドッグフード	500kg
キャットフード	125kg
ケージ	50個（大25,小25）
餌入れ	50個
首輪	50本
係留用チェーン	50本
動物保護用麻酔薬	セラクター500ml,ドミトール150ml,アンチセダン150ml
消毒用水槽	5槽
ペットサークル	10個
飼養施設消毒薬	50kg
手指消毒薬	5L

イ 第一原発から半径 30km 圏内（屋内退避指示区域）の被災ペットの保護

第一原発から半径 20km 圏内の地域が避難を指示され立入が規制されたため、当初この地域を管轄する福島県相双保健福祉事務所は、半径 30km 圏内に放置された被災ペットの保護を中心に行っていた。当時、相双保健福祉事務所には、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI（スピーディ）」の情報は入っていなかったと聞いている。このような不安な状況の中、動物保護を担当する職員は、全身を防護服に包み、マスクと線量計を着けて毎日風向きを調べながら野外での作業を行っていたと言う。また、災害の影響によりペット動物保護車両の燃料確保が非常に困難だったことも保護活動には大きなブレーキとなっていた。加えて保護動物を収容するための「地区犬・ねこ保護管理センター」が津波で損壊したことも保護の拠点整備に大きな影響を与える結果となった。発災直後、原発災害の再発を懸念した相双保健福祉事務所は、事務所のある南相馬市に被災ペットを収容するための仮施設の設置を断念する。このため、当地域で保護した被災ペットは、改正フローに基づき相双保健福祉事務所の車庫等で一時的に管理された後、福島県

内の他の保健福祉事務所が管理する「地区犬・ねこ保護管理センター」に移され、それらを管理する保健福祉事務所のホームページ上で情報公開することにより被災飼い主に対する精神的な支援を併せて行っていた。ホームページ上での情報公開は、被災飼い主等の避難の状況に配慮し概ね1ヶ月間とした。その間に飼い主等からの意思表示がなかった被災ペットについては、全て譲渡する方針で活動は進められた。

ウ 福島県動物救護本部の設置

発災以降、本庁及び平常時に動物保護業務を担当している各保健福祉事務所の職員は、避難所支援や緊急被ばくスクリーニング（以下「スクリーニング」）の業務に追われた。特に当初は、県内の各保健福祉事務所には多くの被災者がスクリーニングを受けるために訪れた。このような状況の中、何とか被災ペット対策を推し進めるために、福島県は本庁の動物愛護担当課（食品生活衛生課）が被災ペット保護の実務を含む対策全般を担った。また、相双地区等で保護された被災ペットの管理や被災飼い主等への支援を行うために、福島県獣医師会等と連携しながら「福島県動物救護本部（以下「救護本部」）」を設置し、事務局を食品生活衛生課内に置いた。設置以降、食品生活衛生課の動物担当は、本庁業務と救護本部業務の二足のわらじを履くことになる。事務局がまず第一に取り組んだ対策は、被災ペットの保護に係る資金の調達と保護収容施設の設置であった。この二つの取り組みは、全くゼロからのスタートであったため、困難を期したことは言うまでもない。その後、収容施設の設置に伴い搬送されてくる被災ペットの飼養管理に当たる人材の確保やボランティアの募集を行うが、資金面と放射性物質問題という風評から、これもまた難航する。今から18年前に発生した阪神淡路大震災時のボランティア数と比較してみるとその差は歴然としている。阪神淡路の際の動物救護ボランティアの延べ人数は約2万2千人であるのに対し、福島のそれは、平成24年5月31日の時点で、ボランティア登録者数約720人と阪神淡路の1/30である。いかに、風評が恐ろしいものであるかを強く思い知らされる現実であった。また、資金面でも困窮していたため、少ない人数で運営していた救護本部事務局や同本部雇用職員の精神的・肉体的負担は計り知れないものであった。

エ 被災ペット収容施設の確保

発災当初、相双地区から保護された被災ペットは、当地区以外の福島県内の4箇所の「地区犬・ねこ保護管理センター（以下「地区センター」）」に分散して管理していた。これは、多くの被害を受けた相双地区は、津波によりこの地区センターを失ったためである。しかし、今後保護されてくる被災ペットを収容していくためには、各保健福祉事務所が通常の動物保護業務で使用している地区センターの空きスペースでは、その収容能力を遙かに超えてしまうことが予想されたため、喫緊に被災ペット専用の収容施設を確保する必要があった。

福島県は、前述したように新潟中越地震を踏まえ、平成17年には、災害発生時に被災ペットを保護収容するための緊急応急施設として、県内にある廃校を使用する計画でリスト化していた。しかし、地域全域が避難するという想定外の災害は、この計画の実施が困

難なほどの避難所数を必要とした。また、他の県有施設においても 100 頭規模で避難してくる被災ペットの数に不安の色は隠せず、合意が得られない施設がほとんどであった。このような中、宅建業者を通じて数年間使われていない貸倉庫が見つかる。福島県は、福島市飯野町の工業団地内にあるこの貸倉庫を緊急応急的な収容施設として使用することを決め、被災ペット収容のための準備を進めた。貸倉庫に災害対応に向けて準備していたケージ、餌、動物用医薬品等や全国からの支援物資を運び入れ、この施設が稼働したのは平成 23 年 4 月 27 日であった。当時、食品生活衛生課内の本部事務局は、被災ペット保護のための運営資金に困窮していたため、この倉庫の警備を委託することができず、夜間は無人となることから、いたずら等を避けるためにこの施設の公表を差し控えていた。このため、ネット上では虐待しているなどの誹謗中傷も多く、電話対応にも苦慮した。



写真 1：貸倉庫の外観、写真 2：貸倉庫の内部及び既存の大型エアコン、
写真 3：平成 23 年 4 月 25 日時点の整備状況

(2) 警戒区域設定以降の対応

ア 調査保護の実施

避難指示による区域への立入規制以降、食品生活衛生課には連日、第一原発から半径 20km 圏内に取り残された被災ペットの保護についての批難や罵声を浴びせる電話が殺到した。法の規制の前に為す術が無く苦しい日々が続く中、平成 23 年 4 月 22 日には避難指示区域が「警戒区域」に見直され、規制はさらに強化された。批難の電話はさらに激しさを増し、ネット上での書き込みはそれを助長した。

福島県は、刻一刻と時間が経過する中、警戒区域内に取り残された被災ペットを救出する方法を検討した。その結果、原子力災害対策特別措置法第 26 条に定める「緊急事態応急対策」に掲げられている一つの事項に着目する。それは、「原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持」という事項である。具体的には、放置された犬等に起因した警戒区域内での狂犬病の蔓延を未然に防止するため、職員が当区域内に入り、実態を調査するとともに放置犬等の保護を行うことにより、社会秩序の維持を図るというものである。福島県は、本計画を「原子力災害現地対策本部（以下、「オフサイトセンター」）」と協議し、平成 23 年 4 月 28 日から同年 5 月 2 日までの 5 日間の立入調査の承認を受け、警戒区域内における被災ペットの現状調査を実施し、実態の把握とともに犬 27 頭、猫 2 頭の保護を行った。

この実績を踏まえ、平成 23 年 5 月 6 日付けで環境省自然環境局長から福島県副知事に

対して、「福島第一原子力発電所 20km 圏内の犬・猫の扱いについては、国としても取り組まねばならない課題であるが、現地を熟知し実行力のある福島県を軸として対応をお願いする」との要請を受け、福島県はこれを受諾し、以降被災ペットの保護は本格的に進んでいく。

表1 調査保護の結果

実施日	実施結果				備 考	
	発見頭数	捕獲頭数	放射線量	保護頭数	人員	実施市町村
	犬	犬		ねこ		
4月28日	11	5	3,500～3,600cpm	1	9	南相馬市、葛尾村
4月29日	14	5	400～900cpm		8	浪江町、川内村
4月30日	14	4	5,000～71,000cpm		8	双葉町、広野町
5月1日	26	10	5,000～9,000cpm	1	8	大熊町、楡葉町
5月2日	14	3	500～4,000cpm		8	富岡町、都路町
計	79	27		2	41	

写真4 調査保護の状況



写真5 調査保護の状況



イ 住民の一時立入に連動した保護の実施

福島県と環境省は、日増しに衰弱していく被災ペットをより安全に、ストレスを与えず効率良く保護するための方法を検討し、被災飼い主等による保護という考えを導き出した。しかし、一時立入で被災者が持ち出せる物には制限があり、ペットは持ち出しが禁止されていたため、幾度となく、この住民の一時立入に連動した保護の方法についてオフサイトセンターと協議を重ね、動物保護を担当する行政庁（福島県及び環境省）が、責任を持って持ち出する被災ペットのスクリーニングを行うことや高い放射線量が検出された場合の除染を確実に行うという条件で、当該オペレーションは認められることとなった。このオペレーション導入のため、環境省は、動物愛護管理室の職員を福島県庁内にあるオフサイトセンターに派遣する。連日、オフサイトセンターからの一時立入の情報を持ち寄り、救出方法や必要な人員の確保についての検討が重ねられ、平成23年5月10日から住民の一時立入一巡目に連動した保護がスタートする。

このオペレーションは、被災住民が貴重品等を持ち帰るために一時的に帰還する際に、自身のペットも保護し、けい留またはキャリーバックに入れて自宅前に置いたものを順次

福島県の保護車両が保護していくというものである。当時、被災住民が警戒区域に入るための集合場所となる中継基地は、福島県内に4箇所設置されていた。この中継基地では、警戒区域に入る際の防護服の準備や説明が行われた。その他、ペット保護の受付、保護に必要な首輪やリード、キャリーバック等の貸し出しが行われた。ペット保護班は、ここで受け付けられた被災者の住所を地図上に落とし、被災者が乗り込んだ帰還バスの運行と合わせて、地図上の住所地を一軒ずつ巡回し被災ペットの保護を行った。中には死亡しているペットもいたため、ペット班は、奥歯を噛みしめながら消毒を行い、飼い主に持ち出せないことを説明した。このような作業を同年8月26日までの一時立入一巡目期間中繰り返す。この間の福島県職員動員数は延べ387名で、中には連続して入域する者もいた。当初、20人乗りの帰還バスは約20台であったが、一日当たりの立入者数は日増しに増え、夏頃には一日50台となっていた。防護服を着用しての保護作業は、連日、早朝から夕刻まで続いたことに加え、他の被災関連業務等も兼ねていた福島県職員は疲労困憊しきっていた。このため、環境省を通じ全国の自治体に応援を要請。大震災の経験のある兵庫県を始め、東京都など11都県72名が被災地に入り、延べ145日間にわたり被災ペットを保護するための作業に従事した。この他、緊急災害時動物救援本部からも相当数の動員があり、このオペレーションは、犬300頭、猫191頭という数多くの被災ペットを保護し無事終了する。

一方、保護した被災ペットは、ほとんどの被災飼い主が引き取れる現況にないことから、食品生活衛生課内に事務局を置く福島県動物救護本部が管理する動物収容施設において管理することとなった。福島市飯野町に設置したこの収容施設には、ピーク時には320頭近い被災ペットが所狭しと置かれていた。救護本部は、当時運営資金面で困窮していたため、この多くの被災ペットを少人数の雇用職員で管理していかざるを得なかった。雇用職員や福島県獣医師会各支部の献身的な管理に加え、県職員の動員による飼養管理などできる限りの手は尽くしたが、それに反してネット上では虐待などの誹謗中傷の書き込みが氾濫していく。このような中、被災ペットの保護活動を報じるメディアの効果により、被災ペット支援のために集まり始めたボランティアや東北の被災地を巡回しながら各地で支援をしてきた大手ペット業者からの長期に亘る大規模な支援を得て、危機的な状況は回避していく。





写真6：警戒区域の検問

写真7：一時立入に連動した保護

写真8：〃

写真9：ボランティアによる管理支援

写真10：ボランティアによる散歩

ウ 長期対応に向けた施設の準備

ほとんどの被災飼い主がすぐに自身のペットを引き取れる現状になかったことから、福島市飯野町に設置された被災ペット収容施設は警戒区域から保護された犬や猫で埋め尽くされた。加えて警戒区域の再編や住民帰還の見通しが立たない状況から、長期的な飼養管理になることが容易に予想されたため、福島県及び救護本部事務局は、被災ペットの健康及び安全を保持するために第2の収容施設の設置を検討した。候補地には中継基地から離れていない県有地が選ばれた。設置に先立ち、平成23年6月に周辺の区長を集めた会議を開催するが、放射性物質に対する不安から、外部被ばくの可能性がある被災ペットを当該地区に受け入れることには同意が得られず、県有地への設置は断念する。新たな候補地が見つかったのは、その1ヶ月後の7月であった。利用することが決まった三春町の空き店舗は、パチンコ店の後ペットショップとして使われていた物件で、広さや防音効果の面からも適していた。何より周辺住民から合意が得られたことが一番の決定要因であった。

福島県、救護本部及び環境省は、福島市飯野町に設置した緊急応急的な収容施設での飼育環境を踏まえ、今後、長期にわたり被災ペットを管理していくために必要な要件等について、緊急災害時動物救援本部の専門家の意見を取り入れ、動物のQOL（クオリティ・オブ・ライフ＝生活の質）の向上を図るために個室管理型の施設を設計し、同年10月から稼働させた。

エ 一斉保護等の実施

一時立入（一巡目）に連動した保護以降、被災飼い主等からの保護依頼は月を追う毎に減っていった。しかし、まだ残っているとの目撃情報等を基に他の自治体職員や環境省が委託した法人と協働しながら、複数回にわたり一斉保護は続けられた。方法も警戒区域を全般的に行うローラー保護から、未だその消息が判明しない飼い主等に対する保護の継続意向調査に基づく地域検索や野生動物の生息調査の手法を導入して作成した生息マップに基づく誘因餌による保護へと変更するなど、その時点で最も効果的と考えられる対策が執られた。その他、相双保健福祉事務所による定期的な保護活動も行われた。

【平成23年度の一斉保護】

- ・平成23年8月31日～10月23日までの間、生息調査を兼ねながら、福島県と警戒区域を抱える市町村職員が立入りをを行い、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び田村市の7市町から犬16頭、猫15頭を保護している。

- ・平成 23 年 10 月 24 日～11 月 18 日までの間、福島県を中心に他の自治体と連携しながら保護活動を行い、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の 8 市町村から犬 42 頭、猫 20 頭を保護している。この期間中、13 の自治体から延べ 129 名が派遣されている。
- ・平成 24 年 3 月 1 日～3 月 19 日までの間、福島県、環境省委託法人及び他の自治体が保護活動を行い、南相馬市、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 6 市町村から犬 13 頭、猫 93 頭を保護している。この期間中には、12 の自治体から 28 名が派遣されている。

【平成 24 年度の一斉保護】

- ・平成 24 年度の一斉保護活動は、平成 24 年 9 月 7 日～10 月 2 日までの間と平成 24 年 12 月 3 日～12 月 21 日までの間に実施した。実施に先立ち、同年 8 月には、これまで行政にペットの保護を依頼していたものの、未だ自らのペットの安否が不明な飼い主 1,023 名に対して、保護の継続についての意向調査を行った。その結果、330 名から継続の要望を受けたことから、こうした飼い主から保護依頼のあった場所や生息調査で犬、猫が目撃された場所を中心に一斉保護を行い、富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の 4 町から犬 4 頭、猫 216 頭を保護している。

なお、警戒区域内から保護したペットについては、全てスクリーニングを行っているが、これまで、全身除染の対象となる 10 万 cpm を上回っていた個体は 1 頭も確認されていない。

【平成 24 年度の一斉保護以降】

- ・平成 24 年度に入ってから、福島県と環境省は、被災住民等からの依頼や目撃情報等に基づき一斉保護を実施してきた。しかしながら、24 年 9 月の一斉保護以降は、収容される犬や猫が若齢であったり、野生動物の錯誤捕獲が多いなど、結果として被災飼い主の求めに応えることができていない状況であった。このため、24 年の一斉保護以降は、保護活動の内容を見直し、住民帰還のために必要な被害の防止を目的とした保護を避難指示解除準備区域や居住制限区域等を管轄する市町村と連携しながら、対象区域を管轄する保健福祉事務所が中心となって実施した。

【定期立入による保護】

- ・調査保護、一時立入に連動した保護及び一斉保護とは別に、相双保健福祉事務所が中心となって、定期的に保護活動を行い平成 27 年 8 月までの間に、南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村の 8 市町村から犬 61 頭、猫 8 頭を保護している。

オ 民間団体と連携した保護の実施

行政による警戒区域内における被災ペットの保護が進む一方、平成 23 年の暮れが近づいてくると、未だ保護されていない個体が東北の冬を無事に乗り切ることができるのかという投書や保護のために警戒区域への立入許可を求める請願が食品生活衛生課に届くようになった。当時、民間が警戒区域に入るためには、住民の一時立入もしくは公益立入の方

法しかなく、立入の許可は、区域を抱える市町村とオフサイトセンターにおいて行われていた。また、公益立入についても非常に限定された条件で行われており、動物の保護を目的とした立入は認められていなかった。これは、立入に伴う危険性のみならず、区域内の治安維持等の観点から執られていた対策であったが、同時に無断で立入り、区域内の管理に支障をきたす事例も発生していた。中には、起訴される事例も少なくない状況であった。

食品生活衛生課への立入許可の請願が激化していく中、福島県と環境省は、オフサイトセンターと動物保護を目的とした民間の立入について協議の場を持つ。その結果、警戒区域内での治安の維持や被災住民の不安への配慮を最重点とした立入基準を動物保護を担当する行政庁（福島県及び環境省）が作成し、それを遵守することを誓約できる者についてのみ限定的に入域が認められることとなった。このため、福島県と環境省において検討を重ね、警戒区域を抱える市町村及びオフサイトセンターと協議の上、「民間団体による警戒区域内の被災ペットの保護に関するガイドライン」が完成し、平成 23 年 12 月 5 日から同月 27 日までの間のオペレーションが実施される。

これにより、16 の団体が警戒区域を抱える市町村から立入の許可を得て保護活動を行い、犬 34 頭、猫 298 頭が保護されている。また、ガイドライン期間中は、福島県が主体となり、環境省及び東京電力株式会社の協力も得ながら、ガイドラインに基づく立入ポイントでの確認や区域内の巡視が行われた。残念なことに複数の団体が遵守事項に違反したことが分かり、それ以降民間団体の立入は実施されていない。

5 被災ペット保護の収束

平成 23 年 5 月 6 日付け環境省自然環境局長要請に基づき、住民の一時立入に伴う保護や一斉保護等を実施し、1,008 頭に及ぶ犬及び猫を保護収容してきたが、その大部分は、平成 24 年 12 月までに実施した保護活動によるものであった。

その後も、相双保健福祉事務所に寄せられた被災犬及び猫の目撃情報を基に保護を続けてきたが、平成 27 年 8 月以降は、被災飼い主等から福島第一原子力発電所から 20km 圏内の犬及び猫の保護要請もなく、また、平成 25 年度及び平成 26 年度に環境省が実施した旧警戒区域における犬猫の生息状況調査の結果からも、当該区域に取り残された犬及び猫はいないと考えられることから、20km 圏内に取り残された犬及び猫の保護については収束と捉え、平成 28 年 3 月 17 日付けで福島県知事から環境省自然環境局長あてに被災犬・猫保護収束の報告を行った。

6 保護された被災ペットの状況

発災以降、平成 27 年 8 月までの間に、福島県が放浪または負傷した状態で警戒区域から保護した被災ペットの数は、犬 463 頭、猫 545 頭の 1,008 頭である。これらの被災ペットの多くは、保護以降、被災飼い主等が自身で飼える状況にないことから、福島県動物救護本部が管理する県内 2 箇所の収容施設で飼養管理されていた。

その一方で、当本部のホームページ等による飼い主への保護情報の提供や譲渡への呼びかけ、または収容施設の支援で来県されたボランティア等の協力により、平成 27 年 12 月までの間に、328 頭（犬 162 頭、猫 166 頭）が飼い主の元へ戻り、また、608 頭（犬 290 頭、猫 318 頭）

が新たな飼い主の元で生活を始めることとなった。これにより、緊急応急的に設置した2箇所の収容施設は、4年9か月にも及んだその役割を終え27年12月末日に閉所した。

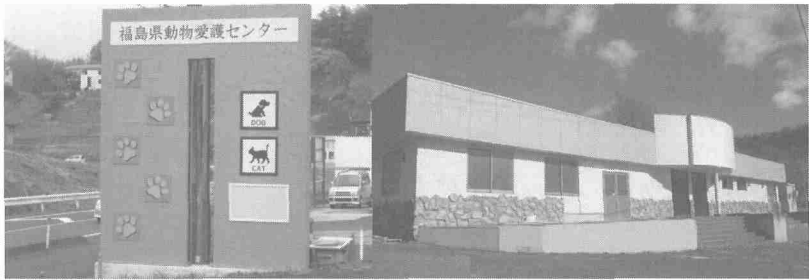
7 東日本大震災を踏まえた見直し

福島県は、この災害の教訓を踏まえ、地域防災計画の見直しを行い、同行避難に必要な避難所等におけるペット対策（ペット等の保管施設の設置・ケージ等の支援）に関する記載や地方獣医師会との連携、被災ペット救助ボランティアの位置づけ等に関する記載を追加した。加えて、避難の順位では、傷病者、高齢者、幼児等と並列にペットを位置づけるなどの修正を行い、平成24年12月3日に内閣総理大臣に報告している。

8 被災動物収容施設の新たな活用

三春町に設置された被災動物収容施設（通称：三春シェルター）において管理されていた被災犬・猫の全てが、平成27年12月末日までに返還または新しい飼い主に譲渡されたことに伴いその役割を終了した当該施設については、平成28年1月28日に、これを管理していた福島県動物救護本部から福島県に寄贈された。

福島県は寄贈された施設の改修を行い、県の動物愛護を推進するための拠点施設である「福島県動物愛護センター」として、平成29年4月1日に開所した。



福島県動物救護本部
構成メンバーの活動

附表

◆保護活動が進むまでの道のり

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生
3月12日～ 4月22日	<ul style="list-style-type: none">・福島第一及び第二原子力発電所が設置されている双葉郡を管轄する相双保健福祉事務所では、3月31日までの間に23件の犬の保護依頼があったため、屋内退避指示区域（福島第一原子力発電所から半径20～30km）内、外に放浪している犬の保護活動を実施。・4月25日までの保護頭数は犬52頭。なお、4月25日以降も住民からの保護依頼や目撃情報に基づき、相双保健福祉事務所における20～30km圏内、外の保護は続けられている。・相双地区以外の各保健福祉事務所では、職員による避難所支援に合わせて、同行避難した動物に関する情報の収集を行うとともに、緊急災害に備えて備蓄していた餌等の支援を実施。
3月14日	必要な物資リストを作成。（食品生活衛生課）

3月17日	緊急災害時動物救援本部に対し、餌の支援を要請。（食品生活衛生課）
3月18日	各保健福祉事務所に対して、震災被災者からの犬・猫の無料引取り及び引取った犬・猫の積極的な譲渡について指示。（食品生活衛生課）
3月23日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） 参集者：福島県、社団法人福島県獣医師会、公益社団法人日本動物福祉協会
3月25日	・各保健福祉事務所における統一的な被災ペット対応及び被災ペットの分散収容について指示。（食品生活衛生課） 併せてホームページによる動物保護情報を公開 ・3月23日に緊急災害時動物救援本部から支援を受けた餌をもとに、各保健福祉事務所に備蓄してある餌の残量に合わせた補充を指示。（食品生活衛生課）
3月28日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、今般の災害に伴う国の支援について確認。併せて、動物収容のために必要なケージを要望。（食品生活衛生課）
3月30日	震災に伴う被災ペット対策に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） 参集者：福島県、郡山市、社団法人福島県獣医師会
3月31日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの取扱い（一時預かり含む）について指示。（食品生活衛生課）
4月1日	・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、避難指示区域からのボランティア等による動物の連れ出しに係る国の対策の有無を照会。（食品生活衛生課） ・相双保健福祉事務所において、被災ペットの保護に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、原子力安全保安院が定めた避難指示区域からのペットの持ち出し禁止について、国が公表するよう要望。（食品生活衛生課）
4月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの収容について、国の支援を要望。（食品生活衛生課）
4月10日	被災ペットの保護に関する問い合わせに対するQ&Aを作成。（食品生活衛生課）
4月12日	環境省自然環境局動物愛護管理室の照会に基づき、県内各市町村に対して、被災ペットの保護等に必要なケージ及びテントの要望数調査を実施。（食品生活衛生課）
4月13日	被災ペット仮設収容施設（福島第1）の賃貸契約を締結。（食品生活衛生課）
4月15日	福島県動物救護本部を設置。併せて、福島県動物救護本部のホームページ立ち上げ。（食品生活衛生課） 構成員：福島県（事務局）、郡山市、いわき市、（社）福島県獣医師会、福島県動物愛護ボランティア会
4月19日	・福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、仮設住宅等の整備にあつては、動物との同居を認める方向で検討することを依頼。（食品生活衛生課） ・福島県動物救護本部の義援金口座開設。ホームページを活用した義援金募集開始。（福島県動物救護本部事務局：以下「本部事務局」）

4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。（本部事務局） ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対して、被災ペットの保護に係る役割分担について要望。（食品生活衛生課）
4月22日	福島第1原子力発電所から半径20km圏内に警戒区域が設定される。
4月25日	福島県動物救護本部が福島市内に被災ペット仮設収容施設（福島第1）を設置。（本部事務局）
4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内における放置犬等の実態調査実施要領策定。（食品生活衛生課） ・被災ペットの受入開始（これまでに保護していた犬52頭のうち、25頭をシェルターに移動）（各保健福祉事務所、本部事務局）
4月28日～5月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内のペットの状況について実態調査を実施。（食品生活衛生課、各保健福祉事務所） ・犬27頭、猫2頭 計29頭を保護（初日は、環境省審議官、環境省動物愛護管理室長が同行）
5月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第1施設に係る飼育動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健所に提出。（本部事務局） ・環境省自然環境局長から、福島第一原子力発電所20km圏内の犬・猫の取扱いについての要請を受ける。（福島県）
5月7日	携帯版の福島県動物救護本部のホームページを開設。（本部事務局）
5月8日	環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、住民の一時立入に連動した被災ペットの持ち出し支援の手法について、提案するとともにそれぞれの役割分担や福島県に対する支援について確認並びに要望。（食品生活衛生課）
5月13日	各保健福祉事務所に対して、災害の被災者に対する手数料等の免除、納入期限の延長等に関する条例の施行について通知。（飼養管理、返還費、引取手数料の減免）（食品生活衛生課）
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会に対して、被災ペットの診療等の協力を依頼。（本部事務局） ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、一時立入に連動した被災ペットの保護に係る経費の支援を要望。（食品生活衛生課） ・環境省自然環境局動物愛護管理室に対し、原子力災害対策特別措置法で保護した被災ペットの処分の根拠について照会。（食品生活衛生課）
5月20日	第1回福島県動物救護本部会議を実施。（本部事務局）
5月28日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） 参集者：福島県、環境省自然環境局長、緊急災害時動物救援本部長、社団法人福島県獣医師会
5月10日～8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の一時立入（1巡目）に連動して、環境省と福島県が連携しながら、ペットの保護回収を実施（福島県職員：延べ387名、他自治体：11自治体72名） ・犬300頭 猫191頭 計491頭を保護
5月19日	福島県保健福祉部長から各市町村長に対して、被災者が公営住宅等に入居する際の入居条件に関して緩和（ペット同居）を検討するよう依頼。（食品生活衛生課）

6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（6/15～6/30まで）（食品生活衛生課） ・食品生活衛生課のホームページで被災ペットの譲渡受付を開始（食品生活衛生課）
6月23日	緊急災害時動物救援本部に対して、被災ペット保護に係る予算の全体計画を提出し義援金を申請。（本部事務局）
6月27日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部構成4団体、兵庫県、福島県、社団法人福島県獣医師会、動物小売業者
6月28日	福島県動物救護本部が当本部のホームページに動物ボランティアの募集告知を掲載。（本部事務局）
7月1日	OFCの被災ペット保護に係る調整会議に参加。（食品生活衛生課）
7月5日	緊急災害時動物救援本部において、被災ペット対策に係る調整会議を実施。 参集者：環境省、緊急災害時動物救援本部、福島県（食品生活衛生課）
7月7日	各保健福祉事務所に対して、福島第1施設における被災ペットの飼養管理について、職員を派遣するよう指示。（7/11～7/29まで）（食品生活衛生課）
7月8日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。会議終了後、福島第1施設から県内各動物病院に被災ペットを搬送。 参集者：各保健福祉事務所（食品生活衛生課、各保健福祉事務所）
7月11日	被災ペット仮設収容施設（福島第2）の賃貸契約を締結。（本部事務局）
7月14日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。（本部事務局）
7月19日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。（本部事務局）
7月20日	山形県に対して、被災ペットの一時預かりを依頼。（食品生活衛生課）
7月24日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。（本部事務局）
7月28日	緊急災害時動物救援本部に対して、義援金を申請。（本部事務局）
8月16日	福島県動物救護本部から社団法人福島県獣医師会長に対して、県内各動物病院における被災ペットの一時預かり期間の延長を依頼。（本部事務局）
8月24日	被災ペット対策に係る調整会議を実施。（食品生活衛生課） 参集者：各保健福祉事務所、食肉衛生検査所
8月29日	福島県保健福祉部長から環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長に対して、全国自治体に対して福島県の被災ペットの保護に係る協力要請を依頼。（食品生活衛生課）
9月1日	被災動物救護支援家族（ホストファミリー）制度を作成。（食品生活衛生課）

9月3日	各保健福祉事務所に対して、被災ペットの譲渡に係る運用方針を指示。（食品生活衛生課）
9月8日	各保健福祉事務所に対して、被災飼い主に対する現況確認の発言要旨を通知。同日から被災飼い主の現況確認実施。（食品生活衛生課）
9月9日	福島第1施設の管理運営体制に係る調整会議を実施。（本部事務局）
9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県及び福島県動物救護本部から各都道府県に対して、義援金募集の協力を依頼。（食品生活衛生課、本部事務局） ・福島県三春町に被災動物保護施設（福島第2）を設置。本格稼働10月1日（本部事務局）
9月17日	各保健福祉事務所に対して、義援金募集の協力を依頼。（食品生活衛生課）
9月21日	福島県動物救護本部から福島県内の大手企業に対して、義援金募集の協力を依頼。（本部事務局）
9月30日	福島第2施設に係る飼育動物診療施設開設届出を管轄する家畜保健所に提出。（本部事務局）
10月1日	被災動物保護施設（福島第2）を開所。（本部事務局）
10月3日	被災ペット救済支援グッズ販売を決定。（本部事務局）
8月31日～ 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内一斉保護に伴う先行調査を実施。 ・26日間 市町村職員の協力（延べ6名） ・犬16頭 猫15頭 計31頭を保護（食品生活衛生課、各保健福祉事務所）
10月25日	ホストファミリー募集に係るポスター作成。（本部事務局）
9月10日～	住民の一時立入（2巡目）
11月20日	2巡目以降、マイカーでの立入が可能となった。
11月21日	福島県動物救護本部から兵庫県に対して、義援金募集に伴う支援グッズの販売の案内を通知。（本部事務局）
10月24日～ 11月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内一斉保護を実施。（食品生活衛生課、各保健福祉事務所等） ・他自治体及び警戒区域をかかえる市町村の協力（13自治体延べ129名） ・犬42頭 猫20頭 計62頭を保護
11月19日～	相双保健福祉事務所による定期立入による保護（警戒区域） 犬49頭 猫4頭 計53頭を保護（平成24年12月31日現在）
12月5日～ 12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体による保護の実施。 ・環境省及び福島県が民間団体による被災ペットの保護を目的として、警戒区域内の立入基準等を定めたガイドラインを作成（適用期間平成24年12月5日～27日）（環境省、食品生活衛生課） ・民間団体（16団体）が公益立入の許可を得て、保護活動を実施。 ・実績 犬34頭 猫298頭を保護
平成24年 1月29日～ 4月15日	住民の一時立入3巡目に伴う被災ペットの持ち出し（3巡目以降住民が自らペットを持ち出すことが可能となった）に対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 犬2頭 猫6頭を保護）

3月1日～ 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域内における一斉保護を実施。 ・他自治体12都府県市 計28人 ・犬13頭 猫93頭を保護（食品生活衛生課、自然環境研究センター）
5月19日～ 7月8日	住民の一時立入4巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する中継基地での対応業務を実施。（持ち出し実績 猫1頭）
平成24年 8月25日～ 10月15日	住民の一時立入5巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 0頭）
平成24年 9月7日～ 10月2日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬1頭 猫131頭を保護 （食品生活衛生課、各保健福祉事務所等、自然環境研究センター）
平成24年 11月3日～ 12月15日	住民の一時立入6巡目に伴う被災ペットの持ち出しに対する対応業務を実施。（持ち出し実績 猫4頭）
平成24年 12月3日～ 12月21日	警戒区域内における一斉保護を実施。 犬3頭 猫85頭を保護 （食品生活衛生課、各保健福祉事務所等、自然環境研究センター）

郡山市

1 はじめに

郡山市における東日本大震災発生以前の犬の飼養頭数は17,548頭*ですが、震災に伴う死亡頭数や飼い主と避難した頭数については不明です。また、当市は福島県の中央に位置することから津波等による動物の被害はなかったものの、家屋の損壊等により逸走した犬の保護収容及び、市内に飼い主と同行避難した動物の支援、なかでも県内最大の避難所となったビッグパレットふくしま（以下「大規模避難所」という。）における支援活動を、避難自治体である富岡町、川内村及び（社）福島県獣医師会郡山支部（現：公社）と共に行いました。なお、猫についての飼養頭数や被災の状況については分かっていません。

* 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数（平成23年2月末時点）

2 ペットの避難・救護の主な経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	地震発生 逸走動物の保護・収容対応
3月12日	特定動物飼養施設、動物取扱業施設の被害状況及び動物の逸走の有無について、現地訪問による確認を開始
3月17日	救援物資の受け入れ開始
3月18日	避難所等におけるペット同行避難者に対する支援活動開始（救援物資の配布及び飼養相談等）
3月20日	避難途中に乗り捨てた車両内に放置された犬を救助
3月28日	市内への避難市町村に対し、避難所及び仮設住宅におけるペット飼養に係る相談・情報提供を開始
3月30日	集合方式による狂犬病予防注射（例年4月～5月での実施）の中止を決定し、動物病院での実施に係る広報を、町内会単位の回覧や市広報誌配布により実施（4月12日からはテレビ広報も併せて実施。）
4月1日	福島県が運営する大規模避難所における動物収容に関する相談対応
4月9日	大規模避難所駐輪場内に設営された動物収容スペースの運用・支援開始
4月15日	大規模避難所北側に設営された、テント（犬用2張、猫用1張）による動物飼養施設の運営支援を開始
4月24日	（社）福島県獣医師会郡山支部開業部会における、大規模避難所でのペット健康相談を支援（以後、5月～7月の間に4回実施）
7月1日	仮設住宅におけるペット飼養のエリア分けの提案及び、仮設住宅内へのペット専用シェルター設置について、民間ペット関連業者への協力依頼
10月7日	仮設住宅内のペット専用シェルターが完成し運用開始

3 災害に備えた動物救護体制の整備状況

当市では、災害時の動物救護に係る対応方針やマニュアル等の整備並びに地方獣医師会との協定の締結はしておらず、原子力発電所事故が加わった複合大規模災害に対応できる体制にはありませんでした。

4 避難所におけるペットの受け入れ状況

(1) 箇所数・頭数

市が運営する 105 か所の避難所に最大 10,013 人が避難を行いましたが、同行避難が行われたのは 2 か所の避難所において、犬が 1 頭ずつ（計 2 頭）という状況でした。

また、当市内には県が運営する大規模避難所を含め、県立高校等の避難所 15 か所が開設され、そのうち 12 か所でペットの同行避難が行われており、同行避難が行われた対象ペットは、犬 71 頭、猫 24 頭、うさぎ 1 頭及びカメ 2 頭（平成 23 年 4 月 5 日時点）でした。

(2) 条件・ルール

当市が運営する避難所でのペット受け入れに際し、特別な条件やルールの設定は行っておりませんでした。同行避難をされる方には、糞尿の処理等、衛生面や臭気への配慮に努めるよう助言を行いました。

また、県が運営する避難所のほとんどにおいて建物内へのペット動物の入室は不可の状況であり、敷地内（屋外）に設置したケージまたは車中での飼養が行われていました。

(3) 配慮・支援

大規模避難所では、敷地内に駐車した車中や車の荷台において大型犬等の飼養が行われていたため、避難 2 自治体からの相談を受け、施設の駐輪場内にケージを配置し、仮の動物収容スペースとすることの支援を行いました。

しかし、当該大規模避難所は、間もなく 2,000 人規模の避難所となったことから洗濯乾燥機等の設置場所として使用することとなったため、避難 2 自治体に対し、大規模避難所北側に大型テントを準備し動物収容施設とすることの助言を行い、3 張が用意され、猫用 1 張、小型～中型犬用 1 張、中型～大型犬用 1 張とするためのケージ、ペットシートやペットフード等の支援を行いました。

なお、テント内のペット動物の飼養管理は飼い主による自己管理を原則とし、各テントには飼養者の中から代表者を選出し、運営管理にあたることの助言を行いました。

また、市内外のボランティアからのペットに対する支援要望に応じ、避難自治体における受け入れの仲介を行いました。



大規模避難所（ビッグパレットふくしま）の駐輪場に設けられた動物収容スペース



大規模避難所北側に設営されたテント内動物収容施設
(左から、中型～大型犬用、小型～中型犬用、猫用テント)



猫用テント内部



小～中型犬用テント内部

5 仮設住宅におけるペットの飼養状況

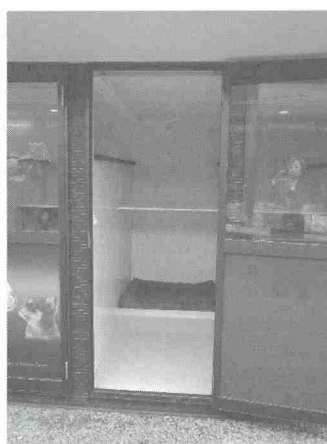
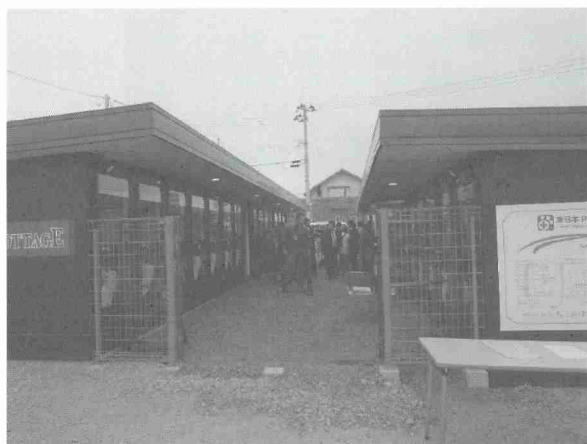
福島県が市内に設置した仮設住宅への入居に際し、鳴き声等のペット飼養に関する苦情を軽減するため、「動物が嫌いな世帯」・「動物は嫌いではないが飼養していない世帯」・「動物の飼養世帯」と3つのエリア分けをすることの提案を、仮設住宅への入居自治体に行いました。

また、市内外の借り上げ住宅での同行避難ペットに対し、避難者からの要請に応じ、ケージ、ペットフード及びペットシート等の物資の支援を行いました。

なお、仮設住宅内への入居に際し、ペット専用シェルター設置について、避難2自治体と共に、民間ペット関連事業者への協力の依頼を行いました。



大規模避難所北側の仮設住宅におけるペット飼養世帯のエリア分け状況



仮設住宅敷地内に設置されたペット専用シェルター（個別管理形式）

6 放浪動物・負傷動物の救護活動

保健所には地震発生直後から、損壊した家屋等から逸走した犬の保護要請が数件寄せられ、その対応は深夜0時近くまで及びました。保護した犬等は、当保健所（所在地：郡山市朝日）及び福島県県中地区犬・ねこ保護管理センター（所在地：郡山市日和田町）に収容しました。平成23年3月11日から平成24年9月までの各月に保護収容した頭数は次表のとおりで、合計は犬536頭、猫60頭でした。

なお、余震が続く3月11日から3月18日までの1週間に保護した犬は17頭、うち11頭が純血種であり、鑑札や狂犬病予防注射済票又はマイクロチップの埋め込み等の所有者明示がなされていた犬は2頭でした。

また、保護収容したペットについては、公示期間を平時より延長したり当市ウェブサイトに掲載するなどの対応を行い飼い主探しを行いました。

郡山市における放浪・負傷動物の保護頭数

	平成23年										平成24年									合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	
犬	28	24	30	17	21	41	26	27	26	25	28	25	21	26	45	30	36	34	26	536
猫	1	1	1	4	7	2	1	4	2	1	0	1	2	4	4	15	6	4	5	60

7 動物救護施設における運営管理体制及び飼養管理状況

当市が保護したペットは、既存施設である当保健所及び福島県県中地区犬・ねこ保護管理センターでの収容の他、協力の申出があった動物取扱業者の施設及び（社）福島県獣医師会郡山支部会員の動物病院で受入れていただきました。

なお、警戒区域や避難指示区域等における動物の保護等は、主に福島県動物救護本部が運営する施設が受け入れを行っていたことから、当市では本災害に特化した動物救護施設は設置していません。

8 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

(1) 返還

保護収容したペット（犬536頭、猫60頭）のうち、犬320頭、猫5頭が元の飼い主に返還されました。また、飼い主への返還を推進するため、保護した地域の狂犬病予防法に基づく犬の登録情報検索を行い、特徴の似た犬の飼い主への電話確認又は現地確認を行いました。

(2) 譲渡

飼い主不明のペットについては、1か月間の公示期間中に飼い主が現れない場合、譲渡の適正等を判断した上で譲渡の対象としました。その結果、犬130頭（猫は0頭）が新しい飼い主に譲渡となりました。

なお、譲渡を推進するため、市ウェブサイトへの掲載、獣医系大学及びボランティアとの連携を行いました。

また、譲渡にあたっては、①動物関係法令の遵守及び終生責任を持って飼養すること、②1年以内に不妊・去勢手術を実施すること、③狂犬病予防法に基づく登録と毎年1回狂犬病予防注射を実施すること、④猫については室内で飼養すること、を条件としました。

9 不妊去勢措置の実施状況

当市では、保護収容したペットの不妊去勢措置は実施しておりません。また、避難所や仮設住宅等に飼い主とともに避難したペットに対する不妊去勢措置に係る助成制度は設けておりません。

10 ワクチン接種等の実施状況

保護収容した全ての犬・猫を対象に外部寄生虫（ノミ・ダニ）及び内部寄生虫処置を行いました。また、譲渡対象とする犬については混合ワクチンの接種を行いました。

なお、当市では、避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対するワクチン接種等に係る助成制度は設けておりませんが、（社）福島県獣医師会郡山支部の開業獣医師によるワクチン接種等を含めた健康相談が行われました。

11 所有者明示の実施状況

保護収容されたペット（犬 536 頭、猫 60 頭）のうち、収容時に何らかの所有者明示等がなされていたペットは、犬 68 頭、猫 0 頭でした。これらの所有者明示の方法は、犬 64 頭が鑑札又は狂犬病予防注射済票の装着、犬 4 頭が迷子札の装着でした。

また、所有者明示措置がなかったペットのうち、犬 252 頭、猫 5 頭については、飼い主からの届出又は犬の登録情報を元にした電話や訪問確認により、飼い主へ返還することができました。

なお、当市では、保護収容されたペットに対するマイクロチップの装着は行っておりません。

12 ボランティアの活動状況

ボランティアについては、申出があった個人又は団体において、譲渡対象動物の一時預かり、支援物資の保管及び配布、問題行動の矯正並びに譲渡先探しを行っていただきましたが、ボランティア保険等への加入は行っておりません。

13 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護に必要な支援物資は、環境省、緊急災害時動物救援本部（当時）や全国からの支援又は寄附により確保しました。なかでも、原子力災害の危惧から物資の搬送流通が滞り、当市への支援物資の第一陣は、発災から 11 日後の 3 月 22 日、緊急災害時動物救援本部からの要請に答え、島根県から車を運転し搬送してくださったボランティアによるものでした。

支援物資の配布は、主にボランティアが市内の避難所や仮設住宅を巡回し行いましたが、支援物資の提供を受けれないとの申出があった市外の借り上げ住宅等に居住する方々にもフードの他、ケージ等の提供を行いました。

支援物資のうち、特に役立ったものとしてクレート、首輪やリード、猫砂等があげられますが、処方食までは必要としない高齢ペットのフード等への対応ができませんでした。

14 資金の確保、義援金の募集、配布

当市では、義援金の募集等の資金調達は行っておりません。

15 広報・普及啓発活動

避難者に対する動物救護関係の広報・普及啓発活動は、避難所、仮設住宅、量販店へのポスターやチラシ等の掲示、民間情報誌及びインターネットを活用し行いました。

16 東日本大震災を踏まえた見直し状況

当市では、東日本大震災を踏まえ、指定した避難所へのペットとの同行避難及び仮設住宅におけるペット受入れへの配慮等について地域防災計画への記載の追加を行いました。

また、今後の災害に備えた物資の備蓄や救護対策マニュアル等の整備を検討中です。

17 動物救護活動を通じて特に効果的だった点

動物救護に必要な支援物資やボランティアの受入れに際し、柔軟に対応したことで、必要とする方への支援物資の配布等が十分に行われ、貴重な支援物資を有効に活用できました。

また、平時より実施していた保護犬の登録情報検索による電話確認又は現地確認は、飼い主への返還推進に大変効果を発揮しました。

18 動物救護活動を通じて特に対応に苦労した点

インターネット等の収容動物の処分に関する記載情報に基づく、個人や団体からの問合せ対応に時間を要したことで、他の動物関連業務に支障が生じたことから、平時より当市の対応状況をウェブサイト等で明記しておくことが必要だと感じました。

19 今後、必要と考えられる点

犬における鑑札・狂犬病予防注射済票の装着、猫での迷子札の装着、マイクロチップの装着等、所有者明示の啓発を強化し、災害時を含め、行方不明となった場合でも所有者に返還できるよう、推進に努める必要があると考えます。

また、いつ発生するとも限らない災害発生時に、ペット動物との同行避難及び避難所でのスムーズな受入れを実現するため、

- ①不妊・去勢手術を受ける
- ②ワクチンを接種をする（犬での狂犬病予防注射は必須）などの健康管理を行う
- ③ケージに入ることをいやがらないしつけをする
- ④家族以外の他の人とも調和して過ごせるよう簡単なしつけをする
（無駄吠えの制御、待て、ハウスなどができる等）
- ⑤ペット用品の備蓄をする（5日分以上）
- ⑥同行避難に関する家族での話し合いを行う

等の心構えと備えの啓発を、日ごろから行う必要であると考えます。

20 各団体の活動記録

(社) 福島県獣医師会郡山支部被災ペット救済支援センター（桑島節夫支部長）により、同行避難が行われたペットの健康相談を、避難所又は仮設住宅において行うとともに、フィラリア予防薬・ノミ及びダニ駆除薬の配布並びにワクチンの接種を無料で行いした。

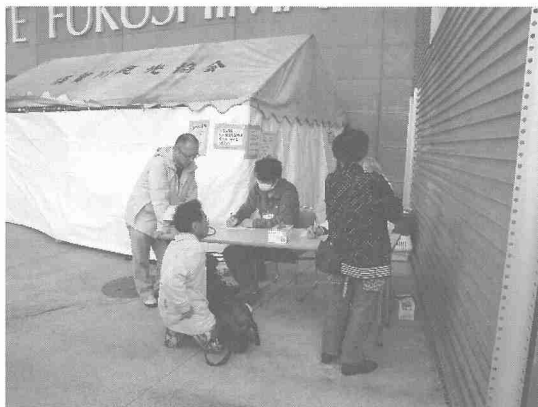
なお、フィラリア予防薬の処方の際には、事前に動物病院でのフィラリア抗原検査を必要とし、結果証明書を持参いただく形で実施しました。

実施結果は次のとおりです。

*：1回分のみ投与

健康相談の内訳	3/25(金)	4/24(日)	5/22(日)	6/8(水)	6/29(水)	7/20(水)
来件総数	15	13	49	46	48	23
(ビッグパレット以外から)				25	39	18
イヌ	12	9		55	66	28
ネコ	3	4		12	9	4
イヌ体重別内訳						
～5kg				12	22	11
～10kg				20	22	17
～20kg				13	16	6
～30kg				9	2	2
40kg～				1	4	2
目的別内訳						
フィラリア予防薬				34*	48	15
混合ワクチン接種頭数				30	15	10
イヌ				18	12	6
ネコ				12	3	4
狂犬病予防ワクチン接種頭数			49	6	5	1
ノミ・ダニ駆除薬配布頭数				35*	42*	22
イヌ				35	35	19
ネコ				0	7	3
相談のみ						2
参加獣医師名(敬称略)	古山(英) 溝口 菊崎	菊崎 大井 佐原	桑島 橘 菊崎 大井 小野田 徳田 佐原 鈴木 佐藤(龍)	桑島 菊崎 大井 佐藤(英) 徳田 村上 佐原 鈴木	桑島 岩淵、菊崎 佐藤(英) 大井、村上 佐原、徳田 佐藤(勘) 古山(実) 鈴木	桑島、阿部 橘、大井 佐原、徳田 村上、鈴木 佐藤(英) 佐藤(龍) 佐藤(勘)

(社) 福島県獣医師会郡山支部被災ペット救済支援センターの活動状況



福島県動物救護本部
構成メンバーの活動

ペットを連れて避難されている皆様へ

ペット健康相談のお知らせ

7月20日(水) P.M 1 : 00 ~ 3 : 00

ビッグパレット北東側にて、

ペットの健康相談を行います。

(フィラリア予防薬等の無料配布も行います。)

※フィラリア症予防薬の配布について

郡山市内の各動物病院にて犬フィラリア症検査(有料)を受けてください。検査結果証明書が発行されますのでお持ちください。その証明書が無い場合、予防薬をお渡しすることができませんのでご注意ください。

福島県獣医師会郡山支部

郡山被災ペット救済支援センター

いわき市

1 はじめに

いわき市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。地形は、西方の阿武隈高地（標高 500 ～ 700 m）から東方へゆるやかに低くなり、平坦地を形成し、夏井川や鮫川を中心とした河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

当市は、とても住みやすい地域でありましたが、2011 年（平成 23 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災による津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、市北部の一部の地域が原発の半径 30km 圏内に含まれたことから、その地区では屋内退避や避難を余儀なくされる事態に陥るなど、生活が一変してしまいました。

水道などライフラインが寸断され、また、当市と原発の距離が近いこともあり、原発事故後は物資の流通が途絶え、支援物資やガソリン等が届かない状況が続く、生活に窮する事態になりながらも、震災対応に追われる時期が続きました。

現在は、環境中の放射線量の測定値も大幅に下がっており、通常の生活に支障をきたすような状態にはありませんが、農作物や小名浜沖で獲れる水産物などの風評被害が続いている状況にあります。

当市は、福島県の被災動物の救護活動を行うにあたり、福島県動物救護本部の構成員の一員でしたが、福島県動物救護本部が設置するシェルターからかなり離れており、別にシェルターを設置した方がいいとの判断に至ったことから、当市、社団法人福島県獣医師会いわき支部及び動物愛護団体等を構成員として「いわき市動物救援本部（以下、市救援本部という。）」を立上げ、仮設のシェルターを設置し、被災動物の救援活動を行ったところです。

ここでは、いわき市保健所生活衛生課の被災動物救援活動を中心に、市救援本部における対応について記したいと考えています。

市救援本部の本部長は、同時に、いわき市保健所長でもありますことから、震災による災害医療や原発事故への対応など、保健所の果たす役割の大きさを感じながら、任務を遂行しました。

今回の東日本大震災は未曾有の災害であることに加え、原発事故への対応として、当所が放射性物質の外部被曝スクリーニング会場となり、多くの市職員がその業務に従事することとなったため、人命救助を優先せざるを得ない状況下であり、被災動物の救援活動について必要最低限の対応であったことは否めないものでした。

放射性物質からの影響を避けるため、多くの市民が市内外へ避難するにあたり、「犬や猫を預かってほしい」、「どこか預け先を教えてほしい」などの問い合わせが殺到する一方で、飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして避難してしまった事例が発生し、市民からの捕獲要請が増しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の周辺自治体の住民は、国からの避難指示で直ちに全員が避難しなければならなくなり、着の身着のままの状態ですぐにペットや家畜を置き去りにせざる

を得ない緊急事態であったことから、多くの飼養動物が取り残される事態となりました。

ペットを救出しようと、全国各地から多くの動物愛護団体等が現地へ向かおうとし、当市には立入制限の設けられた地域がなかったことから、当市を通して現地へ立ち入るのが最短距離であるとのことで、当所窓口へ多くの団体等が押し寄せ、その対応でも大変苦慮したところです。

当市は中核市であり、当所は「いわき市」のみを管轄していることから、福島県と連携しながらも、独自に被災動物救援活動を行うこととなりました。

今後、また当市で、あるいは日本のどこかで、今回のような災害が起きないとも限りません。

今回の市救援本部の活動は、今後の災害でも大いにその経験が生かせるものと思います。

そこで、未曾有の災害の経験と、そこから得られた教訓が風化しないよう、市救援本部のこれまでの活動を記録にとどめることとしました。

2 ペットの避難・救護の主な経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成23年 3月11日	発災直後より、苦情処理等で市内出張していた市職員及び市犬抑留施設並びに収容動物の安否確認を実施（行政）
3月14日	市内の特定動物の安否及び逸走の有無の確認を実施（行政）
3月中旬	犬・猫の預かり先の情報提供を開始（行政）
3月29日	市内に設置された避難所のうち避難者が100名を超える大規模な避難所11カ所におけるペット動物の同行避難状況調査を実施（行政）
4月上旬	飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまっている事例が発生し、市民からの捕獲要請が寄せられたため、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、犬の捕獲業務体制等を強化（行政）
4月上旬	犬抑留施設の収容能力が限界に近づいたことから、動物愛護団体等における収容施設外一時預かり（団体譲渡）を開始（行政）
4月11日	環境省より保護収容のためのケージ等配付の照会があったため、必要数を要望（行政）
4月25日	市、社団法人福島県獣医師会いわき支部（当時）、動物愛護団体等により「いわき市動物救援本部」を設置
5月6日	環境省からの配付ケージ受領（行政）
5月12日	捕獲した犬の臨時的抑留機能に加え、市内に避難する飼い主自ら管理する前提での飼い主へ提供する飼育場所も兼ねた「いわき市ペット保護センター」を設置し供用開始
5月13日	「いわき市ペット保護センター」の設置について、報道機関へ公表

平成26年 9月30日	7月に退去した被災者の飼い犬を最後に、被災者の継続利用及び新たな被災者の利用申請がなかったことから、ペット保護センターにおける被災者あて飼育場所提供を終了
平成27年 12月31日	救援本部が運営する「いわき市ペット保護センター」を閉鎖
平成28年 3月31日	いわき市動物救援本部を解散

3 ペットの被災概況

当市における発災以前のペットの飼養頭数は、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数が18,845頭（平成23年2月末時点における実登録頭数）ですが、猫については不明であり、震災に伴う死亡頭数や飼い主と避難した頭数、保護された頭数等については不明です。

なお、平成23年度における犬の死亡届の頭数は、前年度と比較して100頭以上多いものでした。

4 災害に備えた動物救護体制の整備状況

当市では、地域防災計画に、動物（ペット）救護対策を規定していましたが、具体的な記載はなく、災害時の動物救護についての方針やマニュアル等が策定されていなかったことから、東日本大震災に、原発事故が加わった複合大規模災害に対応できるものではありませんでした。

5 震災直後の被災動物救援活動

(1) 犬・猫の預かり先の情報提供

「避難するが、犬・猫を連れて行けない」、「被災して犬・猫の継続飼育ができない」などの問い合わせが殺到したことから、主に関東圏を中心に動物愛護団体等で犬・猫の受け入れ先を調査し、飼い主等にその情報を提供しました。

(2) ペットフード等の支援物資の提供

今回の東日本大震災の被害に加え、原発事故の影響があり、場合によっては、自分たちも避難せざるを得ない状況になるかもしれないという緊迫した状況であったことや、人命救助を優先せざるを得ない状況であったこと、支援物資が届かない、ガソリン不足の厳しい環境下にあったことなどから、当初、被災動物の救援活動は必要最低限の対応とせざるを得ませんでした。

しばらくして、支援物資等が届くような状況になってからは、避難所へ避難している犬・猫の実態調査を行い、犬・猫と共に避難している方等に対し、ペットフード等の支援物資を提供しました。

(3) 犬の捕獲（収容）体制の強化及び臨時的な収容施設の設置

8 放浪動物・負傷動物の救護活動 以降に記載

6 避難所におけるペットの受け入れ状況

当市内に設置された避難所は 127 カ所ですが、このうち避難者が 100 名を超える大規模な避難所 11 カ所においてペットの同行避難状況を調査したところ、6 カ所の避難所にペット同伴の被災者が避難していました（平成 23 年 3 月 29 日時点）。

また、避難所での飼養頭数は、少なくとも犬 17 頭、猫 10 匹でした。

避難所でペットを受け入れるにあたって、条件等を設定したか否かは把握できていませんが、市では、避難所でのペットの飼養を支援するため、ペットフードなどの支援物資の配布を行ったり、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、動物飼育者とそうでない人の区分を行うなどの配慮を行いました。

7 仮設住宅におけるペットの飼養状況

当市内に設置された仮設住宅のうち、当市が設置した仮設住宅は 1 カ所のみで、当所では、仮設住宅でのペットの飼養を可能とするために、仮設住宅の設置担当部局へ申し入れましたが、ペットの飼養は難しいとのことでした。

8 放浪動物・負傷動物の救護活動

被災した飼い主が犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまった事例が発生し、市民よりの捕獲要請が寄せられました。

そこで、当該要請に対応し、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、臨時的に職員の増員を行い、犬の捕獲業務体制等を強化しました。

しかし、捕獲した犬については、狂犬病予防法に基づく公示の期間（3 日）が経過すれば原則的には処分することができますが、「被災した飼い主からの申し出による引取り犬等については極力殺処分せず、できるだけ生存の機会を与えるようにすべきである」との環境省の見解が示され、長期間の収容が必要となり、それらを収容する市犬抑留所（所在地：いわき市平）だけでは収容できない状況になることが想定されました。

そこで、臨時的な仮設のシェルター施設として「いわき市ペット保護センター（所在地：いわき市内郷綴町）」を設置し、行政による保護活動の実施により保護した次の動物のうち、犬及び猫の譲渡要領に定める適格判定により譲渡適性の認められるものについて、当該センターへ収容し管理を行うこととしました。

- 狂犬病予防法並びに市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲した犬
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき所有者より依頼のあった引取り犬・猫

なお、負傷動物の治療について、公益社団法人福島県獣医師会いわき支部所属の獣医師に、通常の健康管理として定期的に犬・猫の診療をボランティアで行っていただく必要もあったこと等から、ペット保護センターの設置及び運営母体は各団体等で構成する「いわき市動物救援本部」としました。

震災の影響によると思われる放浪犬・負傷動物の収容依頼は、平成 23 年末までにはほぼ収まりましたが、平成 23 年 3 月から平成 23 年 12 月までの各月に保護した頭数は表 1 のとおりで、合計で犬 266 頭、猫 29 匹でした。

震災の影響等により、通常よりも警戒心・攻撃性が強くなっている犬が多く、困難を伴う捕獲が多々ありました。

また、公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行うなど、飼い主を探す取り組みにも力を入れました。

表 1 いわき市における放浪・負傷動物の保護頭数（通常捕獲の頭数を含む）

	平成 23 年										合 計
	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
犬	20	30	37	25	33	23	25	29	10	34	266
猫	0	2	4	2	2	4	5	6	3	1	29

（1）いわき市動物救援本部の設置

- ア 目 的 東日本大震災に伴い、いわき市内の避難所等へ避難した被災動物及びその飼養者等に対して、動物愛護の観点から必要な動物救援活動を行う
- イ 設置年月 平成 23 年 4 月
- ウ 構 成 員 いわき市、社団法人福島県獣医師会いわき支部（当時）、いわき「犬猫を捨てない」会など
- エ 事 務 局 いわき市（保健所生活衛生課）
- オ 活動内容 臨時収容施設の設置、被災動物の保護・収容、所有者不明犬・猫の譲渡、健康診断・治療など各構成員がそれぞれの役割を担って動物の救援活動を行う
- カ 運 営 費 主に緊急災害時動物救援本部（当時）に集まった義援金の交付を受けて運営

（2）臨時収容施設の設置

犬を収容するにあたっては、犬のなき声、糞尿の臭いなどによる周辺の住民との問題が起らないような場所、施設を探す必要があり、厚生労働省が所管している「ポリテクセンターいわき」駐車場を借用しました。

- ア 施設の名称 いわき市ペット保護センター
- イ 所 在 地 福島県いわき市内郷綴町舟場 1－126
- ウ 借用面積 約 500 m²（当該駐車場の約半分）
- エ 稼働年月日 平成 23 年 5 月 12 日
- オ 施設の概要
 - （ア） 駐車場にコンテナハウス 6 棟（3.8 坪／棟）及び屋外流し台 1 基（3 槽）を設置（コンテナハウスのうち、1 棟は管理事務所として利用）
 - （イ） 屋外水栓よりホース約 100 m にて屋外流し台に連結し使用（給湯器あり）

(ウ) 施設設備としてエアコンを設置

(エ) 収容能力

犬：約 20 頭 猫：約 15 匹

9 飼い主への飼育場所の提供

当市では、双葉郡等からの避難者が約 24,000 人にも及び、市内においてペット飼育可能なアパート等の物件が満杯状態という事情も重なり、ペットと一緒に暮らすことができない方からの問い合わせが寄せられたことから、犬・猫の所有者が原則的に飼養管理するという条件で、次の犬・猫を飼育する場としてペット保護センターの利用を飼い主へ提供することとしました。

- 被災者が一時提供住宅に入居するにあたり継続飼養が困難となった犬・猫
- 動物愛護団体が被災者から預かった犬・猫

施設利用にあたっては、飼い主との間で誓約書を交わしました。

飼い主が飼育場所の提供を依頼する理由として最も多かったのは、「ペット飼育が認められていない住居に移ったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼育が許可されていないため」、「ペットの飼育可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」の順でした。

被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるとの被災者の心のケア、被災者支援の観点から、基本的にはペットのお世話を毎日来てもらう条件で飼育場所の提供を行ってきましたが、預けたままになっていた方もおりました。

また、当初、施設の利用期間を原則 1 カ月としていましたが、利用者が避難者でありその住環境の変化がないことから、利用の延長申請が繰り返される状況もありました。

平成 23 年 5 月から平成 27 年 12 月末日までの施設利用頭数は表 2 及び表 3 のとおりで、合計は犬 174 頭、猫 63 匹でした。

管理されていた犬・猫の多くは、飼い主が判明したり、飼い主の飼育環境が整ったことで飼い主の元へ戻り、または新たな飼い主へ譲渡したことで退去し、平成 27 年 12 月 31 日現在、施設を利用する動物はありません。

表 2 犬の飼育場所提供頭数（保健所、動物愛護団体への提供を含む利用）

区 分			受入頭数	退去頭数	現在頭数
平成23年度	保 健 所		27	26	1
	動 物 愛 護 団 体		34	29	5
	一 般	市 内	4	3	1
		市 外	14	7	7
	計		79	65	14

平成24年度	保 健 所		11	9	3
	動 物 愛 護 団 体		21	21	5
	一 般	市 内	0	1	0
		市 外	1	3	5
	計		33	34	13
平成25年度	保 健 所		4	7	0
	動 物 愛 護 団 体		11	8	8
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	2	1	6
	計		17	16	14
平成26年度	保 健 所		21	20	1
	動 物 愛 護 団 体		13	13	8
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	6	0
	計		34	39	9
平成27年度	保 健 所		3	4	0
	動 物 愛 護 団 体		8	16	0
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	0	0
	計		11	20	0
合計（累計）			174	174	0

※ 平成 23 年度：平成 23 年 5 月 12 日～平成 24 年 3 月 31 日

※ 平成 27 年度：平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

表 3 猫の飼育場所提供頭数（保健所、動物愛護団体への提供を含む利用）

区 分			受入頭数	退去頭数	現在頭数
平成23年度	保 健 所		8	8	0
	動 物 愛 護 団 体		15	11	4
	一 般	市 内	2	1	1
		市 外	9	7	2
	計		34	27	7
平成24年度	保 健 所		4	3	1
	動 物 愛 護 団 体		0	3	1
	一 般	市 内	1	2	0
		市 外	3	3	2
	計		8	11	4

平成25年度	保 健 所		4	5	0
	動 物 愛 護 団 体		2	3	0
	一 般	市 内	2	2	0
		市 外	0	1	1
	計		8	11	1
平成26年度	保 健 所		8	8	0
	動 物 愛 護 団 体		1	1	0
	一 般	市 内	1	1	0
		市 外	0	1	0
	計		10	11	0
平成27年度	保 健 所		3	3	0
	動 物 愛 護 団 体		0	0	0
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	0	0
	計		3	3	0
合 計（累計）			63	63	0

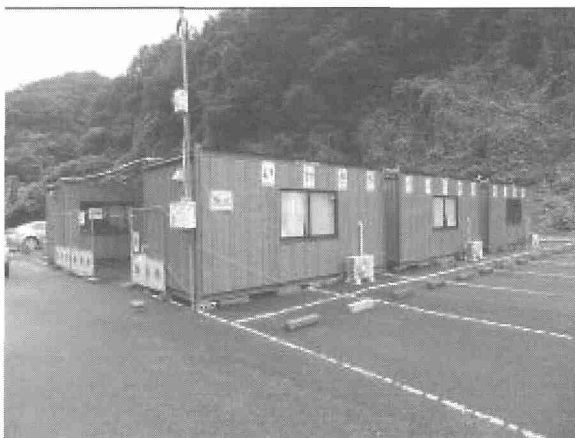
※ 平成 23 年度：平成 23 年 5 月 12 日～平成 24 年 3 月 31 日

※ 平成 27 年度：平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

10 ペット保護センターにおける運営管理体制及び飼養管理状況

収容動物の管理までの流れは、①捕獲及び引取りにより既存の抑留施設に収容、②公示、③所有者が判明しない場合は譲渡適性判定、④譲渡候補となった動物にワクチン接種等の健康管理実施、⑤小型犬～中型犬及び猫をペット保護センターにて管理、としました。

被災者飼育動物の管理までの流れは、①飼い主が動物病院にてワクチン接種等の健康管理実施、②救援本部事務局（保健所）にて施設利用申請、③ペット保護センターへ収容、④原則、毎日飼い主がペット保護センターへ行き、自身の動物の給餌等管理、としました。



ペット保護センターの外観



ペット保護センター内部の様子



ペット保護センター内部での飼養の様子



ペット保護センター建屋内での飼養の様子

(1) 運営管理体制

ペット保護センター施設及び当市で保護した収容動物については、委託したボランティア団体からの2名と一般ボランティアが管理を行い、施設を利用する被災者は、収容動物を自身で管理することとしました。

ペット保護センターの飼育管理スタッフは、1日2名体制で犬・猫の世話等を行い、スタッフ3～5名が交代で従事しました。

また、収容している犬・猫の健康診断、傷病治療、不妊去勢手術については、定期的に公益社団法人福島県獣医師会いわき支部の獣医師がボランティアで実施しました。

なお、市保健所生活衛生課が事務局としてペット保護センターの事務管理を行いました。

ペット保護センターの運営管理等に必要な資金（動物救護施設設置費、飼育管理費、光熱水費、人件費等）については、緊急災害時動物救援本部（当時）からの義援金のほか、救援本部に集まった寄附金を活用しました。

また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部（当時）や全国の支援者からの支援物資のほか、ホームセンター等で購入しました。

(2) 飼育管理状況

ペット保護センターにおけるペットの収容可能頭数は、犬約20頭、猫約15匹ですが、収容頭数が大幅に増加したため、感染症の蔓延を防ぐためにワクチン接種を行う等、健康管理を徹底するとともに、清掃及び消毒を徹底して行いました。

なお、市犬抑留所においては個別収容が出来る状態になかったため、できる限り犬同士の相性等を勘案して収容しましたが、闘争による負傷・死亡事故が何度か発生しました。

(3) ペット保護センターの閉所に向けた対応

当市は、被災地であるにもかかわらず、双葉郡等から約24,000人が避難してきており、ペットと一緒に暮らせる賃貸住宅等が不足する状況にありました。

しかし、飼育環境が整えば飼育続けたいと考えている避難者が多かったことから、あまり所有権放棄には至りませんでした。

今回の災害は、原発事故の影響が大きく、原発周辺自治体からの避難者の飼い犬・猫の受

け入れを行ったことから、ペット保護センターの閉鎖時期を設定することが困難な状況となり、設置期間を延長しました。

一方、震災から1年を経過した頃からは、特に成犬の譲渡が困難になってきていました。

収容頭数が多く、行政だけでは譲渡頭数を増やすことに限界があったことから、地元の動物愛護団体に加え、全国の動物愛護団体の協力を得るなどして、譲渡の促進を行いました。

その後、管理されていた犬・猫の多くは、飼い主が判明したり、飼い主の飼育環境が整ったことで飼い主の元へ戻り、または新たな飼い主へ譲渡したことにより退去し、平成26年7月に退去した被災者の飼い犬を最後に、被災者の継続利用及び新たな被災者の利用申請がなかったことから、同年9月末日をもってペット保護センターにおける被災者あて飼育場所の提供を終了しました。

なお、引き続き管理が必要な譲渡候補動物がいたことから、施設運営は平成27年12月末日まで継続しました。

11 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

東日本大震災により被災し、所有権を放棄せざるを得なかった犬・猫や、所有者が分からない犬・猫は、動物愛護団体と連携しながら、新たな飼い主を探し、譲渡する事業を実施し、全国各地から被災地の被災動物を救いたいと申し出ていただいた方々に多くの命を救っていただきました。

この場をお借りしてご協力いただいた方々に改めてお礼を申し上げます。

(1) 返還

当市では、保護したペットがより多く飼い主へ返還されるよう公示期間を平時よりも延長して1カ月間とし、飼い主からの行方不明情報との照合を行いました。

(2) 所有権放棄

飼育場所の提供を依頼したまま飼い主がペットを連れ帰れない理由として最も多かったのは「ペットの飼育可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼育が許可されていないため」、「ペット飼育が認められていない住居に移ったため」でありましたが、所有権放棄されたペットについては、動物愛護団体と連携し、新たな飼い主へ譲渡を行いました。

(3) 譲渡

飼い主不明のペットについては、延長した公示期間中に飼い主が現れない場合、譲渡適性を判断したうえで、譲渡候補動物としました。

また、当市では譲渡を促進するために、市ホームページに譲渡動物情報として写真付きで掲載したほか、個人への譲渡だけでなく動物愛護団体等への譲渡を開始しました。

12 不妊去勢措置の実施状況

当市では、長期に渡り施設の収容能力の限界まで犬を保管しなければならなかったことから、犬同士の闘争（発情に起因したものを含む）や収容以前に妊娠していたと思われるもの、不慮の交配を防止する必要があるものについては、飼養管理上支障をきたすものと判断し、不妊去勢

措置を実施しました。

不妊去勢手術については、市保健所で実施するとともに、獣医師会いわき支部の獣医師にボランティアで実施していただきました。

なお、当市では不妊去勢措置に係る助成制度を行っていませんでしたが、平成 25 年 7 月から、飼い犬及び飼い猫の飼い主（市民に限る）を対象とした、不妊去勢手術に係る費用の一部助成制度を開始したところです。

13 ワクチン接種等の実施状況

ペット保護センター等に保護収容した全ての犬・猫を対象に、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置を行い、全ての犬にフィラリア予防措置を行いました。

これらのワクチン接種等は市保健所で実施し、費用は寄附により賄いました。

なお、当市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等の助成事業は実施しませんでした。

14 ボランティアの活動状況

震災発生以前より市の事業に関わりのあった愛玩動物飼養管理士を通じて、ペット保護センターの飼育管理を 1 団体、団体譲渡を 6 団体に依頼しました。

また、市内の大学の学生課に希望のあった学生を斡旋してもらい、ペット保護センターで収容されている犬の散歩等のボランティアを依頼しました。

15 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は緊急災害時動物救援本部（当時）からの支援を受け、市職員が調査を兼ねて避難所に配布したり、ペット保護センターで利用しました。

一方、発災直後には、人の物資が優先とのことで、避難所の管理責任者が支援フードの受け取りを断るなどの場面もありました。

支援物資の中では、おやつ（ジャーキー等）やサプリメントといった嗜好性の強いものより、多くのペットが消耗品として必要とするペットシートが不足しました。

16 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部（当時）からの義援金、独自に集めた義援金及び自治体予算から確保しました。

集まった義援金は、救援本部が行う救護活動及びペット保護センターの運営管理費等に充当しました。

なお、設置したペット保護センターの利用者の多くが、原発周辺自治体から当市へ避難している方であったことから、市及びペット保護センターの立場としては、義援金を積極的に募集しにくい状況でした。

17 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や仮設住宅における避難者も含め、インターネットを活用して行いました。

18 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、市地域防災計画に災害時の動物対策についての具体的な記載はありませんでしたが、現在は具体的な災害対策について見直しを行いました。

また、発災以前は、動物救護活動に必要な物資の備蓄は行っておらず、具体的な活動マニュアルも整備していませんでしたが、今後の災害に備えて備蓄及び整備を検討中です。

19 動物救護活動を通じて特に効果的だった点

県内では、福島県が当初は2カ所に仮設の動物救護施設を設置し、警戒区域から保護した犬・猫を収容していたところですが、当市は獣医師会いわき支部及び市内のボランティア団体と共同で、平成23年5月から臨時の動物収容施設を設置し、東日本大震災によりペットとの同居等が困難である飼い主に飼育場所の提供を行ってきました。

家族や家屋を失った被災者の中には、ペットと一緒に暮らすことができなくなった方も少なからずおり、悲しみや喪失感を癒されることがなく、心身共に疲弊していたことと思いますが、当市の臨時収容施設にペットを預けている被災者は、散歩やケージの清掃等、飼い犬の管理を自ら行うこととなるため、結果的にペットに会えることで心が癒され、被災者の心のケアに役立ったものと思っています。

20 動物救護活動を通じて特に対応に苦勞した点

8(2) 臨時収容施設の設置 にも記しましたが、収容後の犬のなき声、糞尿の臭いなどによる周辺の住民との問題が起こらないような場所、施設を探す必要がありましたので、適地が見つからず、また、借用の了解を得ることが難しく、最終的に厚生労働省が所管している「ポリテクセンターいわき」駐車場を借用することとなるまで、立地の選定に苦勞しました。

また、災害対応の需要増加により、コンテナハウスの借用が難しい状況となっていましたので、確保するのが困難でした。

加えて、工事関係の業者が災害対応に追われ、ペット保護センター施設の整備にかかる各種工事の発注が難しい状況に陥っていましたので、事務局職員等で部品の調達や設置等をせざるを得なくなり、とても苦勞しました。

その後は、徐々に復旧が進むにつれ、全国の動物救護施設が閉鎖され、残っているのが福島県内のみとなった中、市ペット保護センターを利用する被災者の多くが、施設の継続利用を希望する状況にありました。

施設を利用する被災者を対象とした調査の結果、全員がペット保護センターの存続を希望したこともあり、設置期間を延長しましたが、施設利用者のほとんどが当市民ではなく、当市にて避難生活を送る市外の住民であったこと、また、自らが希望する避難地区から離れてでもペットと共に避難生活を送ることを選択した被災者との不公平が生じていたこと等を踏まえ、どの

時点で施設を閉鎖すべきであるか、時期を設定することが困難な状況がありました。

21 今後、必要と考えられる点

人によって、ペット動物に対する感情に温度差がある以上、避難所や仮設住宅等における同行避難を不可としたい意識は今後も大きくは変化しないと思われます。

また、ペットに嫌悪を感じないまでも、アレルギーなどの問題から、ペット同伴を遠慮して欲しいと考える被災者もあると考えます。

避難所でのペット飼育場所の設定、備蓄フードや預かってもらえる知人の確保、多くの避難者が周辺にいても落ち着いていられるようしつけを行うなど、各々が有事に備えて平時から準備する必要があると思われます。

22 構成団体の活動記録（一部のみ）

（1）公益社団法人福島県獣医師会いわき支部 安藤 和典（震災発生当時支部長）

ア 震災直後の被災動物救援活動

震災直後のライフラインが途絶える中、動物病院には地震や津波によって負傷し、また、ストレスにより体調を崩したペットを抱えた飼い主が多く来院しました。

時間の経過とともに、生命にかかわる心臓の薬や抗てんかん薬、インシュリン等の処方を求める飼い主も殺到したことから、各病院では残っている器具や医薬品等で対応せざるを得ませんでした。

また、環境省自然環境局長から動物救護専門員に委嘱された獣医師は、ボランティアとして警戒区域内に残されたペットの調査及び保護に従事しました。

他に、被災動物の無料一時預かりや治療費の一部負担、いわき市ペット保護センターでの一部診療にもあたりました。



福島県動物救護本部
構成メンバーの活動

イ ボランティアの活動状況

各県から多くのボランティア団体が当市内を拠点に活動し、被災地からペットを保護してきましたので、各病院では可能な範囲で協力しました。

ウ 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資の中には、使用できない薬品等もありましたが、各種ワクチンや予防薬、ノミ・ダニ駆除剤等は、いわき市保健所へ提供し、役立てていただきました。

エ 広報・普及啓発活動

動物病院内での掲示が主な広報媒体でしたが、通信手段が麻痺する中、市内のコミュニティFM放送にて診療を行っている動物病院が案内され、非常に助かりました。

オ 東日本大震災を踏まえた見直し状況

今回の災害で得られた経験や教訓を踏まえ、いわき支部として何ができるのか、現在検討を進めています。

カ 動物救護活動を通じて特に対応に苦労した点

原発事後の発生により、各病院ともスタッフや家族が避難を余儀なくされたため、診療の再開までに時間を要したところが苦労しました。

キ 今後、必要と考えられる点

医薬品の十分な備蓄及びいわき支部会員における新たな連絡網の整備が必要であると考えています。

ク その他・活動全般を振り返って

災害発生時に私たちは何ができるのか、難題ではありますが、一刻も早く病院機能を復旧し、治療を必要としているペットや飼い主の要望に迅速に対応できる動物病院を目指したいと思っています。

当時支部長であった私は避難を余儀なくされましたが、避難せず黙々と診療を続けていた動物病院の先生や、最後まで公務を全うしたいわき市保健所の獣医師職員には頭が下がる思いです。

最後に、ペット保護センターの運営に携わったスタッフとボランティアの皆様に、この場を借りて慰労の意を表します。

23 その他番外編

当市は、温暖な地域であり、山間部を除けばほとんど雪が降らないところですが、平成26年2月に湿った雪が45年ぶりに降って仮設の屋根が重みに耐えられず、V字に潰れてしまいました。応急処置として、屋根の雪を取り除いたり、下から支柱を挿入するなどの対応で急場をしのいだ後に改修工事を行いました。

なお、従事する人も動物にもケガがなかったことは、幸いでした。



当時を振り返って

福島県獣医師会県北支部 久保田 晃

1. 大震災直後

1) 被害状況など

福島県県北支部の動物病院や獣医師またはその自宅におきましては、自宅の半壊6件、診療施設の半壊が1件、診療機器の損壊が3件でした。(平成23年7月14日時点)

また福島市および周辺地域の状況は、物的被害は幸いにも甚大というほどではありませんでした。家のブロック塀が倒れたり、幹線道路のアスファルト面が隆起・陥没するなど、生活を続けるのに困難というほどではありませんでした。

他方、ライフラインの切断により、人々が右往左往しながら飲み水や生活用水の確保、食料の買い出し、ガソリンの補給などについては一家総出で対応しなければなりません。特に水道が3日間使用できないだけで、いつもは何の苦労もなく水を飲めたり、トイレ排水、お風呂、食器洗い、手洗いができるのに、それが急にできないとなると生活上多大なストレスを感じました。幸い、私の近所には阿武隈山系からの伏流水がいつも豊富に湧き出している場所があり、その情報を得たたくさんの人々が朝早くから深夜まで、汲みに来ていました。私達も飲料水としてはもちろん、自宅の大型ポリゴミ箱をきれいにしてお風呂用の水を汲み車で何度も往復して、ようやく体を洗うことができたのです。トイレの排水には、洗髪後の湯をバケツにとっておいたものを利用していました。

今回、災害時の水の確保が大変重要ということを知り、その対策には井戸水が大きな役割を果たすだろうと思いました。電気は翌日には開通し、近所の家庭の井戸では電気モーター敷設の井戸で水を汲み上げ普通の生活ができていましたし、別の家庭では外付けの井戸を他人に開放しておりそのおかげで自由に水を調達できていました。前段で記したような湧水・井戸などを含め、万一の災害時に利用可能な井戸の場所や貸してくれる家庭を行政が率先して募集し、ハザードマップのようなものを作成できれば、給水車を待っても少しの水しかもらえないという逼迫した状況はかなり解消されると思います。

食料確保については、早朝からスーパーに買い出しに来た人々が100m位列をなして並んでいました。物流の大型トラックは、福島第一原発の爆発による膨大な放射線量の恐怖や高速道路の復旧遅れなどの理由で、県内にはなかなか入ってこなかったため、スーパーはどこも品不足で不安な日々が続きました。対策としては、各家庭で日頃から缶詰などの非常用食を準備しておくことが最も重要なのではないのでしょうか。

大気中放射線濃度はかなり高い数値が測定されていました。その後徐々に下がってはいましたが、今覚えているものでも28マイクロシーベルトやそれ以上の数値の中で、その空気を吸い込みながら皆が活動せざるを得ませんでした。当時混乱した状況だったとはいえ、20歳未満の子供たちがいる家庭では、汚染した空間に彼らを暴露させてしまったことを、

今でもその親たちに後悔させ続けています。

2) 県行政、県獣医師会、他

平成 23 年 3 月 12 日から 4 月 25 日の間、県の行政は、相双地区の犬の保護活動から始まり 52 頭を収容しました。また各地域への被災者からペットの無料引き取り・譲渡指示・分散収容等、またホームページでの動物保護情報公開・必要なフードやケージの手配・ペットの一時預かりの指示・県動物救護本部を設置・義援金口座開設などを行い、4 月 25 日には福島市飯野町に福島第一施設（飯野シェルター）を設置しました。

福島県獣医師会はそれらに呼応する形で、被災動物救護事業などを立ち上げ、県内各動物病院などに要請をし、それを受けてそれぞれの獣医師が全面協力しながら活動し始めました。

3) 県獣医師会県北支部

福島第一原発の爆発や大規模な津波による被災住民が、県内の様々な地域に避難しました。その際同行できずに住居に残してきたペットたちを救うために、環境省や県内外の自治体、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア団体などの協力により、避難指示区域でのペットの保護・確保活動が開始されました。それとは別に、個別にペットと同行避難してきた人々の避難所の一部で、獣医師が個別に無償でペットの健康診断や治療活動を開始しました。同時に、ある一般企業の厚意でフードやケージなどの他、徐々に問題化してきた鳴き声、排泄の苦情を解決するため、無償で小規模シェルターを建設していただきました。

個別の動物病院においては、インフラの復旧が少しずつ進むにつれて診療も開始されるようになりました。当面できることは、同行避難してきたペットの診療費をできるだけ安価にすることや避難以前から食べている処方食の無償または安価提供など、少しでもそのご家族の負担を減らすことを心掛けました。車中泊でしのいでいるご家族が来院された際に聞いた話からは、普段の安らかな生活が一変しそのつらさや将来の不安で一杯な様子が、ひしひしと伝わってきました。

また、前述の相双地区の 52 頭の犬は一時行政の施設で過ごしていましたが、その後内陸部にある川俣地区の一般収容施設に移動しました。ここでは動物病院から獣医師が出向き、診療を行っていました。しかし近日中に一斉保護活動などにより動物の数が増えることが予想され、他所にさらに大きな収容施設が必要となったため、急きょ福島市飯野町に福島第一施設（飯野シェルター）が設置され、4 月 25 日に 52 頭中 25 頭が移動しました。

4 月 28 日から 5 月 2 日には警戒区域内において、ペットの第 1 回実態調査が行われ、犬 27 頭・猫 2 頭が保護されました。その後被災者の一時立ち入りに連動して環境省と福島県、さらに県獣医師会などを含めた他の団体が協力しながら保護・回収を実施し、8 月 26 日までに延べ犬 300 頭、猫 191 頭の合計 491 頭が保護されました。その結果、飯野シェルターにはゴールデンウィークの頃から犬猫が急激に増え始め、5 月の時点では 103 頭、6 月の時点では 254 頭とシェルター内が満杯の状態で管理されていました。

そのような中、福島県獣医師会では 3 月 11 日に遡り被災ペットを無料で一時預かる「被災動物救護支援対策事業」を全県で開始し、県北支部の各動物病院でも被災者のペットや飯

野シェルターの保護動物を、一時預かることになりました。その条件は20日間を限度とし、以下の通りとしました。

預かり料1日につき：小型犬・猫 300円

中型犬 400円

大型犬 500円

ケージ等施設借受料：一頭につき 5000円

診療費：1頭につき1万円まで。1万円を超えた分についてはその2分の1を加算する。

(ただし合計が2万円を限度とする)

預かり中の事故などに対する責任は受託者（病院側）にありましたので、実際に預かる際に飼い主さんへのインフォームドコンセント・誓約書・所有権放棄届など、各病院で工夫しながら対応することになりました。

個人的な考えですが、もし福島第一原発がさらなる大爆発を起こし放射線被害が甚大になる場合は、まず飼い主さんに連絡し引き取りにきてもらい、それができない動物はすべてを車に乗せて避難はできないので止むを得ず院内にとどめ置き、獣医師・看護師が一時避難せざるを得ない、という最悪の状況も想定していました。何とも無責任な話ですが、当時はそれほど原発の再爆発を憂慮していたのです。

2. 福島第一施設（飯野シェルター）での活動

その頃行政では、ホームページ上で犬・猫の情報公開や他県への働きかけにより飼い主や里親探しをし、獣医師会でも個人病院での預かりの他、一般の人に一時的に預かってもらうホストファミリー制度の提案、他県の獣医師会や動物病院などにも協力をお願いするなど、飯野シェルターの収容数を減らすよう努力しました。

しかしシェルターに連日のように搬入される勢いは圧倒的であり、狭い敷地に大型のコンテナを設置使用したり、スタッフ用のプレハブはほぼ猫で埋め尽くされました。来る日も来る日も犬の世話をしていたあるボランティアの方は、笑いながらではありますが「シェルターに来る人の顔が皆犬に見えるようになった」と、精神的にも体力的にもかなり消耗している様子でした。

獣医師会でも現場で不足する人員の雇用調整に努力し充実してきましたが、膨大な頭数を管理するにはボランティアの方々の他にもさらに人員が必要でした。前出のある企業からは大勢の社員の方々が、ボランティアで放射能汚染された犬の全頭シャンプーや毎日の散歩などをしていただき、大変有難かったです。

しかしそこまでやっても、動物たちにとっては元々ストレスが大きい環境であることに変わりはないため、シェルター内では病気は毎日発症していました。

平成23年6月からは、獣医師会県北支部の動物病院の獣医師が、当番制により毎日シェルターでの犬猫の診療を行うようになりました。遠く会津支部からも参加協力があり、シェルター診療が継続稼働していきました。

また当番制とは別に、県内他支部からも個人的に診療に参加していただきました。

1) 診療の実際

獣医師が当番制でシェルター診療を開始するにあたって全員が不安に思っていたことは、院内とは違い診察台もない現場で治療をするのに誰がどうやって動物を保定するのか、抑えが効く飼い主がいない状況で咬まれないか、逃走されないか、どの程度の治療をすればよいのか、しっかりした検査はできないが診断はどうするのか、などなど情けないほどたくさんありました。フィールドで得体の知れない犬猫に加療したことのある獣医師はほとんどいませんでしたので、それらの不安は当たり前のことだったと思います。

先行してシェルター治療を行っていた獣医師の経験談などをたよりにして当番制が稼働し始めた頃、米国の大学においてシェルターメディシンを専攻し動物の集団管理に詳しい講師のセミナーを受講しました。県北支部獣医師他が飯野シェルターに集まり、講師から現場で直接の指導を受けることができたことは、その後の診療やシェルター管理にとっても参考になりましたので、以下にその概要を記します。

犬について

- ①搬入時直ちに全頭ワクチン接種する。
- ②フィラリア予防は血液検査なしで副作用の少ない薬を投与する。
- ③治療は細かい検査なしで見た感じでまず治療する。

症状が思わしくない場合は、入院・検査・治療を行う。

猫について

- ①搬入時直ちに3種混合ワクチンを接種する。

FVRの症状が軽い場合は、ワクチン接種する（猫は皆FVR潜伏感染していることが前提なので）。

- ②ストレスを最少限にする。

- 1) 掃除は便・尿などをスポット的に行う（全取り替えはしない）。
- 2) 猫の体をあまりいじらない。
- 3) カゼ猫は触らない。
- 4) 注射もストレスになる。
- 5) 掃除をしたり猫を触ったら、次のケージに移る前に手をアルコールなどでスプレー消毒する。
- 6) 症状が重い場合は、入院など別棟で検査・治療を行う。

シェルターでの診療は、当番の獣医師1人が午後0時～3時位の間に犬・猫の治療をしますが、その数が多いため予め症状をボランティアの方から聞き取っておき、準備がすべて整ってからボランティアの慣れた方に保定をしてもらって皮下注射などを行います。中には凶暴な動物もいますので、けがをしないよう無理をせず、投薬だけで済ませることもあります。このような場所では、よほど条件が良くないと血管点滴はあまり一般的ではありませんでした。

病気の種類については、犬は下痢や食欲不振・呼吸器病・皮膚病・感染症が多く、猫はFVR・FCI・下痢や食欲不振などの消化器病や皮膚の寄生虫感染症などが頻発しました。原因はストレスはもちろん、支援されたフードが多種のため日々変わる場合があること、暑さ

対策の大型クーラーに犬のケージの場所が近いために体が冷えることなど、元々持っていた病気以外に集団生活の中に大きく原因が存在すると考えられました。

感染症については集団管理において特に注意を払わなくてはならないはずでしたが、一時FVRが猫舎で蔓延してしまい、重症患者を有志の動物病院で入院治療し多くは治癒しましたが、中には助けられない猫もいたことは事実です。

また犬ではパルボウイルス感染症と考えられる事例が発生し、直ちにシェルター外部の倉庫の一角にブルーシートで簡易遮断した隔離部屋に移動させました。移動前の収容ケージが隣接していた犬数頭が同様症状を示したため、パルボウイルス簡易検査キットで陽性を確認した上でとった措置でした。患犬は警戒区域から保護されたばかりであり、同時にワクチン接種も行ったところでした。陽性反応はこのワクチンの弱毒生ウィルスの排泄によるものとも考えられますが、集団管理上危険性があれば小さいうちにその芽を摘んでおく必要があると考えた結果の予防措置でした。

動物のお世話をするボランティアの方々には、踏込消毒槽での靴の消毒・スプレーで手の消毒を徹底するよう指導しました。

2) 薬品類

当番制の初めの頃は、自前で薬品や器具などを持参し使用することもありましたが、県・獣医師会の支援事業、一般企業などからの支援物資や薬品等により、不足することはほとんどなくなりました。

支援物資、特に薬品についてはカルテや薬品台帳に記帳しチェックはしていましたが、当初の混乱の中ではその品数の帳尻はあまり合っていなかったように記憶しています。その後、福島県獣医師会に動物救護本部が移されシェルター管理体制が整ってからは、正確な帳簿管理がなされていました。

3. 福島第一施設（飯野シェルター）の閉鎖

県の被災動物救護本部の役割が福島県獣医師会に移り、福島第一施設（飯野シェルター）は専属の獣医師、事務管理人、飼育管理人により運営されることになったので、県北支部の当番制による治療を一旦終了し、専属獣医師の休日にだけ出向くという体制に代わりました。

本来シェルターの役割は、事態が収拾するまでの短期間を目的としますが、今般の大震災において被災者が福島第一原発の爆発による放射能汚染のため長期帰宅困難になり、また仮設住宅などでのペットとの同居が必ずしも叶わなかったことから、膨大な数の犬猫を長期に預かることになりました。飯野シェルターにおいても負担が増え続け、その環境改善のためにもさらに広大な施設が必要でした。そして田村郡三春町に第二施設（三春シェルター）が完成し、平成23年秋頃より飯野から三春へ数回に分けて犬猫を移動し始めました。その際、多くの犬猫に避妊・去勢手術を実施し、マイクロチップを装着した上で、県内各動物病院に最大限の引き取りを要請し、さらには県外の様々な団体や個人の皆様に協力していただき譲渡されました。

平成25年3月末には第一施設（飯野シェルター）は閉鎖され、残ったすべての犬猫は第二施設（三春シェルター）に移動しました。

東日本大震災を振り返って

福島県獣医師会県中支部 佐藤義男

須賀川市内における地震の被害の概要

平成 23 年 3 月 11 日、PM 2 時 46 分、東北地方太平洋沖にてマグニチュード 9.0 という大震災が発生しました。福島県では震度 6 を観測し各地に甚大な被害をもたらし、そのうえ津波に原発事故、まさに未曾有の大災害に見舞われました。

特に県中地区においては原発、津波の被害こそありませんでしたが震災そのものの被害が県内でも大きく、8 名が行方不明となった長沼地域の藤沼湖の決壊をはじめ、建物の倒壊、道路の陥没、液状化現象による住宅の傾き等が広範囲に認められました。須賀川市の広報によれば人的被害として死者 10 名、行方不明 1 名、建物被害として住家は全壊 829 棟、大規模半壊 280 棟、半壊 978 棟、公共施設においては道路 494 か所、橋梁 5 か所、下水道 609 か所等の被害が報告されていましたが、22 年前の阪神淡路大震災のような火災が無かったのは不幸中の幸いでした。会員においても家屋の全壊 2 件、半壊 2 件の被害がありました。全壊では住宅の基礎部分に東西方向及び南北方向に亀裂が入ったケースと地盤の液状化現象により病院が傾くのと同時に時計回りに約 5° 程度回転したケースがありました。短期期間の避難生活を強いられましたが、人的被害はありませんでした。



須賀川市役所前のオフィスビル



須賀川市森宿 林精機の工場



市道から飛び出たマンホール



須賀川市役所の外壁

14日には復興の拠点になるべき市役所が倒壊こそしませんでした。支柱や外壁の損傷が激しく、その恐れがあるとのことで立ち入り禁止になり、その後、市役所はインター近くの須賀川アリーナや文化センター、文化センターの駐車場に造った仮設庁舎に移住、6年を経過する現在もここで業務を行っています。尚、この年の集合狂犬病予防注射は秋に延期になりました。

現在は復興が進み市役所も旧地を整備して新庁舎を建築、平成29年3月に完成、5月8日に開庁の予定です。町中もメイン通りでは平成27年頃はあちこちに更地が目立っていましたが、平成28年頃よりその更地に建物が建ち始め、現在ではだいぶ復興が進んだ感があります。



復興のシンボル須賀川市役所・平成28年12月

地震発生の日

当日、PM2:30 ミニチュアダックスの皮膚病を治療していました。当院では午後の診療はPM3:00からですが時間を勘違いして来診した患者さんです。普通でしたら診療を終え帰路に向かうはずだったでしょうが、運命の2:46分、ゴゴゴという鈍い音と同時にグラグラという今まで経験したことがないような強い揺れに襲われ、しかも時間の経過とともに揺れが一層激しくなり、飼い主さんは悲鳴を上げながら動物を抱え込み診療台の下へ避難、診療室内では棚の上のパソコンやプリンター、診療器械、薬品棚の薬等が今にも落下しそうな状態で、私は最近、設置したばかりのCRFモニターを必死で押さえていました。(一番大切なのはこれか!!)さらに揺れは収まるどころか時間の経過とともにより一層強くなり、遂に高さ2メートルのカルテ入れが転倒、中のカルテが診療室の床一面に散らばり、奥の手術室からガッシャンという何か壊れたような大きな音、窓から外を見ると、車がダンスでもしているかのように飛び跳ね、電線は鞭打ったように大きく揺れ動き、隣の家からは屋根の瓦が滝の如く落下していて、そのたびにガッシャンガッシャンという大きな音、今までの人生で経験したことのないことが現実として起こっているのです。震度6では人間は立ってられないことを実感しました。やっと揺れが収まりました。感覚時間としては5分ぐらいにも感じましたが時間にして2~3分ぐらいの揺れだったそうです。室内を確認した結果、手術室のドアが開きません。裏のドア

から中に入ってみると機械戸棚が転倒、内部の機械類が散乱し、戸棚が内側からドアを押さえていたのです。壁紙はいたるところでひびが入り、有線放送用の配線はだらりと垂れ下がっていました。台所では食器棚が倒れ、中の食器の大半が壊れていました。またテレビは台から落下してとんでもないところに転がっていました。外観では敷地と家の間に1cm程度の隙間が何か所かに認められ、駐車場には多数のひび割れがありました。幸い、外壁やその他構造物には大きな損傷は見当たらず、まずは一安心。後に専門家に見て頂いて時に、他に比べて被害は軽い方だったらしく、「お宅はカットバン程度ですね」と言われました。

周囲の家並みを見渡したところ瓦屋根の瓦はほとんど落下、外壁には何か所かの亀裂が走っていました。幸い、うちはスレート屋根で軽量だったので被害が少なかったのでしょう。また、通りを一本隔てた6、7軒ある新興住宅地は電柱や家屋すべてが傾いていました。まるで震災の状況をテレビ画面で見ているようでした。でもこれが現実でした。

その後の生活

地震後の生活は正に生きるための生活でした。当時、食料は夫婦2人が1週間位食べるくらいは何とかありましたが問題はライフラインです。ガスはプロパンのためOK、電気は無事でしたが水道は確か7～8日位は出ませんでした。近くの清水の水を汲んできても、濁りがひどくて飲用には出来ませんのでトイレの流水に使用しました。この時、思いました、水洗トイレってかなり水を使うものなのということ。断水中はお風呂も入らず、お湯を沸かし、それで体を拭いて過ごしました。家にあるポリタンクをすべて集め、飲料水の確保に給水所に並ぶ生活が始まりましたが、どこの給水所に行っても長蛇の列、水を汲んで帰ってくるまで約1時間、町の中はいたるところで道路が凸凹、一部でヒビが入り崩れ、通行止めになっているところも何箇所ありました。また液状化現象なのでしょうか、電柱や住宅は傾き、中には歩道上にマンホールが50cm程度浮き出した所もありました。店舗は何処もシャッターが閉まっていて人通りもありません。たまたま開いているコンビニエンスストアに行ってみても陳列ケースや棚はガラガラ。ガソリンスタンドもロープが張られ、ほとんどが閉まっていました。給油できないのも結構こたえました。給油車はしばらく来ず、水汲みに行くたびに、ガソリンは日々減っていく、「ここで足が奪われたら」そう思うと不安でたまりませんでした。町中のガソリンスタンドを回りましたがいずれも門前払い、中には「給油車は何日の何時頃に来ます。」の張り紙、これに一途の希望を賭け、行ってみると長蛇の渋滞、既に整理券が配られており、もう今日の給油分は終わったとのこと。当時、私は牛の往診もやっていましたので診療依頼も何件かありましたが「申し訳ない、ガソリンが無いので行けません。」そう答えるしかありませんでした。中には「そんじゃ迎えに行くよ。」と送迎してくれる農家もありました。その後、早朝から並んでやっとの思いで20Lのガソリンを給油することが出来ました。また幸運にも往診先の農家からガソリンを分けて頂いたりして活動が制限されることはありませんでした。燃料の供給が通常に戻ったのは震災後2週間くらいかかったと思います。水にしろ、燃料にしろ、あって当たり前のものがなくなるとこんなに大変かということを感じさせられました。

動物病院の方には震災直後はペットショップやスーパーが閉鎖しているためにフード類を購入するオーナーさんの来院が大半でしたが、中には震災で驚いて逃げ出し、数日行方不明で怪

我や衰弱して帰ってきた猫の診療や「依然、帰って来ないのでポスターを張らしてください。」という飼主さんも居ました。ペットにとって震災は正に天変地異、この世の終わりという感じだったのではないのでしょうか。

時間の経過とともに近くに避難してきたと思われる浪江や富岡、葛尾村の人達が来診するのが徐々に見受けられるようになりました。そんな中で富岡の方ですが「福島空港から北海道に自主避難をしたいんですが、飛行機に乗るので動物を入れるゲージを貸してください。」という方もいました。おそらく最小限の荷物を持って避難してきたのではないのでしょうか。原発事故さえ無ければ何とか現地にペットと一緒に生活できたのに、本当に罪な原発事故、です。この方はその後、東京に移住し、2年後にわざわざ、そのゲージを返しに来てくれました。感激しました。「どうぞ頑張ってください。」心の中でそう語りかけました。

県中支部の救護活動として

1. 避難所への巡回

震災後一か月程経った頃、県中保健所及び岩瀬須賀川の開業獣医師5名を2班に分け、被災ペットの健康診断、ペットフードやペットシートの配布等を行って何か所かの避難所を巡回慰問しました。時期的には仮設住宅があちこちに完成して移住が始まった時期だったので何か所はすでにそちらに移られた後でした。私が巡回した避難所の一つは阿武隈川沿いにある須賀川市中曾根の須賀川市民スポーツ会館、広いグラウンドとバスケットボールのコートが2面位とれる位の体育館でした。避難してきた人たちは30人位で、中には医療用ベットで寝ている方もおりました。やはり原発事故による避難と聞きました。時間は午前10時頃だったと思います。グラウンドには15台くらいの車が止まっており、そのうちの何台かの車中にはゲージに入った猫や繋がれている犬が居ました。正に、同行避難です。ただ残念ながら避難所の内部や周囲にはペットの居る気配はありませんでした。ペットの同行避難は環境庁でも推進していますが避難所の共同生活では、なかなか難しいところがあります。災害時にペットと離れ離れになるとペットの保護が困難になり、なかなか飼主さんのところへ戻れなくなったり、負傷したり、衰弱したり、最悪の場合は死亡するケースもあります。そういった意味で同行避難が理想なのですが、避難所では犬の鳴き声や臭い、またペットに対するアレルギー体質の方の存在等いくつかの障害があります。

私は平成25年から地元町内会の役員をしています。その関係上、防災関係の講習会にも何回か、出席させていただきました。この類の講習会では決まって、人の災害避難に「自助」、「共助」、「公助」というキーワードが出てきます。簡単に言うと

自助：自分で自分を助けること、すなわち自分の命は自分で守る、そのためには事前の備えが必要で、防災の基本です。

共助：家族。企業や地域コミュニティで共に助け合うこと、ここでいうと避難所の中での助け合い、

公助：行政（役場、警察、自衛隊、消防署）による救助活動、救援物資の支給、仮設住宅の建設などの支援のこと、です。

ペットの同行避難に関してもこの「自助」、「共助」、「公助」があてはまるのではないでしょ

うか。

すなわち、「自助」＝ペットがゲージに慣れているか、しつけがなされているか、トイレ、フードの備蓄は用意してあるか、マイクロチップや鑑札等で飼主がわかる処置がしてあるかどうか、そして飼主さんが同行避難の知識があるかどうかの飼い主側の問題、これについては日頃から、飼主さんに同行避難の考えを深めてもらうことが大切であると考え、日常の診療の中でも機を窺って話をするようにしています。

「共助」＝避難所が同行避難できる環境かどうか避難所の問題、もし無理でも話し合いや創意工夫して同行避難の環境が作れるかどうか、そして「公助」＝そのバックアップが出来ているかどうかの行政の問題（獣医師やボランティアの出番が不可欠です。）があげられます。何れにしても今回の経験を生かし、万が一、避難するようなことがあった場合はスムーズに行動できるよう各ステージで準備していく必要があるのではないのでしょうか。



避難所に同行避難したペット達、車中泊でした。

2. 仮設住宅での講習会

平成 23 年 10 月、公益社団法人日本愛玩動物協会福島支部 事務局佐藤忠弘氏から県獣医師会経由で仮設住宅での動物の管理講習会を依頼され、翌 11 月に岩瀬開業部会から 2 名の獣医師（本田先生、佐藤）を派遣、2ヶ所で講習会を実施いたしました。私の担当した地区は三春町貝山の旧中郷小学校跡地で 70 世帯程の葛尾村の仮設住宅がある場所でした。さくら湖の岸辺で住宅の西側に集会所があり、犬を買っている方は集会所の近くの住宅を割り当てられているとのことでした。住み分けのできている、正に理想とする共同避難の出来る住宅でした。集会所の中には 50～70 代と思われる方々が 20 名ぐらい集まっていました。

以前に愛犬のしつけ方教室で使用するために作っておいた自作の「人畜共通伝染病」と「手遅れにならないために」のスライドを使って約 40 分、その後 30 分位雑談を交えての質疑応答という形でお話をさせて頂きました。皆さん、思っていた以上に明るく、熱心に話を聞いていただきました。質問では、近くの動物病院の場所や狂犬病予防注射の場所、仮設住宅に移ったことによる犬の行動の変化、その対応の仕方などでした。また、震災後から今まで困ったことは、「ペットの不安が強く、安心させることが大変だった。」「フードや水、ペットシート、猫トイレ砂等が手に入りにくかったこと。」などが挙げられました。

帰るときに参加者の一人から「今日は本当にご苦労様でした。仮設生活で何も無いけど、これ持っていき」と乾パンをいただきました。心が温まるおみやげでした。

講習会の帰り道、仮設住宅の玄関の框に双葉畜産の帽子を被った70代位の老夫婦が座っていました。私も当時、牛も診ていたので思わず声を掛けました。「牛を飼っていたのですか。」「うんだ、和牛で親が5頭、子牛が2頭、親も2頭が妊娠していた。以前は森沢先生や浦山先生に診てもらっていた。でもここに避難する前に安楽死させてきた。」「え、……………」続く言葉が出てきませんでした。伏目がちに話をしてくれました話の端々から愛情をもって牛を飼っていたことが推測されました。きっと毎日、牛に語りながら餌をやっていたであろう光景が脳裏に浮かびました。「……………」やはり言葉が出ませんでした。「そうですか。」そう言うのが精一杯でした。

後に知ったことですが、産業動物で福島第一原発から20km圏内において国の命令で安楽死処置された、牛豚が約5,200頭、畜舎等に残され餓死したものが25,800頭、信じられない数字でした。動物たちも納得できなかったでしょう。「なんで俺たちがこんな死に方をしなければならないのだ」そう思って逝ったのではないのでしょうか。同行避難もできず、人間の作った文明に翻弄されて亡くなっていった動物たち、冥福を祈るしかありません。自然災害だけではこんなことにはならなかったのに、なんと残酷な原発でしょう。

また原発事故では被爆という物的被害と人々の認識からくる風評被害があると思います。昨今の新聞によると、横浜、新潟、山形に避難した子供達が金銭の要求やバイ菌呼ばわりなど陰湿ないじめにあっていることが報道されました。同じ日本人でありながら助け合うどころか寄ってたかってのいじめ、これもまた残酷な話です。事故直後は様々な地区で福島の人達を受け入れる支援が行われた一方で放射能に対する無知や不安から福島を忌避する傾向が多々見られました。たとえば、「福島のトラックは放射能をばらまく」、「福島で作った花火は上げるな」「東北の野菜や牛肉は食べるな」「福島の人には放射能を浴びているから電気を消すと光ると思っていた」等々の暴言。正にこのような風評被害によって福島イジメが大人達にじわじわと広がり、子供達もそれに感化されていったのではないのでしょうか。そんな中で横浜でイジメにあっていた子供が「震災でたくさんの方が亡くなっているので、僕は死なない」、何という強いメッセージでしょうか。目頭が熱くなりました。がんばれ、負けるな、福島っ子。

3. 救護活動を行っている個人への支援

昔からの知り合いで、ボランティアに熱心なOさん、彼女は子供のころから捨て犬や猫を保護し、当院に搬入してきました。そのたびにポスターを作成して里親さん探しと一緒にした関係です。震災直後から連日、横浜のボランティア団体と協力して、原発20km圏内の警戒地区（主に楡葉、富岡、双葉、大熊地区）に入り、ネットで救援依頼のあった現地に取り残されたペット達を捕獲して須賀川に連れ帰り、ネットで照会して飼主さんを探し、捕まらない場合は置き餌をして、救済に尽力していました。60頭ほど捕獲して返還率は80%だったと聞きました。また、どうしても飼主さんの見つからない場合は川崎のシェルターへ搬送、里親さん探しに切り替えるとのことでした。

彼女の話では現地では道路の陥没や橋の損傷等があっという間ナビを使って目的の場所に行こうとしても、かなりの時間を要するとのこと。我々が現地に行っても何もできない可能

性が大のため、彼女に獣医師会から頂いたフード類やペットシート類、ゲージを提供して現地での動物の救済を託しました。また、猪や狸等の野生動物が頻繁に民家に出没していること、ゲージ内で餓死している動物たちが多数居たこと、猫同士が共食いしていること、逃げ出した牛が交通事故に遭い道路上で死んでいること、もうこれ以上骨が邪魔で痩せられないという容貌で餌を求め、彷徨している犬達や痩せすぎて首輪に片方の前足が入ってしまって、首輪による擦過創のため頸部から腋窩にかけて化膿している状態、いわゆる「タスキ掛けの動物」が多数いたとの悲惨な話も彼女から聞きました。残されたペット達が極限状態まで追い込まれていることが想像できました。……さえなかったら、そして同行避難さえできれば、そんなことを強く考えさせられました。



「タスキ掛け」の猫（Oさんより写真提供）

4. 三春第2シェルターでの避妊、去勢手術出張

獣医師会からの依頼で県中支部から坂本先生夫妻、本田先生、佐藤（義）夫妻、計5名で三春シェルターへ猫の避妊、去勢に往診。12～3頭実施。現地に行って収容されているペットの多さに驚きました。渡辺先生によると飼い主はいるけれど住宅の関係で、同行避難ができないため預かっているペットもかなり居るとのこと。実際、須賀川市の仮設住宅でもほとんどがペット不可、ペット可でも小型犬に限るとのことです。行政さん、何とかして。無事、飼主の元に戻ることを祈りながら帰路につきました。

5. ボランティア団体との協力、避妊、去勢、里親探し、現在も継続

平成25年夏頃から「白河で主に猫の早期の避妊、去勢が行われている。」という噂を頻繁に聞くようになりました。その後、たまたま白河で避妊した生後3ヶ月の猫が当院にワクチンを受けに来ました。「え、こんな子猫なのに避妊済み」、体重1.2kgw、しかも皮膚の切開創は判らないくらい綺麗で驚きました。私はこれを見て、是非とも手術の様子を見学してみたいという衝動に駆られました。

それから1週間後、青砥先生を誘い、現地へ。新白河、メガステージ北側の貸ビルの一角にフクシマ スペイ クリニックがありました。玄関を入ると通路に子猫の入った捕獲檻がいくつか並んでおり、通路には現地での変わり果てた姿の動物たちの写真や救済を求める新聞記事の拡大版が何枚も掲げられていました。ボランティアと思われる女性スタッフが大勢

いたことを記憶しています。奥に、手作り感の強い OP 室があり手術衣を着た先生が一人で黙々と手術をしていました。



フクシマ スペイ クリニックの外貌

奥が遠藤先生

聞けば獣医さんは静岡県、伊豆の国市、オリーブの木動物病院の院長で、遠藤先生、年齢不詳、小柄の女医さん。過去、アメリカの大学で Mackie 法という早期避妊、去勢法を学び、1 日で 30 ～ 40 頭の手術をこなし、結局、平成 24 年 9 月～平成 26 年 11 月まで 2,400 頭もの避妊去勢を実施しました。毎週土曜日に静岡から新幹線で白河へ来て当日と日曜日に主に犬、猫の去勢、避妊手術を行って日曜日にはまた静岡に帰るとのこと。(旅費、宿泊代は自腹) しかもその動物たちは主に相馬や葛尾村、飯館方面のいわゆる原発避難地区を含め福島県全域からアニマルレスキューシステム基金、アニマルライフサポート福島、緊急災害時動物支援ネットワーク熊本、ニュートウン動物愛護会、のボランティアさんたちが捕獲檻を使って捕まえて搬入し、避妊、去勢をして新しい飼主さんを探していること。正に T : trap (罠で捕獲) N : neuter (不妊手術と耳先カット) R : return (経過を観察して元の場所に戻すまたは里親を探す) そして、M : management (TNR 後の管理) の実践です。

手術の見学をさせていただきました。麻酔をかけて毛刈りと強制排尿はボランティアさんのお仕事で、避妊、去勢は 1 kgw 以上が対象ですが、中には 0.8kgw の子猫でも一人でやっておられました。先生曰く、「子猫は脂肪も少なく、組織に弾力があり結紮しやすい、血管も発達しておらず出血も少ないのでやり易く、薬品も少量で済む」とのこと。

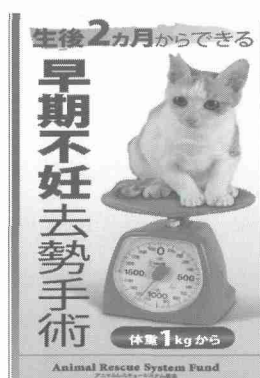
術式としては、メスは臍部と骨盤前縁の中間部位を約 1 ～ 1.5cm 切開、そこから吊出し鉤を使用して卵巣を吊出し、血管及び靱帯をまとめて 4-0 または 5-0 のワイヤーで結紮切断、この時、吊り出した子宮角の子宮広間膜をできるだけ子宮・卵巣動静脈に注意して広範囲に分離しておくのがコツ、卵巣を切除した子宮角にペアンをかけ、それを尾位に引っ張ると子宮広間膜を広く切っているため容易に対側の子宮角が引っ張られて創外に出てきます。対側も同様の処置をして左右の子宮角を尾位に引っ張ると子宮頸管部が出てきます。そこをワイヤーで結紮切断、同様にワイヤーにて変法の巾着縫合で腹膜、筋層を縫合、皮膚の変法巾着埋没縫合をして、それで終わり。時間にして約 15 分、オスに関しては陰囊の皮膚を約 1 cm 切開、精巣を創外に出して後方に 10cm 程索引、縫合糸を使用せず、精巣動静脈自体で結んで切除、この時結紮が甘いと後出血の原因になりますので精巣動静脈に着いている脂肪をきれいに除去し、結紮をきちんとしてすることが大事。対側も同じ創面から出して同様処置、皮膚

縫合は行わずこれで終了、時間にして1～2分。術後も回復が早く、当日に食欲も回復します。期待通りに見事なものでした。何とかこの技術をものにしたいと強く思い、その後何回か遠藤先生のご指導を受けましたが自分でやってみるとこれが結構難しい。まずはワイヤーの取り扱いがスムーズにいきません。結紮が緩かったり、とんでもないところに結び目が出来てみたり、変法の巾着縫合をやっても創面が縮まらず悪戦苦闘、毎日、鶏肉で練習して、何とか一人で出来るようになるまで結構時間がかかりました。

平成26年11月頃から当院で手術をするようになり、アズマメディカルさんから吸入麻酔器をお借りして、入院室の一角を手術室に急遽改造し2回ほど遠藤先生と一緒に手術をしました。その後1か月に1回、日曜日の午後から、手作りの料理を持参し、昼食会をかねて、アニマルサポート福島のメンバー（40～50代の女性の方）5～6人が地域猫を毎回12～15頭を搬入し、手術、ワクチン、猫白血病、猫エイズの検査や虫卵検査、右耳のV字カット（外観から避妊、去勢済みであることが一目で判断できるため）の処置を行います。術後は郡山に借りている猫専用のアパートに一時収容し、郡山保健所や安積町、須賀川市の冠婚葬祭所「みやび」の会場を借りて、月に一度、譲渡会を開催し、新しい飼主さんを探しています。里親候補が決まれば、必ず、こちらから猫を連れていき里親さんの飼育環境の点検、合格すればトライアルと称して2週間程度、実際に飼ってもらい問題がないかの最終チェック、クリアすれば里親OK。これがM：management（TNR後の管理）です。

そして、この人達は今でも誰もいなくなった町で、生き延びている猫達のために、ごはんを運び、捕獲できるものは捕獲して、前述した救護活動を継続しています。本当に頭が下がる思いです。

アニマルサポート福島さんとは、そんな関係が今でも続いています。美人の奥様方に囲まれて、「ワイワイガヤガヤ」、私にとっても楽しい時間であります。震災によって出来た絆、これら地域猫の救済は、今後の私のライフワークにしたいと考えております。尚、白河のフクシマスペイクリニックは平成27年5月に閉院となりました。



捕獲檻にて、飯館村より当院に搬入された猫たち

まとめ

今回、初めて、大災害を経験して、いかに自分が災害避難に対して無知であり、無関心であったか思い知らされました。只々、夢中で過ごしてきたと思います。私が学んだキーワードは前

述した通り、自助、共助、公助、そして同行避難、それと人と人との信頼関係です。どんなに防災の知識を持っていたとしても災害の被害を無くすことはできません。しかし、知識を持つこと、お互いに助け合うことで減災、被害を小さくする事は出来ると思います。「備えあれば憂いなし」正にこの一言に尽きると思います。

最後に今回の原発事故を象徴するかのような写真をネットから見つけたので、引用させていただきます。



警戒区域での動物救護の現場に同行して

福島県獣医師会県中支部 坂本岳志

東日本大震災が起きてから6年がたち、日々生活をしていて震災の影響を感じることも減っている。日記やSNSなどで記録を残す習慣もないので、曖昧な部分もあるがお許し願いたい。

震災が起きた時は動物病院を開業して2年を過ぎたばかりであった。私の出身は大阪だが、妻の実家がある縁もあって福島県で開業した。福島に原発があるというのは恐らく知っていた。というのは、知っていたのだろうが開業地に福島を選ぶにあたって、原発を意識したことがなかったし、開業後2年間もそうである。小学生の時、地図帳で関西地方を見ると若狭湾に原発が並んでいるのが目に入るので否応にも意識させられる。若狭湾で海水浴するのは大丈夫？などと友人と冗談を言っていたかもしれない。社会人になるとニュースにでもならなければ、潜在意識の中に埋もれてしまうものか。万が一原発を意識していたとしても、こんなチェルノブイリのような惨事が起きると予想しなかっただろうから、結局は福島で開業していただろう。住み始めてまだ2年でこの大災害に遭い、自身のもってなさを少し恨んだ。しかし起きてしまったものはしょうがない。

震災直後は、病院、自宅ともに水道が止まったので非常に不便であったが、数日で復旧したので病院はあけていた。しかしガソリンがいつ手に入るかも見通せない状況では、だれも来ない。流通が遮断している状況では、薬もフードも補充できなかった。そんな中いらしていただいた患者さんに、「先生は自主避難しないの？」と聞かれた。私が地元出身ではないのを知っている方なので、そのような問いかけだったらしく、人の開業医が一時閉院して避難したことが悪い意味の噂になる時期でもあった。その気はない旨答えるととても安心してくれたのはとても印象深かった。

数週間ののち、以前からの知り合いで動物愛護のボランティアをされている方Yさんより、当院にある猫の捕獲ケージや犬のケージを貸して欲しいとの依頼があった。話を聞いてみると、相当数の犬猫が避難区域に置き去りにされていて、やむなくペットを置いてこざるをえなかった飼い主からの救出の依頼が多数あり、4月初旬より毎日のように警戒区域へ保護活動に行っているとのこと（図1,2,3,4）。放射性物質の情報も錯綜している中、自身の身の危険も顧みずただ動物のために活動していることに頭が下がる思いであった。Yさんが保護した動物は県外の施設に移動するが、空きがない場合は一時県内の施設に保護していた。それからはその施設に時折診伺って、健康状態のチェックや治療をおこなっていた。そんな折、震災より約1か月後の4月22日をすぎると、動物保護のみを目的とした人は今までのように警戒区域に入れなくなるという政府の決定があった。Yさんはその日までできるだけ多くを救出しなければならない、人手も足りない、ある犬がどうしても捕まらなないと焦っている。同様に全国から救出にきているボランティアの方々も必死であるという。少しでも力になればと警戒区域への同行を願い出た。当日は、すでに施設に保護されている動物の健康診断をした後（図5）、上下雨ガッパと帽子、3Mのマスクに長靴という出で立ちで自分の車にケージを積み出発。Yさんの乗る車についていき、まずはJビレッジ前の検問所に（図6）。検問所で警察官にボランティア

である旨告げると意外とあっさり通過できた。これが明日には入れなくなる。6年前の事なので順番や詳しいことは忘れてしまったが、浪江、富岡、楢葉、双葉、大熊などをまわった。放射線は高いのだから見えるものではないので、カップを着て運転しているのは不思議な気分だった。目的地へ向かう。Yさんによると、このころは犬の捕獲がメインをいうこと。猫よりも犬のほうが餓死しやすい。とくにリードにつながったままだと水、餌に全くありつけないので餓死のリスクが高いのだが、今の段階ではまだ救える犬がまだたくさんいるということ。しかし、実際に行ってみると自由に歩いている犬ばかりだった。飼い主が避難する前に放した、もしくは犬自体が首輪抜けをするそう。人懐っこいといつかまりやすいのだが（図7）、警戒心が強いとなかなか大変である。この頃は犬の捕獲用ケージもなく、餌付け、リードをつける、ケージに引っ張り込むという方法で行っていた。富岡には、オヤツをあげるとよってくるのだが捕まえようとするとう逃げってしまう白茶の犬がいた（図8）。持参した鎮静剤をフードに混ぜて与えてみたが効きが悪く眠ってくれない。再びチャレンジしようとするとう今度は警戒して食べようとしない。結局その子はその日には捕まらなかった。吹き矢で鎮静剤を投与する技術があればよかったと思った。その子は後日保護されたそう。その隣の家では、母親と息子の親子犬がいた。最初は車が来ると玄関に逃げてしまっていたが、何日か餌付けしていただいぶん慣れていった（図9）。Yさんが怖がらせないように近づいて何とかリードをつけることができ、私たちが追い込みケージに保護できた（図10,11）。この親子犬は飼い主さんから保護依頼があったのだが、そのあと餌い続けるのは難しいという。外で飼っている犬を避難先で餌い続けるのは現実難しい面もある。飼い主さん自身がこれからどうなるかわからない中での苦渋の選択だったと思う。楢葉ではぶち柄の犬を保護した（図12）。この犬をどう捕獲したかは、Yさんも私も記憶がない。多分難なく保護できたのだろう、この子の保護依頼はなかったが、保護犬リストのホームページサイトにより、飼い主さんが見つかり、無事引き取られた（図13）。大熊町ではボランティアの間で柴犬通りと言われている場所にいった。ある2階建ての民家に柴犬が10頭近くいるらしく、近づくと犬の鳴き声がけたたましく鳴り響く。家のあらゆる窓やベランダから確かに柴犬らしき顔が見える。前の道路上には、数匹の猫がのんびりくつろいでいる。なんとも変な光景である。ボランティアの間では有名な場所だけあって、餌には困っていないようでみんな元気そうであった。その柴犬たちは民家の中にいて、保護依頼もないので、その時期には保護できなかったが、後日保護されたようである。場所は忘れたが自宅に閉じ込められている猫を救出もしくは外に放してほしいという依頼があった民家。庭から部屋の中を覗くが猫はいない。勝手に逃げたと思われる。普段なら他人の庭に入って部屋を覗くなどできない行為だが咎める人もいない。猫の捕獲ケージがセットしてある所をチェックしたが、入っている猫はいなかった。行く先々の道路や、駅の構内、民家の玄関先に、ドックフードやキャットフードの袋を十字に切ってあるものが無造作に置いてあった（図14）。場所によっては中身は残っており、その周辺の動物は飢えていないようである。保護活動が届きやすい地域とそうでない地域の差はありそう。道中アスファルトが裂けている所や、道路からマンホールの部分が1メートル近く隆起しているような場所もあった（図15,16）。小さな橋では手前の道路と20センチくらいの段差ができていた。そこを通過するのだが、JAFを気軽に呼べる状況ではなく、パンクをしないかとヒヤヒヤしながらハンドルを握っていた。民家が倒壊して全く手

つかずのまま。人もいないので時が止まったかのような光景であった（図 17）。夜になり保護したうちの 2 匹を車に乗せ、Yさんの車とは別れて先に帰宅することになった（図 18）。Yさんはその後も日付が変わるまで続け、保護依頼のあった烏骨鶏も連れ帰ったそうだ。日が落ちるといくら走っても漆黒の世界。車のヘッドライト以外に光源がない。そんな中明るい場所があった。それは、福島第二原発であった。まもなく警戒区域をでたが検問はされていなかった。ちなみに、保護した動物は後日放射線の測定を行っているという。放射線技師の方々は長崎からボランティアで来ていただいているそうだ（図 19）。その日私が連れ帰った親子犬は病院で一時預かった（図 20）。この子たちは新しい飼い主を探すことになったのだが、母犬は乳腺のしこりがたくさんあり、これでは貰い手を探すのが大変だろうということで、当院で避妊手術と乳腺を取る手術を行った。現在はそれぞれ別々の飼い主に引き取られ、元気にしているそうだ。

その後、獣医師会員として、支部の先生と福島県動物救護本部三春シェルターでの猫の避妊手術、市の施設へ避難している飼い主さんへの動物健康相談を行った。

この原稿を書いている、震災による被災動物への活動は、自分の中では過去のものとなっていることに気づいた。しかし現在も被災動物に対する活動は様々な形で続いていて、6年たっても終わりが見えないようである。今後も継続的に協力していければと思う。



図 1



図 2



図 3



図 4



図 5



図 6



図 7



図 8



図 9



図 10



図 11



図 12



図 13



図 14



図 15



図 16



図 17



図 18



図 19



図 20

3.11 を体験して

福島県獣医師会県中支部 小湊民生

2011年3月11日、午後の診療が始まる約15分前の出来事でした。

今まで体験してきた地震と違い、体感的にも長く初めて体験する縦揺れの地震でした。

幸い人的被害や院内動物への被害はありませんでしたが、棚が倒れたり物が落下散乱しており落下した物を片付けながら午後の診療を再開しました。

しかし、日が落ちて暗くなると電気が使えない為病院を閉め、その後、電気・水道・電話等ライフラインが復旧されるまで日中は開け、暗くなったら閉めるという病院の体制でした。最初の数日はそうやって対応していましたが、物流がストップした為、診療に使用する薬剤等も在庫がなくなり診療に対応できなくなり、病院を閉めた日もありました。

段々と物流が再開されはじめるまでに時間がかかったのを記憶しております。

福島県獣医師会会員としては、先生方と避難場所へ訪問しフードやシーツ類、無料相談等で回りました。

自分の車で避難され車内でペット達の世話をされている方もいましたが、多くの方々は自宅に置いてきた為とても心配している旨の話が沢山ありました。

個人的には院内募金活動や、勉強会仲間の先生方（山形県・宮城県・福島県）から始まり他県の先生方達と東北被災動物保護活動を立ち上げ、ボランティアさん等から持ち込まれた被災ペットの保護や里親さん探し、予防、避妊去勢や怪我等の治療を各先生方と連絡を取り合い、休診日や仕事が終わってから集まり行っておりました。

現在は各先生方ができる範囲で続けている状態です。

東北被災動物保護活動～動物病院版～

被災犬猫を一頭でも多く救いたい！！と有志の獣医師達が立ち上がりました。

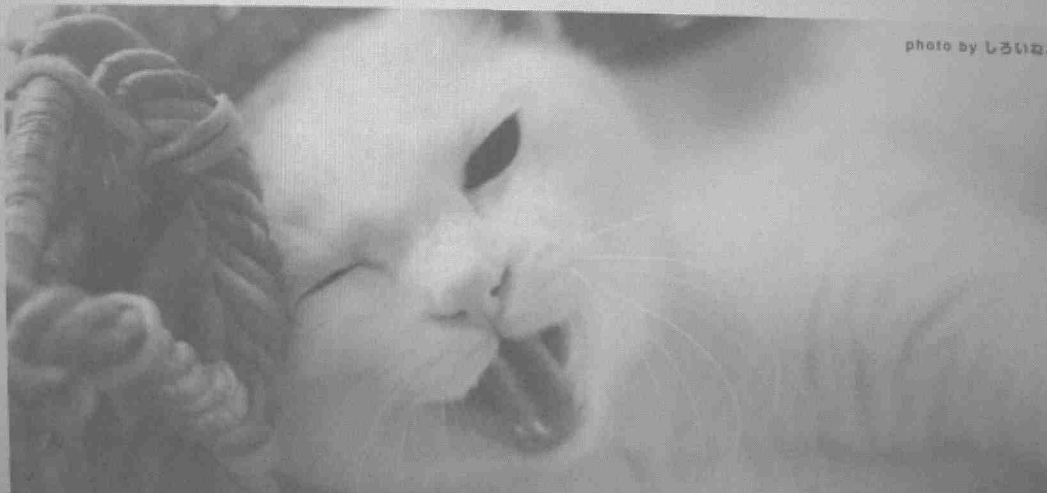


photo by しらいねこ



スポンサーサイト

PV

■ 活動中です

福島県被災動物保護



飯舘犬猫の手術支援状況

2012年でグループとしての大きな活動は終息しておりましたが、それぞれの病院でボランティアさんが保護した被災犬猫の治療支援を現在まで続けてきました。皆様からいただいた募金もそちらの活動に使用させていただき、募金もすべて有効に使用させて頂きました旨、遅ればせながらご報告させていただきます。

治療支援については主に飯舘村に毎週関東から通う個人ボランティアさんが飯舘村に残こされている犬猫の様子を見て回り、体調不良の子や避妊去勢手術が必要な子を、飼い主さんの了解のもとグループ病院へ搬送し、治療手術後ボランティアさんがお迎えにくるまで病院で預かるという活動でした。

現在も定期的に通われているボランティアさんもあり、おかげさまで飯舘村に残る犬猫も頑張ってます。中には飼い主さんの了解のもと里親さんが見つかった子もいました。夏の暑い日や大雪の日も、犬猫のために通い続けるボランティアさんには頭がさがります。動物病院の仕事の傍ら出来る範囲でしたが、医療の面で支援出来た事は、皆様のおかげだと思えます。活動を支援していただき大変ありがとうございました。

11月
10. 聖域線集巻の子 (9)
本分巻 (5)

カウンター

総アクセス数:

999999

プロフィール

Author: NEVE

FC2ブログへようこそ

月別アーカイブ

2014/05 (1)

2013/12 (1)

2013/10 (1)

2013/09 (1)

2013/08 (1)

2013/07 (1)

2013/06 (1)

2013/05 (1)

2013/04 (1)

2013/03 (1)

2013/02 (1)



東北被災動物保護活動～動物病院版～

mission

被災動物を1匹でもおおく救出し飼い主さんの元へ返すこと。

獣医師としてできる、1次保護・健康診断・予防・衛生管理・支援を動物たちに平等に行うこと。

1匹1匹に最高のケアをしてあげることがを目的にし、ホストファミリー制度を実現すること。

活動PV : 震災後3ヶ月間の活動の内容です。

福島県被災動物保護活動「動物病院版」



手術記録 (2012年1月31日)

こんばんは。鈴木です。

遅くなりましたが、被災活動を始めてから
現在迄の、手術数の報告をさせていただきます。

2012年1月31日現在迄の総数となります。

猫避妊手術	43頭
猫去勢手術	65頭
犬避妊手術	18頭
犬去勢手術	17頭
肛門周囲腺腫	2頭
マイボーム腺腫	1頭
外傷縫合	1頭
停留塞丸	1頭
腫瘍生検	1頭
後肢断脚	1頭
シリコン義眼	1頭
乳腺腫瘍	3頭
咽喉頭チューブ設置	1頭
鼠蹊ヘルニア	1頭
眼瞼形成	1頭
生活歯髓切断術&抜歯	2頭

合計 160頭



放浪してトラバサミにかかった「あっしー」

寺山です。あっしーは当院ではじめに預かった被災動物です。
治療が必要な動物を優先して預かろうと思ったものの、あっしーの姿を見た時はさすがにびっくりしました。
右後ろ足の先が白骨化していたのです。
震災事故で置き去りになった後、食べ物を探して彷徨った挙げ句にトラバサミにかかってしまったためでした。

それでも、あっしーは人に会えたことが嬉しくてしょうがないという様子でした。



里親さん決定 or ホストファミリー & シェルターへ預かりになっている子



2012年1月現在まで、皆様の募金のご協力のおかげで、約300頭の被災した動物たちの保護、治療、手術、予防、シェルター整備を行うことができました。

動物病院内での保護頭数も各病院でずいぶん落ち着き、各病院単位のボランティア活動でのケアで落ち着きそうな状況になっております。

このため、ホストファミリー募集、協力動物病院の募集や募金活動は一旦終了させていただきます。

本当にご協力ありがとうございました。

震災から5年、もうすぐ6年が経過します、落ち着いたように見えても完全に震災前の状態に戻るには、まだまだ時間がかかるだろうと感じています。

仮設住宅への獣医師派遣事業

福島県獣医師会県中支部 本田城寿

2011年10月、県獣医師会の仮設住宅への獣医師派遣事業で、田村市船引町にあった応急仮設住宅2カ所を訪問した。当該仮設住宅には田村市都路地区の住民が避難していた。2011年4月22日、福島第一原子力発電所事故に伴い同地区の東側（福島第一原発から半径20キロ圏内）が警戒区域に指定され、住民は当該区域から退去を命じられていた。警戒区域をのぞく都路地区は緊急時避難準備区域に設定され、自主的避難をすることが求められていた。同地区から避難してきた人の中には飼い犬を連れて避難していた人もいれば、自宅に通って飼い犬の世話をしていた人もいた。同地区を二分する政策により飼い犬への対応も様々であった。また、隣人が遠方へ避難したため、隣家に残された猫の世話を頼まれていた人もいた。この仮設住宅が同地区から近いということもあり、隣家に通って猫の世話をすることができたようだ。

当日は仮設住宅の集会所に犬の飼い主に集ってもらい、はじめに感染症予防の話をした。飼い犬にとっても環境が変わり、身近に他の犬もいることから混合ワクチンの接種とフィラリア感染防止を強調した。その後、仮設住宅にいる飼い犬を見てまわったが、健康上問題がある犬はいなかった。参加者からの相談内容としては、ドッグフードの選び方などがあった。また、新たに動物病院を探さなくてはならないが、どのくらい診察代が掛かるのか不安があるといった話も出た。獣医師派遣事業には日本愛玩動物協会福島支部の人も同行しており、自宅に残してきたペットを収容してくれるシェルターがあることを紹介してくれ大変心強い思いをした。

2014年4月、同地区東側に出されていた避難指示区域が解除された。原発事故から2年後のことだが、別の仮設住宅から引っ越しをされる人から話を聞く機会があった。被災地から避難してきた時は身一つだったのに、この2年間ですっかり家財道具が増えてしまったということだった。当事者にしか分からない苦労もあったと思うが、明るい表情で新天地へと出発していった。

改めて思うことだが、災害に遭い避難を余儀なくされる場合、前もってペットの移動手段を確保しておくことが重要だと思った。これまで避難先でのペットの受け入れ方法については議論が上がっていたが、移動手段までは思いが至らなかったと思う。今後災害が発生した場合、ペットを連れて避難する人は確実に増えてくるはずだ。獣医師として組織的に対応していけるよう議論を進めていく必要があると思う。

当時を振り返って

福島県獣医師会県南支部 西向伸行

2011年3月11日午後2時46分、いわゆる3.11東日本大震災直後の当院の様子についてであるが、午後3時からの診察に備え、各種検査機の準備や入院患者の検診を看護師とともにやっている最中に、携帯電話の警報音がけたたましく方々で鳴り響き、その約数十秒から1分後にまさに地鳴りとともに、福島県南部の白河市では震度6弱の激しい横揺れが発生した。私の記憶ではその横揺れが1度は収まったものの再度起こり、2度の地震が来たように思われた。当院の看護師2名のうち1人はすぐに処置台の下に逃げ込んだが、もう1人は揺れの恐怖のため座り込んでしまい、そのすぐ脇の棚には検査機や顕微鏡などが載っていたため、近くの診察台の下に入るよう指示し、激しい横揺れの中、看護師がやっとの思いで移動した直後に顕微鏡が落下した。幸いにもスタッフ達に怪我などはなかった。私は棚や検査機などを落ちないように押さえながら地震の収まるのを待っていたが、ほとんどの部屋で書籍や小道具などの落下や破損は甚大であった。また驚いた事には結構な重さのある入院ゲージが、倒れる事はなかったものの数十センチも移動してしまっていた。さらには待合室の壁にひびが数か所入っているのが確認できた。揺れが収まり、スタッフ職員達の安否を確認した後、病院の外の状況を確認したが、信号が止まり、渋滞が発生しており、当院の向かいにある本やレンタルDVDの商業施設では、客が店員に誘導され駐車場に避難していた。この時は大きい地震がきた事の認識だけで、さらに甚大という言葉では表せない程の被害を、被災地各地で及ぼす事になる大津波や原発事故については知る由もなかった。

その後、看護師達は早めに帰宅させ、私達家族だけで病院内の後片付けをしていたところ、地震により倒れてきたタンスの下敷きになってしまったという猫の患者が運び込まれたのだが、すでに心肺停止の状態にあり、救急処置の甲斐もなく残念ながら死亡した。その日の当院にはさすがにその他の来院患者はなく、半日予定の入院でお願いし点滴治療を行っていたMダックスの飼い主が、当然ながら予定よりだいぶ遅れて引き取りにきて頂く事ができた。入院患者の治療と世話を終え、自宅へ帰宅すると食器や家具類などが散乱し、足の踏み場もなく、また建物の外壁にもひびが入っていた。断水も起きており、水も出て比較的生活に支障はないと思われる当院へ妻とともに避難して、しばらくの間は生活する事とした。

この日、地元の白河市の状況は、私が帰路に着く際に目にしたところでは、ほぼ全壊したと思われる家屋が数件と、一部損壊の家屋が多数にあり、道路には大岩の落石や陥没、数十メートルに渡る亀裂がところどころに見受けられ、主要な道路は通行止めになり、農道などを迂回して移動しなければならなかった。また当時は車のガソリンの入手が困難になり、供給可能なガソリンスタンドには車の行列ができ、長い時は5時間以上待つてガソリンを入れられた事も思い出される。当然ながらこのような状況は被災地各地で起こっていたものと思われるが、白河市ではこの他に大きな被害が2件あり、1件は葉ノ木平という地区で地震のため土砂崩れが発生し家屋が飲み込まれ、家族6人の方が亡くられるという非常に痛ましい事故が起きてしまった。もう1件が、白河市の観光名所の1つであるお城跡の小峰城で、江戸時代から崩れる

事のなかった石垣が崩れ、見るも無残な姿と化してしまった。この復旧作業は震災から6年目を迎えた今年2017年4月に完了する予定である。また、この小峰城の復旧作業チームは、2016年4月に発生した熊本大地震で大きな被害が出た熊本城の復旧アドバイザーとして招聘された。

当時の福島県獣医師会県南支部会員獣医師の様子であるが、当支部には開業獣医師だけでも17人の会員の先生方がおられたが、幸いにも人的被害はなく、皆さんはお元気そうであった。だが、私と同様に病院や自宅が被害にあわれ、避難生活を余儀なくされた先生も何人かおられたが、御家族の方も含め大きな被害はなかったようで、この事については本当に不幸中の幸いであった。この時思い出されるのが、日本獣医師会や、私が会員となっ



ている学術団体の日本臨床獣医学フォーラムから、飲料水や非常食、生活用品に加え、仕事に使用するための薬品類や動物用ゲージなど、本当にたくさんの心温まる援助物資を送って頂き、日々の生活や診療を大いに助けて頂いた。物流が止まっていたこの時期には本当にありがたく、またこのような志をお持ちの先生方や仲間いる事がとても嬉しく且つ心強く感じた。このありがたい援助物資も地震直後では当院までは配達してもらえない事はず、最寄りの配送所まで受け取りに行った事を覚えている。先にも述べたが、当院では地震の衝撃で顕微鏡が落下し壊れてしまったのだが、茨城県の栗田先生から、ご自身の茨城県も被災地であるにもかかわらず、使用頻度の少ないものだからと先生所有の顕微鏡を送って頂き、当院の顕微鏡が修理を終えるまでの間、ありがたく使用させて頂いた。このありがたい顕微鏡は当院での役割を終えた後には、県内の被災動物救護の重要な拠点となる第1シェルター（飯野シェルター）に寄付させて頂き、全くなにもない中で出発した被災動物救護医療活動に大いに重宝されたとの事を聞いている。栗田先生には、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げたい。



福島県では海沿いの沿岸部（県内では浜通りという）の住民の方々が津波被害および福島第1原発事故により多数避難する事を余儀なくされ、福島市や郡山市のある県中央部の中通りや山沿いの会津地方に避難されたが、中通りの南に位置する白河市にもたくさんの方々が避難されてきていた。その中には、飼われている動物達を同行避難されてきた方もいたが、当時は被災地ではどこもそうであったと思われるが、避難所には動物を一緒に入れる事は難しく、車中で過ごさせておられた方が多かった。また、白河市の住民の方でも、いまではまさにその通りであったと思うのだが、他県へ飼われている動物とともに自主避難された方も多かった。さらに印象に残っているのが、当院には外国人（アメリカ、オーストラリア、韓国、中国、台湾など）の方々も犬や猫で来院されていたのだが、動物達と一緒に帰国するため狂犬病ワクチンや混合ワクチンの接種証明書を御希望されて来院されたり、再度ワクチン接種をされていたりし、外国人の方の方が放射能汚染について敏感であり深刻に受け止めていたように思われ

た。このように家族とともに避難する事ができた動物達がいる一方で、どうしても仕方なく、また被災者の方からよく聞いた事であるが、このように半永久的に自宅に帰れなくなるとは思ってもいなかったとの事で、致し方なく自宅に置いてくるしかなかった動物達も大勢いる事は、この後、個人的活動でシェルター支援をする中でわかってくることである。この3.11のような1000年に1度と言われる大地震に加え、大津波、そして福島県では原発事故と重なり三重苦の被害が起きてしまった事態で、果たして自分も避難を余儀なくされた場合はどうするだろう、またどうするべきなのか、という思いが日々頭の中を巡ると同時に、この被災地の中でなにか自分にできる事はないのかと、改めて自分自身の非力さを思い知らされた。

この被害状況下において、福島県と福島県獣医師会とで動物救護本部が立ち上がり、福島市の河又淳先生と相馬市の渡邊正道先生のお二方が中心となり、本格的に被災動物救護活動が始められた。県南支部では獣医師会からの要請を受け、実施された活動としては、会員の獣医師が2人1組でローテーションを組み、県南地域各所にある避難所、さらには隣町である栃木県那須地方の避難所を訪問し、同行避難してきている動物達の健康相談や必要であれば診察治療を行い、犬や猫用のフードを提供するなどの活動を行った。私が訪問した白河市内の避難所では、午後の時間だったためか、ほとんどの被災者の方達はどちらかに出掛けられていたようで、避難所の管理者の方に状況をお聞きし、なにかあれば御連絡を頂けるよう名刺をお渡しし、犬猫用のフードを被災者の飼い主様へお渡しして頂くようにお預けした。被災動物達もほとんど見られなかったが、駐車場に止めてある車中にいた雑種犬が1頭、こちらを見ていた。飼い主が近辺にいなかったため健康状態などの状況を聞く事はできなかったが、比較的元気そうであった。私には、できれば飼い主とともに住み慣れた家へ帰り元の生活に戻るか、または帰還が困難であれば、新しい土地や環境で幸せに暮らしていった欲しいと願う事だけであった。

私の個人活動については、飯野町に設置された第1シェルター（飯野シェルター）での被災動物救護の支援活動をお手伝いさせて頂いた事であるが、この活動に参加する事となった経緯としては、確か5月の中旬であったと思われるのだが、環境省の担当者の方から「有志の皆様へ」という複数の獣医師の方々への一斉メールを頂いた事が発端であった。内容は環境省管轄の原発事故警戒区域内に取り残されている動物達を、住民の一時帰宅に伴っての救護や保護の活動に協力できる獣医師を募っている、との事であった。この大災害が起き、なにか自分にもできないものかと思うところがあった私は、獣医師として少しでも震災からの復興復旧、そして困っている方々や動物達の役に立つことができるのならと、この活動に協力したいと考えた。しかしながら、放射能汚染が著しいと当時から考えられていた警戒区域内に入って実施される活動のため、一応は家族とも相談をした上で、このメールの連絡がきた2日後に活動に協力したい旨の返信を送った。その約1週間後に同じ環境省の担当者の方から、6月6日と10日に実施される住民の一時帰宅に伴う救護保護活動に参加してほしいとのメールでの連絡を頂いた。行き先は大熊町で、集合場所は中継基地のある田村市体育館に午前8時頃来てほしいとの事だった。この両日には病院の勤務は休みにしてもらい、6月6日午前6時に、多少の余裕を持って中島村にある自宅を自家用車で出発し、田村市体育館へと向かった。いまにして思えば、思い過ごしや考え過ぎではあったのだが、当時は当然ながら放射能汚染による体への被害は、広島や長崎での原爆被害やチェルノブイリ事故のニュースでの情報くらいであり、この活

動で警戒区域内に入る事により、なにかしら自分の体や、大袈裟であるかもしれないが命にも関わる事が起きるのではないかと不安も多少はあったりもした。

集合場所の田村市体育館に到着すると、すでに多数の環境省職員や福島県職員、各医科大学の関係者、放射能測定の関係者、各都道府県からの警察官および多方面からのボランティアの方々が集まっていた。この中には数人の顔見知りの県職員の方もおられ、いろいろと教えて頂いた。また、この日に私と一緒に救護活動を手伝うのは、東京の動物病院に勤務しているという私より年下の獣医師の先生が来られていた。詳しい活動内容については、東京に本部のある緊急災害時動物救援本部から派遣され、この活動以前から被災地に駐留し従事されているという動物看護師の方から説明があり、これから被災者の方々も集合され、担当者から一時帰宅についての説明があり、皆さんが防護服を着用し、10人から20人程度のグループに分かれマイクロバスで各御家庭を巡回し、家屋の確認や必要最小限の物資を持参されて来られる予定である事。そして私達はその後を車両で付いて行き、各御家庭にいる動物達を飼い主の許可の元に保護していく、という事であった。しかしながら、室内や犬小屋などにすべての動物達が残されているわけではなく、外に放たれている場合も多いという事で、そういう放たれている犬や猫も場合によっては保護してきてよいとの事であった。警戒区域内での活動時間は、被ばく線量を考慮し、2時間までという時間制限が設けられ、その間にできるだけ多くの動物達を保護して行く事になるという。防護服を着用して活動を開始したら、飲み食いは当然ながら、トイレにもいく事はできないため、必ず用を済ませておくようにとの事と、防護服を着ると密閉され暑くなるため脱水症予防のため、出発前に水分を補給しておいた方がよいとの説明を受けた。被災者の方々が続々と集まってこられると、私どもの受付には飼育動物保護の申請受けもあり、何人の方が受付表にお名前や住所、飼われている動物種や頭数などを記入されていた。この受付名簿を頼りに動物保護のチームは、各御家庭に向かうとの事であった。



福島県動物救護本部
構成メンバーの活動

私達が、一時帰宅の住民の方々を乗せたマイクロバスに続き、大熊町へ向かって中継基地を出発したのは、午後12時過ぎの頃だったと記憶している。タイベック防護服に身を包み、マスクを着用し、手袋は2重、シューズカバーで靴ごと足を覆い、県の車両で県職員2名と私達獣医師2名の4名で警戒区域内へと入っていった。検問所には山梨県警の警察官の方が検問にあたっていた。移動している車中からは、天気の良い初夏の日だったため、緑豊かで長閑な田舎風景が続いていたが、確認できたのは、野放しになった牛の群れで幼い子牛もいた。他には破壊された乗用車や全壊または半壊した家屋であった。一番の印象として残っているものとしては、避難指示の出た警戒区域内では当然の事ではあるのだが、とにかく「人が誰もいない」という今までに感じた事のない異様な静けさと感覚であった。私達が訪問した御家庭は、受付時の申請に基づき、大体5～6件の御宅を訪問したと記憶している。うち3件では、犬を無事に保護し車両に備え付けられているゲージに入れる事ができたが、1件では犬が戸外に放たれてしまっており、家の近くにはいるのだが、我々が近づくとすぐに逃げてしまい、どうにも保護する事ができず諦めざるを得なかったため、食べられる状態にしてフードだけを置いてきた。

その犬は出産直後のような体をしていた。そして、もう1件のお宅では、W・コーギーが庭先にリードで繋がれていたが、息絶えていた。おそらく餓死したものと思われる。いまでも、その姿の光景が目に焼き付いている。また別の御宅の方にお話しをお伺いしたところ、原発の爆発音がしたため、その御家族は避難指示が出る前に避難されたとの事だった。この救護活動をしている間に、問題の福島第1原発まで1キロほどという距離の国道6号線付近では、自衛隊員の方が防護服にガスマスク姿で瓦礫の撤去作業をされていた。この付近では津波の影響をみてとる事ができ、津波がきたところでは他とは土の色がまったく違い、いまだに水分を含んでいるのだろう、濃く黒ずんでいた。また移動中には、まったく被害を受けていない家屋も多数見受けられ、中でも真新しい新築のような家が目に付き、その刹那に思った、この家の御家族の方はいつの日か帰って再びこの家で暮らす事ができるのだろうか、と。



約2時間の救護活動を終え、中継基地の田村市体育館に帰り着くと、車両から私達の体からすべてにおいて放射線測定をして頂いたが、同行した東京の獣医師の先生は、ペットボトル飲料を持っていったため、これは没収という事になった。また、東京電力からの配給との事でアンパンが支給され軽い昼食とした。その後、同じ環境省の担当者の方から、6月10日にはシェルターでの業務を手伝ってほしいとの指示を受け、私達は県職員の方々とともに本日に保護した犬や猫を移送するため飯野町にあるシェルターに向かった。

この飯野シェルターには管理者の獣医師が常駐しているとの事だったが、私達が到着した際には不在であった。ここには保護されてきた被災動物の世話、管理をする穴戸さんと女性職員の方がおられ状況を教えて頂いた。同行させて頂いている県職員の方々と保護してきた犬達の放射線量を測定し、犬種や性別、大きさ、保護した場所等を記録し、入るゲージに名札を付ける作業をし終え、飼育管理者の穴戸さんに10日に再度来させて頂く旨をお伝えし、この日は帰路に着いた。



4日後の6月10日には、飯野シェルターの作業は午後12時頃から始まるとの事を穴戸さんからお聞きしていたので、その時刻に到着するように自分の病院のある白河市を出発した。白河から飯野シェルターまでは高速道路の東北自動車道から国道4号線を通り、約1時間半の道のりだった。シェルターに到着するとすでに作業は始まっており、管理獣医師として福島市の久保明先生がおられたので、さっそく私が今日お手伝いをするよう指示されてきた事をお伝えすると、この飯野シェルターの被災動物医療活動には、福島市の臨床部会という勉強会グループの獣医師の先生方がローテーションを組み、毎日交代で動物達の健康状態のチェックや治療を行われるとの事であった。私もそのお手伝いができないかお聞きしたところ、人手の少ない曜日を教えて頂き、毎週土曜日に参加させて頂く事になった。この福島臨床部会の先生方は御自身も被災者で、御家族や御自分の病院も被害があるにもかかわらず、この被災動物救護活動を支援し、保護された犬や猫達の治療や管理もされるという。大変な御苦勞であった事は言う

までもない。本当に立派なグループだと思った。この6月10日の時点での飯野シェルターに保護されてきた動物達は、正確には覚えていないのだが、犬30頭、猫20頭くらいであったと思われる。犬は小さめの体育館ほどの大きさの建物の中で個別に中型犬用のゲージに入り、猫は別家屋で猫用のゲージに入っていた。決してきれいではなく、広さも充分とはいえない建物とゲージの中ではあるが、この予想もできない大参事の中では致し方ない事であろうし、それでも被災した動物達の管理や治療のできる環境を多少は粗末であったとしても準備された事は立派な事と思う。保護されてきた動物達の健康状態は、穴戸さんはじめ管理スタッフの方々が食事や散歩、清掃の際などになにか異常があれば、その都度教えて頂くか、またはゲージに張り紙をして教えてくれて、その情報を元に当番の獣医師が犬や猫の収容されている各ゲージを回り診察治療を行った。犬では下痢などの消化器症状、猫では鼻炎や頻尿・膀胱炎などの症状を示す動物が多かったように思う。いずれもストレス状態が長く続いた事や栄養不良が原因の一環としてある事は想像に難くない。動物達の食事用のフードは獣医師会やフードメーカー、一部愛護団体から寄付され、医薬品は獣医師からの個人的なものを持ち寄って使用していた。後には、ワクチンなど使用もできるようになっていった。このような状況で、被災動物の救護活動とシェルターでの保護管理が、県職員、管理スタッフ、獣医師との連携で進められた。

福島臨床部会の先生方はローテーションで1人週2～3回はシェルターに通われ、また近くの川俣町に御自分の病院のある高橋誠先生はほぼ毎日通われ、被災動物達の健康管理や治療をされておられたが、私はとりあえずのところ毎週土曜日週1回のペースでシェルター支援をさせて頂く事だったので、土曜は自分の病院での勤務は午前中のみとし、午後からはシェルターでの支援活動に毎週向かった。この間にも、私が大熊町に出向いた避難住民の一時帰宅に伴う動物救護の活動は、ほぼ連日で双葉町や浪江町など他の各警戒区域でも続けられ、毎週シェルターを訪れるたびに、数十頭単位で保護収容される動物が増えていった。犬舎はすでに満杯となり、倉庫として使用されていた家屋が第2の犬舎になっていた。この頃には、ペットのコジマの職員の方々がボランティアで大勢支援に来て頂いており、手慣れた作業で飯野シェルターの改築なども行われていた。また、県内外からたくさんのボランティアの方々も来られ動物飼育管理のお手伝いをして頂けるようになっていた。このシェルターに保護された動物達も栄養不良やストレス、基礎疾患の悪化などで様々な病気を発症したが、なかでもパルボウイルス感染症などの伝染性疾患も発症し、その際は犬舎の1室に隔離室が設けられ治療が施されていた。このように飯野シェルターでは収容オーバーの状態ながらも、県職員の管理の方々やボランティアの方々の御努力により活動を維持されていた。そんな中、管理獣医師の久保先生より重症な患者や長期の治療が必要と思われる動物は各獣医師が自分の病院へ移送し入院させ治療されている事をお聞きし、私も重度な鼻炎の猫と頭に怪我を負っている中型犬を、少し遠いのだが白河市の当院へ移送し入院で



治療を継続する事となった。お預りした猫は残念ながら、全身状態の悪化も著しく肺炎へと移行してしまい亡くなった。犬の方の頭部外傷は抗生物質などの治療が奏功し回復したため、シェルターへの再収容を考えたが、この犬の飼い主が所有権放棄をされたため、当院で引き続きお預りし、新たな飼い主を探す事となった。今では白河市内の方に引き取られ幸せに暮らしている。この他にも週1回のシェルター支援ではあるが、たくさんの出来事に遭遇し驚きの日々であったが、県職員の方やボランティアの方々、そして福島臨床部会の獣医師の先生方が日々協力し知恵を出し合い、世界に類を見ないこの過酷な動物救護活動を終わりの見えない状況の中で、懸命に続けられた。このような状況で、三春町に第2シェルター（三春シェルター）が建設され、警戒区域内で保護された動物は飯野第1シェルターで治療や看護を受け、心身ともに回復がみられた動物達は、この新しく建設された三春第2シェルターに移送され、飼い主への返還や新しい飼い主への譲渡が行われるようになった。そして、飯野第1シェルターの専任獣医師に豊田正先生が、三春第2シェルターの専任獣医師には渡邊正道先生が就任された事に伴い、福島臨床部会の獣医師の先生方も含め、私のシェルター支援も10月を持って終了となった。



この時期には各動物病院において、動物救援本部より被災動物募金活動の募金箱が設置され、当院でも受付窓口において募金を募ったところ、当院を受診された一般の飼い主様よりたくさんの募金を頂いた。診療費のお釣りをそのまま全額募金箱に寄付される方が多く見受けられ、時には1万円札が入っていた事もあった。当時は、あまり期待はしていなかった私は、この一般市民の方々の被災した動物達への温かいお気持ちを感じ入り、皆さんも憂いておられ関心が高い事を改めて知った。

これまで述べてきた活動は、あくまでも私が参加し体験したもので全体のほんの1部に過ぎず、各地域で復興に向けた救援活動が実施された。このような地道な活動が続けられた事により、被災動物救護だけでなく各地域で、被害が甚大なだけに時間は相当掛かるものの確実に収束に向かっていったと思われる。私の住む福島県の県南地方でもインフラの復旧や被災した家屋の修復、物流の回復等が進み、除染活動も進められ、自主避難されていた当院ご利用の飼い主様や動物達も帰ってこられた。被災動物救護活動については、上述の飯野シェルター、三春シェルターともに役割を終える事ができ、閉鎖される事となった。三春シェルター閉鎖にあたり、残った動物達の各動物病院での引き受けの連絡があり、当院では犬1頭、猫2頭を引き受けさせて頂いた。この3頭の動物達は当院で新しい飼い主を探す予定ではあったのだが、年齢的なものや基礎疾患、性格的な事などから、どうしても飼って頂くには制限がある事と、病院内で長く飼育管理の世話をしていると愛着が湧いてしまい、今や当院看護師達の癒しに一役買っており、逆に手放しがたい状況になってしまっている。しかし、いつの日にか被災動物の状況をよく理解して頂ける飼い主の元で、終生幸せに過ごしてほしいと願っている。

最後に、この未曾有の震災および原発事故による被災動物救護活動の中心的役割を担い、大変な御努力と御苦勞をされた、河又淳先生と渡邊正道先生に改めて敬意を表したい。また県内全域において救護活動に従事された獣医師の各先生方や県職員、環境省担当者の皆様、県内外から来られた多数のボランティアの皆様、そして全国津々浦々から被災動物支援のために義

援金や支援物資をお送り頂き、動物達の事を温かい心で見守ってくださっている方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げたい。皆様のおかげで普通の生活がおくれるようになった事を。そして、この記録誌を書いていて思い出すのが、飯野シェルターで支援業務をしている際にいろいろと語り合った同年代の飼育管理者である宍戸さんと県職員でシェルター管理をされていた新井孝典先生との出会いであり、新井先生とは大学時代は同級生ながら、あまり交流はなかったものの、今回のシェルター業務を通じて親しくさせて頂いた。また、いつの日か3人で集う事ができればと、この記録を記しながらつくづくと思った。

2011.3.11 東日本大震災に於ける福島県獣医師会会津支部活動記録

—消えない雪—

福島県獣医師会会津支部 加藤徳光

3月11日午後2時46分知人の病室、グラッと足元が滑った。目眩か、いやこれは地震だ。変わった揺れ方で長くゆっくりと振幅のある揺れから次第に荒っぽい揺れへと移っていった。大丈夫、この病院は会津で最も新しく耐震設計も最新のはずだ。知人の向かいのベッドで品の良いおばあちゃんが、怖い、怖い、と本当に泣き出した。「大丈夫だよ」と妻が駆け寄り手を握った。小刻みに震えていた。今は容赦のない激しい揺れとなっている。ここは5階、足下で、ビシッ、ビシッ、と嫌な音がした。まさかのクラック音。おかしい、今までの地震と違う。窓から見える駐車場の車が踊っている。隣のビルのアマチュア無線のアンテナが鞭のようにしなり70度を超え慌ただしく元に戻った。大きな地震だ。東京か？東海か？揺れが未練を残しながら漸く収まってきた。妻が向かいのベッドを離れると入れ違いに家族が飛び込んで来た。揺れが完全には収まっていないのだろうか、何だか足元の安定感が無い。看護師さんが落ち着いてと叫びながら駆け込んで来て窓を開け放った。傍らのテレビのスイッチを入れると、震源地東北東方沖、マグニチュード7とテロップが流れ真っ黒い墨汁の様なものがビニールハウスを飲み込んでいる。津波だ。そして、テロップはマグニチュード7から9に変更されていた。

翌日3月12日に本会より緊急事態発生の第一報が支部に入りこれを受け同日緊急三役会を開き、まずは会員の安否確認を実施、結果は人的被害施設被害ともに無し、安堵の瞬間でした。次に支部執行部の役員体制構築に取り掛かりました。この時期は未だ正式に新役員体制は承認されておらず、会計年度途中でもありました。そこで新体制を前倒しで承認し全権を移譲していただきました。(支部長加藤、副支部長三林、石田、事務局土屋、県理事岡本) 続いて、「福島県獣医師会あいづ被災犬猫救援センター」を組織し立ち上げ、小動物病院の連絡先と会津動物病院マップを作成し管内避難所に配布した。

図-1、図-2、図-3、図-4、図-5

会津支部開業獣医師名簿と被災犬猫一時預かり可能頭数調査 図-6

4月2日より支援物資の配布が始まる。6月まで支援物資の受け取り会員への再配布に翻弄される。もう少し計画的に秩序だった方法が取れないものかと苛立ちがつる。事務局の土屋先生は良く持ちこたえてくれた。彼のため息が感じられた。5月下旬副支部長の石田先生が体調を崩し戦線を離脱。貴重な戦力を奪われる。時間をつくり各避難所に出向き目視するとともに直接話を聞く。確かにトラブルも認められたが総じて秩序は保たれていた。特記すべきはペット同伴の避難者はトラブルを避けるため又ペットの身を案じて車中泊を選択していた。エコノミー症候群が危惧された。行政は人優先の名のもとペット同伴の問題は置き去りにしていた。やれば出来るのにとの印象を強く感じた。先進国を標榜する今日の日本国、ペットと人との関わりもステップアップする時期に来ているのではないかと考えさせられた。5月、狂犬病の集合注射の時期を迎え支部の活動は煩雑を極めていた。このような状況下で重要案件が浮上する。

5月7日、本会の国分さんから埼玉の双葉町行政区より会津のリステルに40頭ほどの狂犬病ワクチン希望の犬がいるので会津支部で対応してくれないかとの連絡が入った。支部では協議の結果会津支部全面協力の方向で作業に入ったが更なる問題が浮上した。①リステルは双葉町の正規の避難場所として認められていなかった。②双葉町町長の集合注射依頼書に関する許可が下っていない。③町民より2回にわたり申請が出されるも町長からの回答が無く連絡も取れていない。リステルには町の職員が詰めていたが担当職員ではなく狂犬病対象リストや避難犬の実頭数の把握も出来ない状況であった。このような状況下に於いて当時獣医師で双葉町町議(現双葉町町長)の伊澤先生が町長と連絡を取り5月31日に町長の許可をとりつけてくれた。ここから実務的作業が進み6月7日に会津支部により狂犬病ワクチン接種を無事実施する事が出来ました。行政が大変な状況下にあったことは理解するがそれにしても、である。さらに狂犬病が人畜共通伝染病であり不特定多数の人とペットが狭い空間に集合している様な場合特に注意しなければならないことはこれは人が優先かペットは二の次と言う問題では無く人の健康に係わる事案である。しかし、緊迫感は全く感じとる事が出来なかった。大きな反省材料である。伊澤先生の迅速なる行動と指導力に改めて感謝したい。図-7

7月新たな問題発生、県動物救護管理シェルターの診療を県北の数人の先生がローテーションしていただいきつ状態にあるのに何処からも支援が無い。との情報が私のところに届きました。おかしい、会津や県南は地震による人的な被害は無いはず、何故本会から支援要請がないのだろうか、疑問に思い実態を把握すべく情報収集に努めるが発信元により微妙な違いがあり判断に苦慮する。本会に問い合わせるも判然としない。何故か奥歯に物が挟まっている様な言い方しか返ってこない。情報収集の結果得られた一連の不可解な情報(未確認情報を含む)

1. 飯野のシェルターが大変な事態になっているらしい
2. シェルター内で感染症が発生しているらしい
3. 県北の先生達が大変らしい
4. こんなに大変なのに他地域(会津含む)からの応援が無い
5. 県獣からは協力要請が無い
6. 県から県獣に対して協力要請が無い
7. 他県から福島県の対応に不満が出されている
8. ボランティア団体からシェルターワークの稚拙さを指摘されている

どうなっているのか、もはや独自に判断するしかないと決断、まずは実態把握の目的で7月14日県北の河又先生と接点のある支部事務局の土屋先生を先遣隊として現地に派遣しました。結果、支援要員の派遣が妥当との結論に至り、一応本会の承諾のもと支援要員派遣決定と協力要請を会津支部小動物開業会員に向け発信しました。図-8 この派遣の位置付けは、会津支部が県北支部福島臨床部会に対して行うボランティア活動とし、福島臨床部会の指揮下に入る事とした。最終的には10動物病院11名の獣医師が参加し8月18日から9月11日まで10回の支援活動を展開する事が出来ました。私も飯野のシェルターに出向き現場を視察しペット救護の最前線を目の当たりにしました。会津支部の部隊旗とも言える あかべこの置物をそっと窓枠のところに置いてきました。図-9

9月14日会津支部小動物部会にてシェルター支援活動終了に伴い意見交換を行い記録とし

て残しました。以下にその要約を示します。

要約

支援参加 10 動物病院中 7 名の動物病院の獣医師が出席し、加えて県社会保健福祉事務所の関根先生にも出席して頂き意見交換を実施致しました。まず、第一に多かった意見は、何を以って終了なのかということでした。第二として、は、そんなに忙しさは感じられなかった。本当に支援を必要としたのだろうか（福島臨床部会が会津に配慮し複数体制を敷いてくれていたのです）。第三には、ボランティアとの調整が必要。第四としては、今後の体制はどうなるのか確認してほしい。以上が意見として出された主なものでした。関根先生から県のこれまでの経過とこれからの体制の説明がありました。まず基本的な事になりますが、既存の福島県保健福祉部食品衛生課作成の災害時における動物（ペット）の救助マニュアル（平成 19 年作成）は今回の災害時には運用されず、新たなフローが作成されそれに基づいた体制で動いているとのこと。新たなフローでは県獣会長は副本部長の立場にありますので改めて県獣に対し要請書の発信は必要ないとの理解である。今後、三春に 150 頭収容規模の第二シェルターが完成の予定で、状態の良い被災動物を三春に随時移動する計画である。船引が頓挫したので三春に建設地を移したのではなく当初は、船引が第二、三春が第三で計 3 カ所にシェルターを設置する予定であった。シェルターに収容された被災動物の取り扱いは所有権の放棄がなされない限り生涯収容が継続すると考える。

これを踏まえ会津支部の考えを以下の通り纏めました。少し辛口になりますが当時の空気感が少しでも伝わればと思い敢えて書きます。

県において「動物救護対策」の体系がスムーズに立ち上がらなかった事は真摯に反省すべきであり総括が必要と考えます。またその結果は関係団体に開示すべきと考えます。県獣においては、県からの要請が無いことに拘り膠着状態に陥ること無く、早急に県との協力関係を再構築するとともに、各支部に対し適切な情報の提供をすべきと考えます。新しいフローに基づき県と県獣、政府認可の 5 法人（現在は 4 法人か）が協力しこの千年に一度の災害に対処することが公益法人化を目指す者としての在るべき姿と考えます。細部については県獣小動物部会にて検討されるのが最良と考えます。

これを機に各団体と会津支部との関係図を作成し認識の再確認と共有化を図った。図 -10

9 月に入ると避難所から仮設住宅へと生活の拠点が移ってゆきました。日本愛玩動物協会福島県支部の要請に応じて仮設住宅での飼育相談会を 3 箇所で開催しました。図 -11 に加えて美里町の榎葉町仮設住宅においても開催いたしております。図 -11 説明会は終始和やかな雰囲気の中でしたすみしました漸く避難生活に落ち着きを感じることが出来始めた頃です。

これら県獣医師会経由の流れとは別にいち早く会津支部にコンタクトしてきたボランティアサポート団体が有りました。4 月初旬、会津でボランティア活動をしたい旨の電話が最初だったと思います。支部として内容検討の必要から文書での内容説明を求め、4 月 18 日に文書が届きました。それは、ALIV ふくしま（地球生物会議 ALIV 地域グループ）代表 和田央子さんからでした。内容は以下の通りです。

参考のため、やり取りを一部を原文のまま示します。

〈会津地区避難所のペットのおおよその頭数〉

ふれあい体育館	犬 3	猫 1	その他
会津総合運動場	5	1	フェレット 1
リステル	12 以上	1	
リゾートイン磐梯	4	1	
磐梯少年交流	5	1	
河東総合体育館	3	1	
東山温泉（各旅館合計）	15 ～ 18	2	
銀山荘	1 ～ 3	1	
さゆり公園	4	2	ウサギ 1

4 月 18 日までに確認できた頭数（流動的）

〈把握している問題点〉

ALIV ふくしまボランティア佐藤文子がこれまでに確認したところ、殆どのペットが車内に置かれているため、ストレスによる咬傷事故 1 件が確認されているほか、今後の日中の気温上昇による健康被害が懸念されています。

このため飼い主より依頼を受けて、ALIV ふくしまにおいて長期一時預かりを実施していますが、県内の受け入れが限界に達したため新潟動物ネットワーク（NDN）に協力を要請しています。

会津地区避難者からのこれまでの預かり頭数は、犬 7 匹（うち 1 匹返還）、猫 2 匹ですが、今後の気温上昇によりさらに希望者が増える可能性が高いと考えられます。

集合避難所から旅館・ホテル・アパートなどへの入居が進んでいるため、自治体でペット同伴可能なペンションを新たに借り上げるなどの対策が必要ではないかと考えています。

〈支援活動〉

自治体へ上記について交渉を行うほか、下記のような支援をできる範囲で行いたいと考えています。

〈ボランティアスタッフ〉

ALIV ふくしま	代表	和田央子（東白川郡塙町）
同	ボランティア	北村孝至（同上）
同	ボランティア	佐藤文子（会津若松市）
同	ボランティア	数名（会津地区）
フリートレーナー＆ペットカウンセラー		高橋明子（首都圏勤務）
獣医師	松崎（首都圏在住	所属団体・勤務病院なし）
他	現地ボランティアサポーター	数名

●高橋訓練士によるサポート●

1. 避難所のペットの状況を把握し、健康状態が悪化しているケースが認められた場合、現地動物病院に橋渡しする。
2. 避難所の犬及び飼い主の心理的ストレス軽減を図るためのカウンセリング、アドバイスを
行う。犬の問題行動の改善をはかる。
3. 県外・首都圏でのペット同伴可能避難所や賃貸住宅などの情報提供。

松崎獣医師については、数日のみの支援となるため治療行為はせず健康チェックのみ行うこととし、治療の必要がある場合は現地動物病院を紹介させていただきます。

これに対する支部からの返信は以下の通りです。

〈会津支部としての対応〉

1. 3月20日付けで県獣医師会より通知のあった避難犬・猫に対する治療の一部助成事業に協力。
2. 一時預かりに応える為に診療用ケージの一部を提供。
3. 会津の避難所は、17市町村66カ所で広範囲に認められる。対して小動物診療施設は14カ所であります。これを以って各避難所の巡回支援体制を組むには無理があり、診療施設機能を維持したまま待機態勢をとるほうが合理的と判断し各避難所に診療施設の名称・地域・電話番号を配布いたしました。

〈ALIVさんの活動に対する考え方〉

高橋訓練士によるサポートは問題ありません。

松崎獣医師による健康チェックは診療行為に当たるとの指摘がありましたが短期間であり診療報酬も発生しないとのことを考慮し問題なしといたしました。

一時預かりの件で県の施設、芦ノ牧犬抑留施設に5～10頭分の空きを確認確保いたしました。

以上回答し今後協力して活動することを確認しました。

5月23日にはリステル双葉町行政区避難ペット支援方法を会津若松駅前の東横インにてALIVから福島、和田、会津支部から加藤、三林で検討しております。
検討内容は以下の通りです。

1. 現況確認

登録犬18頭、無登録12～22頭正確な頭数把握出来ていない。

車にて飼育のリステルとの取り決めを守らず部屋に連れ込み、糞の始末不良などでホテル側とのトラブル発生。

2. 獣医師会で現在実施している助成事業

一時預かり（無料）、5/18～6/10 治療費1回に限り5,000円助成、6種混合ワクチン、フィラリア薬、猫3種混合ワクチン

3. ALIVさんが行おうとしていること

今後の暑熱期に向け車内飼育の弊害回避、ホテル側とのトラブル解消の目的でホテル敷地外近隣集落の不利用公民館を借りて避難犬猫の集団飼育場を確保。集団飼育場の円滑運営の為に会とルールを新潟 NDN の指導で設立作成。

4. その中で獣医師会に求めること

ワクチン、不妊、去勢手術、ドッグフード、キャットフード
ケージ等の助成、提供。

5. 獣医師会が協力できること

ワクチン、…犬は6混・猫は3混、フィラリア薬、5/18～6/10 治療費1回に限り5,000
円の助成、ケージの貸与。

6. 行政にお願いしなければならないこと

正確な頭数の把握、狂犬病ワクチンの完全実施

7. 残る問題点（懸案事項）

ドッグフード、キャットフードの確保

不妊、去勢手術費用に対する助成（出来れば無償化）

診療依頼者と受諾獣医師との責任のあり方の確認

獣医師会に対してより一層の支援を支部より要請出来ないか

以上取り纏め結果です。

いわゆる愛護団体、ボランティア団体との直接接触は初めての経験でした。最初はちょっと警戒した事を白状しなければなりません。しかし ALIV さんに非常識な点は無く反対にしっかりした考え、哲学を持った団体と思いました。多くの事を学ばせて頂きました。ありがとうございました。

最後に震災当時に支部長を務めた者として感想を述べる事をお許し下さい。東北人は忍耐強いとよく言われます。長く厳しい冬を乗り越える姿を思い描いての表現だと思います。確かに大雪の後、黙々とスコップで雪かきする姿に納得です。でも、雪はスコップ一つでも確実に無くなり遂には道が現れる事を知っているから黙々と作業をする事ができるのです。今回の震災も地震や津波だけなら失ったものは余りにも大きすぎるがそれでもコツコツと着実に復興を成し遂げたであろうと思う。しかし今回は違った。3月12日15時36分福島原発1号機水素爆発、3月14日11時01分3号機保管燃料由来の水素爆発、3月14日21時頃2号機圧力容器破壊、3月15日6時14分4号機水素爆発、正にパンドラの箱が開いた瞬間でありました。多核種低線量広範囲の放射性物質汚染が起こったのです。後に獣医師会から提供されたパーソナルサーベイメーターで自宅周りの空間放射線量を測定してみました。驚いたことに北側雨どいの所1cmで5.375 μ Sv/hとでたのです。ここは会津なのに、色々な場所を測定してみました。すると、北側屋根の下日陰の部分が高線量である傾向がありました。まるで早春の残雪のように。7回の春を経た今も約半分にはなりましたが消えることなくそこにあるのです。図-12

目に見えず、臭いもなく、味も無い高エネルギーの雪が消える事無くこの先数十年にわたり存在し続けるのです。そして溶け落ちた核燃料は現在何処にあるかもわからず、行方不明なの

です。これから先廃炉に向けて様々な新技術の投入や工夫がなされるでしょう。しかし想定外の事が起こることも想定しなければならないでしょう。災害時における新しい動物の救助マニュアルに期待するとともに消えない雪からの雪解け水を糧に人と動物の関係がより高い次元で醸成して行く事を信じます。

人は人だけでは存在出来ないのだから。

以上会津からの報告でした。

図-1

福島県獣医師会あいづ被災犬猫救援センター

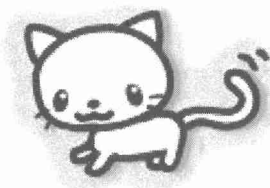
※まずは電話でご相談ください。

(会津若松市)



病院名	電話番号
藤村犬猫病院	0242-27-6190
あさぬま犬猫病院	0242-28-2759
はせがわ動物病院	0242-27-3729
くまんち野生動物診療所	090-6866-4536
せんば動物クリニック	0242-33-2211
ワンにゃんクリニック	0242-33-1711
つちや動物医院	0242-26-1124
にいでら動物病院	0242-36-0562
サトル動物診療所	0242-24-9983

(喜多方市)



病院名	電話番号
もりた犬猫病院	0241-27-2067
きたかた動物病院	0241-22-1497
たけい動物病院	0241-22-4976

(会津美里町)

病院名	電話番号
いしだ動物病院	0242-55-1380

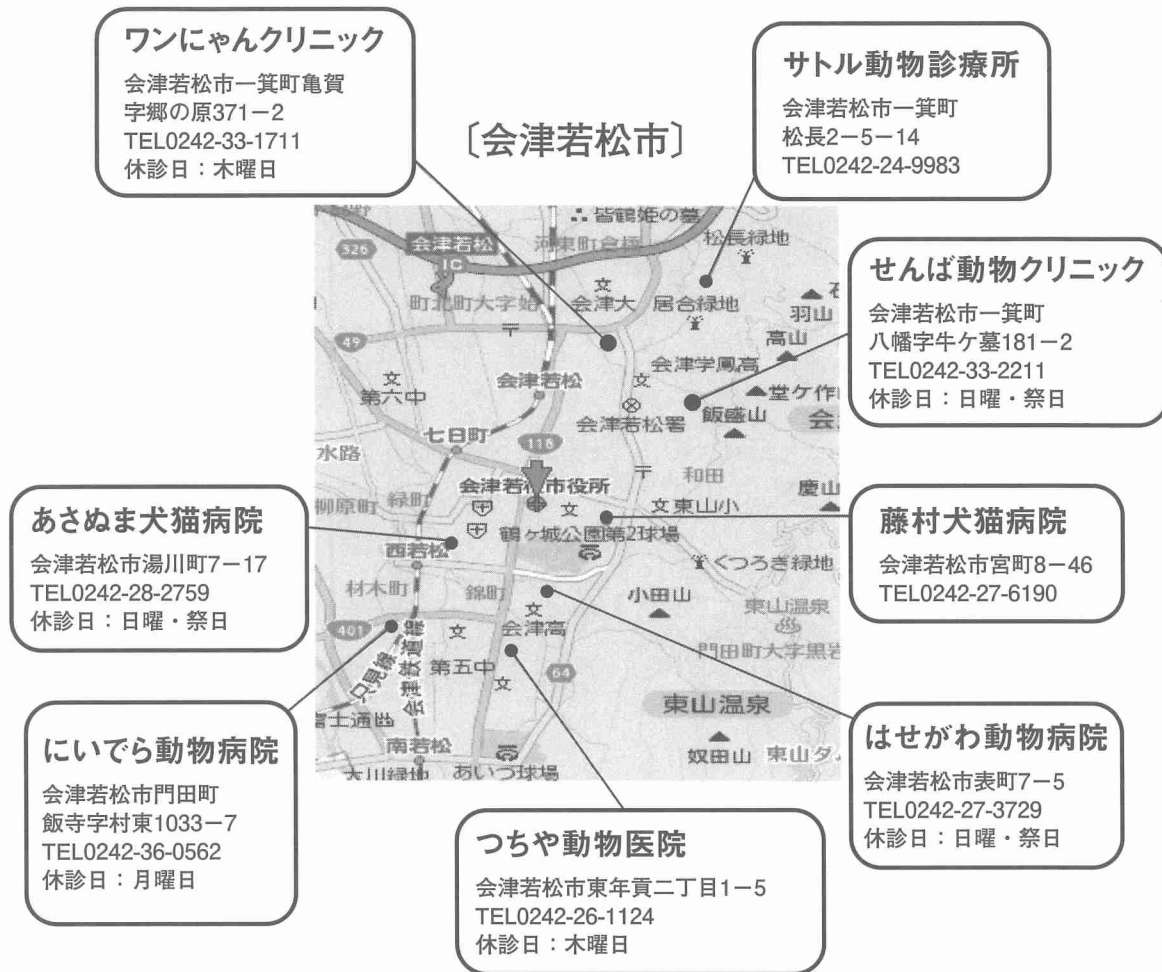
(南会津町)

病院名	電話番号
角田動物病院	0241-63-6050

福島県獣医師会 会津支部支部長 加藤徳光

TEL 090-2609-3578

会津動物病院マップ



※診療時間の詳細などは電話でお問い合わせ下さい。

〔南会津市〕



喜多方市字押切1-80
TEL0241-22-4976
休診日：日曜・祭日

喜多方市稲荷宮5-2
TEL0241-22-1497
休診日：日曜・祭日

喜多方市塩川町
字新町1875
TEL0241-27-2067
休診日：日曜・祭日



南会津町田島字北下原78-1
TEL0241-63-6050
休診日：日曜・祭日

会津管内における状況

電話により聞き取り調査

避難所に被災者として受け入れている人数

平成23年3月28日現在

市町村名	被災者人数		犬の頭数	
会津若松市	260	会津ドーム	5	預かりの希望あり
喜多方市	350	体育館	3～4	今のところ特に問題、要望等は出ていない
会津坂下町	300	川西公民館	3	今後飼えないということで1頭処分した犬がいる
会津美里町	100	新鶴	4～5	預かりの対応について
柳津町	80		1～2	今のところ特に問題、要望等は出ていない
三島町	165		0	なし
金山町	200		5～6	今のところ特に問題、要望等は出ていない
昭和村	0		0	なし
湯川村	70		1	今のところ特に問題、要望等は出ていない
猪苗代町	335	体育館	数頭	今のところ特に問題、要望等は出ていない
北塩原村	120		4	今のところ特に問題、要望等は出ていない
西会津町	60		1～2	犬猫豚を連れて来た方がいた。今はいない
磐梯町	254	2ヶ所	6	220人：5 34人：犬1、うさぎ1
南会津町	55	集会場	1	今のところ特に問題、要望等は出ていない
下郷町	25		1	預かりの対応について
只見町	170	体育館	0	なし
檜枝岐村	100		1	1頭新しい飼主さんに引き取ってもらった
	2644			

- ・犬は車の中での生活している状況
- ・保健所で預かりの受け入れ体制を作っている。期限付きで、無料、可能な頭数としては数頭かなとの事
- ・特定非営利活動法人ワンワンパーティクラブ (<http://www.wanwan.org/index.html>) が数か所の避難所に犬の預かりに関してを掲示（獣医師会はかかわらない方針）

今後のこととして、狂犬病の対応は？

避難人数とペット数

市町村名		
会津若松市	会津ドーム	260
	ふれあい体育館	170
	河東体育館	200
	北会津中	23
喜多方市	押切体育館	350
会津坂下町	川西公民館	146
	会津自然の家	174
	環境センター	40
会津美里町	新鶴体育館	106
	ふれあいセンターあやめ荘	210
	農村環境改善センター	188
	構造改善センター	109
	高田体育館	293
	旧赤沢小学校	130
	新鶴高齢者福祉センター	27
柳津町	銀山荘	80
三島町	森の校舎カタクリ	165
金山町	体育館	200
昭和村	なし	0
湯川村	ユースピアゆがわ、湯川村公民館	70
猪苗代町	総合体育館	335
北塩原村	体育館	120
西会津町	さゆり公園体育館	60
磐梯町	町民体育館	34
	リゾートイン磐梯	204
南会津町	研修センター・集会場など4か所	55
下郷町	大川ふるさと公園	25
只見町	体育館	170
檜枝岐村		100

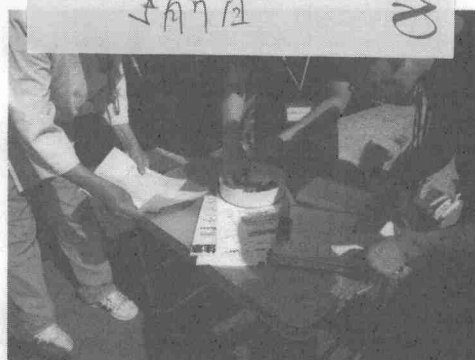
会津支部開業獣医師名簿 一時預かりに関する聞き取り調査です

平成 23 年 3 月 29 日現在

	氏名	病院の名称	診療科目	受け入れ
1	ひら やま ただし 平 山 忠	平山家畜医院	産業動物	
2	おお たけ しげ みつ 大 竹 重 満	大竹小動物病院	小 動 物	
3	わた なべ ひろし 渡 部 宥	渡部家畜医院	産業動物	
4	いそ べ まさる 磯 部 勝	磯部家畜医院	産業動物	
5	わた なべ げん みん 渡 部 源 民	渡部家畜診療所	産業動物	
6	こ す だ じ すけ 小 須 田 治 祐	小須田家畜医院	産業動物	
7	わた なべ ただ お 雄 渡 辺 忠 雄	渡辺家畜診療所	産業動物	
8	とお やま たく 遠 山 拓	遠山家畜医院	産業動物	
9	しお い ひ ふ み 塩 井 一 二 三	塩井家畜医院	産業動物	
10	もり た しゅう ぞう 森 田 修 三	もりた犬猫医院	小 動 物	
11	ふじ むら まさ み 藤 村 正 巳	藤村犬猫病院	小 動 物	
12	かわ ぐち きたる 川 口 暁	かわぐち家畜診療所	産業動物	
13	さかえ とし ふみ 榮 利 文	さかえ家畜診療所	産業動物	
14	おか もと ゆ み こ 岡 本 由 美 子	あさぬま犬猫病院	小 動 物	× 猫ならば可能？
15	か とう のり みつ 加 藤 徳 光	かとう家畜診療所	産業動物	
16	たけ い けん 竹 井 健	たけい動物病院	産業動物	
17	さん ばやし よし ろう 三 林 芳 郎	きたかた動物病院	小 動 物	○ 2～3頭、できれば小型犬・猫
18	は せ がわ ひろ し 長谷川 浩 志	はせがわ動物病院	小 動 物	○ 2～3頭可能
19	いし だ ま き こ 石 田 万 記 子	いしだ動物病院	小 動 物	△ その時の病院の状況と、小型犬、猫1頭くらいなら
20	たけ い ね こ 竹 井 稲 子	たけい動物病院	小 動 物	？ 今の状況ともう少し考えてみてから
21	たけ た のり こ 武 田 典 子	くまんち野生動物診療所	小 動 物	○ 小型犬で1、2頭
22	せん ば ひろ あき 仙 波 浩 明	せんば動物クリニック	小 動 物	×
23	さい とう れ い 斎 藤 れ い	ワンにゃんクリニック	小 動 物	×
24	さい とう じ ろう 斎 藤 二 郎	ワンにゃんクリニック	小 動 物	×
25	せん ば ゆう こ 仙 波 裕 子	せんば動物クリニック	小 動 物	×
26	つの た たいし 角 田 毅	角田動物病院	産業動物	
27	つち や かず とし 土 屋 一 敏	つちや動物医院	小 動 物	×
28	つの だ いく よ 角 田 育 代	角田動物病院	小 動 物	○ 5頭くらいまで可能、ワクチン接種犬に限り
29	さか い きたる 酒 井 聡	にいでら動物病院	小 動 物	○ その時の病院の状況により、3、4頭は可能

リステルに於ける狂犬病ワクチン接種(臨時集合)及び 各担当者連絡調整会議

平成23年5月7日(火) 15時～



担当者連絡調整会議

県保健福祉事務所・関根
双葉町猪苗代連絡所・吉野
獣医師会会津支部・加藤、三林

図-7

8

平成 23 年 7 月 25 日

福島県獣医師会会津支部
小動物開業会員各位

福島県獣医師会会津支部
支部長 加藤 徳光

県動物救護管理のシェルターに対する支援要員派遣決定と協力要請

東日本大震災以来、小動物開業会員各位におかれましては被災動物に対し、種々の対応を頂いているところであり感謝申し上げます。

さて、現在原発から 20km 以内に取り残されたペットの救護活動が行なわれ、福島市内にある動物シェルターに収容されておりますが、収容されたペット（犬 150 頭位、猫 40 頭位）の診療を福島市内の数人の先生でローテーションしているという厳しい状況が続いております。

この事に関し、会員の方々におかれましては、それぞれの立場で様々な情報を持ち、事態を憂いている方も居られることと思います。会津支部としても実情を把握すべく情報収集に努めておりましたが発信元により微妙な違いがあり、判断に苦慮しておりました。

そこで、実情を把握するため、7 月 14 日に先遣隊として 1 名現地に派遣し現地視察を行った結果、支援要員の派遣が妥当との結論に至りました。依ってここに支援要員派遣決定を通知すると共に会員各位のご協力をお願い致します。

尚、支部としての支援要員派遣は、福島県獣医師会の承諾を得ている事を申し添えます。

また、今後三春町に第二シェルターが完成する予定ですが、1 日当たりおよそ 10 頭のペットが救護・収容されている現状を考えますと第二シェルターもすぐに飽和状態になることが予想されます。

このことにつきましては、被災ペット一時預かりに対する、より一層の御協力もあわせてお願いいたします。

なお、ご不明な点などは下記事務局までお問い合わせください。

福島県獣医師会会津支部 事務局
つちや動物病院 土屋一敏
TEL・FAX 0242-26-1124
E-mail : tsucchy1110@yahoo.co.jp

20011 東日本大震災 飯野シェルター支援要員派遣

県獣医師会会津支部

- | | |
|-------------------------------|--|
| 8/18 (木) つちや動物医院
土屋一敏 先生 | 8/21 (日) あさぬま犬猫病院
岡本由美子 先生 |
| 8/22 (月) にいでら動物病院
酒井 聡 先生 | 8/24 (水) せんば動物クリニック
仙波浩明 先生 |
| 8/26 (金) はせがわ動物病院
長谷川浩志 先生 | 8/28 (日) たけい動物病院
竹井稲子 先生 |
| 8/30 (火) サトル動物診療所
川口 暁 先生 | 9/1 (木) ワンにゃんクリニック
斎藤二郎 先生
れい 先生 |
| 9/4 (日) 角田動物病院
角田育代 先生 | 9/11 (日) きたかた動物病院
三林芳郎 先生 |



図-9

8



図-11



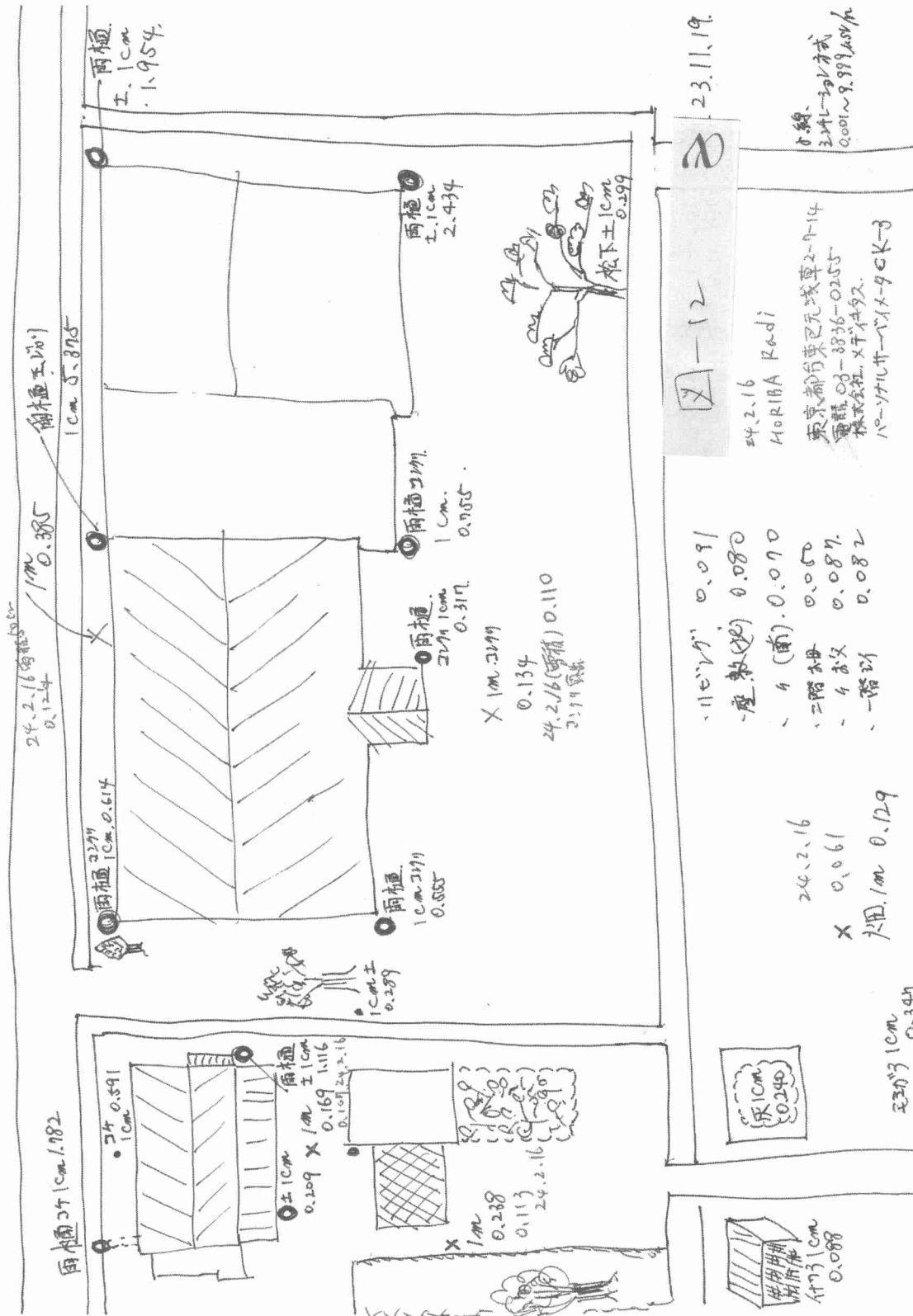


図-12 23.11.19

24.2.16
MORIBA Radi
東京都台東区元戎草2-1-14
電話 03-3836-0255
株式会社 X774792
パーソナルサービスセンター

110V 0.091
一度敷地 0.080
4 (前) 0.070
2階 0.050
4 0.087
一階 0.082
24.2.16
X 0.061
大田 1m 0.129

1cm 0.240

1cm 0.088

1cm 0.341

震災から6年

福島県獣医師会相双支部 三瓶忠良

現在、茨城県茨城町に在住している。よもや津島の地をはなれて生活するとは夢にも思ったことはなかった。突然の避難指示に戸惑ったというより何が、どのようになったのか、当時は考える余裕もなくただその日を過ごすことだけで精一杯でした。家族のこと、兄弟のこと、ほんとうに身近な人のことを思いこれから先のことを考えることなどできなかった。幸い津島地区は地震の被害は最小限度であり一度の停電もなく生活する上では何の支障もなかったのだ。東京電力福島第一原子力発電所の事故がなければ避難することなく生活することが出来たのだ。本当にくやしくてたまらない。自然災害だということでも今回の事故の責任はどこにあるのかわからず、うやむやになっていることに更に腹立たしい思いがある。以下、平成23年3月11日より時系列に記しわたしの思いを入れながら皆さんに今日までの生活の変化を紹介したいと思います。

平成23年3月11日午後2時46分、太平洋三陸沖を震源地とするマグニチュード9.0の地震が発生その後2回の地震が連続して起こり計3回、6分間のゆれがあり福島県中通り、浜通りは震度6強を観測、それに伴う数10メートルといわれる津波により東京電力福島第一原子力発電所1、2号機のトラブルが発生、午後9時30分頃、半径3キロ以内の住民に対し避難指示、半径3～10キロ以内の住民に屋内退避の指示が発令されました。

後に、地震発生から約1時間後14～15mの津波により全電源喪失し1号機から3号機で炉心溶融（メルtdown）が起き大量の放射性物質が拡散されたとの発表がされた。

3月12日避難指示が半径20キロとなり姉夫婦、弟夫婦、長男夫婦、他8名、計19名が我が家に宿泊をした。同日、午後3時36分頃1号機で爆発音を伴う水素爆発が起きるも、政府見解は放射性物質の放出に大きな変化はなく原子炉は制御されているということだった。

3月13日、他の8名の方々は、それぞれ避難先へと向かいました。

3月14日午前11時頃、3号機で水素爆発が起き姉夫婦、弟夫婦、長男夫婦はそれぞれの避難先へ向かった。この時点でも政府は放射性物質が大量に飛び散っている可能性は低いと発表している。

3月15日、浪江町災害対策本部より津島地区に二本松市への避難を指示する文書が届きました。私は当時、隣組々長でしたので各戸に連絡に行きましたが、7戸のうち4戸が既に避難をしており3戸がその後避難をされました。2号機で爆発音があり国から放射性物質が屋外に放出されたとして第一原発より半径20キロ～30キロ圏内は屋内退避の指示が発令される。（屋内退避とは経済活動を伴う行動を自粛し屋内に止まること）4号機の原子炉建屋で損傷、火災が発生。

私は3月11日地震発生時、葛尾村の肥育農家で診療中であり牛舎の柱にしがみついて地震がおさまるのを待ちました。その後、数件診療を終え帰宅途中に墓地の状態を確認、我が家の墓は竿石、墓誌は墜ち散乱している有り様でした。津島地区には浪江町の平坦部の人達が避難し一時国道114号線は浪江中心街から車で約6時間程度の時間を要したとのこと。平

常時であれば約 30 分程度の距離なのですが。

その後も診療を続けておりましたが 3 月 14 日の午後から津島地区に避難している人たちが車で移動する状況を見るようになり、なにか重大なことが起きているのかなあとおもいました。そして 3 月 15 日、町より避難指示が出て事の重大さを痛感いたしました。

生計は大動物の診療と繁殖和牛の経営でした。母牛 4 頭、育成牛 1 頭、子牛 3 頭、計 8 頭を飼育しており、牛の数日間の餌の準備とそれまでの診療農家への連絡などで避難するのは 3 月 16 日午後になりました。避難先は茨城県土浦市で移動は自家用車であり道路状況により郡山市→白河市→大田原市→真岡市→築西市→土浦市というコースをとりました。津島を午後 1 時 30 分頃出発し土浦着が午後 10 時すぎという実に約 9 時間を要しました。（平常時のコースであれば約 2 時間 30 分程度である）

3 月 22 日牛のことや自宅のことが気になり常磐道のいわき中央インター、国道 49 号線、国道 459 号線経由で自宅に戻る。最初に牛舎に行くが、足音により察知したらしく戸を開くと全ての牛がこちらを見ており何か訴えるような顔に見え、その瞬間なんとしてもこの牛達を守らなければならないと思いました。牛舎内は子牛が暴れたのか汚れ放題であり清掃に 3 時間ぐらいかかり、以前の牛舎の状態にすることができました。これから 5 月 16 日 8 頭の牛を売却、引き渡しまで土浦と津島の往復する生活が始まりました。週を土浦は 3 日間、津島は 4 日間に分ける二重生活となりました。

3 月 24 日県家畜共済連合会の山野辺さんから家畜共済診断書の提出は 4 月 15 日までとし不可能の場合は無期限とし連合会本部に郵送してほしい旨の電話連絡を受ける。

3 月 25 日狂犬病予防接種集合注射について、双葉郡内の各町村との連絡について県獣医師会に依頼し今年度の対応を協議してほしい旨を伝えた。結局、集合注射を実施することはできませんでした。平成 24 年は県内に避難された豊田先生と各町村関係者、相双保健所の尽力のもと実施することが出来ました。が県内仮設住宅のほぼ全域をカバーし尚且つ町村毎の実施ということで隣の仮設住宅が他町村であると別の日に改めて注射を実施するという不合理な日程であり、参加可能な先生方が県内在住 2 名、県外在住 2 名であるというので、平成 25 年は仮設住宅毎の日程により日程の短縮、各先生方の負担も軽減されました。平成 26 年から 28 年まではほぼ同様の状況であったが、平成 29 年より各町村の避難解除が進み仮設住宅中心の集合注射が変わって従来の町村単位になりつつある状況です。また県の指導により狂犬病予防接種は避難先の市町村で接種するという、これから先のことについては各町村の帰還状態により変化することと思われるが我々獣医師としては最大限の協力をしていきたいと思っています。

また同時に獣医師会相双支部長としての任務が不可能であり後任の支部長選出を一任しました。

3 月 29 日二本松市東和支所（浪江町役場機能移転先）で家族全員の被災証明書を申請し交付を受けました。

4 月 22 日国より津島地区は計画的避難地域に指定され約 1 カ月以内に避難を求められた。

5 月 16 日 8 頭の牛の売却、引き渡し完了する。牛の移動に関して福島県相双家畜保健衛生所の立会い、検査により移動の許可をうける。数カ月後、放射能関係と思われることで県外

の家畜商の方から牛を購入したが無償で良いので戻したいとの連絡を受けるが正規の手続きにより移動したので拒否をしたが、他の農家も同様の連絡を受け私のところに相談があったが同様の説明をするようにとアドバイスしトラブルの発生はなかった。

11月28日土浦市内の応急仮設住宅（借上住宅）入居し家族4名での生活がスタートしました。入居条件があり希望する間取り、広さがなく毎日がストレスの連続であった。親類宅での生活では隣近所は一切知らない人ばかりでしたが家の中では会話もあり、お互いに知り合いなので少しは安心というものがありました。借上住宅に移り本当に周囲が知らない人ばかり、こういう土地柄なのか等不安だらけでした。この時期になると東京電力からの賠償が始まっており日々その資料集めや請求の仕方について東京電力茨城相談室や東京電力福島原子力補償相談室との話し合いや相談が多くなってきました。その内容についていろいろなことがあります、一番不可解なことは加害者である東京電力が賠償について細部にわたり決定し、我々被害者の要望は何一つ受け入れてもらえないことです。これは相談や話し合いではなく東京電力の請求方法の説明であり、まさに一方通行の状態であると思いました。

私はJAふたばの理事、双葉地区保護司という役職を拝命しておりJAふたばの理事として月平均2回は福島県に来ており、福島県内や浪江町の情報を得ることができました。また保護司としては本来の活動が出来ず土浦地区の保護司会のほうにお世話になり研修会や研修旅行に特別に参加させて頂き大変感謝をしております。

借上住宅での生活が一年ぐらいい過ぎたころになると、将来のことについて考え睡眠中に目が覚めたときの考え方がネガティブになり睡眠不足になることもしばしばありました。どのように考え、どのように整理するか、その考え方がいろいろと同時に浮かび整理されることが出来ないまま夜が明けるということが多々ありました。一日の過ごし方でも避難前よりテレビを観る時間が多くなりましたが、その内容を理解するようなことより何かテレビをつけていないと寂しいという感覚でありました。その中でバラエティ番組は観ることなく、その当時は腹の底より笑うということがなく本当に精神的に病んでいた時期かなあと思い出されます。

津島地区では隣組の行事、行政区の行事、津島地区の行事というふうに年間を通じていろいろな祭事があり交流を通じて津島地区が一つであるという認識があったのですが、避難から現在までそのようなことは本当になく浦島太郎的な状態である。

でもそういう中でも春になるとマンションの前の樹齢100年ほどの桜が満開になりその姿はまさに優雅で美しさの極限であるかの如くである。桜の木の自然の成長にまかせ人の手入れは一切せず生命のなすがままの状態には驚かされるばかりであった。また自転車専用道路のつくばりんりんロードがあり1時間程度のサイクリングも時々楽しんでいました。これはかなりストレス解消になり最高でした。身体を動かし汗をかくということは人間にとって最低限の運動であり健康の維持に欠かすことのできないものと実感いたしました。

一ついやな思いをする出来事がありましたので紹介致します。それは自動車の交換時期となったので土浦市内のディーラーに行き相談をしたところ福島県浪江町ということで今使用している自動車の放射能測定を行うこと、下取りに関してはあまり乗り気ではない、など何か渋々と言っているように思い、また足元をみるような雰囲気でもあったので、前から付き合いのある福島県のディーラーに連絡をとり交換をしましたがその際、福島県外で交換をした方々はか

なり苦勞(金銭的、事務的)しているとの話を伺いなにか空しさを感じたことを覚えております。

平成 25 年借上住宅の生活が 2 年目になり帰還するまで何年先になるのかが見通すことができず、このままの生活を続けることにもそろそろ限界を感じ将来を考えた住宅の確保が必要であると思うようになりました。新築、中古住宅の二択に絞り、情報の収集をはじめました。某大手ハウスメーカーの担当者との話し合う中で福島県内の土地、建築単価が値上がり状態になっているとのこと、特にいわき市においては異常であるとのことで福島県内への希望が薄らぎ、また東京電力第一原発の事故収束にむけた動きを見たとき茨城県内の在住を決断致しました。幸いなことに私の求めていた中古住宅が見つかり、一週間で契約をいたしました。この住宅に移るまで約 5 ヶ月間要しましたがこの時に意識しないストレスがあることを実感しました。週に 2～3 日この住宅に足を運び家の中の空気の入替えや掃除などを行っているとなにか安心感みたいなものがあり、土浦市の借上住宅に帰ることが苦痛になるようになりました。いかに環境により心の変化があるのか人間は順応能力があるとは言え急激な変化、年齢的なもの、その状況となった経過など何一つ自分の意志に沿ったものがないとき、かなりのストレスが加わることが分かりました。

平成 26 年 8 月茨城町の地に移住。当初はそれなりの広さに安心感がありここでの生活に対し腰を落ちつけて行くという心構えをもちました。数カ月後、何か物足りないことにふと気が付きました。それはなぜか？それは何年もかけて考えたものではなく、金銭的にも自分が汗して働いて得たものではなく満足感というものがないことでした。津島の家は自分たちが設計の段階から係わり、金銭的にもいろいろ苦勞したことを思い出し完成し生活を始めたときの満足感は格別でした。やはり人間、何か物を得ようとしたとき、苦勞、悩み、喜びなど喜怒哀楽がなければその先が充実したものとは言えないことを学びました。

現在に至るまでそれほど生活変化がないが、福島県への往来する回数は減り（J A ふたば理事退任）しました。それでも月 1 回平均で津島の自宅に行っていますが、我が故郷の荒れ果てて行くこと、我が家が少しずつ朽ちていく様子を見るにつけ言葉では言い表すことのできない空しさを感じます。集落を保つにはやはり人間が生活をし自然と調和をしながら独特の環境が生み出され故郷が生まれるものだと思います。家の軒下までイノシシが荒らし更に我が家のなかまで侵入、家の中が荒らされている様を目にしたときは愕然としました。この怒りをどこに、誰に、どのように向ければ良いのか？くやしきだけが心の隅に残ります。そもそも震災による東京電力第一原発の事故がなければ避難せずに地域再建に向けた動きとなり、地域一体で相互扶助の精神により取り組みが出来たことは間違いありません。人的要因で故郷を強制的に追い出され、地域によっては何か我々が悪いことをしたかのように避難先の住民に思われ、摩擦が起きていることを耳にするたび本当に空しさを覚えます。地域のコミュニティの破壊と言いますが故郷を追われ生活スタイルの全然違う地域、風習の違い、そしてなによりも人間関係が 0 からの出発というように全てが 0 から築き上げていかなければなりません。津島という地域で先祖より交際のあった人達との関係は相手を理解するというより小さいときからの付き合いで肌で感じ、暗黙の理解ということが一夜にして全て頭で考え、行動しなければならないということになり、なかなか避難先に溶け込んでいく難しさを痛感しております。それと同時にまだこの地が生活の場として安定したところなのか？まだ感じるできません。何故そうなの

かと考えた時に思ったのは、やはり人間は「土」を相手に生きていると感じました。米をつくり野菜をつくり家畜を飼い太陽が東からのぼり西に沈む日々を当たり前として生活をしてきた私としては、あまりにも生活環境が変わりそれが心のどこかで空しさを感じているのだと思っています。ただ一つ変わっていないことは太陽が東からのぼり西に沈むということです。

震災からもう6年、震災からまだ6年、いろいろな表現、言い方がある。が一生は1回しかない。時間の経過とともに心の変化が少しずつ、わずかではあるが変化してきている。毎日それほど大きな変化はないことを願い6年前の出来事は決して忘れることはないし忘れないが、そのことに縛られることなく前を見て喜怒哀楽の生活になることが出来るように気持ちの切り替え、新たな出発となることを思っている今日この頃である。

津島の地を大切にすることは変わらず故郷の良さを思い、茨城の地を第二の故郷となることを思いペンを置きます。

郡山支部における被災ペット救護支援活動の報告

福島県獣医師会郡山支部 鈴木邦治

<はじめに>

3月11日午後、M9.0の大地震が起き、その後の原発の事故、日常の生活は一変しました。電気・ガス・水道のライフラインが途絶え、通信・交通の遮断、ガソリン不足、私にとって地震後からライフラインが復旧するまでの10日間は激動の10日間でした。郡山市は内陸部であるため津波等の心配はありませんでしたが、沿岸部の方々や非難を強いられた方々はさぞつらい思いをされたのだろうと胸が痛みます。

郡山市内のほぼ全ての公的施設(公民館・集会場・学校の体育館等)が避難所となり、市内での一番大きな避難所はビックパレット福島でした。主に富岡町・川内村からの避難先になっており、一時は2,500人ほどの方たちが避難されていました。ペットを連れて避難できた方たちは皆、車の中や荷台において面倒をみているといった状況でした。地震後10日を過ぎた頃からガソリン不足が解消されてきたのに伴い、ペットを連れてこられなかった方たちがペットを連れ戻しに行く動きが見られ始めました。骨折しながらも頑張っていた小型犬、病院の駐車場に着いたと同時に息をひきとってしまった老犬、飼い主にとってもペットにとってもかなり過酷な状況と思われました。

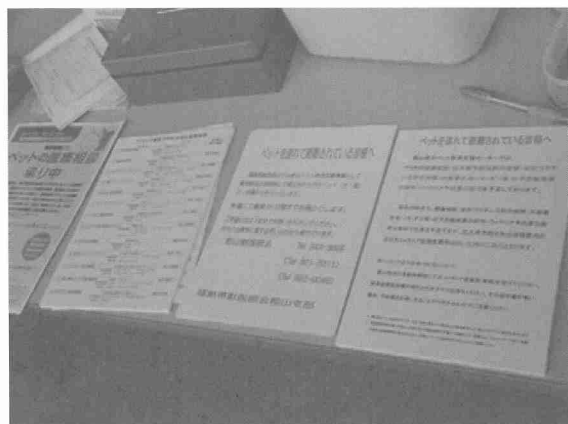
<救護支援活動>

支部において数度の会合を開き、出来ることから始めようということになりました。

まずは状況の把握からでした。市内の避難所(約15カ所)を回り同行非難の状況調査を行ったところ、ビックパレット福島が一番多く、他の避難所ではほぼないといった状況でしたので、ビックパレット福島において「ペット健康相談」を行うことになりました。

3月25日および4月24日に有志の先生方によりビックパレットにおいて健康相談が行われました。市保健所が中心となって3棟のテントが設置され飼育保管場所となっていました。

5月22日からは定期的にペット健康相談を行うこととし、市保健所や富岡町および川内村役場に協力をあおぎ、ラジオ・テレビ等のマスコミを通じ告知しました。



動物救護本部をはじめ全国の各団体・個人の方々からワクチンや薬等の支援物資が届き、それらを健康相談において使わせていただきました。



相談の中には、「うちの犬への放射能の影響は？」・
「私も猫もこれからどうなっちゃうんだろう？」と
いった何とも答えようの無い相談も少なくありません
でした。それだけ今後における不安が大きいというこ
とを実感させられました。



下記が健康相談の内訳一覧です。

健康相談の内訳	3/25(金)	4/24(日)	5/22(日)	6/8(木)	6/29(水)	7/20(水)
来件総数	15	13	49	46	48	23
(ビックパレット以外から)				25	39	18
イヌ	12	9		55	66	28
ネコ	3	4		12	9	4
イヌ体重別内訳						
～5kg				12	22	11
～10kg				20	22	7
～20kg				13	16	6
～30kg				9	2	2
40kg～				1	4	2
目的別内訳						
フィラリア予防薬				34 (1回分のみ)	48	15
混合ワクチン頭数				30	15	10
イヌ				18	12	6
ネコ				12	3	4
狂犬病ワクチン頭数			49	6	5	1
ノミ・ダニ駆除薬頭数				35 (1回分のみ)	42 (1回分のみ)	22
イヌ				35	35	19
ネコ				0	7	3
相談のみ						2

健康相談の内訳	8/21(日)	10/5(水)	10/12(日)	11/2(水)	11/16(水)	11/30(水)
来件総数	27	7	12	3	5	13
(ビックパレット以外から)	25					
イヌ	26	7	7	1	2	10
ネコ	8	0	5	2	3	3
イヌ体重別内訳						
～5kg	6	4	1	1	1	7
～10kg	8	2	1			1
～20kg	5	1	4		1	2
～30kg	5		1			
40kg～	2					
目的別内訳						
フィラリア予防薬	10	2		1		
混合ワクチン頭数	8	3	2	2	1	2
イヌ	4	3	2	1		1
ネコ	4			1	1	1
狂犬病ワクチン頭数	7		1		1	2
ノミ・ダニ駆除薬頭数	29	2	7	2	2	3
イヌ	21	2	5	1		1
ネコ	8		2	1	2	2
相談のみ	0	3	4	1	1	7

8月までの健康相談において、のべ285件の診察・相談があり、協力いただいた先生・ボランティアの方々のはのべ72人でした。

6月頃から仮設住宅ができ始め、徐々に避難所から仮設住宅に移り始めました。それに伴い8月までは健康相談を避難所で行っていましたが、その仮設住宅地域内にペット専用シェルターができたこともあり、10月からは2ヶ所の仮設住宅地域内で行うこととしました。

11月頃になるとだいぶ落ち着いてきた感じが見られ相談件数も減少してきたこともあり、健康相談を12月で終了することになりました。

その他、無償での一時預かりや県獣医師会動物シェルターにおける不妊手術措置等を行いました。



家族の一員として心の支え・拠りどころとなっているペットの健康管理等をお手伝いすることによって、少しでも皆様の不安を軽減できればと思い活動しました。協力していただいた先生方やボランティアの方々には感謝の意を表します。お疲れ様でしたそしてありがとうございました。

最後に、この度の災害によって犠牲になられた方々および動物たちに追悼と心よりお見舞い申し上げます。

当時を振り返って

福島県獣医師会いわき支部 安藤和典

あの年の桜は、どんなふうに咲いていたのだろうか。
満開の桜を見上げながら想う。

あの時は、これから先今までと同じようには生きていけないだろうと思った。同じような日常は戻ることはないと思った。

巨大地震発生

あの日、私はいつも通り午前の診療を終え、予定されていた手術をこなし、病院二階の自宅のこたつで横になりテレビを観ていました。午後2時46分。突然の経験したことのない強い揺れ。一斉に鳴り響く携帯電話。その時まず私がとった行動は、情けないことに、そばにいた家族や愛犬を守ることではなく購入したばかりのプラズマテレビを倒れないように押さえることでした。襖が外れ食器が床に散乱し、病院内も、薬品が飛び散りガラスの破片で足の踏み場もない惨憺たる状況でした。スタッフもその後度々起こる余震に脅えながら、病院裏手にある夏井川の堤防でしゃがみこんでいました。

しばらくすると、下流の方から自転車をこいできた中年男性が、ただならぬ様相で、「津波が来るぞお」と叫びながら通り過ぎて行きました。私も急いで土手に上がって見てみると、川下から、さわさわと逆流しているのが見えました。なんとも不気味な光景は今でもはっきり覚えています。ただその時の私は、その河口で大変なことが起きているとは思ってもよりませんでした。

その後断水し、通信手段も途絶え、道路事情が悪く、地震で負傷したペット、津波被害にあった自宅から救出されたペット等が次々来院しました。飼い主の方が、必死の思いで連れて来られたのですが、大量の海水を飲み込んで、治療のさなかに亡くなったペットもいました。

停電を免れたのは不幸中の幸いでした。

夜になると、テレビでいわき市の沿岸部の状況が徐々に明らかになってきました。小名浜、岩間、豊間、薄磯…。特に久之浜では、津波のみならず、火災も発生していることを知り愕然としました。私の姉夫婦、昔からのお客様が住んでいる地区だからです。姉たちはなんとか無事でしたが、久之浜の被害は甚大でした。

私たちはまず水の問題に直面しました。当初は、水の供給場所が限られていたので、どこにも長蛇の列ができていました。その水を入れる容器も売れ切れ、あちこちのスーパー、コンビニ等にも客が殺到し、飲料水、食料品、生活用品はあっという間になくなりました。病院の診療においても、断水は切実な問題で、一つ一つの作業にも気を使いました。水用のポリタンクも入手困難で、結局パコマ消毒液容器を洗い代用しました。

日を追うごとに診療内容も少しずつ変わってきました。度重なる余震、避難による環境の変化で、ペットもストレスを抱え体調を崩してやってきました。まだ先が見えない中、命に関わる心臓の薬、てんかん薬、インシュリン等の処方を求める飼い主の方が大勢いました。しかし

それもすぐに底をついてしまいました。

今振り返ると震災当日は地震の揺れや津波があまりにも衝撃的で、自分が原発を抱える県に住んでいるということを、すっかり忘れていました。

原発事故

平成 23 年 3 月 12 日 福島第一原発 1 号機 水素爆発

平成 23 年 3 月 14 日 福島第一原発 3 号機 水素爆発

地震の翌日、双葉郡に離れて暮らす母が、ひょっこり私のところにやってきました。前日に安否を確認でき安心していたところです。

原発事故発生です。一齐に町民をバスにませ避難させたのです。ほとんどの方たちは、まさかこの日が故郷で過ごす最後の日になろうとは思ってもよらなかったでしょう。

15 日の朝、市内に開業している獣医の友人から電話が入りました。放射線量が高くなっている、注意するように、とのこと。政府からは屋内退避の勧告。私のポケット線量計も時間を重ねるごとに、室内にもかかわらず線量が増え続けていきました。その晩、鉛で遮蔽されている手術室に家族全員で移動しました。

原発の状況は、連日テレビで報道されていましたが、最初のうちは 1 週間もすれば収まるだろうと楽観していました。しかし線量計の上り続ける数値、人づてに入ってくる情報、そして東電や政府の会見で、メルトダウンという言葉が頻繁に出てくるころには、重大な危機が迫っていることを感じざるを得ませんでした。

徐々に周りの人たちが避難し始めました。娘は友達がどんどんいわきからいなくなる不安から、半ばパニック状態でした。私は病院も気掛かりでしたが、いざ車で避難しようとした時に次にぶつかった問題が、ガソリンです。埼玉にいる姉のところを目指しましたが、道路事情も悪く、果たして目的地までガソリンが、もつかどうか。とにかく家族と犬、それと入院している犬を連れて行くことにしました。雪が舞う中、どの道も渋滞していて、関東圏内に入ってもガソリンスタンド近辺は給油の車で溢れかえっていました。3 日後、母と子供たちを埼玉に置いて、妻と二人いわきに戻ってきました。夜になると辺りは真っ暗。6 号国道を走る車もなく、静まり返った街。恐怖を感じるほどでした。

震災後 2 週間ほどたったある日、連絡が取れた市内の開業医たちと、唯一開いていたファミリーレストランに集まりました。お互いの無事を喜び、近況を報告しあいました。

とりあえず被災者のペットに関しては、支部としてのルールは決めず、各自の判断で支援協力していこうということになりました。その頃のいわき市はほとんどの地域で断水が続いていて、食料品もまだまだ不足していたのです。沿岸部の壊滅的な被害、原発事故による水産業停止、大きな痛手を被った観光業。はたしてこのまま病院を続けられるか、今何をしたらいいのか、誰もが同じ気持ちでいました。目に見えない何かを恐れながら、まさしく手探りの状態でした。

被災動物

突然人間がいなくなった町は、動物たちにどう映ったのでしょうか。ほとんどの人がすぐに戻

れると思ったはずでした。安全安心提唱の原発は、想定外のことがたとえ起きても、修復出来ないことなどないと思っていました。しかしたくさんのペットが、人が消えた町に取り残されました。水と餌を多めに置いて、犬を繋いだまま避難した人も数多くいました。また避難途中で放置された犬もいます。いわき市内にも飼われていただろうと思われる置き去りにされた犬が少なからず見受けられ、保健所にも捕獲要請がありました。

当初は、政府の指示を無視し、立ち入り禁止区域内に入って犬や猫を保護した全国の動物愛護団体も、一部の反感こそありましたが、彼らの活動で救われた命は多々あったはずでした。その後も各県からのボランティア団体がいわき市を拠点に活動し、数多くのペットが警戒区域から保護されました。

小中学校の体育館の避難所では、ペット同伴の人は肩身の狭い思いをしていました。回りの迷惑を考え、車で不自由な生活を余儀なくされていたのです。

そこで、いわき市保健所、獣医師会いわき支部、動物愛護団体などにより「いわき市動物救援本部」が立ち上げられました。愛護団体は里親探しに大いに貢献しました。その後、市内に避難した飼い主自ら管理する前提の「いわき市ペット保護センター」が設置され、飼育場所が提供されました。これは大変喜ばれ、休日には、飼い主と被災犬お互い楽しそうに散歩する光景をよく見かけました。いわき支部も、センター内での被災動物の健康管理、医薬品の提供、治療などの協力をしました。最初は何もできなかった私たちですが、獣医師会としても、各々の病院で被災動物の一時的預かり、治療費の一部負担等の支援をしました。5月に入ると、環境省から動物救護専門員として委嘱された市内の獣医師が、ボランティアとして警戒区域に入り、取り残されたペットの調査及び保護に従事しました。

私の実家は警戒区域内の楢葉町です。道案内も兼ねて久しぶりに帰りましたが、見慣れた風景は、壊れたままの家屋、伸び放題の雑草、跡形もなくなった海岸沿い、どこを見渡しても無残な姿になっていました。厳しい状況のもと、行政、ボランティアそれぞれがなんのマニュアルもない中がんばっていただきました。私は改めて災害時のペット同行避難の難しさを痛感しました。そして平成27年12月31日に「いわき市ペット保護センター」は閉鎖されました。

そして現在

今いわき市は震災前の活気を取り戻しています。一時は支援物資も届かず、置き去りにされた町でしたが、今は双葉郡から避難されていた方々がいわきに移住してきています。

また以前にも増してペットを飼う人も多くなり、ペットショップも賑わっています。

皆でファミリーレストランに集まったあの時、誰が現在のいわき市の姿を想像できたでしょうか。とは言え、廃炉に向けての作業は難航し、極めて厳しい状況であることには変わりはありません。原発事故のみならず、日本はありとあらゆる災害に見舞われています。今回の震災で体験したことを、今後の予期せぬ緊急時に役立てたいと思います。

久之浜地区（被災直後）



福島県動物救護本部
構成メンバーの活動

いわき市ペット保護センター外観



施設内部



楢葉町（警戒区域内）



檜葉町で保護された被災犬



シェルターの活動経過

飯野シェルター獣医師 豊田 正

はじめに

2011年3月11日午後2時46分私は、浪江町のホームセンターマイプラザの店内にて買い物をしていました。突然の激しい揺れと音で立って居られず床に這いつくばって揺れの収まるまで長い間恐怖に耐えていました。揺れが収まり店内の人々と声を掛あって外に避難し自宅に戻ろうとして橋のところに行くと橋と道路の段差が15cmもあり渡るのも大変でした。町の中は、あちこちで家が壊れたり、倒壊したり何が起きたのか解らない状況でした。海岸部では、約41分後9m以上の大津波により多くの人々が被害にあって家も流されてしまっていたことを次の日に知りました。絶対に安全・安心な、東京電力福島第一原子力発電所（以下第一原発）が、この津波の被害により全電源が喪失し原子炉の冷却ができなくなり緊急事態に陥っていたことも後に知りました。

両親は、隣の人と一緒に空き地の真ん中に避難しており無事でした。病院内では全ての物が、落下して足の踏み場もない状態でしたが、元の場所に戻せば良い状態だったので直ぐに後片付けに取り掛かり夕方には、病院内は元の状態に戻す事ができ余震が続き怖さがある中すぐに治まると思い水と食料の確保に取り掛かりました。

3月12日朝、動物病院前の国道114号線は、避難する車で、浪江町から津島まで、数珠つなぎになり通常30分の距離が5時間もかかる状態でした。

夕方に白い雨合羽の様な服（タイベックス）を着てマスクを付け完全防備の警察官が2人で家に来て避難するようにとの指示がありました。理由を聞いても教えて貰えませんでしたでしたが既に東京電力福島第一原子力発電所1号機では、爆発事故が発生していました。

東京電力福島第一原子力発電所事故と 震災直後の避難指示

平成23年3月11日	14時46分	東日本大地震発生
平成23年3月11日	14時47分	第一原発 1.2.3号機 原子炉緊急停止
	15時27分	津波第一波到来以後数回襲来
平成23年3月11日	19時03分	原子力緊急事態宣言発令
	20時50分	県が半径2km圏内に避難指示
	21時23分	県が半径3km圏内に避難指示
		国が半径10km圏内に屋内待機
平成23年3月12日	05時44分	国が半径10km圏内に避難指示
	15時36分	1号機水素爆発
	18時25分	国が半径20km圏内に避難指示
平成23年3月14日	11時01分	3号機水素爆発
平成23年3月15日	06時10分	2号機爆発、格納容器損傷
		4号機原子炉建屋5階屋根付近損傷

平成 23 年 3 月 15 日 11 時 00 分 国が半径 20 ～ 30km 圏内に屋内退避指示

東京電力福島第二原子力発電所事故と震災直後の避難指示

平成 23 年 3 月 12 日 7 時 45 分 原子力緊急事態宣言発令

国が半径 3 km 圏内に避難指示

国が半径 10km 圏内に屋内退避避難指示

(福島県ホームページ・東日本大震災における福島県の被害状況より)

3 月 13 日、余りにも寒いので、父が軍隊時代に居たと言う会津若松市に避難することを決意して両親と 3 人で、浪江町を後にした。その後は仙台市、東京都武蔵野市と避難しましたが避難先では町の状況、などの情報不足になり 7 月 15 日には、二本松市の岳温泉ゆいの郷東三番館に避難しました。

浪江町全域が 4 月 22 日には、警戒区域に指定され立ち入りが厳しく制限されました。町の中は離された犬や猫、また多くの牛、豚が餌を求めて集団で移動する光景がテレビでよく放映されました。同行避難した犬、猫は南相馬市、福島市、郡山市、いわき市などの避難所の仮設の収容施設に収容され、各支部の先生方が、ボランティアで診療をされていると聞きました。一方で、一時避難所から二次避難所への移動の時に、バスや、避難所への持ち込みが制限されて その場所で犬、猫を離さなければならなかったと言う悲惨な話も聞かれました。

そんな中福島県動物救護本部が、福島市飯野町に設置した相双地区から、保護してきた犬、猫を収容している被災ペット仮設収容施設福島第 1 シェルター（以下、飯野シェルター）があることを知り何か手伝える事がないかと思い公益社団法人福島県獣医師会を訪ねて飼育・管理ボランティアとして、2011 年 7 月より参加させて頂きました。4 月 27 日開所当初から、公益社団法人福島県獣医師会県北支部小動物部会、会津支部、県南支部所属の先生方が、ご自身も被災されているなか診療ボランティアとして入所している被災動物の診療にあたっていたが、東京電力福島第一原子力発電所爆発事故による影響で、飯野シェルターの今後の見通しが立たない中で各先生方に何時までも多くの負担を掛ける事もできないので常勤の獣医師を探していると言う事で、10 月 1 日より福島県動物救護本部と、被災動物の収容及び管理の業務委託契約を結び管理獣医師としその任に当たりました。(業務委託内容は、以下のとおりである。)

業務委託内容

- (1) 収容動物の健康管理
- (2) 負傷被災動物の治療
- (3) 収容動物へのワクチン接種
- (4) 医薬品の管理
- (5) 収容施設の衛生管理
- (6) 収容動物へのマイクロチップ装着
- (7) その他、獣医療に関すること

勤務条件

勤務時間は、1日につき5時間とする。

業務委託契約委託料

日額 15,000 円也

1. 飯野シェルターの役割

東日本大震災、及び東京電力福島第一原子力発電所爆発事故により被災した福島県相双地区（含む警戒区域）から、行政により保護された犬猫の一次収容施設で、性格、体調、行動等を観察して、人への馴致訓練を行い返還、譲渡をすることを目的とする。順次三春シェルターに移動して平成 24 年度中に閉鎖することを目指した。

福島県相双保健福祉事務所では、第一原子力発電所爆発事故直後より、犬の保護依頼や、警戒区域及び、計画的非難区域（半径 20 ～ 30km）に指定された地域及びそれ以外の地域の放浪犬の多くの目撃情報により保護活動を行っていた。しかし福島県相双保健福祉事務所の保護収容施設は、3 月 11 日の津波被害により、流失したため保護された犬は、県内各地の保護収容施設に収容された。これらの一次収容施設から新たに福島県動物救護本部により、4 月 25 日に設置された飯野シェルターに 4 月 27 日に 25 頭の犬が移動された。

2. 被災動物の収容

1) 被災動物の保護、収容

保護 平成 23 年 5 月 10 日から始まった一時立ち入りの時に係留した犬、

猫の保護回収（福島県による保護 環境省と、福島県連携による保護）

平成 23 年 5 月 10 日から 8 月 26 日一時帰宅による係留保護頭数

犬 300 頭 猫 191 頭

一巡目一時帰宅終了後から平成 24 年 9 月 30 日までの保護頭数

犬 439 頭 猫 456 頭

相双保健福祉事務所が、20 ～ 30km の区域内外で保護した頭数

犬 190 頭

（環境省、東日本大震災における被災動物対応記録集より）

収容頭数

平成 23 年	4 月 27 日	犬	25 頭	
	5 月 15 日	犬	64 頭	猫 8 頭
	6 月 14 日	犬	146 頭	猫 47 頭
	7 月 14 日	犬	162 頭	猫 37 頭
	8 月 21 日	犬	167 頭	猫 61 頭
	9 月 3 日	三春シェルターへ移動開始		
	9 月 8 日	三春シェルターへ猫 43 頭移動		

	10月1日	警戒区域一斉保護開始				
		犬	185頭	猫	53頭	
	11月1日	犬	188頭	猫	62頭	
	12月1日	犬	122頭	猫	36頭	
平成24年	1月1日	犬	135頭	猫	35頭	
平成23年	4月18日から平成24年12月末までの警戒区域内保護頭数					
		犬	451頭	猫	992頭（平成25年2月15日県発表）	
	2月8日	猫	29頭	三春シェルターへ移動		
	3月1日	警戒区域一斉保護開始				
		犬	116頭	猫	4頭	
	3月6日	犬	25頭	三春シェルターへ移動		
	3月31日	犬	98頭	猫	89頭	子猫 35頭
	8月1日	犬	49頭	猫	67頭	
	9月8日	猫	43頭	三春シェルターへ移動		
		犬	48頭	猫	5頭	
	9月24日	犬	27頭			
	12月3日	警戒区域一斉保護開始				
	12月31日	犬	18頭	子犬	12頭	
平成25年	1月27日	犬	20頭	子犬	6頭	三春シェルターへ移動

収容時作業

1) 基本台帳作成

依頼による保護	捕獲による保護
1.飼い主氏名	1.通報者氏名
2.保護場所	2.保護場所
3.連絡先	3.連絡先
4.種類 (犬、猫の種類)	4.種類 (犬、猫の種類)
5.品種	5.品種
6.性別	6.性別
7.その他	7.その他
8.実効線量 (cpm)	8.実効線量 (cpm)
9.施設管理No	9.施設管理No
10.写真	10.写真
11.首輪	11.首輪
12.ワクチン接種	12.ワクチン接種

診療記録簿 (カルテ) 作成

外部寄生虫駆除 (レボリューション滴下)

上記の作業後、シェルターのゲージに入れ替えて、犬は伝染病予防及び、性格、行動観察のため第二犬舎に収容し、人への馴致訓練後、第一犬舎に移動。

猫は、入所時期ごとのグループで分けて猫舎に収容。

2) ゲージへの入れ替え作業

一時立ち入りの時に係留して頂いて保護収容した犬、猫の場合は、人に慣れていて比較的楽に移動用のゲージからシェルターのゲージへの入れ替え作業が、出来たが福島県相双保健福祉事務所の巡回にて行われた捕獲器による保護された犬、猫や、警戒区域内における一斉保護時に保護された犬、猫の捕獲器からシェルターのゲージへの入れ替え作業は、危険を伴い大変でしたが、犬の訓練士の飼育・管理者が中心になり手際よく移動し犬舎、猫舎に収容されました。

一斉保護時の猫の捕獲器からシェルターのゲージへの入れ替え作業は、手製のニャンコロド(捕獲器と収容するゲージを連結する金網の手製のトンネル)により怪我もなくスムーズに移動できました。

3. 被災動物の衛生・健康管理

衛生

犬舎、猫舎ともにビルコンにて拭き掃除、猫トイレは、ビルコンに漬け置き後スチーム消毒、汚したら掃除をする。整理整頓、やりっぱなしにしないことを徹底しました。

健康管理

健康管理の一番のポイントは、運動と食事と考えられる。当初はボランティアさんが自由にシェルターの周りを、散歩する事としていたが、運動量が人それぞれで一定されなかったもので、シェルター前の公道を、右方向に直進し定点から折り返すとした。体力、年齢により加減することにより毎日の運動量が一定になった。食事は、飼育・管理部門責任者により、支援物資のフードを混合して若齢から、高齢のすべての動物が食べ切れるように工夫されていたことは、流石に凄い事でした。

次に大事なものは、飼育環境の整備、特に温度管理である。天井が高い工場、と倉庫の中にゲージを並べて仕切り板で仕切った犬舎は、床がコンクリートのため、外気温に敏感に反応するために床とゲージの間に厚さ 20cm 位のパネルを敷き詰めてあるが、夏は暑く、冬は寒い、厳しい環境であった。

このためにエアコンの管理は、重要な仕事であり、特に冬場の室外機の下に出来る氷は、一晩で 10cm にもなり稼働しなくなるため、水で室外機の下の水を溶かす作業は、日課となった。

猫舎の屋根には、落ち葉が溜まり易く、梅雨時期、秋雨の時期には必ず屋根の落ち葉掃除をしないと、雨漏りで、猫舎の中は、水浸しであった。

また、シェルター周囲の環境への衛生管理に気を付けました。飯野シェルターの周囲には工場がありそこに勤務する人々が毎日シェルターの前を通り、工場に行かれます。その同じ

道で何頭もの犬が散歩をして、糞、尿をしています。

道路の衛生管理と、犬の健康管理のためボランティアさんには、糞の回収をお願いしていましたが、草の中にした糞の回収は、大変でした。地元の方の許可を得て散歩コースの草刈り、シェルターの周囲の草刈りを実施しました。その時に聞いたことが、マムシがいるから気を付けなさいとのことでした。実際にマムシに遭遇して実感しました。ボランティアさんが、マムシに噛まれたら大変な事だったと、背筋が凍る思いでした。そんな時に何度も来て頂いているボランティアさんから、飯野シェルターが、綺麗になったとのことのお褒めの言葉を頂いたときは、とても嬉しく思いました。

健康管理 衛生管理の拠点となるべき診療所が、飯野シェルターに、出来なかった事は残念の極みであった。

4. シェルター内獣医療

4月27日開所当初は、公益社団法人福島県獣医師会県北支部小動物部会、会津支部、県南支部所属の先生方が、ご自身も被災されているなか診療ボランティアとして入所している被災動物の診療にあたり状態の悪い動物や、治療の長期に必要な動物は、ご自身の病院に入院させる等手厚い治療が、施された事は、素晴らしい事で、感激しました。

社団法人福島県獣医師会では、東日本大震災の発生により被災した避難者が同伴飼育している犬猫及び福島県動物救護本部が収容管理している犬猫（以下「被災動物」と言う。）の救護対策等について検討することを目的とする東日本大震災被災動物救護対策委員会設置要領を、平成23年10月1日より施行し、平成23年10月28日東日本大震災被災動物救護対策委員会を委嘱し福島県動物救護本部シェルターの今後の対応等を検討して、12月22日にシェルター収容動物の健康管理等方針が以下のように決定された。

1) シェルターの診療体制

各シェルターに診療部門のチーフを置く

2) シェルターの収容動物の治療

基本的には、全てシェルター内で治療する。

3) シェルター内での感染症対策

搬入時のワクチン接種

狂犬病予防注射の実施

マイクロチップの装着

さらに、平成24年5月10日には被災動物救護対策委員会によりシェルター収容動物に係る診療指針について決定されました。

シェルターの診療体制として、飯野シェルター獣医師休日対応協力獣医師及び診療協力動物病院が、社団法人福島県獣医師会県北支部小動物部会、を中心にして18名の先生方、18の動物病院で組織されたことは、誠に心強い限りでありました。

一方、御協力頂いた先生とのコミュニケーション不足により被災動物の診療にあたり（入院治療等の判断を含め）一元管理することが、出来なかった事は、飯野シェルター獣医療担当部門責任者としては、誠に、残念な極みでありました。

12月22日に決定されたシェルター収容動物の健康管理等方針によりシェルター内で個体管理（治療）した。

個体管理（治療） 犬 下痢 嘔吐 咳 食欲不振 脱水 起立困難
猫 咳 下痢 嘔吐 食欲不振 脱水

マロンちゃん 犬 BUN $\geq 140\text{mg/}$ 脱水 衰弱 予後不良との判断
快復後 譲渡

玉男 ちゃん 犬 疥癬 全身脱毛 レボリューション滴下
快復後 譲渡

力 ちゃん 犬 両後肢麻痺から起立不能 食事介護
両後肢麻痺発症から1か月後 死亡 所有者より感謝

群管理 犬 平成23年11月24日狂犬病予防接種開始 8頭
11月24日マイクロチップ装着開始 8頭
12月7日狂犬病予防接種 74頭
平成24年2月16日マイクロチップ装着 8頭
5月21日狂犬病予防接種一斉 41頭
6月1日レボリューション一斉滴下 53頭
6月18日体重測定 52頭
6月29日マイクロチップ装着 17頭
7月6日レボリューション一斉滴下 44頭
7月18日体重測定 48頭
8月6日レボリューション一斉滴下 45頭
9月4日体重測定 50頭
9月5日レボリューション一斉滴下 49頭
10月5日レボリューション一斉滴下 21頭
11月5日レボリューション一斉滴下 18頭
(レボリューション滴下 フィラリア予防)
以後、狂犬病予防接種 混合ワクチン マイクロチップ装着 血液検査（フィラリア）は、適時行なった。

群管理 猫 平成24年6月11日マイクロチップ装着 18頭
6月28日血液検査（FeLv・FIV） 19頭
7月9日血液検査（FeLv・FIV） 8頭
以後、マイクロチップ装着 血液検査（FeLv・FIV）は、適時行なった。

5. 閉所

平成 25 年 1 月 27 日 三春シェルターへ犬 26 頭移動（成犬 20 頭子犬 6 頭）

3 月 31 日 飯野シェルター閉所

私は平成 23 年 10 月 1 日より平成 24 年 9 月 30 日まで福島県動物救護本部と業務委託契約により飯野シェルターの獣医療担当部門の責任者として勤務させて頂き、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 27 日までは、獣医師ボランティアとして、参加させて頂きました。誠にありがとうございました。

飯野シェルターは、開所当初からお手伝いを頂きましたペットのコジマの社長様、スタッフの皆様、全国からおいでいただきました多くのボランティアの皆様、里親になって頂いた各都道府県の関係者の皆様、個人の皆様、高齢、衰弱など問題点が多くあった犬 10 頭、猫 5 頭の里親になって頂いた博愛記念病院の理事長様、輸送して頂いたスタッフ一同様、等々多くの方々のお力添えにより無事閉所出来ました。心より御礼申し上げます。

参考文献

東日本大震災における福島県の被害状況（福島県ホームページ）

東日本大震災における被災動物対応記録集（環境省）

当時を振り返って

三春シェルター獣医師 渡邊正道

1 福島県動物救護本部第二シェルターの設置及び体制

23年4月の飯野シェルター開所以来、原発事故の悪化に伴い、同所に収容されるペットは日増しに増加の一途をたどっていった。同シェルターはあくまでも緊急避難的に保護された動物を収容するための施設確保が急務であった事、収容動物の騒音・糞尿の臭い、放射性物質に因る外部被曝等近隣住民に配慮し急遽同所に設置された。しかし長引く活動の中で増加し続ける被災動物の搬入、一時預かり動物への飼い主の面会、ボランティアの交通手段等でかなりの不便を強いる結果となっていた。シェルターを取り巻く環境も変化し施設環境も十分でなく、新たな第二シェルターの必要性和開所が急務であった。いくつかの候補地はあったが、交通の利便性・敷地面積などから田村郡三春町上舞木字向田地内に第二シェルター（以下三春シェルター）の設置が決定した。しかし決定後も室内改装の度重なる変更、資材の不足・価格高騰、空き店舗であったため建物内外の経年劣化による工期の延長等、決定から開所までには時間を要してしまった。その当時の福島県動物救護本部（以下動物救護本部）の本部事務局は福島県食品衛生課が担っており、担当者は他業務との兼務も多く構成団体間での横の連携や情報の共有という点では満足いくものではなく、誤解や誤認が更なる業務の停滞を生んでしまった事は否めない。その様な中三春シェルターは23年10月から開所本格稼働した。（写真1）

本シェルター開所時の体制は、動物救護本部の下、事務管理部門（1名）・医療管理部門（専属獣医師1名）・飼育管理部門（犬管理スタッフ4名 猫管理スタッフ3名）環境省サポートスタッフ（1名 23年度末まで）で構成されスタートした。その後収容動物の増加に伴い、24年12月には飼養管理スタッフを増員、最大21名の体制となる。これ等スタッフの雇用元は動物救護本部・福島県獣医師会・環境省（自然環境研究所センター）等と多岐に渡るがそれらを動物救護本部が一括管理していた。その後譲渡や返還・保護動物の増減により、スタッフ数も変化していく。

2 三春シェルター活動経過

1) 被災動物の収容

三春シェルターの開所に伴い、飽和状態であった飯野シェルターからの動物の搬入が23年10月より直ちに開始された。（同年9月より施設運用試験の為、犬20頭、猫1頭が既に収容されていた）収容に際しては個体それぞれに管理番号の割り振り、個体写真の撮影、マイクロチップ装着有無の確認、体格・体重・毛色・雌雄確認後それぞれ個室搬入した。しかし収容開始一か月で既存施設（写真2・3）は満室となり、施設内の空きスペースに簡易ケージを使用しての管理となった（写真4・5）。収容密度の増加により、隔離室・トリミング室・面会フリースペース等、施設内の設備が有効利用できず苦心する状態が、環境省によるシェルターが増設されるまで約10ヶ月に渡りつづいた。さらに国により設定された東京電力福島第一原子力発電所から半径20km圏内（警戒区域）からの被災動物

の保護が継続されていたため収容動物は増加の一途をたどっていく。県内一円保健福祉事務所施設はもちろん受け入れ頭数を越えた個体は県内動物病院等での協力を得、さらには隣接県の山形県・宮城県・仙台市・栃木県下の動物病院等に獣医師会を通じて一時預かりを依頼した。この状態は25年まで続く。大々的な3度目の環境省による保護活動（24年3月）の実施により、保護される個体も猫が殆どとなり、管理の方法を模索しながら、三春シェルター敷地内に同省の簡易施設の増設が検討され、四棟の収容施設が24年8月完成した（写真6）。24年9月の保護活動時には131頭の猫が保護され、25年1月には最大収容頭数338頭（犬70頭、猫268頭）となる。保護活動の経過と共に保護個体の特性は首輪の装着・馴化度・避妊去勢の手術痕等から推察するとペットとして飼われていたと思われる個体は減少傾向にあり、未去勢・未避妊手術の個体、又それらから生まれたと思われる2世代3世代の若齢個体が増加してきた。これらは被災ペットか被災動物（野良猫・野猫）なのか？このまま保護を続けるべきか？新たな問題が発生し判断に苦慮しながらの活動となっていく。終息の見えない放射能事故、福島県特有の事情を考慮し、現地での術式まで考慮した繁殖制限（TNR）による管理の在り方など本部内でも国・県を巻き込んで議論されるようになっていく。これらを踏まえ民間団体から手術可能な診療車（写真7）の支援を受け、区域内運用（写真8）も行われたが関係団体間での調整が整わず有効利用できなかった。これら野良猫・未馴化猫の保護・収容・管理は手探りな状況があった事は否めず、以来かなりの時間と労力を割いてのシェルター内活動となっていく。

2) 被災動物の衛生・健康管理

三春シェルター開所当初より運営管理に関しては満足いくものでは無かった。収容頭数とスタッフ数のアンバランス、スキル不足、更には収容個体の特性（未馴化）等から給餌・散歩の回数も当初は制限され、それぞれ1回/日でドックランも併設されていたもののフリーの状態での管理ではなく個々係留するだけであった（写真9）。これ等に関しては愛護団体等から数々のご指摘を受けていたが、23年11月よりボランティアの受け入れも開始され徐々に改善されていく。シェルター内での体制も整い始め、各管理部門は携帯端末を使った個体の健康状態の把握・情報の引き継ぎ、各個体の個室ドアやケージには個体情報・特性のカードを貼り出し、スタッフ・ボランティア間で情報共有した。細分化したタイムスケジュールも作成し円滑・効率的な作業がなされていった（図1 写真10・11）。従来の既存施設の犬舎は床面積約2㎡のドア及び給餌窓のついた個室各78室で管理、預かり猫や譲渡対象猫は床面積1㎡高さ2mの分離窓のついた個室を計40室でそれぞれ管理（図2 写真12・13）、環境省シェルターの猫は約27㎡の室内に一般的なL型ケージ（60×60×90cm）を設置その中には身を隠すドーム型ベッドを配置し管理した（写真14）。全収容施設内は気温18～24℃、湿度50～60%で通年管理した。

衛生面では具体的には各建物への進入路には踏込槽の設置、各通路間ドア付近には手指消毒薬の設置、各個室内・通路・パドック・食器等は水洗・消毒剤散布か浸潤ふき取り・乾燥を励行した。又スタッフ・ボランティアに対しては、長靴・マスク・ゴム手袋の装着・専用作業着（上下ヤッケ）への着替えを徹底、外傷を受けた際の軽減化、細菌・ウィルス

等の施設外からの持ち込みに留意する事は勿論、収容個体からの人への感染や個体間の蔓延にも十分配慮した（写真 15）。動物達に対しては医療面では後述するが、未馴化・社会性の身についていない個体が多く、特に犬に関しては咬傷事故防止のため個室からの出入りは必ずスタッフが行い、逸走防止のためダブルリードとし、特にしつけ困難・途上の個体に対し散歩は専属のスタッフが担当した。猫に関しては特に相当数の群管理となり、保護収容時から極力特性を見極め、一定期間（二週間）の隔離観察を経て馴化の度合い・ウィルスキャリアにより部屋分けし、個体の馴化度により 25 年 4 月からはケージから室内に自由に出入り出来る部屋も設け、その後 1～2 ヶ月をかけ個室によっては 24 時間自由行動ができるようにした。限られた空間で順次環境エンリッチメントなどにも配慮、種々のアジリティを設け個体のストレス軽減、結果として健康維持・譲渡促進・業務の効率化が図られた（写真 16・17）。その中で 24 年から 25 年は動物病院福祉協会（JAHA）や動物関係の専門学校に協力を仰ぎ講師派遣を依頼、スタッフ向けのシェルターメディスン・動物行動学等の講習会・トレーニング実技を開催、スキルアップとそれによる管理業務の改善を図っていった（写真 18）。スタッフ・ボランティアのケガ・体調不良は活動期間中発生し、軽度のものは現場施設内で対応、それ以外は近隣の指定病院へスタッフが同行対応するような体制ができていた。幸いにも救急搬送される様な大きな事故・ケガが発生せず、軽度のケガも時間の経過と共に減少していった。

3) シェルター内獣医療

開所当時まだ満足のいく医療体制が整っておらず、備品・検査機器に関しても簡易診察台と事務机、僅かな医薬品・犬 2 種ワクチン（ジステンパー・パルボ）だけであった。必要最低限の薬品を揃えるにあたって、義援金の使途に関し行政的発想の本部と現場では認識のずれがあったことは否めず現場での対応には苦慮していた。その様な中メーカーより駆虫薬（セラメクチン製剤・フェイプロニル製剤）・消化器系処方食この二つの大量支援や日本臨床獣医学フォーラム（JBVP）会員の先生方から抗生剤・消炎剤等を早急に支援して頂いた事はシェルターの初期活動に於いて非常に助かった。24 年 4 月から県獣医師会が本部事務局を担い関係者の努力により、薬品類・機器類の購入整備も円滑に行われるようになり、同年 6 月からはワクチン・狂犬病予防注射・フィラリア症の定期的な検査・予防もおこなわれていった（写真 19・20）。それらに加え個体の多くが収容時から腸炎を発症しストレス・細菌性の胃腸疾患を疑い抗生剤・一般止瀉剤等の対処療法にとどまっていた。収容頭数の多さに加え、収容時セラメクチン製剤を投与している事、直接塗抹による便検査を適時実施していたが一般虫卵の検出は僅かで、原因の特定や感染拡大・再感染が危惧されていた。その様な中、I 社からの検査キッドの支援・外注検査の導入等により、犬に多かった腸炎、その発症例の 50% がジアルジアに罹患している事が判明、治療・ストレス軽減・衛生環境の改善等、清浄化には人・動物と出入りが多い中で 9 ヶ月間という長期間を要した。猫に関しても腸炎発症例の殆どがマンソン裂頭条虫の寄生が排出虫卵数の多さから比較的容易に確認されたものの、動物用注射・内服駆虫薬（プラジクアンテル製剤）の投与では投与量・手技の煩雑さから苦勞し高濃度人用製剤の転用により対応した。

又犬の皮膚疾患も多く、殆んどが保護・収容期間の長期化により被毛の手入れが追いつかないことに因る細菌性の皮膚疾患、外部寄生虫に因るアレルギー性皮膚疾患であった。これ等はスキルのあるボランティアやスタッフによりトリミングを漸次実施し改善していった。保護まもない個体には猫は少ないものの低栄養で消瘦している犬が散見されたが基礎疾患のある個体を除いては適切な食事管理により改善していった。猫に於いては上部気道感染症の発症が収容4～5日でみられ、一般的な抗生剤・消炎剤（インターフェロンは資金的な面から制限使用）の治療を行っていたが、特に猫エイズ・白血病ウィルスクヤリアには慢性化する個体も多く、25年にはPCR検査も実施、マイコプラズマの罹患率が群を抜いて多く、それらを踏まえ抗生剤の選択、治療法を再検討することに因り沈静化した。又、保護個体が妊娠している事もあり（特に猫）避妊手術の実施が急務であったが、飼い主・関係者の中でも同意形成が得られず、実施されないままだった。しかし24年9月の環境省一斉保護活動に際し、環境整備も整い（写真21）、意見集約しマニュアルを作成、それ以降の保護動物は全て避妊・去勢手術を実施、以前に収容されていた個体に対しても順次手術を実施しその後の管理に役だてた。又これらの処置に際しては県内獣医師会々員、（特に郡山支部・県中支部）、群馬県・東京都の開業獣医師の先生方には多くの技術支援をいただいた（写真22・23）。これらにより25年3月までには飼い主の同意が得られない個体・公示期間中の個体を除いてはほぼ全頭実施した。

管理においても開所以来、犬猫の個体管理しか経験のなかった我々関係者にとって集団・群管理は未知の経験でアメリカ式の群管理を理解し導入することは少しばかり抵抗があったが、早期よりシェルターメディスンに関する指導を仰ぎ、これらの考えを適宜取り入れ、多くの収容動物を一元的に管理しなければならない状況下で、行動学的変化や病気を表や数値化（点数化）し、日々均一化された目で冷静かつ正確に個体其々の状態を把握することができ馴化の促進に役立て（表1）、更に猫カゼ（FVR）においても連日触診が難しいいく視診にたよらざるを得ない状況下で同様に数値化することを取り入れ管理・治療に役だてた（表2）。それらに加え、24年に入り保護された個体特に猫は収容時、全頭鎮静下で血液・便を採材（写真24・25）、行動学的には日々の変化を詳細に観察記録する事を追加し、基礎データの収集・積み上げに努め、「被災動物は殺処分しない」と言う宣言の下、関係者の協力を得ながら日本標準まではいかなくとも、三春シェルター独自の群管理を進めて行った。

また収容個体は情報発信・公示することに因り譲渡を常に進めていたにもかかわらず、なかなか進まない現状にあった。それは福島特有の放射能汚染と関係がある事は否定できないし、疾病と放射能汚染の因果関係も否定できず苦心していた。保護当日外部被曝の測定を行い、毎時100,000cpmから23年9月以降は13,000cpm以上が除染の対象となっていた。幸いにも基準値を超える個体はいなかったものの、もうひとつ説得力に欠けていた。その様な中、前述の避妊・去勢による摘出臓器の内部被曝状況を確認するため放射能核種検査を（ヨウ素131・セシウム134・137）2回合計50検体（コントロールとして県外のサンプルを混在）試験的に測定したところ、収容日数が長期に渡る個体以外、つまり収容2～3ヶ月未満の個体からの検体全てからヨウ素を除いてセシウム134・137が検出限界

を超えて確認され、動物に関する獣医学的見地やスタッフの健康管理面から保護個体の内部被曝測定を検討・必要性にも迫られてきた。その様な中、動物を生体で測定する機器は国内はもとより世界にも存在せず、機器の設計・製作・設置・測定方法等、北里大学伊藤伸彦先生指導の下計画を進めた。それは全面厚さ 0.5cm の鉄製 113 × 88 × 116cm 厚さ 5 cm の鉛塊を敷き詰めた箱型で、2 本の NaI シンチレーション検出器を内蔵それらから出た信号を波高分析器を通し補正、セシウム 134・137 を測定、検出限界値は食品レベルの 50 ～ 100Bq/kg 以内に設定した（写真 26・27）。25 年 3 月にシェルター内に設置、27 年 11 月まで収容個体の測定と新規保護個体の測定を延べ 863 回 190 頭に対し実施した。これらから暮らしていた場所（保護場所）の汚染度により内部被曝（体内汚染）はみられ、それらの数値は基礎疾患や活動量の有無にもよるが、適切な環境下で管理することに因り放射性セシウムは減少、犬・猫共に約 50 ～ 60 日で半減した。測定にあたっては一個体の測定に約一時間要し、機内での不動化・精神的安定化・動物愛護の観点などから種々苦心した。しかし同一のキャリーケースを使用し測定中は声掛け等により機内の動物の状態を推察しながら実施した事や、回を重ねていくうちに動物側も慣れ、より正確・貴重なデータが得られた（写真 28・29）。付け加えれば保護個体の中に火傷・脱毛・出血性障害等放射線による急性障害を疑わせる個体は見られなかった。造血障害・がんについては追跡調査・データの再精査が必要と思われた。

4) 返還・譲渡に向けて（所有権・譲渡の問題）

本来ならば、所有者が確認されている個体は従来の飼い主の下で早期に生活することが望ましい、しかし避難生活の長期化・今後の生活も不透明で、飼養環境の制限等により時間の経過と共に返還は減少していった。数は少ないものの厳しい避難先での生活下でも収容していたペットを引き取り共に生活を始めた人達もいた。保護収容個体に関しては、23 年内三春シェルターに収容されてくる個体は殆どが飼い主が明記されている個体であったが、移送や管理の中で類似した外貌・毛色などから個体誤認も散見され、これらは飼い主に対しての情報の再確認・飼い主との面談・口頭でのやり取りを進めながら解消していった。24 年の一斉保護以降は犬の保護は僅かで、前述の通り猫の保護が殆どで、飼い主の特定、所有者確認がさらに難しい状況となった。これ等は保護と同時にホームページを使い個体情報（保護時の個体写真・体重・毛色・齢査定・装着物・雌雄避妊去勢の有無・保護場所・日時等）の公示を行い飼い主の早期発見に努めた。結果飼い主が見つかり確認できた場合は先方の事情を考慮し所有権放棄による譲渡を含めたシェルターでの継続管理か現在の健康状態を説明の上返還とした。この様な状況の中で被災した飼い主の心情を考慮し早期の所有権放棄を迫るわけにもいかず、かといって動物目線で考えるとシェルターという閉鎖空間で長期間管理することもどういったものかスタッフ・関係者は自問自答の日々が続いた。飼い主不明の場合は一定期間（取得物としての扱いや法解釈で、30 日を公示期間とし更に 10 日を猶予期間とし、計 40 日）を経て譲渡対象とした。しかしながらこの体制が出来上がり周知・機能するまでには時間を要した。譲渡数としては発災年から翌 24 年にかけ被災地支援の気運も高かったせいか犬の譲渡は堅調に推移していった一

方、一斉保護活動により保護された前述の未馴化猫やウィルスキャリアの個体は譲渡対象から漏れることが多く気運の低下と放射性物質汚染への間違った風評が加わり譲渡の停滞が生じてくる。管理の面でも馴化やエイズ白血病発症群への難治性治療対応など、群から個の対応に追われシェルターワークの変化が生じてくる。この様な中でも未馴化猫と承知の上で里親になった方や自費での治療を覚悟しフィラリア陽性犬を引き取ってくれた方々がいた事は、シェルタースタッフにとって活動の励みとなり頭が下がる思いだった。これ等に加え獣医師会を通じ複数頭の団体譲渡も並行して実施東京都・岐阜県・群馬県・仙台市・新潟市・岐阜県各獣医師会・民間企業・団体等多くの関係者の協力を得た。尚譲渡の際全ての個体に対しマイクロチップの装着・登録を行い、三か月後の飼養状況報告をすることとしていた（写真 30）。

5) ボランティア

開所当時はスタッフ数と収容動物頭数において個の管理能力を含めアンバランスが生じていた。その様な中でマンパワーの必要性は関係者・現場スタッフは感じていたものの、未経験の中での活動であり今思えばスタッフ・収容動物全てに対して苦勞を強いていたと痛感している。動物に対しての作業と言う事で、ボランティアの多くは犬や猫の飼養者・獣医師関係・動物関係の学生・動物病院従事者等であったが、動物とは縁のない一般の方等多岐に渡る人達からの協力も多くあった。時として受け入れ人数を調整してはいたが20名を超えるボランティアの参加を得る日もあり、特にそれらは土日・祝祭日に集中し、数の偏りは日々の通常作業に加え、人的管理をしなければならず受け入れ側としては作業内容の見直しを含め日々対応に苦勞した。その後25年末までは平均5～7名/日、26年に入り3名/日と時間の経過と共に減少していった。月単位では主に3・4・7・8月が多かった。ボランティアの中には単回だけの参加にとどまらず時間をさいて複数回の協力をする人たちもあり、当然の事ながら作業内容・収容個体の特徴などをよく理解していくようになり円滑な作業に役だった（写真 31・32）。また現場に来て作業の協力という携わり方ばかりではなく、各地方の催事・イベントでの里親の広報・支援物品（缶バッジ）の販売協力など違った形での支援もあった事は日々の業務に忙殺される関係者にとっては心強かった。

前記の譲渡・返還の他に個人家庭に対する飼い主判明個体の一時預かりいわゆるホストファミリーの募集も行っていたが、預かり期間の問題・先住犬・猫との関係・事業そのものの周知の問題等により殆ど機能しなかった。言い換えれば依頼者と受任者との動物に対する認識のズレや期間の長期化に因り大きくなる責任の重さが両者に敬遠された原因かと思われる。1・2年の時間を切った受け入れならまだしも、先の見えない長期化した災害時には不向きなように思われる。

6) 広報活動

開所当初は日々の作業対応におわれ、保護・譲渡情報公示も含め、動物救護本部のホームページ及びそれらにリンクした獣医師会・福島県のHP、それらから情報を抽出したポ

ランティアにより作成された広報誌と手段は限られていた。それらに加え獣医師会関係の催事・研修会、民間の地方イベントなどにおけるボランティアのミニ広報活動など地道に現状報告・里親・ボランティア協力・義援金の募集などを行った（写真 33）。また 23・24 年中は広く社会全般が震災に注目・関心があったことからテレビ・新聞等マスコミによる取材も多く、放送・記事記載後は県内はもとより県外からの支援・里親希望など反響も大きく、重要な情報発信・広報手段となった。25 年 1 月からは譲渡情報・支援物資、シェルター内のタイムリーな状況を伝えるべく三春シェルター独自のブログを HP 上に開設した。SNS の現在それらにより多くのオープンな情報をほぼタイムラグなく発信することが出来た一方、管理や活動で色々な指摘を受けたのも事実であったが、反響や反応もよく無駄のないピンポイントでの支援・協力を非常に役立った。

視察見学者も多く開所当初からそれら来訪者への対応も重要な業務の一つであった。見学者の内訳としては行政関係・獣医師関係が多く、現在の被災地の状況を知りたい・更にそれらから地元を持ち帰り有事の際の参考にしたいという気概が異口同音に感じ取れ、被災動物の対応・動物愛護の考えなど現在の地域猫対策や殺処分ゼロへの動きなどその活動気運の盛り上がりの原点がこの福島三春にあったと感じられてならない。これら取材・見学者などの来訪があれば、作業の妨げ・停滞を生むのではないかと危惧する一面もあったが、現場に於いてはいい意味での緊張感が生まれ継続的な事業を行う意味で慢心や慣れの防止という意味で必要なものであったと今更ながら実感している。

3 シェルターの終了から閉所

関係者の中では終わりの見えない原発事故と動物救護という狭間の中で緊急避難的収容施設としての終了時期が論議されてはいた。その様な中で収容頭数が 100 頭を切った 26 年 6 月頃から維持するための費用対効果、保護動物数及び飼い主からの保護依頼が減少してきたことから、26 年 9 月末日をもって緊急避難的動物保護収容施設としての業務の終了を宣言し、警戒区域内からの新たな保護動物の受け入れをしない事とした。合わせて同敷地内にあった環境省シェルターも収容動物の集約を図り解体撤収とした。継続収容されていた一時預かりを含む 37 頭（犬 7 頭、猫 30 頭）については里親の募集と管理をスタッフ数・業務を縮小して継続管理する事とした。これら収容されている動物は何らかの基礎疾患や問題を持っている個体で一般譲渡がなかなか進まず、再度団体譲渡を含む県内外各動物病院への里親受け入れのアナンスをし協力を仰いだり、県内保健所保護動物との合同譲渡会の開催（写真 34）やシェルター開所時間内であれば何時でもマッチングできる三春シェルター参観デーを設け全頭譲渡を平成 27 年 12 月 18 日までに終了、同年 12 月末日をもって福島県動物救護本部第二収容施設（通称三春シェルター）は完全閉所となった。

三春シェルターにおける簡易記録

23年 7月	田村郡三春町内（田村郡三春町上舞木字向田17-40）に土地・建物を賃貸 民間企業の全面支援により、既存構築物の改装がはじまる
--------	---

9月	シェルタースタッフの人選・人数確保 犬・猫数等の試験的収容開始
10月	三春シェルター開所（事務所・診療室・トリミング室・給餌室・パドック・犬舎78室・猫舎40室）
11月	犬の収容頭数増加、既存施設では足りずケージ管理も併用 三春ボランティアの受け入れ開始
12月	収容動物への狂犬病予防注射・マイクロチップ装着等の実施 シェルター内でのトリミング可能となる（ボランティアによる）
24年 1月	収容動物の腸炎の確定診断の一環としてジアルジア検査実施 血球計算機・生化学検査機設置 フードメーカーより相当数の療法食届く
2月	収容動物のジアルジア症の高い感染率が明らかになる 警戒区域内一斉保護活動実施、猫三春に搬入（既存施設の他ケージ増設管理）
3月	収容動物の増加に伴いスタッフ増員はかる
4月	マスコミ・政治家・獣医師関係の来所者多数
5月	（賛否渦巻く中）スマイルアゲイン〜かけがえのない家族〜イベント開催
6月	入舎動物全頭フィラリア症の診断・予防・治療可能となる 収容動物（犬）狂犬病予防注射実施
7月	備品の活用により個体の健康状態把握、全飼い主に現状報告
8月	麻酔器・手術台・呼吸モニター・外科セット等整備 環境省シェルター完成
9月	警戒区域内一斉保護活動実施に伴い環境省シェルター保護個体受け入れ 収容個体の避妊・去勢手術開始 県内各獣医師会支部の有志の協力により一斉避妊・去勢手術実施 猫舎FVRの大量発生
10月	中央の動物愛護週間行事などに於いて福島の実状及び里親の発信
11月	県外団体譲渡活発になる 一部個体の摘出臓器（生殖器）の内部被曝線量測定
12月	福島県動物救護本部HP完成 第二回警戒区域内一斉保護活動及び受け入れ
25年 1月	救護本部HP内にブログ シェルター通信 開始 収容動物最大数（犬70頭 猫268頭）
2月	飯野シェルター閉所に伴い転用資材搬入 環境省シェルター内に猫フリースペース設置
3月	WBC機器設置 TNRの必要性高まり、制限区域内で実施に向けた協議
4月	WBC稼働収容個体の測定開始 どうぶつ家族の会より診療車納車
5月	収容動物（犬）狂犬病予防注射実施
6月	収容頭数200切る 199頭（犬 41頭 猫 158頭）

7月	JAHA講師による動物行動学・シェルターメディスン講習会開催 群管理から個体管理へ（譲渡促進目的） 診療車にて警戒区域内調査活動・TNR予備試験
8月	収容動物環境エンリッチメントに考慮し舎内改装
9月	スタッフ向け動物（犬）しつけ方教室開催（馴化促進目的）
10月	第二回目JAHA講師による動物行動学・シェルターメディスン講習会開催
11月	収容猫上部呼吸器疾患PCR検査実施 25年は関係者の見学訪問非常に多かった
26年 1月	収容動物 145頭（犬30頭 猫115頭）
2月	犬譲渡停滞 しつけ馴化強化
3月	FVRの発生皆無
4月	ボランティアにも犬のしつけ方浸透し協力実践 義援金口座閉鎖
5月	収容動物（犬）狂犬病予防注射実施
6月	収容動物100頭割る（犬19頭 猫76頭）
7月	環境省による区域内生態調査（双葉町）同行、猫 4 頭保護 シェルター譲渡会開催
8月	一般譲渡停滞、団体譲渡進める
9月	緊急避難的シェルターとしての業務終了 収容頭数37頭（犬 7 猫30頭） 環境省シェルター閉所 東京都獣・新潟県獣等へ団体譲渡（未馴化・ウィルスクヤリア等）
10月	シェルター譲渡会開催
11月	シェルター譲渡会開催 三春シェルター参観デー開始
27年	収容動物の譲渡・返還へ向けての一年
1月	最後の一時預かり犬返還
3月	最後の一時預かり猫返還
4月	シェルター譲渡会開催
6月	シェルター譲渡会開催
7月	収容動物（犬）狂犬病予防注射実施
8月	シェルター内物品在庫の確認
9月	シェルター年内閉所決定
10月	福祉事務所収容頭数飽和につき保護犬相当数受け入れ（17頭）
11月	シェルター譲渡会開催 WBC測定終了 延べ863回実施 190頭（その他 2 含）
12月	18日をもって全ての譲渡終了 三春シェルター閉所

P159～P167の付属資料

写真1



写真2



写真3

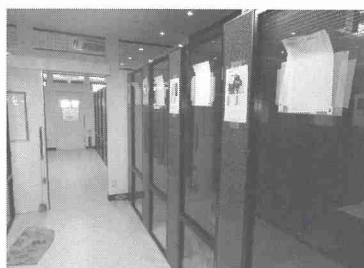


写真4



写真5



写真6

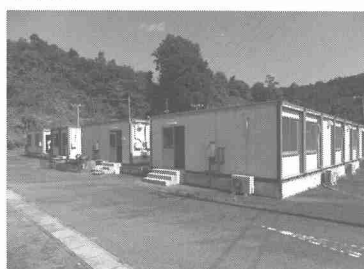


写真7



写真8



写真9



写真10

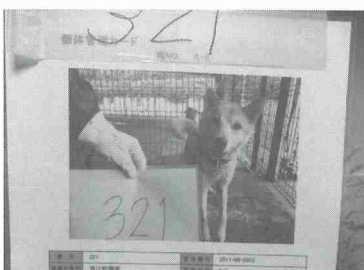


写真11



写真12



写真13



写真14



写真15

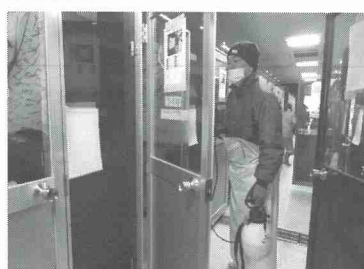


写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21

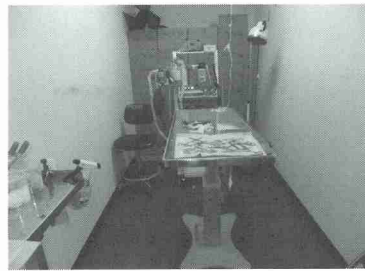


写真22



写真23



写真24

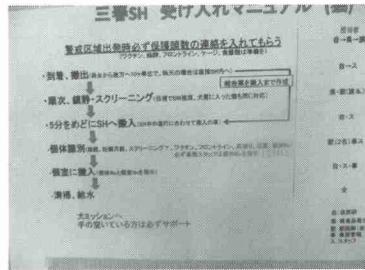


写真25



写真26



写真27



写真28



写真29



写真30

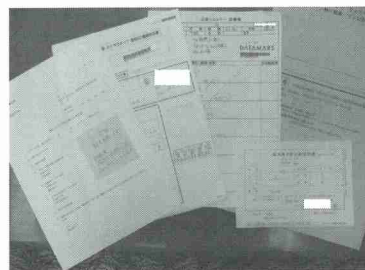


写真31



写真32



写真33



写真34



図 1

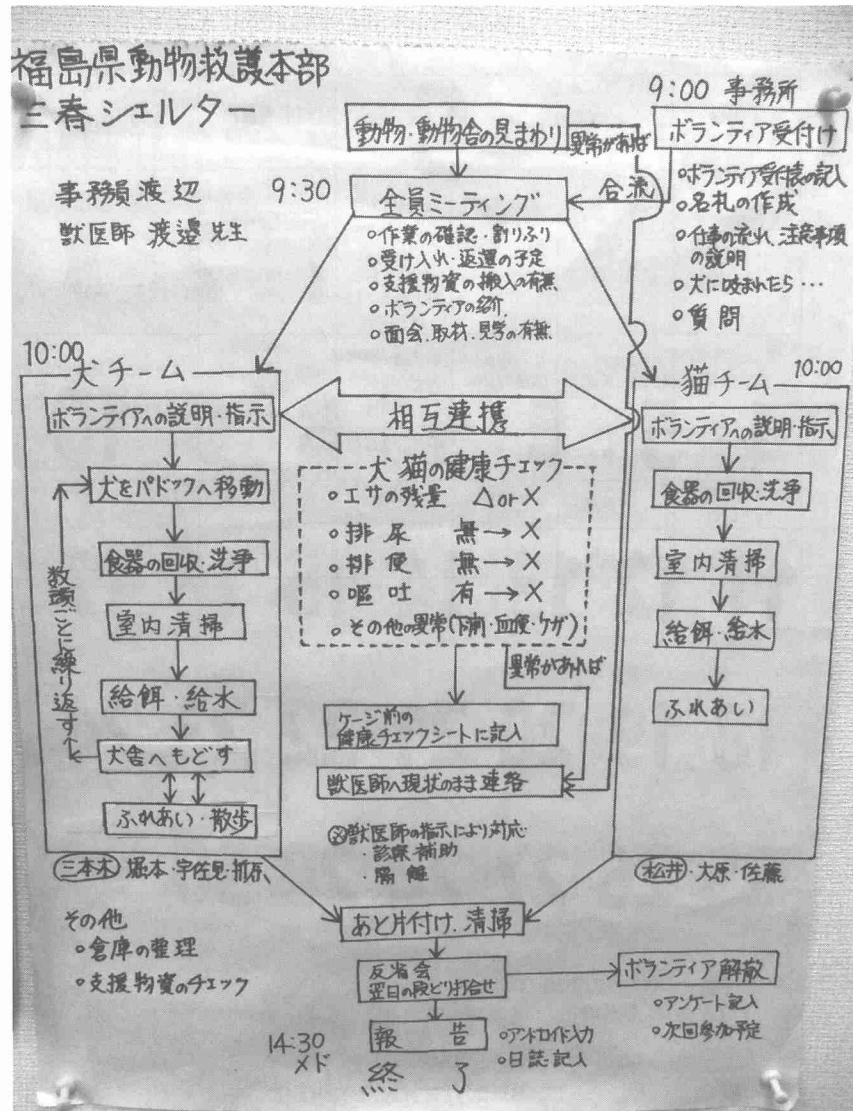


図 2

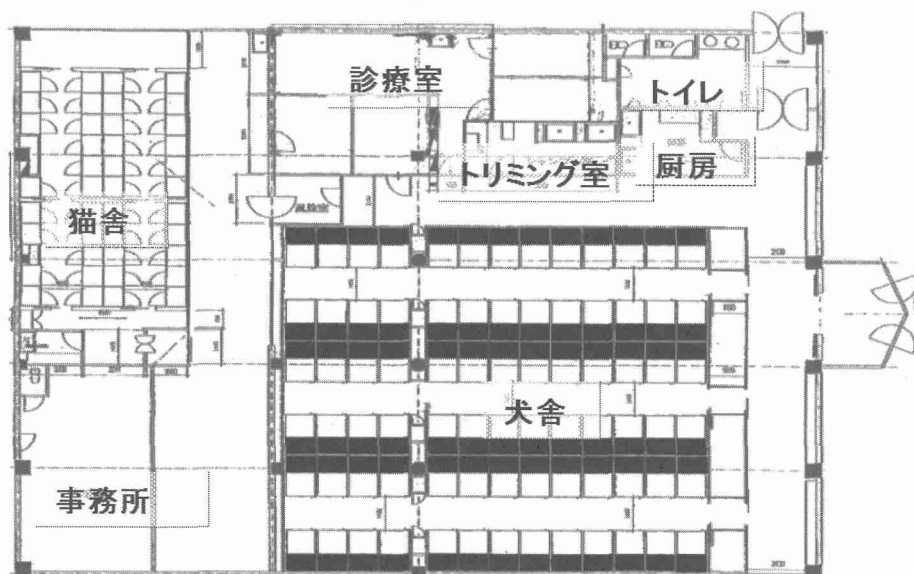


表 1

猫のストレス行動の評価ポイント

スコア	眼	瞳孔	耳	ひげ	鳴き声	活動
1 完全にリラックス	開いている、あるいは半開き、ゆっくりと瞬き	正常	正常な位置	正常(横)	なし	寝ている、休んでいる
2 ややリラックス	閉じている、半開き、普通に開いている	正常	正常な位置 あるいはやや前向き	正常(横)あるいはやや前向き	なし	寝ている、休んでいる、機敏、活動的、たまに遊び
3 やや緊張	普通に開いている	正常	正常な位置、あるいは前向きあるいは後ろ向き	正常(横)あるいは前	ニャーと静かになく	休んでいる、起きている、あるいは活発に動き回る
4 非常に緊張	大きく見開く	正常あるいは部分的に拡大	前向き、後ろ向き、前後に向く	正常(横)あるいは前	ニャーと静かになく、あるいは静か	丸くなって寝、機敏、積極的に動き回る、逃げようとする
5. 怖がって硬くなる	大きく見開く	拡大	やや平たくなる	正常(横)あるいは前	静かになく、大きな声でなく、うなる、あるいは静か	機敏、活発に逃げようとする
6. 非常に怖がっている	大きく見開く	完全に拡大	完全に平ら	後ろ	静かになく、大きな声でなく、うなる、あるいは静か	動かないが警戒、活発に動き回る
7. 恐怖	大きく見開く	完全に拡大	完全に平らで後ろ向き	後ろ	静かになく、大きな声でなく、うなる、あるいは静か	動かず警戒

表2 <FVRの評価ポイント>

FVRはストレスが原因で発症し、ストレスが原因で重症化する。よってFVRを定量するために、以下の分類を行い、記録する。

記録項目

- 発症日
- 症状の分類（毎日）
- 治療の有無
- 治癒日

FVR 1	目や鼻からの透明な分泌物 くしゃみ 口内炎
FVR 2	FVR 1の症状＋発熱 食欲減退 脱水 不活発などの全身症状
FVR 3 a	(呼吸器系) 緑色/有色の鼻分泌物＋FVR 1・2
FVR 3 b	(眼) 透明あるいは有色の分泌物 中程度から重度の結膜炎＋FVR 1・2 FVR 3 aとの併発もあり
FVR 4	眼症状のみ：透明/有色眼分泌物 他のFVR症状なし クラミジア・マイコプラズマの原発感染あるいはヘルペスウイルスの慢性感染
FVR 5	嘔吐・発熱・下痢などの典型的なFVRの症状以外 あるいは治療に反応しないFVR

福島県動物愛護ボランティア会

1 震災直後のボランティア活動

震災ボランティア活動への第一歩

震災の翌月4月15日の「福島県動物救護本部」の発足前の、前月3月27日、私達「福島県動物愛護ボランティア会」に、多くの被災者が避難をしている県営あづま総合体育館に集まるようにと声がかかった。

当日、数名の会員が出向いた。私自身これからそこで何が始まるのか、全く分からずに不安を感じながら出かけて行った記憶がある。

体育館の前に、県内の関係者と思われる方々が大勢集まっておられた。緊迫した雰囲気の中、それぞれが話し合いをしたり、動き回ったり…。

私達は犬や猫を連れた方々に話しかけて、困っていることを聞くことから始め、車の中でペットと休んでいる方がいれば、フードやシート等の救援物資が用意されていることを伝えて歩いた。

会員達はその後自主的に、各地の避難所の犬猫の様子や環境を見るために訪問したり、話を聞いたり活動を続けた。

私個人の事になるが、各地から送られてくる支援物資を置く場所が必要ということで、主人の実家の使っていない土蔵を使っていただくことになった。物資の出し入れの際の手順を決め、必要に応じて利用していただいた。

その後、4月27日の飯野シェルターの運用開始に伴い、ボランティアの活動は、保護された飯野シェルターでの犬と猫の世話へと移っていった。

元県北動物愛護ボランティア会 会員

2 避難所のボランティア活動（1）

県北地区の震災時のボランティア活動

2011. 3.11. 福島県民なら誰しも決して忘れる事のない日である。私は生まれて初めて「避難所」にお世話になった。

避難してくる側も迎え入れる側也大混乱の中、外では犬がけたたましく鳴いている。声のする方に行ってみる。大型犬だ。飼い主は配給されたおにぎり二つのうち一つを分け与えていた。しかし、食べてくれないという。不安なのだ。人も、犬も。こんな状態の子がどれだけいるのだろう。

私は保健所とボランティア会に連絡を取り、各避難所を回ることにした。ガソリン量を気にしながら。

避難所はどこも異様な雰囲気である。最初に目に付くのは、駐車場の車中でうごめくペット

とその叫び。避難所の受付でペットの救援物資の提供を申し出る。すると、「ここにはペットはいません。」これには驚いた。「車中にたくさんいるのを見ましたけれど。」「施設内にはいません。車の中まではわかりません。」

館内へのアナウンスを申し出るが、ほとんどは断られた。広い体育館を端から一人ずつ声をかけてまわると、反応があった。一人が名乗り出ると、次々に連鎖していく。フードがない、首輪が切れた、薬がほしい。要望は果てしなかった。全てメモに書き留め、後日必ず来ると約束した。もちろん 100 パーセントの要求には応えられなかったが、気にかけてくれる人がいると思うだけで安心したと後から聞かされた。

避難所も二巡目くらいで少し落ち着きを取り戻した頃、飯野町にあるシェルターが開所し、その後約二年半、閉所まで通うことになった。

県の動物愛護に関する条例が改正された。この内容を把握している県民はどれだけいるだろう。ペットを飼うということは、その命を預かる責任があるということである。ペットの同行避難は鉄則である。今すぐできることは何か？登録、予防注射、しつけ、薬の名前の把握、リード等の点検、フードの予備の備え、犬猫以外のペットの緊急預け先の確保など。さて、飼い主の皆さんはどれだけやっていますか。

元県北動物愛護ボランティア会 会員

2 避難所のボランティア活動（2）

会津若松市の震災時のボランティア活動

3月11日の震災発生時、会津若松市も大きな揺れを感じました。ただ、それほど大きな被害もなく、テレビのニュースで東北地方が大変なことになっている事を知りました。

そしてその頃、福島県ではもう一つ大きな災害が発生しており、震災発生直後から、原発のある地域からの住民の避難が始まっていました。

会津若松市では主に大熊町の方々の受け入れがなされ、仮設住宅ができるまで、いろいろな施設での受け入れが始まりました。その中には、飼っているペットを連れての避難者もいて、3月の雪の降る中、避難施設には入れずに寒い屋外の車の中で犬猫達との生活をされていました。その直後に、会津若松市でもペットと同行避難されている方々へのボランティア活動が始まりました。震災3日後から活動されていた方々もいました。

まず、避難されている方々を把握しようと、会津総合運動公園、体育館駐車場などを回りましたが、当初、一般の私達は避難所に入れてもらうことができず、車に「何か困っている事はありませんか？」とポスターをはさんだりしました。

その後、各避難所に入れてもらうために、動物愛護団体や愛玩動物協会で身分証明書を作ってもらいました。各避難所の情報は、社会福祉協会のデータを基にしました。各避難所の駐車場で暮らすペットの数を調べ、動物愛護団体に連絡し、救援を依頼したりしました。

避難所ではペットフード、ペットシーツの需要が多く、犬猫を建物の中に入れることができなかったことから、飼育場所は他の人の目につかないところに限られていました。

また、ペットとの同行避難をしてきた方々がいる一方で、ペットを連れてくることは駄目だと言われ、置いてきた避難者の方々からの不満が出てきていました。

犬や猫との車の中での避難生活は寒さとの闘いでした。

日が経つにつれ、ペットの預かりなどのネットワークの必要性が高まり、置いてきた犬や猫を探して欲しいという声が大きくなりました。

新潟県ではペット同伴の避難者を受け入れていたので、それを知らせようと各避難所に電話をすると、「ペットの避難はない。」と言われてたりもしました。

そして当時一番辛かったことは、ペットの同行避難をされていた方々の中でも、先々への不安からやむを得ず、ペットの処分を希望して保健所への持ち込みがなされていたことでした。

震災が起きれば人間の生活が優先であり、動物達の保護団体の動きはとても遅かったように感じました。震災が起きると同時に、人間と同様にペット達の受け入れもあるべきではないかと思いました。

各避難所へ出向き、足りない物資の提供などをするほか、大切な仕事の一つに、各地から届いた物資の受け取り、仕分け、分配、お礼状の作成などがありました。

特にケージなどの組み立てには人手が必要でしたし、借り物の仕分けも大変でした。

仮設住宅ができた後、ボランティアの方々にはもう一つの大きな仕事がありました。それは仮設住宅でペットも入居可能にしてもらうことでした。

当初、仮設住宅はペットの入居不可でしたが、ペットの入居を可能にしてもらうために、ボランティアの方々が大熊町の職員の方々と何度も話し合い、その熱意で、会津若松市の仮設住宅全部がペット入居可能になったのです。これはすばらしい事だと思います。集合住宅でのペット飼育についての飼育相談、不妊手術キャンペーンなどを行うことが入居の際の条件となりました。

このように、災害が起こったとき、人々が飼っているペット達と同行避難すること、それに伴う私達の被災者の方々へのボランティア活動がとても大切なことになると思います。

会津若松動物愛護ボランティアの会 会長

3 シェルターのボランティア活動

飯野シェルターでのボランティア活動

あの震災からもう6年が過ぎました。震災当時は時が過ぎるのが遅く、日々の苦しい時間がこのまま終わりにくく続くような感じがしていたと憶えています。

飯野シェルターにボランティアで行き始めたのは、震災後、ライフラインが回復し、3月11日以前の生活に戻りつつも、この先の不安や状況が分からないことへの苛立ちで自分自身の生活に手一杯、落ち着かない5月の初めでした。福島県北動物愛護ボランティア会事務局からの連絡を受けたことがきっかけでした。

初めてシェルターに行ったのは5月14日、テニスコート2面分程の大きさの建物とプレハブ小屋、倉庫の3棟が建っていました。

飯野シェルターが開設して1ヶ月ほど。建物に入る前から犬の鳴き声が聞こえていましたが、入り口のドアを開けた時の凄まじい鳴き声と臭いで、一歩後退しました。建物の中には無数のバリケンだけが並んでいました。シェルターのスタッフが犬達を一頭ずつバリケンから出し、脇の鉄柱に犬を繋ぎ、その間に私達がバリケンの中を掃除していく。すべてのバリケンの掃除を終え、ゴム手袋、マスク、上下の雨合羽、長靴を脱ぎ捨て、想像以上の暑さと重労働で駐車場に倒れ込みました。

初めて行ったこのときはまだ十分な設備もなく、印象に残っている物は、ほうき、ちり取り、ジョウロ、新聞紙とゴミ袋、消毒薬、犬の数の半分ほどのエサ入れだけです。

その後、一般のボランティアの方の数が増えて活動が軌道に乗ってくるまでは、週に2～3回お手伝いに行きました。その都度、少しずつですが設備が整っていきました。暑くなる頃にはクーラーが入り、寒くなる前には暖房が入りました。流し台もできて作業効率も上がり、それとともに犬猫の数もどんどん増えていきました。

10月には三春シェルターも完成し、たくさんの方々の知恵や知識、技術、努力や愛情が集結し、シェルターにいる犬猫達の環境もますます改善されていきました。スタッフの方、ボランティアされる方も働きやすくなっていったのではないのでしょうか。

シェルターでのお手伝いができたのは11ヶ月程と短い期間でしたが、今はシェルターにいた犬猫達が新しい環境で幸せなときを過ごしていることを願っています。

県北動物愛護ボランティア会 会員

県北動物愛護ボランティア会 会報より

2011年3月11日(金) 14:46 今まで経験したことのない大震災にあい、前代未聞の原発事故による被害者は私たち人間だけでなく、犬や猫たちも被害者となりました。人間たちが居なくなった町に取り残されたペットたちがようやく保護された時の姿は、今までと変わりなくしっぽを振って甘えてくる犬、1度人間に捨てられたと思い人間不信になっている犬、放浪生活の間に妊娠しシェルターで出産をした犬、警戒区域の中で生まれ保護されるまで1度も人間を見たことのない犬、長い間に完全に野良化してしまった猫、その他にも皮膚病や寄生虫に感染してしまっている犬や猫……。いろいろな姿でシェルターに保護されてきました。

2011年12月31日現在 飯野シェルターには犬110匹、仔犬25匹、猫35匹居ます。毎日のお世話は大変ですが、お世話を通して沢山のことを犬や猫たちから教わっているように思います。100%のお世話ができているとは思いませんが、これからも微力ながら頑張りたいと思います。

福島県動物救護本部 飯野シェルター 管理担当

2011年4月25日に福島県動物救護本部により飯野シェルターが設置されてから約2年間、県北動物愛護ボランティア会の皆様をはじめ、全国のたくさんのボランティアさんに支えられ

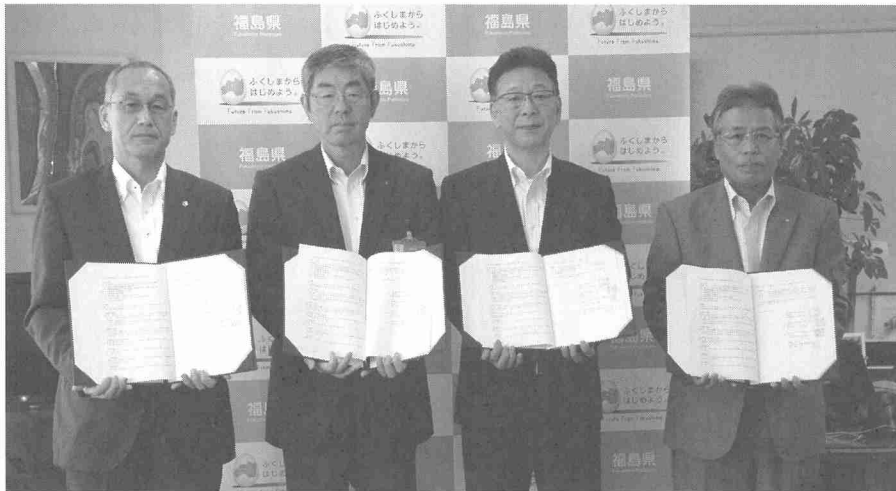
『災害時における被災動物(ペット)対策に関する協定』締結について

『災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定』締結について

平成 29 年 5 月 19 日、福島県、郡山市、いわき市は福島県獣医師会と『災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定』を締結しました。

締結前も、協力して被災動物対策を実施していましたが、今般の震災を受けて、発災時により迅速な対応を行うため、自治体側と県獣医師会側それぞれの役割を明記した協定を結び、今後は協定を基に対応することとしました。

【参考】 震災以前、福島県は、『災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル』を策定し、災害時における対応方針や平常時の対策を定めていた。郡山市、いわき市では、地域防災計画に動物（ペット）救護対策を定めていたが、具体的な記載はなく、災害時の動物救護についての方針やマニュアル等について定めていなかった。



協定書を交わした（左から）郡山市保健福祉部遠藤部長、福島県保健福祉部井出部長、県獣医師会浦山会長、いわき市保健福祉部小野部長__福島民友新聞社平成29年5月20日掲載

災害時における被災動物（ペット）対策に関する協定締結について

県、郡山、いわき、県獣医師会

災害時ペット保護で協定

愛護センター核に

県と郡山、いわき両市、県獣医師会は19日、災害時における被災動物対策に関する協定を締結した。三春町に4月に開所した動物愛護センターを核に、有事の際の円滑なペット保護につなげる。

東日本大震災と東京電力福島第1原発事故時、飼い主と一緒に避難したペットの保護については、避難所の外にゲージを設けるなどして対応した経緯がある。

協定では、被災動物に関する情報収集や提供、負傷動物の診療施設への受け入れなど連携。広大な敷地を擁する県動物愛護センターを拠点に活用する。

協定の締結が19日、県

井出部長は「協定に基き、共に動物愛護を頑張っていきたい」とあいさつ。浦山会長は「協定で活動の根拠を明確化した。より一層連携し、責任を果たしていきたい」と述べた。

庁で行われた。井出孝利保健福祉部長、浦山良雄県獣医師会長、遠藤広文郡山市保健福祉部長、小野益生いわき市保健福祉部長が出席。井出部長と浦山会長が協定書を取り交わした。

福島民友紙面4面記事__福島民友新聞社平成29年5月20日掲載

災害時における被災動物(ペット)対策に関する協定書

福島県（以下「甲」という。）、郡山市（以下「乙」という。）及びいわき市（以下「丙」という。）は公益社団法人福島県獣医師会（以下「丁」という。）と、福島県内において地震、風水害その他災害が発生した場合における被災動物(ペット)対策（以下「対策」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生した場合に、甲、乙及び丙が動物による人への危害防止や動物の健康及び安全を保持していくために掲げる業務に対する丁の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、「被災動物(ペット)」とは、原則として、人が占有している犬及び猫で、大規模な災害により逸走等をし所有者の判明しないものをいう。

（協力の要請）

第3条 甲、乙及び丙は、対策を実施する必要が生じた場合は、丁に協力を要請するものとする。

2 丁は、前項の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、対策に協力するものとする。

3 第1項の規定による要請は、「災害時における被災動物(ペット)対策の協力要請書」（様式第1号）により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（要請事項に対する措置）

第4条 丁は、甲、乙及び丙から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、「被災動物(ペット)対策状況報告書」（様式第2号）により対策の状況を報告するものとする。

ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭等で報告し、事後、速やかに報告文書を提出するものとする。

2 丁は、対策が極めて困難又は不可能と認める場合又は災害が収束した場合は、甲、乙及び丙と協議して対策を停止することができる。

（動物保護施設等）

第5条 甲、乙及び丙は大規模な災害が発生した場合、必要に応じて被害発生地等に緊急的な動物保護施設を設置するものとする。

2 丁は甲、乙及び丙が所有する動物保護施設や福島県内に設置された避難

所内動物保護施設において協力業務を実施するものとする。

(協力業務)

第6条 甲、乙及び丙が丁に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 緊急的な動物保護施設の設置に関する助言等
- (2) 動物保護施設における被災動物の飼養及び管理に関する助言等
- (3) 負傷動物の診療施設への受入
- (4) 負傷動物の診療措置
- (5) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (6) 動物保護活動を行うボランティアに対する助言等
- (7) その他必要な業務

(備蓄)

第7条 甲、乙及び丙並びに丁は、対策に使用する餌、動物用医薬品、その他必要な物品等の備蓄に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 本協定に基づき丁が実施した対策において、必要とする医薬品、機材、餌、その他の物品等の費用の負担は、対策終了後、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

ただし、対策後に当該動物の所有者又は占有者が判明した場合は、原則、その者に負担を求めるものとする。

(損害の措置)

第9条 対策の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は備品等に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(動物の災害対策の啓発等)

第10条 甲、乙及び丙並びに丁は、平常時から動物の災害対策について、啓発等に努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 丁は、対策において知り得た個人情報等を、第三者に漏らしてはならない。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めることができる。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生

じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁が協議して決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

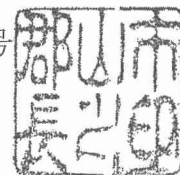
この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年5月19日

甲 福島県杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄



乙 福島県郡山市朝日一丁目23番7号
郡山市
郡山市長 品川 万里



丁 福島市中町7番17号
公益社団法人福島県獣医師会
会長 浦山 良雄



福島県動物救護本部収支状況



福島県動物救護本部収支状況

(自平成 23 年 4 月～至平成 30 年 9 月末)

【収 入】

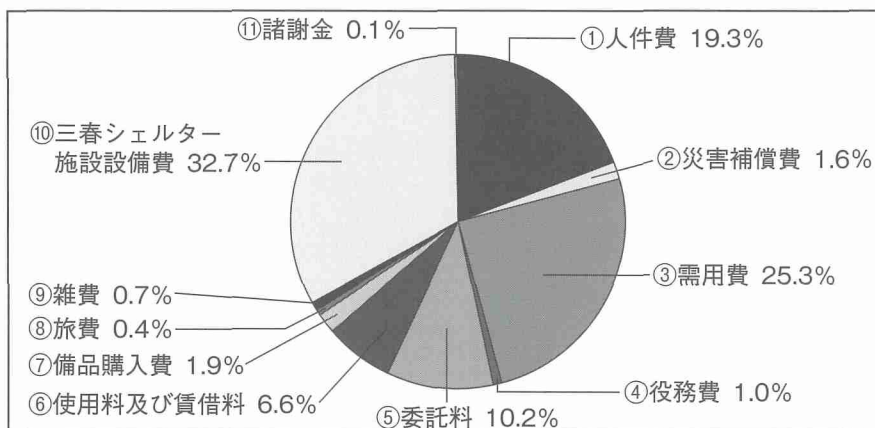
科 目	金 額 (円)	摘 要
①義援金収入Ⅰ	93,660,000	救援本部
②義援金収入Ⅱ	311,915,649	一般義援金
③県委託事業費	62,606,180	
④雑収入	7,811,178	預金利息
合 計	475,993,007	

【支 出】

科 目	金 額 (円)	摘 要
①人件費	91,600,027	賃金・共済保険費
②災害補償費	7,628,386	報償費・咬傷事故発生時治療費・診察費
③需用費	120,033,616	光熱水費・消耗品費・医療材料費・修繕費
④役務費	4,879,723	通信運搬費・保険料・手数料
⑤委託料	48,664,116	高圧電気設備保守点検委託料・機械警備委託料・一般廃棄物処理料・浄化槽汲取料・浄化槽維持管理委託料・施設管理委託料・その他
⑥使用料及び賃借料	31,469,352	家屋借上料・使用料
⑦備品購入費	8,976,450	
⑧旅費	2,132,230	
⑨雑費	3,554,307	会議費等
⑩三春シェルター施設設備費	155,353,597	
⑪諸謝金	576,690	収容動物の内部被ばく調査
合 計	474,868,494	

【残 額】

	1,124,513	
--	-----------	--



義援金の使途内訳 (平成 30 年 9 月末現在)

調査・研究論文



RESEARCH ARTICLE

Whole-Body Counter Evaluation of Internal Radioactive Cesium in Dogs and Cats Exposed to the Fukushima Nuclear Disaster

Seiichi Wada^{1*}, Nobuhiko Ito¹, Masamichi Watanabe², Takehiko Kakizaki¹, Masahiro Natsuhori¹, Jun Kawamata³, Yoshio Urayama²

1 Laboratory of Veterinary Radiology and Radiation Biology, School of Veterinary Medicine, Kitasato University, Towada, Aomori, Japan, **2** Fukushima Headquarters for Animal Rescue, Fukushima, Fukushima, Japan, **3** Fukushima Veterinary Medical Association, Fukushima, Japan

* wada@vmas.kitasato-u.ac.jp



Abstract

As a result of the 2011 nuclear incident that occurred at the Fukushima Nuclear Power Plant, a large number of abandoned dogs and cats were left within the disaster zone. A small number of these animals were rescued and cared for at shelters. Prior to the dispersal of these animals to their owners or fosterers, we evaluated the degree of internal radioactive cesium contamination using a specially designed whole-body counter. We conducted 863 non-invasive measurements of gamma rays due to internal radioactive cesium for 68 dogs and 120 cats at one shelter. After plotting graphs of ¹³⁷Cs density we generated exponential functions of decay from seven dogs and six cats. From the regression formulae, we were able to determine the biological half-lives as 38.2 days for dogs and 30.8 days for cats. We found that in dogs there was a correlation between the biological half-life of radioactive cesium and age. Using our data, we estimated whole-body densities for each cat and dog at the time when they were rescued. We found that there were deviations in the data distributions among the different species, likely due to the timing of rescue, or living habits prior to rescue. A significant correlation was found when extracted feline reproductive organs were analyzed; the coefficients for the estimation of whole-body densities were approximately 7-fold higher than those based on the extracted feline reproductive organs. This may be due to the fact that majority of the radioactive cesium accumulates within muscular tissue with less distribution in other organs. It is possible to plan the appropriate management period in an animal shelter based on the use of the biological half-life of radioactive cesium calculated in this study. We believe that the correlations we uncovered in this work would be of great use for the management of companion animals in the event of a future nuclear accident.

OPEN ACCESS

Citation: Wada S, Ito N, Watanabe M, Kakizaki T, Natsuhori M, Kawamata J, et al. (2017) Whole-Body Counter Evaluation of Internal Radioactive Cesium in Dogs and Cats Exposed to the Fukushima Nuclear Disaster. PLoS ONE 12(1): e0169365. doi:10.1371/journal.pone.0169365

Editor: Jan S Suchodolski, Texas A&M University College Station, UNITED STATES

Received: August 4, 2016

Accepted: December 15, 2016

Published: January 18, 2017

Copyright: © 2017 Wada et al. This is an open access article distributed under the terms of the Creative Commons Attribution License, which permits unrestricted use, distribution, and reproduction in any medium, provided the original author and source are credited.

Data Availability Statement: All relevant data are within the paper.

Funding: The author(s) received no specific funding for this work.

Competing Interests: The authors have declared that no competing interests exist.

Introduction

On 11 March 2011, a major earthquake devastated the Tohoku region of Honshu Island of Japan, ultimately causing a nuclear meltdown in several nuclear reactors at the Fukushima

Daiichi Nuclear Power Plant (FNPP). The large amounts of radioactive material that were released caused radioactive contamination throughout the Fukushima prefecture and surrounding areas. On 12 March 2011, evacuation orders were issued within a 20-km radius of FNPP. By 22 April 2011, the 20-km area was designated as a restricted zone, and the movement of animals and goods out of the area was highly restricted.

During this restriction, a ban was imposed on transportation of all livestock animals inside the restricted zone, while all companion animals (dogs and cats) were allowed out of the restricted zone after body surface radioactive contamination checking, as mandated by the Fukushima government.

There have been many analyses of human exposure to the release of radioactive materials into the environment from nuclear tests and atomic accidents. The primary focus of studies into animal exposure has been the transfer coefficients of radioactive materials to meats and milk [1, 2]. No data about domestically raised animals have been published. Prior to the FNPP accident, the 1986 Chernobyl nuclear accident exerted global influence on the handling of radioactive materials. Despite a large number of domestic meat animals being transported out of the restricted zone, all home breeding dogs around nuclear power plant were shot dead with no data on their internal contamination [3]. With regard to other wild animals, there is a large amount of published data on reindeer and roe deer from regions of Ukraine [4], on lynxes from northern Europe [5–7], and on wild boar from Germany [8]. Thus far, there are no reports pertaining to biological half-lives in animals, other than those that refer to the degrees of contamination or biodistribution.

In general, a multitude of different radioactive materials are released into the environment directly after a nuclear accident. Over time, changes occur within key nuclear species that can have an effect on human exposure. After several years, the nuclear species with the strongest effect are radioactive strontium and cesium. Because the amount of radioactive strontium emitted during the FNPP disaster was comparatively low, radioactive cesium was regarded as the greatest threat to human exposure in Japan [3, 9]. Consequently, radioactive cesium was selected to be the focus of this study. Additionally, the quality of life of domestic animals is taken into serious consideration in modern developed countries, and this is the second reason we focused our work on the biological half-life of radioactive cesium. Currently there are no data on cesium half-life in companion animals, yet this would form an important part in establishing the optimal management period for radioactively contaminated dogs and cats. Indeed, the provision of clean food and water for dogs and cats is a major issue for animal shelters. The longer that an animal stays in the shelter, the greater the probability that the shelter will be unable to provide for them adequately, due to increased numbers.

Although the Fukushima Headquarters for Animal Rescue initially established animal shelters at two locations, one shelter in Iino-machi, Fukushima, had closed by January 2013. The second shelter in Miharu-machi, in the Tamura district of Fukushima, was closed in December 2015 after operating for 4 years and 2 months. The majority of the animals being cared for at the Miharu shelter were dogs and cats that were rescued within the 20 km restricted area. These animals were treated before they were eventually transferred to owners or people who were willing to adopt them. Prior to the use of our whole-body radiation counter, to prevent exposure to the families who adopted the animals, we measured the radioactive dosage on each animal body surface using a survey meter and lengthened the raising period in the shelter for the attenuation of the internal radioactivity. Because the accurate biological half-life of radioactive cesium in cats and dogs is not known, we used parameters for humans. Although the biological half-life of radioactive cesium obtained from rodent and human data is applicable to other types of animals, there are presumably differences in metabolic rates between

species. Additionally, given that many factors affect metabolic rates, it is critical to understand both the representative values and the margins of fluctuation.

To this aim, we installed a whole-body gamma counter at the Miharu shelter to monitor the amount of internal residual radioactivity in dogs and cats. Using this counter, measurements were collected from April 2013, for a period of 2.5 years. The effective half life in dogs and cats was measured in a prospective study and the relationship between the biological half-life and other factors was analyzed in a descriptive study. Data obtained non-invasively from dogs and cats that were exposed to a nuclear accident could be highly valuable. Indeed, our results should be useful for directing rescue activities of animal victims in the event of future nuclear accidents.

Materials and Methods

Animals and ethics

The Ethics Committee of Fukushima Headquarters for Animal Rescue at the Ministry of the Environment and Fukushima Veterinary Medical Association created the ethical standard manual for animal welfare (approved by an extraordinary meeting of Relief of Animals in Emergencies in May, 2011), studies were conducted in accordance with this manual. We obtained data for this research study at the Miharu shelter, which is a facility established for the humane rescue of dogs and cats affected by the earthquake that caused the Fukushima disaster. After the disaster, 463 dogs and 545 cats were collected from the restricted zone and taken to Miharu shelter, where veterinary care was carried out. The shelter also took responsibility for the acclimation of two to three new generations of animals born in the restricted zone since the disaster. Routine reports were given to multiple representatives from animal welfare groups and veterinarians about the operation and management of the shelter, the treatment of animals, and the collection of data on health management and exposure. Any necessary improvements were made in response to feedback.

At the Miharu shelter, the animals were housed in clean cages, at a controlled ambient temperature, and given appropriate food and water. To maintain health, animals underwent veterinary health check-ups (including fur checks), bathing, regular exercising, and were given toys to play with. During internal exposure measurements, the animals were housed in plastic cages suitable for their size, and then the measurements were performed non-invasively using a whole-body counter. To prevent breeding and other problematic animal behaviors, a skilled veterinarian castrated or spayed each animal immediately after its rescue. Almost all intact male and female cats underwent ovariectomies and orchiectomies. The extracted reproductive organs were then measured for radioactivity to estimate the amounts of internal exposure.

Whole-body counter

A whole-body counter was used to evaluate the internal exposure of rescued and acclimated animals. A total of 863 gamma ray measurements were performed non-invasively on 68 dogs and 120 cats at the Miharu shelter, to quantify the animals' internal radioactive cesium. Measurements were conducted with the animal remaining inside their cage. The external dimensions of the steel detection tank were 880 mm (W), 1143 mm (D), 1225 mm (H) and 5 mm thickness. At the midpoint of the height of the 5-mm-thick steel detection tank, two 3 inch × 3 inch NaI (TI) scintillation probes (Ohyo Koken Kogyo Co. Ltd., Tokyo, Japan) were installed. 15-mm-thick lead plates shielded all outer faces of the tank. To reduce background counts, the four vertical outer faces (front, back, left and right) were reinforced with a plastic container



Fig 1. A: Front view of the detection tank of the whole-body counter. The entire surface, including the door, is covered with lead plates. The four vertical outer faces (front, back, left, right) were shielded with water. B: Inside the detection tank. The animal cage can be seen on top of polystyrene blocks. The NaI radiation detectors lie on both sides. C: High-voltage power supply, linear amplifier, multi-channel pulse height analyzer and radioactivity analyzer.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g001

filled with 18 L of deionized water. They were set side by side and then fixed with cable ties to secure them in position (Fig 1).

The measuring instruments system consisted of a Nuclear Instrument Modules (NIM) standardized summation inverter, a linear amp, an Analog to Digital Converter (ADC) module, a high voltage power supply, a BIN power supply and a notebook PC with built-in analytical software. Ohyo Koken Kogyo Co. Ltd., Tokyo, Japan, manufactured the whole-body counter instrument. The instrument calibration was performed using a volume source with a ^{137}Cs standard point source, and water contaminated from the nuclear accident as a reference volume source. The peak photoelectric absorption of ^{137}Cs was selected at 661.66 keV energy and 85.1% branching rate of gamma rays, and calculations were performed. It is possible for the measured radioactivity to be affected by the influence of gamma ray emissions from ^{134}Cs (796 keV), resulting in slight overestimations of radioactivity. The degree of the overestimations was confirmed to be less than 5% (at the time of instrument installation) by comparison to measurements of the calibration source by a germanium semiconductor HPGe detector (40% relatively efficient coaxial type; Canberra, Meriden, USA).

The animals were measured in a polypropylene cage that fit each animal's individual physique and restricted their movements during measurements. Animals did not exhibit any violent or large movements during the measurements, meaning anesthetics or tranquilizers were unneeded. Prior to data collection, it was observed that the animals tended to sleep when the cage was darkened, so the decision was made to collect measurements with the lights switched off. In all instances, the measurements were performed in less than 1 h.

Measurement of radioactivity of feline reproductive organs

The radioactivity of the surgically extracted reproductive organs was calculated via gamma ray spectrometry using a germanium semiconductor HPGe detector (GC3518; Canberra, Meriden, USA). In accordance with the sample radioactivity, the measurement times were between 3,600 and 200,000 s. The gamma ray energy efficiency was determined from measurements of standard point sources: ^{133}Ba , ^{137}Cs , ^{60}Co , and ^{22}Na . To derive the calculation efficiencies of the volumes of the measurement samples, solutions of potassium chloride containing known quantities of potassium were decanted into polyethylene vials (20 ml, 50 ml, and 100 ml) and multiple measurements were conducted on the volume sources. We obtained a calibration curve by evaluation of the photoelectric absorption peak of ^{40}K for each of the 10 types of volume of potassium solution, and the measurement samples were corrected for volume efficiency. Corrections of decaying efficiencies were made on deviations from the ^{40}K volume source. Numerical calculations were performed using the Simpson's rule [10].

The samples were pretreated uniformly using a homogenizer and sealed in polyethylene vials (20 ml, 50 ml or 100 ml, according to their size); measurements were then performed. The limits of detection of radioactivity were determined from background counts.

Statistical methods and analysis of biological decay of radiocesium

The measurements from the whole-body counter were recorded every few days until the internal radioactivity of each animal fell below the limits of detection. The limit of detection was 10–20 Bq/kg in a 1 hour measurement. The values from the first day of continuous measurements were normalized to be 1, and correlations between radioactivity and time were fitted as exponential functions of the logarithmic base. Regression equations and coefficients of determination were obtained using the least-squares method. For the correlation coefficients, the square roots of the determination coefficients were used, and for tests of no correlation, the Kolmogorov-Smirnov-test and the t-test were performed. The significant difference between ^{137}Cs concentration from the whole-body of dogs and cats, and the genital organs of cats was tested using the Mann-Whitney U test, and for testing if there was no correlation, the Kolmogorov-Sminov test and the t-test were performed. Graphs were created using Microsoft Excel 2013 and statistical analyses were performed using R for Windows v.3.2.3. The effective half-life (T_{eff}) was calculated from the regression equations of exponential decay from each animal, and the biological half-life (T_{b}) was obtained from the physical half-life of radioactive ^{137}Cs (30.08 years) (T_{p}) and the effective half-life. Effective half-live was calculated by using the equation below.

$$\frac{1}{T_{\text{eff}}} = \frac{1}{T_{\text{p}}} + \frac{1}{T_{\text{b}}}$$

Results and Discussion

The Fukushima Headquarters for Animal Rescue have a policy to deliver disaster affected pet animals (rescued in the restricted zone or entrusted from the owner) to either their original owners or fosterers. To this end, a whole-body radiation counter was introduced, as it was essential to confirm the degree of internal exposure at the time when the animals were due to leave the animal rescue center. The use of whole-body counters for the evaluation of human internal exposure had already been widely used for this particular nuclear accident [9]; whereas the use of such instruments for animals had only been reported for evaluating radioactive cesium contamination in living beef cattle [11]. Although there have been examples of

whole-body counters for dogs in studies on the effects of plutonium on living bodies [12] and in nuclear medicine [13], the Goiânia accident case was the only report we could find on the evaluation of internal contamination in living dogs [14]. We believe that this study is the first report on measurements of the elimination rates for radioactive cesium in pet dogs and cats using whole-body counters designed for animals.

Because clean food and water were given to the dogs and cats in the shelter, measurements were also taken for animals that had higher ^{137}Cs levels than the limit of detection of the whole-body counter. We obtained high radiation counts for two dogs and one cat. However, the values did not change with time, so we resumed the measurements after washing the animals with shampoo and warm water. One of these dogs (C7) initially produced a high radiation measurement; C7 was restless inside the cage during these measurements, so we restricted the animal's movement using a smaller cage and pillow, and observed a significant decline in measurements for C7 after this intervention. This was not seen in two further animals (C8 and F7) (Fig 2). Although we cannot deny the possibility that radioactive cesium was trapped within metabolically slow organs (such as the bones) of these animals, we surmised that because the phenomenon was only observed in those few animals, there was a miniscule amount of radioactivity fixed on their skin and fur. Using the animal data gathered from the decreasing trends over five repetitions, including the first measurements post-washing, we were able to obtain a significant exponential decay curve from the plotted densities of ^{137}Cs for the 7 dogs and 6 cats.

The regression equations and decay curves of the dogs and cats internal ^{137}Cs densities are shown in Figs 3 and 4, respectively. The age, body weight, number of measurements, coefficients of determination for the regression formulae, significance levels of correlation, the effective half-lives of ^{137}Cs and their median values, and the biological half-lives and their median values for the 7 dogs in Table 1 and 6 cats in Table 2 are shown. The individual breeds could not be identified since there was an abundance of mixed breeds.

The effective half-lives shown in Tables 1 and 2 were derived from the regression formulae of exponential decay shown in Figs 3 and 4. The biological half-lives were calculated from these effective half-lives. Given that the physical half-life of the target nuclear species ^{137}Cs is 30.08 years, there were no major differences between the biological half-lives and the effective half-lives. In this study, the calculated biological half-lives of dogs showed a lot of variation, from 17.1 to 73.1 days (Table 1). In comparison, the upper and lower limits for the biological half-lives in cats were narrower, at 18.9 and 43.0 days, respectively (Table 2). However, large individual differences were still present. There were no significant differences in the median biological half-life values of dogs (38.2 days) and cats (30.8 days) ($p = 0.39$). In humans, the biological half-life of radioactive cesium is age-dependent and is longer for adults than for juveniles [15–17]. In one study, the average half-life of ^{137}Cs in 23 Japanese adults was measured to be 86 days. In humans, the short half-life ^{132}Cs demonstrates biphasic biological half-lives of 1–2 days for the first phase and 50–80 days for the second phase [18]. The existence of a third phase has also been suggested, based on analyses of individuals exposed during the Goiânia accident in Brazil [14]. In our study, however, we were unable to accurately demonstrate the existence of a second phase in dogs and cats. We believe this may be due to the dogs and cats at the Miharu shelter were not exposed to high levels of radioactive cesium.

There have been many studies on internal radioactive cesium contamination in wild animals [4–8] and on the transfer coefficients of the meat and milk from animal feed [1, 2]. Despite this, there have been very few studies that have focused on the biological half-lives of radioactive cesium scattered into the environment. Although there are detailed analytical studies on the internal radioactive distribution in cattle during the Fukushima nuclear accident

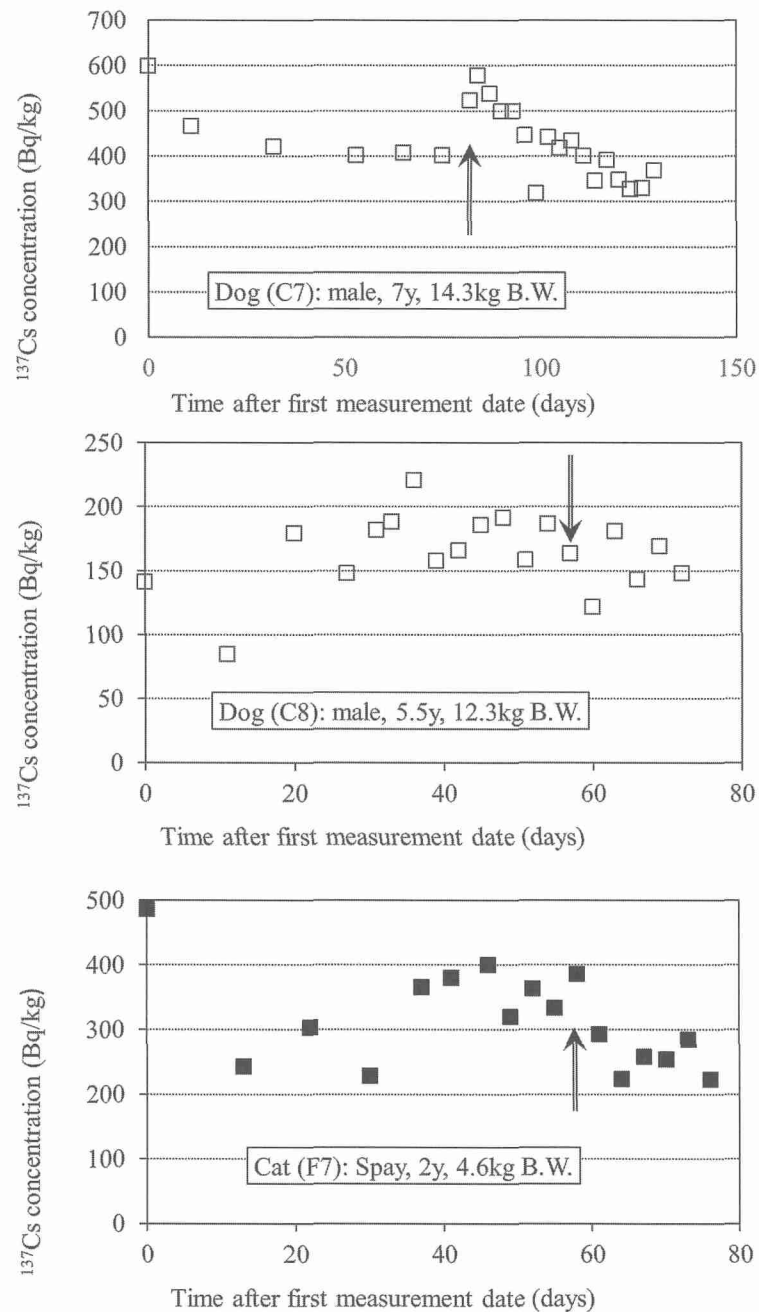


Fig 2. Observation of radiocesium decay after intervention. In these cases it was not observed radiocesium decay, so the animals' bodies were washed again. The arrows indicate the point at which the animals were shampooed. C7 moved around in the cage a lot during the measurement, so its movement was limited by using a smaller cage and pillows.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g002

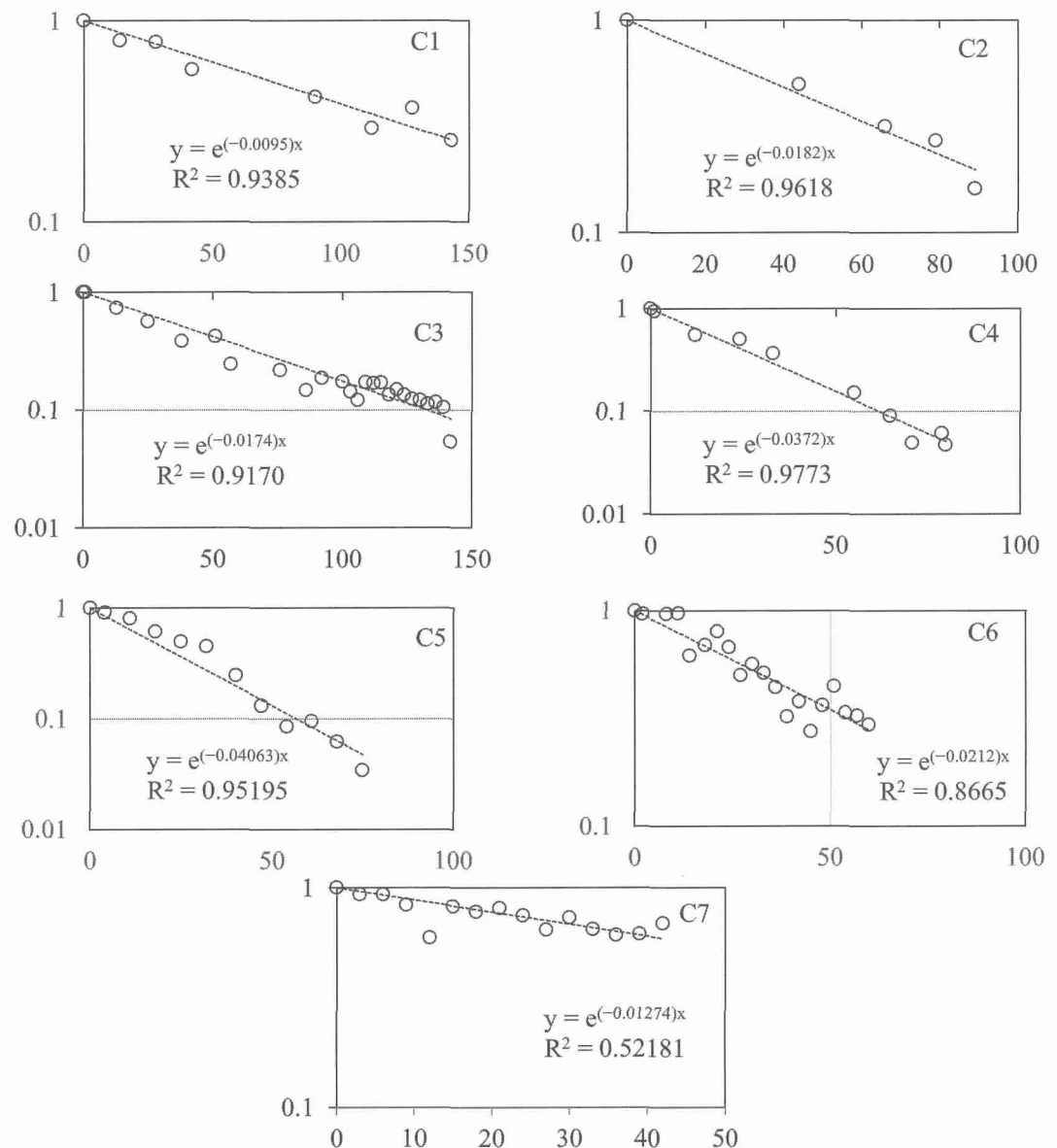


Fig 3. The decay curves of radiocesium (^{137}Cs) in canine bodies. The graph shows the relative concentration in the whole body versus the number of days elapsed since the first measurement date. Each regression equation and the coefficient of determination are shown.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g003

[19, 20], there are few reports pertaining to the detailed metabolism of radioactive cesium [21]. A study was conducted where radioactive cesium-contaminated feed was given to cattle over a 4-month period, after which the contaminated feed was substituted with clean feed [21]. By evaluating the time-dependent biological half-lives in cattle urine, it was reported that the

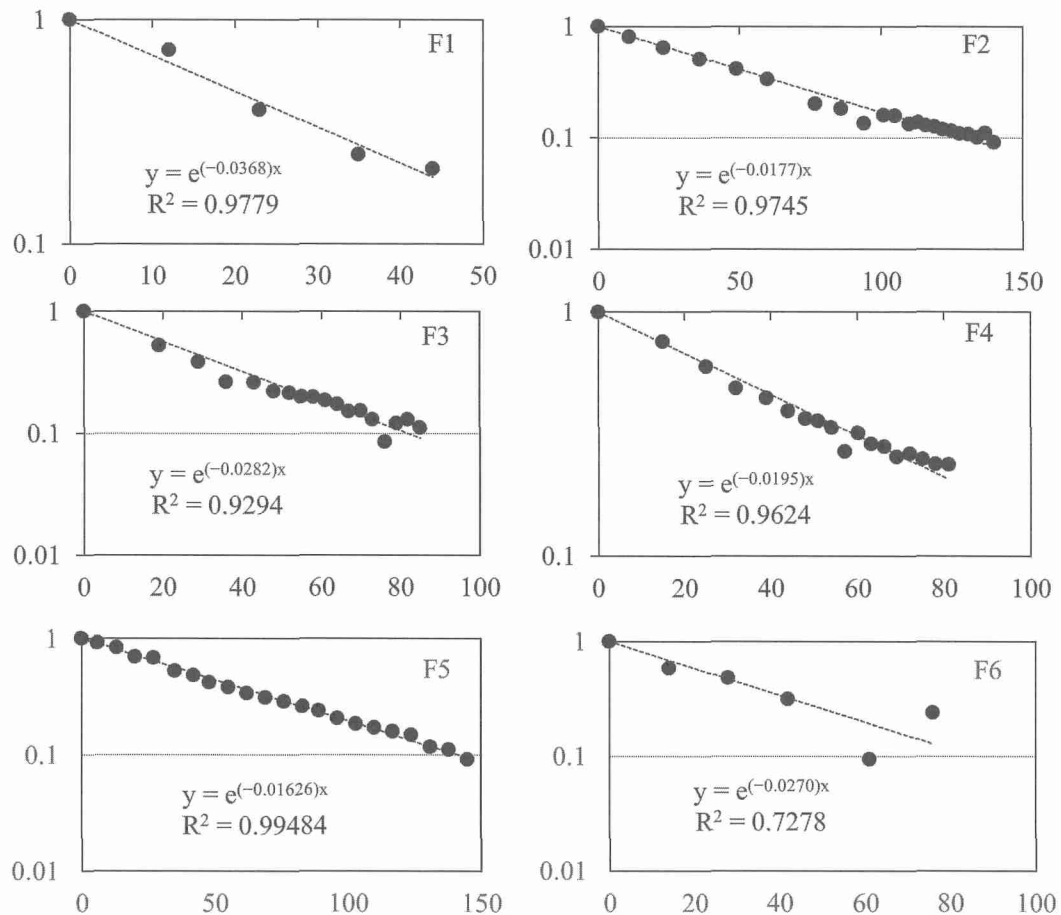


Fig 4. The decay curves of radiocesium (^{137}Cs) in feline bodies. The graph shows the relative concentration in the whole body versus the number of days elapsed since the first measurement date. Each regression equation and the coefficient of determination are shown.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g004

average biological half-life during a 0–9 day period was 7.1 days, while during a 44–128 day period an average of 37.4 days was obtained [21].

During our study, there was no observation of a biphasic exponential decay. We speculated that the majority of radioactive cesium in dogs and cats resides within the musculature, similarly to cattle [19, 20]. Based on the report of cattle exposure to high levels of cesium [21], it was thought that a bi- or tri-phasic decay pattern would be also observed in dogs and cats during a prolonged period of high level exposure. However, the non-contaminated food given to dogs and cats was provided by volunteer activists. Since this, the pollution level in dogs and cats in the shelter was not as high as that in the cattle.

Because our study obtained the multiple decay curves of radioactive cesium in dogs and cats, we tested for correlations of the biological half-life of radioactive cesium with body weight or age. The results of the dogs are presented in Fig 5. The biological half-life demonstrates a significant correlation with age, showing that an age dependence is present in dogs. Although

Table 1. ^{137}Cs biological half-lives and parameters of the decay curves of radiocesium in canine bodies.

Dogs	Sex	Age (years)	Body weight (kg)	Sample size (N)	Coefficient of determination (R^2)	Significant level of correlation	Effective half life (days)	Biological half life (days)
C1	Castrated male	7.5	13.3	8	0.9385	$p < 0.01$	72.7	73.1
C2	Intact male	4.5	17.4	5	0.9618	$p < 0.01$	38.1	38.2
C3	Intact female	5.5	10.2	25	0.9170	$p < 0.01$	39.8	40.0
C4	Intact female	7.5	6.0	10	0.9773	$p < 0.01$	18.6	18.7
C5	Intact male	2	9.1	12	0.9520	$p < 0.01$	17.1	17.1
C6	Intact female	0.67	8.5	20	0.8665	$p < 0.01$	32.7	32.8
C7	Intact male	7	14.3	15	0.5218	$p < 0.01$	54.4	54.7
Median							38.1	38.2
Quartile 25%							25.7	25.7
Quartile 75%							47.1	47.3

doi:10.1371/journal.pone.0169365.t001

we also observe a tendency for the biological half-life to increase with body weight, no significant correlation was observed. Though not depicted in the figure, no relationship was observed between age, body weight, and biological half-life in cats. Because many of the cats were mostly similar in term of population characteristics (i.e., age and body weight) in this study, increasing the sample size may be necessary to probe the relationship between age, body weight and biological half-life. During the Goiânia accident in Brazil, Prussian blue (an ion-exchange drug) was administered to exposed individuals to encourage the excretion of radioactive cesium from the body. Reduction of the biological half-life has been reported in beagles (as an effect of the Prussian blue), and a correlation between body weight and biological half-life was also demonstrated [15]. Consequently, although it was anticipated that a positive correlation

Table 2. ^{137}Cs biological half-lives and parameters of the decay curves of radiocesium in feline bodies.

Cats	Sex	Age (years)	Body weight (kg)	Sample size (N)	Coefficient of determination (R^2)	Significant level of correlation	Effective half life (days)	Biological half life (days)
F1	Castrated male	3	4.76	5	0.9779	$p < 0.01$	18.8	18.9
F2	Spayed female	3	3.94	22	0.9745	$p < 0.01$	39.2	39.3
F3	Castrated male	7.5	4.28	24	0.9294	$p < 0.01$	24.6	24.6
F4	Spayed female	5	4.18	18	0.9624	$p < 0.01$	35.6	35.8
F5	Castrated male	5	4.68	24	0.9957	$p < 0.01$	42.8	43.0
F6	Spayed female	2	4.14	6	0.7278	$p < 0.05$	25.7	25.8
Median							30.7	30.8
Quartile 25%							24.6	24.6
Quartile 75%							38.3	38.4

doi:10.1371/journal.pone.0169365.t002

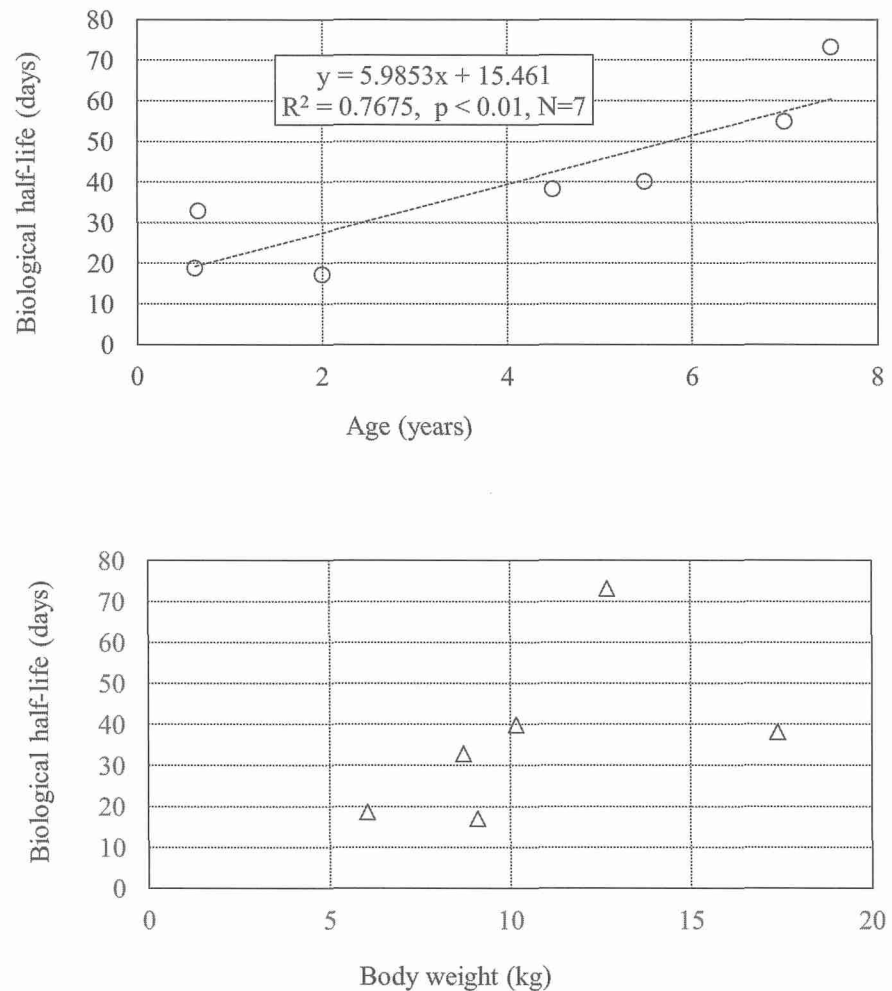


Fig 5. Correlation between canine biological half-life with age (top) and body weight (bottom). Regression equation, the coefficient of determination, and significant level of correlation are shown.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g005

of age and body weight with biological half-life could be demonstrated for dogs—if detailed experiments were conducted on an increased number of individuals—from our data, we can only say that there is a correlation with age.

Using the regression equation, which shows the correlations of biological half-life with age, each animal's full body densities of radioactive cesium internal contamination at their time of capture were estimated for dogs and shown in Fig 6. These data are from 21 dogs and 40 cats, for which radioactive cesium was detected by the whole-body counter. Additionally, using the median biological half-life values, the individual whole-body densities estimated for cats, at their time of capture, are shown in Fig 6. The biological half-life values (C1–C7, F1–F6) used for the calculation in Fig 6 were the data shown in Tables 1 and 2. Furthermore, to curb the problem behaviors accompanied with breeding behavior, both castration and spaying were

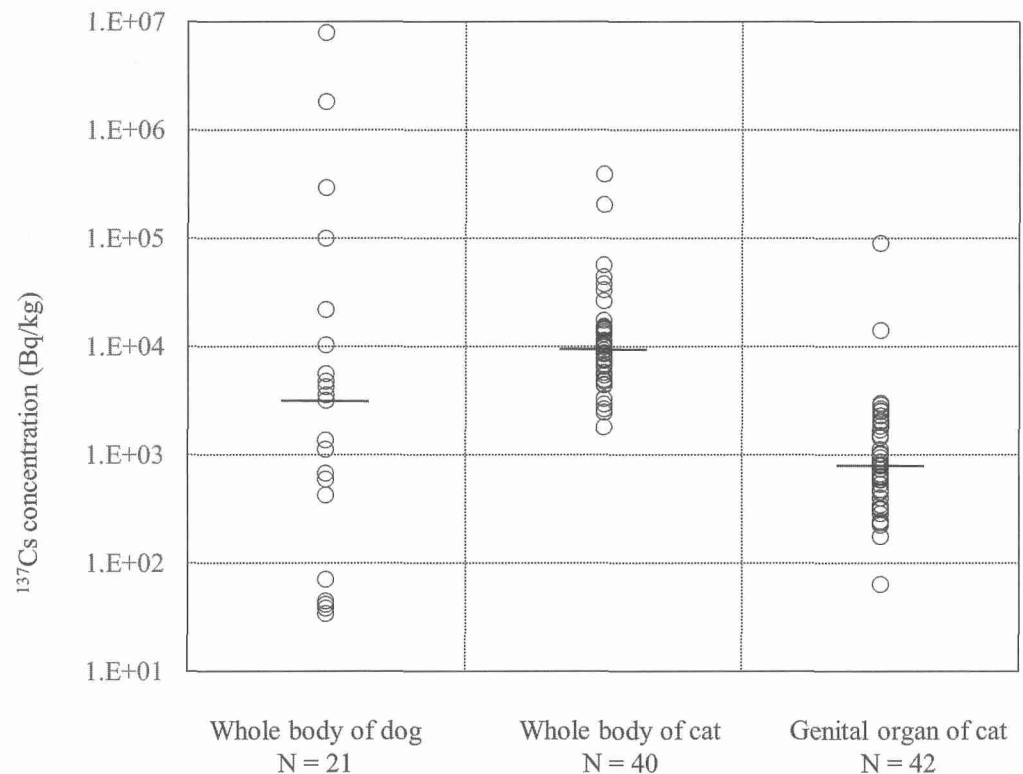


Fig 6. ^{137}Cs concentrations of canine whole-bodies, feline whole-bodies, and feline genital organs. The whole-body concentrations and genital concentrations were corrected to the time caught, using the effective half-life values. Horizontal short bars show the median.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g006

carried out on the cats. The corrected radioactive cesium densities of the extracted reproductive organs at the time of capture, similarly to the whole-body measurements, are shown in Fig 6.

From Fig 6 the differences in the data distribution of whole-body concentration between the dogs and cats can be clearly observed. The median whole-body value for the cats was higher, at 9,520 Bq/kg, than for the dogs, at 3,160 Bq/kg, and this was a significant difference ($p < 0.01$). In addition to this, from the lowest and highest individual densities in dogs, it can be seen that the distribution range was wide, with a 100,000-fold difference. For cats, this distribution range was narrower, with the highest value only 100 times larger than the lowest. The order of the median values for both dogs and cats was on the same power of 10, and while we thought no significant difference in the median values, we believed that there are reasons for the differences in the whole-body data distributions. The first reason is the capture timing and duration of the holding period for the animals' rescue. Among the 40 cats in which radioactive cesium was detected via whole-body counter, the capture timing for 37 cats was concentrated within a 100-day period from 13 September 2012 to 21 December 2012. For the 21 dogs, there was a 3.5-year capturing period, from 5 June 2011 to 12 December 2014. The radiocesium pollution on the soil surface of the restricted zone is expected to decrease with time, in particular the radiocesium pollution of the city environment is expected to decrease faster than that of the forest environment; therefore, the animals that live there are considered to have less

internal exposure as time passes. The second reason is due to the presumed differences in behavior between dogs and cats. At the time when the dogs were rescued, all of them roamed wild outdoors. We assumed that since their range of activities was wider and the consumption of water was larger, the internal radioactive concentrations for dogs were a reflection of the contamination in their individually marked territories. Their food was provided by volunteer activists early on in the rescue process, but their drinking water was primarily rain and standing water. In contrast, the cats had lived indoors, only occasionally venturing outside, and so their rescue activities were conducted mainly within human habitations. We surmised that due to this, their habitats might be collectively more similar to human habitats, and thus have a comparatively narrow concentration range. In reality, compared with the dogs, the capture of the cats was more difficult, and because a focused capture of the cats was conducted, it was considered that the distribution of pollution of in cats was not definitively observed.

The distributions of radioactive cesium densities for the feline reproductive organs are shown in Fig 6. The median value is 790 Bq/kg, which shows a significant difference from the cats' whole-body densities ($p < 0.01$). We were able to obtain corresponding data on the whole-body densities and reproductive organ densities for 10 of the cats, and this relationship is plotted in Fig 7. From this, we see that the whole-body densities are higher than the reproductive organ densities, with a significant correlation. Owing to the analysis of internal organs and muscle tissue of cattle contaminated during the FNPP accident, it is already known that the

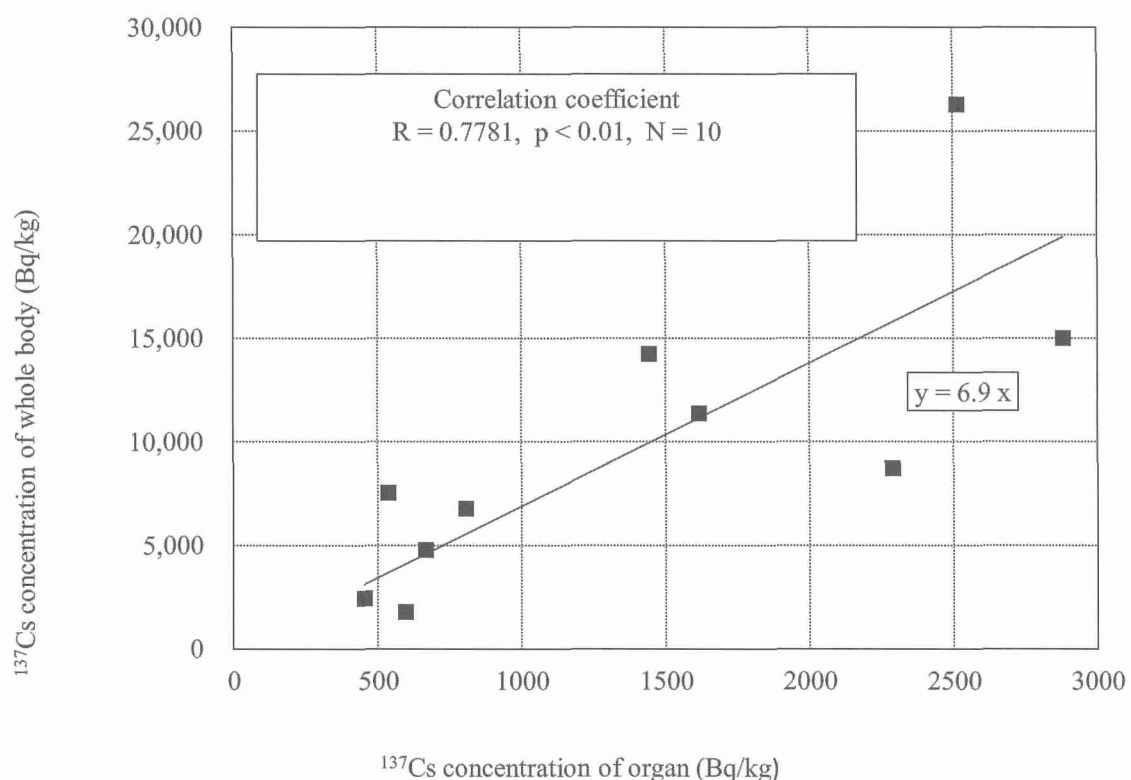


Fig 7. Correlation between whole-body radioactivity and genital organ radioactivity in cats.

doi:10.1371/journal.pone.0169365.g007

majority of radioactive cesium accumulates in the muscles [19, 20], and very little is distributed to other organs. We assumed that even for cats, the whole-body densities would be high. The whole-body densities of the 10 cats in Fig 7 were roughly 7 times the reproductive organ densities.

Our whole-body counter, designed specifically for the dogs and cats in this study, was installed at the Miharu shelter 2 years after the FNPP accident; if it had been installed at an earlier stage more precise high quality information could have been acquired. Radioactive cesium taken into the animal body is discharged to the outside of the body by giving them clean food and water. By means of the biological half-life of radioactive cesium in this study, it is possible to plan the appropriate management period in an animal shelter. Optimizations of the animal management period contribute to animal welfare as well as reduction in administration expenses. We were able to survey the biological half-life of radioactive cesium in dogs and cats contaminated by an actual nuclear accident. We believe that our findings on biological half-life in dogs and cats are valuable. We are confident that this information is useful for the management of domestic animals in the event of a future nuclear accident.

Acknowledgments

We thank the many veterinarians and representatives from animal welfare groups who took care of these animals. We are deeply grateful for the support and help we received from the Fukushima Headquarters for Animal Rescue.

Author Contributions

Conceptualization: NI MW MN JK YU.

Data curation: NI MW.

Formal analysis: SW NI TK MN.

Funding acquisition: JK YU.

Investigation: NI MW JK.

Methodology: SW NI MW TK.

Project administration: NI MW JK.

Resources: MW JK YU.

Software: NI MW TK.

Supervision: NI JK.

Validation: SW NI MW MN JK.

Visualization: SW NI TK.

Writing – original draft: SW NI.

Writing – review & editing: SW NI.

References

1. IAEA. Handbook of parameter values for the prediction of radionuclide transfer in terrestrial and fresh-water environments. IAEA Technical Reports Series No. 472. 2010.
2. Howard BJ, Beresford NA, Barnett CL, Fesenko S. Transfer animals, in quantification of radionuclide transfer. IAEA TecDoc-1616. 2019;267–307.

3. Bulletin of Collaboration Center for Agricultural Science and Medical Science (2013), Kitasato University. ISBN: 978-1-934785-05-8. 2013: 1–19. http://noui.kitasato-u.ac.jp/study_impact.pdf
4. Zibold G, Drissner J, Kaminskia S, Klemmt E, Miller R. Time-dependence of the radiocaesium contamination of roe deer: measurement and modeling. *J Environ Radioact*. 2001; 55: 5–27. PMID: 11381553
5. Chaiko Y. Transfer of radiocaesium (^{137}Cs) to lynx (*Lynx lynx*) and brown bear (*Ursus arctos*) in Chernobyl affected areas in Sweden. Master's Thesis, Swedish University of Agricultural Sciences. 2012: 1–40. <http://stud.epsilon.slu.se/4798/>
6. Skuterud L, Gaare E, Kvam T, Hove K, Steinnes E. Concentrations of ^{137}Cs in lynx (*Lynx lynx*) in relation to prey choice. *J Environ Radioact*. 2005; 80: 125–138. doi: 10.1016/j.jenvrad.2004.09.002 PMID: 15653191
7. Ahman B, Wright SM, Howard BJ. Radiocaesium in lynx in relation to ground deposition and diet. *Radiat Environ Biophys*. 2004; 43: 119–126. doi: 10.1007/s00411-004-0242-y PMID: 15221315
8. Semizhon T, Putyrskaya V, Zibold G, Klemmt E. Time-dependency of the ^{137}Cs contamination of wild boar from a region in Southern Germany in the years 1998 to 2008. *J Environ Radioact*. 2009; 100: 988–992. doi: 10.1016/j.jenvrad.2009.06.023 PMID: 19616349
9. Hayano RS, Tsubokura M, Miyazaki M, Satou H, Sato K, Masaki S, et al. Internal radiocesium contamination of adults and children in Fukushima, 7 to 20 months after the Fukushima NPP accident as measured by extensive whole-body-counter surveys. *Proceedings of the Japan Academy* 2013; B89: 157–163.
10. Noguchi M, Komine T, Akiyama M. Correction methods of gamma-ray self-absorption in bulk sample (in Japanese). *Radioisotopes* 2000; 49: 189–198.
11. Koga F, Ishikawa Y, Uchida M, Shiroishi Y, Endo T, Otsuki T et al. Presuming techniques of radiocaesium concentration in muscle for beef cattle (in Japanese). *Research Annual Report of Fukushima Agricultural Technology Centre* 2013 (Fukushima). 2014: 94–97.
12. Swinth KL, Griffin BI, Park JF. Whole body counting of inhaled plutonium in dogs. *Health Phys*. 1967; 13: 1223–1231. PMID: 6050528
13. Cronquist AG, Smith T, Zanelli GD. A simple whole-body counter for measuring radionuclides in large dogs. *Phys Med Biol*. 1977; 22: 1197–1201. PMID: 413122
14. IAEA. Efficacy of Prussian blue therapy for decorporation of caesium. In: *Dosimetric and medical aspects of the radiological accident in Goiânia in 1987*. IAEA TecDoc-1009. 1998: 37–46.
15. ICRP. Caesium. In: *Age-dependent doses to members of the public from intake of radionuclides*. Publication 56. Section 8, Part 1. ICRP 1989; 20(2): 53–58.
16. McCraw TF. The half-time of cesium 137 in man. *Radiol Health Data Rep*. 1965; 6: 711–718. PMID: 5853185
17. Melo DR, Lipsztein JL, Oliveira CAN, Lundgren DL, Muggenburg BA, Guilmette RA. A biokinetic model for ^{137}Cs . *Health Phys*. 1997; 73: 320–332. PMID: 9228167
18. Iinuma T, Nagai T, Ishihara T, Watari K, Izawa M. Cesium turnover in man following single administration of ^{132}Cs : 1. Whole Body Retention and Excretion Pattern. *J Radiat Res*. 1965; 6: 73–81. PMID: 5883137
19. Fukuda T, Kino Y, Abe Y, Yamashiro H, Kuwahara Y, Nihei H, et al. Distribution of artificial radionuclides in abandoned cattle in the evacuation zone of the Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant. *PLOS ONE*. 2013; 8: e54312. doi: 10.1371/journal.pone.0054312 PMID: 23372703
20. Sato I, Okada K, Sasaki J, Chida H, Sato H, Miura K, et al. Distribution of radioactive cesium and stable cesium in cattle kept on a highly contaminated area of Fukushima nuclear accident. *Anim. Sci. J*. 2015; 86: 716–720. doi: 10.1111/asj.12345 PMID: 25511231
21. Uchida M, Ishikawa Y, Koga F, Takase T, Otsuki T. Estimation of the muscle radiocesium concentrations from urine in Japanese black cows (in Japanese). *Research Annual Report of Fukushima Agricultural Technology Centre* 2013 (Fukushima). 2014: 90–93.

日本語論文

Evaluation of radioactive cesium internal exposure of the Fukushima nuclear disaster dogs and cats using the whole body counter.

Seiichi Wada, Nobuhiko Ito, Masamichi Watanabe, Takehiko Kakizaki, Masahiro Natsuhori, Jun Kawamata, Yoshio Urayama

Abstract

The Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant (FNPP) の事故によって、警戒区域内に残されたイヌとネコの多くは飢餓などのために死んでしまったが、一部は救出されてシェルターで飼育された。これらの動物たちをもとの飼い主や里親に引き渡す前に内部被ばくを確認する目的で、イヌやネコのために設計されたホールボディカウンターで体内被ばくの評価が行われた。シェルターで管理していた犬 68 頭 猫 120 頭に対してのべ 863 回、非侵襲的に体内の放射性セシウム定量のためにガンマ線測定を行った。測定対象となった動物たちの経時的な測定の結果、体表洗浄後の初回測定を含めて 5 回以上の有意な測定値が得られた動物のデータを用いて ^{137}Cs 濃度をグラフにプロットしたところ、イヌ 7 頭とネコ 6 頭から、有意な指数関数の減衰曲線を得ることができた。得られた回帰式からイヌとネコの生物学的半減期が求められ、イヌとネコの中央値はそれぞれ 38.2 日と 30.8 日で有意差はなかった。このうちイヌの放射性セシウムの生物学的半減期は、年齢依存性があることがわかった。また、得られた生物学的半減期と、有意な測定値が得られた全てのイヌとネコの全身セシウム ^{137}Cs 濃度から、保護された時点のイヌの全身濃度とネコの全身濃度を推計しプロットしたところ、それぞれの分布が異なることがわかった。これは保護された時期やイヌとネコの習性の違いから生じたと考えられた。また、ネコの繁殖を抑制するために去勢や避妊手術で摘出された生殖臓器を半導体検出器で分析した濃度と比較したところ、全身濃度と臓器の間には有意な相関関係があり、また有意差が認められた。これは、放射性セシウムの大半は筋肉組織に集積するためと考えられ、手術で摘出した臓器から全身の濃度を推計するための係数は約 7 倍であることがわかった。

Introduction

2011 年 3 月 11 日に日本の本州東北部をおそった大震災により、福島第一原子力発電所 The Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant (FNPP) の数基の原子炉が炉心溶融を起こし、放出された多量の放射性物質によって福島県を中心とした広い地域が放射能汚染を被った。翌日 3 月 12 日には FNPP から 20km 圏内において避難指示が出された。さらに、4 月 22 日には 20km 圏内が警戒区域に指定され、立ち入りと動物や物品の持ち出しが強く制限された。

政府は、食用動物については警戒区域外への移動禁止と殺処分を命じ、家庭飼育動物（イヌ、ネコ）については、福島県の機関による体表面の放射能汚染チェック後に警戒区域外への移動を許可した。

核実験や原発事故で環境中に放出された放射性物質によって我々人間が被る被ばくについて

は、様々の観点から解析されているが、動物の被ばくに関するデータとしては、肉やミルクなどへの放射性物質の移行係数が中心で、家庭で飼育される動物に関するデータは見当たらない。FNPP 事故以前で、放出された放射能がグローバルな影響をもたらした原発事故は 1986 年のチェルノブイリであるが、30 年ほど前の社会状況のため、食用家畜の多くは警戒区域から外に運ばれたが、家庭飼育犬は全て銃で殺されたといわれており、その体内汚染のデータも見当たらない。野生動物に関しては、ウクライナの周辺国において、ドイツにおけるイノシシ、北欧諸国におけるオオヤマネコや鹿類のデータは数多く公表されているが、汚染の程度や体内分布に関する論文だけで、生物学的半減期に関するデータはない。

一般に原発事故の発生直後には実に多種類の放射性物質が環境中に放出されるが、時間の経過とともに人間の被ばくに影響する重要な核種は変化し、数年後に重要視される核種は放射性ストロンチウムと放射性セシウムに絞られてくる。2011 年の福島第一原発事故では、放射性ストロンチウムの放出量は比較的少なかったため、日本における人間や動物の内部被ばくに寄与が大きい核種は、放射性セシウムであるため、この研究では放射性セシウムを対象とした。また、現代の先進国においては、家庭飼育動物の生活の質 (QoL) は重視され、国や自治体はこれらの動物に対して配慮することが求められている。そのため、放射性物質で汚染されたイヌとネコの自治体における保護活動で前もって欲しかったが得られなかった情報、すなわち放射性セシウムの生物学的半減期に着目した。なぜならば、どれだけの期間イヌやネコを清浄な餌と水で飼育するかは、動物管理施設にとって重要な問題である。動物をリリースするまでの期間があまり長くなれば、施設内の動物数が増えすぎるからである。

福島県動物救護本部が開設した動物シェルターは当初 2 カ所であったが、そのうち福島市飯野町に設置されたシェルターは 2013 年 1 月に閉鎖され、福島県田村郡三春町に設置された三春シェルターも 4 年 2 ヶ月間運営後 2015 年 12 月に閉鎖された。三春シェルターで飼育された動物たちの大半が 20km 圏内で保護されたイヌとネコであり、飼育を希望する者に譲渡されるまで飼育された。そのため、当初は飼い主の被ばくを防止するためにサーベイメーターで体表面の線量を確認するとともに、シェルターでの飼育期間から主な内部被ばく核種である放射性セシウムの減衰を推計した。しかし、イヌやネコの放射性セシウムの明確な生物学的半減期は知られていなかったため、推計に用いられたパラメータは人間に用いられた数値を用いた。このため、イヌとネコの体内の残留放射能を確認するため、ホールボディカウンターを三春シェルターに設置し、2013 年 4 月から測定を開始し約 2 年半運用した。

主に齧歯類動物と人間のデータから得られた放射性セシウムの生物学的半減期が他の動物種にも適用されるが、代謝速度には種差があるはずである。また、代謝速度には多くの変動要因があり、その代表値と変動幅を理解することは重要である。このため、実際に起こった原発事故で内部被ばくしたイヌやネコから非侵襲的に得られたデータは貴重であり、将来再び起こるかもしれない原発事故時の動物の保護活動に役立てることを目的として研究成果をまとめた。

Results and Discussion

福島県動物救護本部は、家庭で飼育されていた動物を保護し、飼い主から預かった動物と警戒区域で保護された動物を、元の飼い主か里親に引き渡す方針を持っていた。そのため、動物

救護本部はイヌやネコの引き渡し時に、内部被ばくの程度を確認する必要性が生じ、動物用のホールボディカウンターの運用を開始した。人間の内部被ばくを評価するためのホールボディカウンターは今回の原発事故でも広く活用された。動物用の機器としては牛肉の放射性セシウム汚染を生前に評価することを目的とした研究で使用された報告がある。過去には、イヌを実験動物とした核医学研究やプルトニウムの生体影響の研究のためにホールボディカウンターを用いた例はあるが、愛玩動物の体内汚染を生きたままに評価した報告は見あたらない。イヌとネコの放射性セシウム排泄速度に関する本研究は、動物専用のホールボディカウンターで愛玩動物を測定した初めての報告と思われる。

シェルターのイヌとネコには清浄な餌と水が与えられていたので、ホールボディカウンターで測定した ^{137}Cs の値が検出限界以下となった動物は、その後は測定を継続されなかった。三春シェルターでホールボディカウンターを用いた測定の対象となった動物たちのうち、イヌ2例とネコ1例において、十分な計数が得られたにもかかわらず測定値に経時の変化が見られなかった。シャンプーと温水で洗浄して再測定を試みたところ、イヌ1例では(C7) 有意な傾向変動が観察されたが、Fig.1 のとおり2例(C8, F7) では観察されなかった。骨などの代謝速度が遅い器官に放射性セシウムが取り込まれた可能性も否定できないが、このような現象はこの2頭だけで観察されたので、表皮や被毛に少量が固着していたと推測される。また、経時的な測定の結果、洗浄後の初回測定を含めて5回以上の有意な測定値が得られた動物のデータを用いて、 ^{137}Cs 濃度をグラフにプロットしたところ、イヌ7頭とネコ6頭から、有意な指数関数の減衰曲線を得ることができた。

イヌ体内 ^{137}Cs 濃度の減衰曲線と回帰式をFig.2に、ネコの減衰曲線と回帰式をFig.3に示す。また、有意な指数関数の曲線が得られたイヌ7頭の性別、年齢、体重、経時的な測定回数、回帰式の決定係数、相関の有意水準、 ^{137}Cs の実効半減期と中央値、生物学的半減期と中央値をtable1に示し、ネコ6頭に関する同じデータをtable2に示す。品種については、それを特定できなかった個体があったことと、雑種が多かったため示さなかった。

Table1-2に示す実効半減期は、Fig.2-3に示す減衰曲線の回帰式から求められ、実効半減期から生物学的半減期が計算された。対象核種は物理学的半減期が30.08年の ^{137}Cs であるので、生物学的半減期と実効半減期は大差なかった。この研究で得られたイヌの生物学的半減期は17.1日から73.1日と個体差が大きかった。ネコの生物学的半減期の最大最小の範囲はイヌに比べればやや狭かったが18.9日から43.0日とやはり個体差が大きかった。イヌとネコの生物学的半減期の中央値は、それぞれ38.2日と30.8日であり有意差はなかった。

放射性セシウムの人間の生物学的半減期は、年齢依存性があり、若年では短く成人では長くなる。また、日本の成人23人の ^{137}Cs の実測例では、平均86日であり、短半減期の ^{132}Cs を投与された人間における生物学的半減期には1～2日の第一相50～80日の第二相があったと報告されており、ブラジルのGoiânia accidentの被ばく者の解析では第三相の存在も示唆されている。しかし、本研究ではイヌやネコにおける明確な第二相の存在を示すことができなかった。それは、三春シェルターで保護されたイヌとネコでは、放射性セシウムの暴露が高レベルでなかったためと考えられる。

動物に関する放射性セシウム体内汚染のデータは、大半は餌から食用動物の肉やミルクへの

移行係数 (Transfer coefficient or Transfer factor) であり、野生動物に関する研究もあるが、チェルノブイリ原発事故時の研究を含めて環境に撒き散らされた放射性セシウムに着目した動物の生物学的半減期の研究は非常に少ない。福島原発事故に関わる牛の研究でも体内の放射能分布を詳細に分析した研究はあるが、放射性セシウムの代謝に関する研究は少ない。日本語の論文ではあるが、畜産農家への情報提供のために研究を実施し、4ヶ月間放射性セシウムで汚染された餌を給与した後清浄餌に切り替え、牛の尿を経時的に採取し生物学的半減期を求めたところ、0-9日までの期間で平均7.1日、44日目-128日の期間では平均で37.4日であったと報告している。本研究では、第二相と思われる減衰曲線は観察されなかった。おそらくイヌとネコの体内の放射性セシウムの大半は、牛などと同様に筋肉中に存在すると推測されるが、もし長期間で高度の暴露があったならば、第二相や第三相の減衰パターンが観察されたと思われる。

本研究のデータ数は少ないが、放射性セシウムの生物学的半減期と年齢の関係、および体重との関係を検討した。イヌの結果を Fig.4 に示す。図に示すように、イヌの生物学的半減期は、年齢と有意な相関関係を示しており年齢依存性があることがわかった。生物学的半減期と体重の間には、体重の増加とともに半減期が増加する傾向が見られたが、有意な相関関係はみられなかった。ネコに関しては、図には示さなかったが生物学的半減期と年齢や体重の間に一定の関係は見られなかった。おそらく本研究で減衰曲線を得ることができたネコは年齢が比較的近いものが多かったため、年齢と半減時間の間の関係が表れにくかったと思われる。ブラジルの Goiânia accident において、放射性セシウムを体外に排泄促進する目的で被ばく者に Prussian blue が投与されたが、その効果を確認するためにビーグル犬が用いられ、生物学的半減期が短縮することが示されたと報告されているが、そこで示されていたのは体重と半減期の相関である。イヌにおいても、個体数を増やした精密な実験を行えば年齢と体重がいずれも半減期と正の相関を示すことが予想されるが、我々のデータから言えることは年齢との関係だけである。イヌでは年齢と生物学的半減期の関係を示す回帰式が得られたため、これを用いて保護のために捕獲された時点の体内汚染を推定した各個体の全身濃度を Fig.5 に示す。また、ネコにおいては生物学的半減期の中央値を用いて捕獲時の推定をした各個体の全身濃度を同じく Fig.5 に示す。イヌとネコいずれにおいても Table 1-2 に示した個体ではそれぞれの半減期の数値を用いた。さらに、ネコではシェルターにおいて、繁殖行動にともなう問題行動を防ぐ目的で、避妊や去勢の手術が行われたため、そこで得られた生殖臓器の放射能測定データを全身濃度と同様に捕獲時に補正した臓器濃度を Fig.5 に示す。

Fig.5 から、イヌとネコの濃度分布に大きな差があることがわかった。中央値はネコの方がやや高く 9520Bq/kg であり、イヌのそれは 3160Bq/kg と、有意水準 1% で有意差があることがわかった。また、イヌでは低濃度の個体と高濃度の個体では 10 万倍以上の広い範囲の分布であり、ネコでは 100 倍程度の狭い範囲の分布であった。イヌとネコの中央値は同じオーダーであり、その差に重要な意味はないと考えたが、分布の差には理由があると考えた。第一の理由は、保護のために捕獲された時期である。ホールボディカウンターで放射性セシウムが検出されたネコは 40 頭であったが、そのうち 37 頭は 2012 年 9 月 13 日から 12 月 21 日の約 100 日の範囲に集中しているが、イヌ 21 頭については 2011 年 6 月 5 日から 2014 年 12 月 12 日

と約3年半の長期間にわたっていたためと考えられる。第二は、イヌとネコの習性の違いがその理由として推定された。イヌについては保護活動が開始された時点では全てが屋外を徘徊する生活をしており、ネコに比べて行動範囲も広く、飲水量も多いことからそれぞれのテリトリーとした土地の汚染を反映した結果であると推測された。餌は比較的初期からボランティア活動家などが路上に配布していたが、飲み水は雨水やたまり水であった。ネコは屋内に住んでいて時々屋外に出てくる生活をしているために、人家の密集している場所での保護活動が多かったため生活環境が類似しており、比較的狭い濃度範囲であったと推測される。実際にイヌに比べてネコの捕獲は困難だったようで、イヌの捕獲が大半終了した後で集中的にネコの捕獲が行われた。

Fig.5にはネコの生殖器の放射性セシウム濃度の分布を示しているが、その中央値の値は790Bq/kgで、ネコ全身の濃度との間には、有意水準1%で有意差が認められた。このうち10例のネコについて、対応する全身濃度と臓器濃度データが得られていたので、相関を調べるために作成したグラフをFig.6に示す。これによると、ネコの全身濃度は生殖臓器濃度よりも高い値を示し、かつ有意な相関を示した。FNPP事故で汚染された牛の筋肉や内臓の分析結果によれば、放射性セシウムの大半は筋肉に集まるため濃度も高いことがわかっており、ネコにおいても全身の濃度が高かったと考えられる。Fig.6の10例の対応するネコの全身濃度は、生殖器濃度の約7倍であった。

三春シェルターのイヌとネコのために設計したホールボディカウンターは、FNPP事故から約2年目に設置されたため、もっと早期に設置されていれば、より精度の高い情報が得られていたと考えられる。しかし、実際の原発事故で汚染されたイヌとネコの放射性セシウムの生物学的半減期が実測され、イヌの半減期が年齢と相関することがわかった事実は貴重であり、将来起きるかもしれない事故時の家庭飼育動物の管理に役立つものとする。

Materials and methods

Animals and Ethics

東日本大震災で被災したイヌとネコを人道的見地から保護するために設置された施設の一つである三春シェルターにおいて得られたデータを元に本研究論文がまとめられた。動物たちの大半は当時の警戒区域内で保護の目的で捕獲されたイヌ463頭とネコ545頭である。三春シェルターでは、飼養管理、獣医療、さらに収容動物には警戒区域内で新たに生まれた第2・3世代の動物もいたため、馴化の管理も段階的に行われた。また、シェルターの運営と管理、動物の待遇、健康管理や被ばくなどのデータ取得などについて、複数の獣医師と動物愛護団体の代表等が定期的に報告を受け、必要に応じ改善が行われた。

三春シェルターでは動物たちを清潔なケージで管理された室温のもとで適切な餌や水を与えるだけでなく、健康を維持するために被毛のケア、沐浴、および定期的な獣医師による健康チェックを行い、イヌには運動をネコにはおもちゃが与えられた。内部被ばく測定は、動物を動物の体格に合わせたプラスチックケージに入れ、ホールボディカウンターを用いて非侵襲的

に行われた。保護施設における動物の問題行動や繁殖を避けるために、それぞれの動物が保護された直後に、避妊手術や去勢手術が熟練した獣医師によって行われた。避妊手術や去勢手術が行われたときに摘出された生殖器の一部は内部被ばくの量を推定するために放射活性が測定された。

Whole-body counter

保護され馴致された動物の内部被ばくを評価するため、ホールボディカウンターを用い、三春シェルターで管理していた犬 68 頭 猫 120 頭に対してのべ 863 回、非侵襲的に動物体内の放射性セシウムを定量するためにガンマ線測定を行った。

機器の構成は、動物をケージに入れたままで測定できるように外寸 880mm(W), 1143mm(D), 1225mm(H) の厚さ 5mm の鉄製検出槽の左右中央に Φ 3inch $\times$ 3inch の NaI(Tl) シンチレーション検出器 2 台を配置し、厚さ 15mm の鉛板で全面を遮蔽した。さらに、バックグラウンドカウントを減らす目的で、左右、上、後の 4 面を厚さ 180mm の純水で遮蔽を強化した。純水 18 リットルを容れた plastic container を隙間なく並べ、崩れないように結束バンドで固定した。

計測機器は、NIM 規格の Summation inverter, Linear amp, ADC module, High Voltage power supply, BIN power supply, および解析ソフトウェア内蔵のノート PC である。ホールボディカウンター機器の製造は、応用光研株式会社 (OHYO KOKEN KOGYO CO. LTD, Tokyo) で、機器の校正は Cs-137 の標準点線源と原発事故で汚染された水を用いた体積線源で行われ、Cs-137 の光電吸収ピーク (661.66keV, 85.1%) を選んで計算された。測定された放射能は、Cs-134 のガンマ線の影響を受け、やや過大評価となる。校正用線源の測定をゲルマニウム検出器と比較して、過大評価の程度は 5% 以下であることを機器の設置時に確認した。動物は、それぞれの体格に合わせて、測定中の運動の自由度が制限されるサイズのポリプロピレン製のケージに入れて測定された。動物たちは麻酔や沈静を行わなくても測定中に暴れたり大きく動いたりすることはなかった。測定槽内に明かりをつけた場合と暗くした場合を事前に比較したところ、暗くすると動物は寝ていることが多く、安定した測定が行われると判断し槽内の明かりは消して測定した。測定は全例とも 1 時間行われた。

Measurement of radioactivity

外科手術で摘出された生殖器の試料の放射活性は、高純度ゲルマニウム半導体 HPGe 検出器 (同軸型相対効率 40%, CANBERRA 社、USA) を用いて、ガンマ線スペクトロメトリーによって測定した。測定時間は、サンプルの放射能に応じて、3,600 ~ 200,000 秒間行った。ガンマ線エネルギー効率は、Ba-133、Cs-137、Co-60、Na-22、Co-60 の標準点線源を測定することによって決定した。また、測定試料の異なる容積の計数効率は、既知量のカリウムを含む塩化カリウムの水溶液をポリエチレンバイアル (20ml, 50ml, 100 ml) にいれて容積線源を複数測定し、K-40 の光電吸収ピークを評価することで、測定試料の容積の違いによる計数効率の校正を行った。さらに、異なるエネルギーのガンマ線が試料中を通過する際に減衰する効果の容積線源 ^{40}K からのズレを補正した。数値計算はシンプソンの公式を用いて計算した。サンプルは、ホモジナイズし、その質量に応じてポリエチレンバイアル (20ml, 50ml, 100 ml)

に密封し測定した。放射能の検出限界は、バックグラウンド計数から決定された。

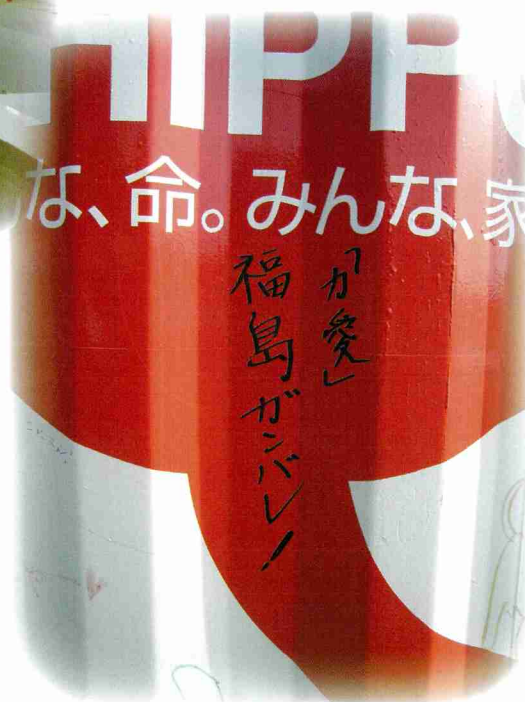
Statistical methods and Analysis of biological decay of dogs and cats

ホールボディカウンターの測定は、動物ごとに体内放射能が検出限界を下回るまで数日間から一週間の間隔で経時的に測定して記録した。続いて測定開始日の値を1として経過時間との関係を自然対数の底の指数関数と見なして最小自乗法で回帰式と決定係数を求めた。相関係数には決定係数の平方根を用い、無相関の検定にはt検定を行い、2群データの有意差の検定にはMann-WhitneyのU検定を用いた。グラフの作成にはMicrosoft Excel 2013を使用し、統計解析にはJSTAT ver.16.1とR for Windows ver.3.2.3を使用して解析結果が一致していることを確認したデータを用いた。また、実効半減期は得られた各動物の減衰曲線の回帰式から求め、放射性セシウム137の半減期を30.08年として、実効半減期から生物学的半減期を計算で求めた。

編集後記



(写真左) 故島崎昌三先生の
ご冥福をお祈り申し上げます。



どうぶつ家族の会から寄贈されたコンテナ

編集後記

東日本大震災より7年が過ぎました。地震と津波の天災のみならず、原発事故とそれに伴う風評被害という人災が加わった四重苦を背負いつつ、被災動物の救護に明け暮れてきた7年間でもありました。

災害時の動物救護におきましては物資面での備蓄をしていたものの、大災害に対しては知識も浅く無防備に近い状況であり、想像を超える混乱と苦労を強いられ、心が折れる日々が続きました。しかしながら、国内外の多くの方々からの多岐にわたる物心両面でのご支援をいただきまして、数多くの壁を乗り越え今日に至ることができましたこと、改めまして深く御礼を申し上げます。被災した犬猫のみならず、救護活動に従事していた多くの人々がそのご支援によってどれだけ救われてきたか計り知れません。

この災害におきましては、「未曾有」と「想定外」といった2つの言葉に隠されてしまった本質的な問題が数多く存在します。私達は改めて災害に学び、災害を忘れず、災害に備えることが最も重要であることを身をもって体験いたしました。今後起きうるであろう災害に備えるためにも、これらの問題点を明らかにしていくことが私達の役目であると考えております。

これまで長きにわたり多大なるご支援・ご声援を賜りました国内外の皆様方に、心より感謝申し上げますとともに、震災記録誌を発刊するにあたり、改めまして震災直後より動物救護の最前線に立ち、復興半ばにして病に倒れた福島県獣医師会常務理事（当時）の島崎昌三先生のご冥福をお祈り申し上げます。

東日本大震災における被災動物対応記録集

平成30年9月 発行

発 行 福島県動物救護本部
福島県保健福祉部 食品生活衛生課
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL.024-521-7898

印 刷 株式会社 第一印刷
〒960-8201 福島県福島市岡島字古屋館1-2
TEL.024-536-3232

